投資信託説明書(請求目論見書) 使用開始日:2024年1月11日

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型> アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース) <年2回決算型>

追加型投信/海外/債券

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

本書は、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」の投資信託説明書(請求目論見書)と「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド < 年2回決算型 > 」の投資信託説明書(請求目論見書)で構成されています。

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)

追加型投信/海外/債券

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

- ・この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
- ・「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を2024年1月10日に関東財務局長に提出しており、2024年1月11日にその届出の効力が生じております。

アムンディ・ジャパン株式会社

発行者名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 藤川 克己
本店の所在の場所	東京都港区東新橋一丁目9番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません

目 次

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
第2	管理及び運営	77
第3	ファンドの経理状況	84
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	175
第三部	委託会社等の情報	176
第1	委託会社等の概況	176
約款		

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース)

ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

	毎月決算型
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)、
	ユーロコース、ユーロコース(毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)、
	米ドルコース、米ドルコース (毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)、
	豪ドルコース、豪ドルコース (毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアル)、
	ブラジルレアルコース、ブラジルレアルコース (毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨)、
	資源国通貨コース、資源国通貨コース (毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソ)、
	メキシコペソコース、メキシコペソコース(毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラ)、
	トルコリラコース、トルコリラコース(毎月決算型)
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)、
	円コース、円コース(毎月決算型)

なお、以上を総称して「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」、「毎月決算型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、ファンドの名称について、毎月決算型のファンドには、「毎月決算型」または「毎月分配型」と付す場合があります。毎月決算型ファンドの名称にはその旨が付されておりませんが、勧誘資料等で用いる可能性も考慮し、ここで言及するものです。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンド8,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権 1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基 準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社(「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%(税抜3.0%)です。「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングのお取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

2024年1月11日から2024年7月5日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれ かに該当する場合、または12月24日である場合は、お申し込みできません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(「販売会社」)については、後記「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご 照会ください。

*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください。)までに取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申 込みください。

- ② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- ③ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : https://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/海外/債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

1610072 75625		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	
		株式
単位型		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
		()
	内外	資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回	グローバル		
中小型株 債券 一般	年2回	北米	ファミリー	<円コース> あり
公債 社債		欧州	ファンド	(フルヘッジ)
その他債券クレジット属性()不動産投信	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
その他資産	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ	<円コース以外> なし
(投資信託証券 (債券 社債		アフリカ	・ファンズ	
(低格付債))) ※	日々	中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他	エマージング		

- (注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- *属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産(投資信託証券	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主と
(債券 社債 (低格付	して投資信託証券であり、実質的に債券のうち社債(低格付債)
債)))	を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する
	旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益
	が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オ
	ブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う
(フルヘッジ)	旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない
	旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないも
	のをいいます。
•	

- ※各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 社債(低格付債))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。
- *商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

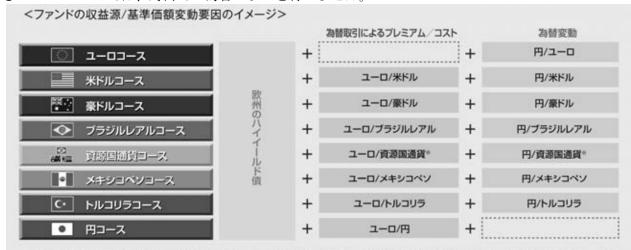
③ 信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各1兆円です。 ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

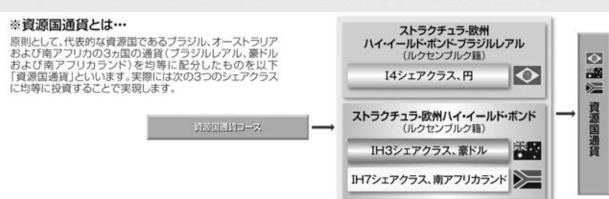
- ④ ファンドの特色
- 1. 各ファンドは、欧州のハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)を実質的な主要投資対象とします。
- 各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする外国籍投資信託「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」または「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル」と、国内籍投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式**で運用します。
 - ※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下、「投資信託」と記載します。
- 資源国通貨コースは、各外国籍投資信託の3つのシェアクラスに均等に投資を行います。
- 欧州のハイイールド債の運用は、アムンディ・アセットマネジメントが行います。

*各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

- 2. 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取 引が異なる8つのコースから構成されています。
- 米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、 トルコリラコースでは、ユーロ売り/取引対象通貨買いの為替取引を行います。
- 円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り/円買いの為替取引(対円での「為替へッジ」といいます。)を行います。
- ユーロコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。

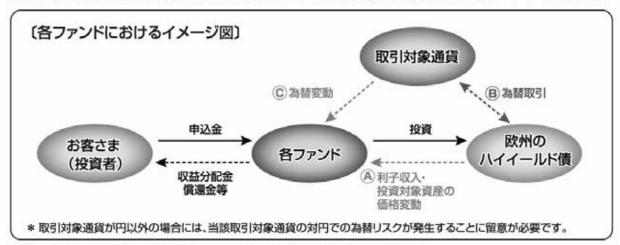


- *本書での「取引対象通貨」は、「米ドル」、「豪ドル」、「ブラジルレアル」、「資源国通貨(ブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランド)」、「メキシコペソ」、「トルコリラ」、「円」を指します。
- *円コースでは、原則として対円での為替へッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。
- *ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。



[通貨選択型投資信託の収益のイメージ]

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州のハイイールド債です。



- * 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- * ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの 低減を図ります。
- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



- ※1 ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※2 円コースでは、原則として対円での為替へッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。
- * 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する 期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が 大きく異なる場合があります。
- * 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

- 3. 各ファンドは、毎決算時(原則として毎月8日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則とし て収益分配方針に基づき収益分配を行います。
 - ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
 - ◆ 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配 金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行

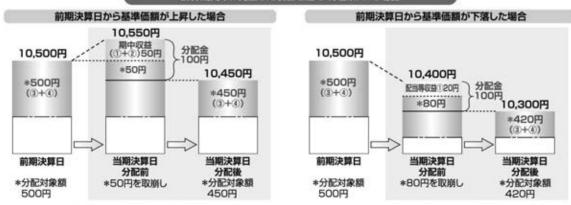
〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の 純資産から支払われますので、分配金が支払われ ると、その金額相当分、基準価額は下がります。

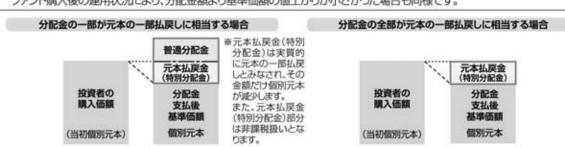


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる 場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻して相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額 だけ減少します。 (注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

≪追加的記載事項≫

■ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース)	ユーロコース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース)	ブラジルレアルコース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (資源国通貨コース)	資源国通貨コース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース)	円コース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース)	豪ドルコース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース)	トルコリラコース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース)	米ドルコース
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース)	メキシコペソコース

以上を総称して「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」または「各ファンド」という場合、 あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

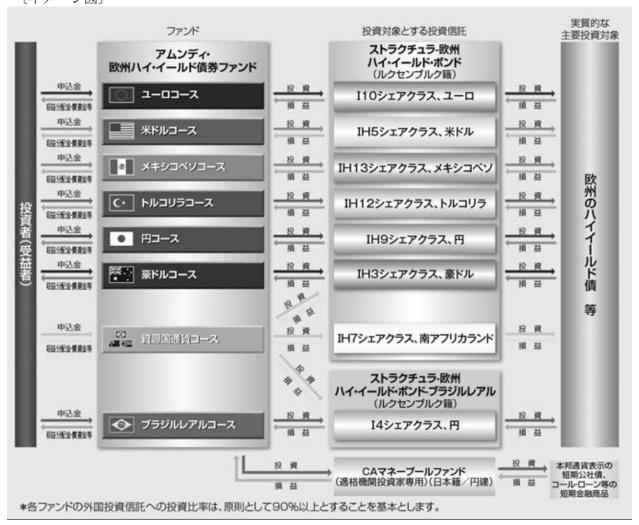
(2) 【ファンドの沿革】

ユーロコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、円コース 2011年1月31日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

- 豪ドルコース、トルコリラコース 2011年10月27日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
- 米ドルコース、メキシコペソコース 2014年1月14日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

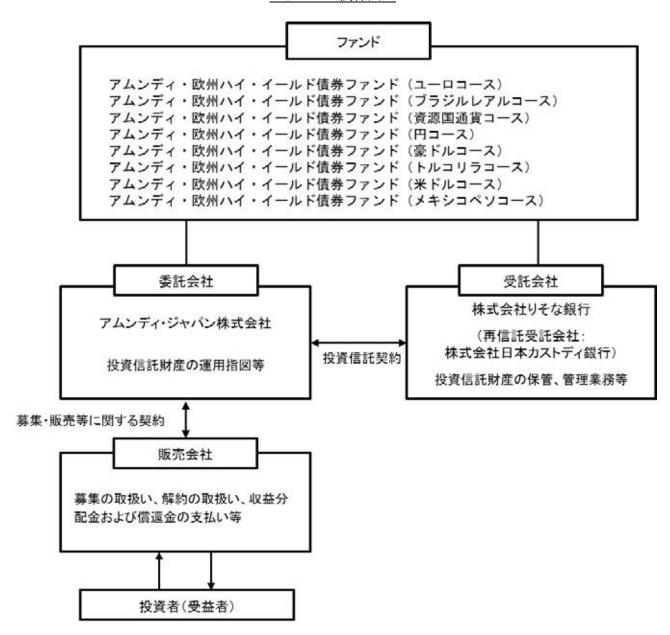
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。 [イメージ図]



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約 の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払 い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償 還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジー		才務局長(金商)第350号)		
資本金の額					
会社の沿革	1980年 1月 4日	社名変更 山一投資顧問株式会 株式会社へ社名変更 証券投資信託委託会 りそなアセットマネラ ラルアセットマネシ 金融商品取引法のが の登録を行う	ング株式会社から山一投 会社からエスジー山一アセ	ットマネジメン し、ソシエテジ 更 づく金融商品取	トエネ引業者
大株主	名	アムンディ・ジャ/	ペン株式会社へ社名変更 住 所	所有株式数	比率
の状況		セットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2, 400, 000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

<ユーロコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建(本邦 通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的 な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ブラジルレアルコース>

(イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル

の為替リスクに変換した投資法人の発行する円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<資源国通貨コース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、 豪ドルおよび南アフリカランドの為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象(原 則として各通貨が均等になるように投資します。)とし、高水準のインカムゲインの確保と 中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<円コース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<豪ドルコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投

資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は 見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指 定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があり ます。

- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<トルコリラコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為 替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中 長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ)投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<米ドルコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<メキシコペソコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの 為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と 中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資

信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディで運用される欧州のハイイールド債を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。 選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

- 1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
- 2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
- 3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
- 4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託					
ファンド名	■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I 1 0 シェアクラス、ユーロ) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I H 5 シェアクラス、米ドル) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I H 3 シェアクラス、豪ドル) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I H 1 3 シェアクラス、南アフリカランド) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I H 1 3 シェアクラス、メキシコペソ) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I H 1 2 シェアクラス、トルコリラ) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(I H 9 シェアクラス、円) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルレアル(I 4 シェアクラス、円)				
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託	E			
ファンドの特色	欧州のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。 また、ブラジルレアルにおいては、上記に加え、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルレアルで為替取引を行います。				
	⑥各シェアクラスにおいて、実 ヘッジを行います(除くブラ:⑦ストラクチュラ-欧州ハイ・イ・	度取引、直物為 分の3以上を/ ルド債を中心に 分の3以上をコ するりますが、 質的なユーロ ジルレアル(14 ールド・ボンド・	替先渡取引等を活用 ハイイールド債(含む) た投資します。 ユーロ建・ボンド建の前 として対ユーロで海 その投資割合は原則。 建シェアクラス、円))。 ブラジルレアルは、フ	デリバティブ)に投資します。 資産に投資します。	
投資方針		H-W DIG 11 O 16	アラックのハインエン	ノンへ、口、口をことのいとの音楽があり	
投資方針	ません。		x 9 a 05 05 (142 ± 7)		
投資方針	ません。 シェアクラス	通貨建		為替取引等	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ	通貨建円	実質的にユーロ建資産	為替取引等 を保有します。	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル	通貨建円	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度	為替取引等 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ	通貨建円米ドル豪ドル	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資	為替取引等 を保有します。 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 を、原則として対象ドルで為替取引を行います。	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、豪ドル	通貨建円米ドル豪ドル	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資を 実質的なユーロ建資を	為替取引等 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、豪ドル IH7シェアクラス、南アフリカランド	通貨建 円 米ドル 豪ドル 南アフリカランド	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資産を 実質的なユーロ建資産を	為替取引等 を保有します。 を保有します。 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 を、原則として対策ドルで為替取引を行います。 、原則として対策アフリカランドで為替取引を行います。	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、豪ドル IH7シェアクラス、南アフリカランド IH13シェアクラス、メキシコペソ	通貨建 円 米ドル 豪ドル 南アフリカランド メキシコペン	実質的にユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経	為替取引等 (を保有します。) (を保有します。) (を保有します。) (を、原則として対策ドルで為替取引を行います。) (を、原則として対策ドルで為替取引を行います。) (原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。) (原則として対本キシコペンで為替取引を行います。)	
投資方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、瀬ドル IH7シェアクラス、南アフリカランド IH13シェアクラス、メキシコペソ IH12シェアクラス、トルコリラ	通貨建 円 米ドル 家ドル 南アフリカランド メキシコベソ トルコリラ 円	実質的にユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経	海替取引等 を保有します。 を保有します。 を、原則として対米ドルで海替取引を行います。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 、原則として対南アフリカランドで海替取引を行います。 を、原則として対メキシコペンで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。	
投資方針	ません。 ジェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、瀬ドル IH7シェアクラス、南アフリカランド IH13シェアクラス、メキシコペソ IH12シェアクラス、トルコリラ IH9シェアクラス、円 ⑧資金動向、市況動向等によっ ①格付が付与されていない債	通貨建円 米ドル 家ドル 南アフリカランド メキシコベン トルコリラ 円 では、上記のよ 券への投資割合	実質的にユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 について表現	海替取引等 を保有します。 を、原則として対米ドルで海替取引を行います。 を、原則として対象ドルで海替取引を行います。 ・原則として対南アフリカランドで海替取引を行います。 ・原則として対メキシコペンで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ません。 ジェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、豪ドル IH7シェアクラス、南アフリカランド IH13シェアクラス、メキシコペソ IH12シェアクラス、トルコリラ IH9シェアクラス、円 ⑧資金動向、市況動向等によっ ①格付が付与されていない債。 ②同一発行体の発行する債券	通貨建 円 米ドル 素ドル 南アフリカランド メキシコペン トルコリラ 円 では、上記のよ 券への投資割合 「原則として純資	実質的にユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 実質的なユーロ建資経 について表現	海替取引等 を保有します。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 ・原則として対南アフリカランドで海替取引を行います。 を、原則として対メキシコペンで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。 を、原則として対円での海替ヘッジを行います。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
主な投資制限	ません。	通貨建 円 米ドル 素ドル 南アフリカランド メキシコペン トルコリラ 円 では、上記のよ 券への投資割合 「原則として純資	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資度 ような運用ができない 合は、原則として純資産 は、原則として純資産 産総額の20%以内。	為替取引等 (を保有します。 (を保有します。 (を保有します。) (を保有します。 (を保有します。) (を原則として対策ドルで為替取引を行います。 (原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。 (を原則として対メキシコペンで為替取引を行います。 (を、原則として対円での為替ペッジを行います。 (を、原則として対円での為替ペッジを行います。 (本総額の10%以内とします。ただし、欧州諸臣とします。	
主な投資制限	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、瀬ドル IH7シェアクラス、瀬ドル IH13シェアクラス、メキシコペン IH12シェアクラス、トルコリラ IH9シェアクラス、円 ⑧資金動向、市況動向等によっ ①格付が付与されていない債。 ②同一発行体の発行する債券の国債等への投資割合は、原	通貨建 円 米ドル 素ドル 南アフリカランド メキシコペソ トルコリラ 円 では、上記のは 券への投資割合 の投資割合です。	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資度 ような運用ができない 合は、原則として純資産 は、原則として純資産 産総額の20%以内。	海替取引等 を保有します。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 ・原則として対南アフリカランドで海替取引を行います。 を、原則として対メキシコペンで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。 を、原則として対円での海替ヘッジを行います。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
主な投資制限	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、素ドル IH7シェアクラス、南アフリカランド IH13シェアクラス、メキシコペン IH12シェアクラス、トルコリラ IH9シェアクラス、円 ⑧資金動向、市況動向等によっ ①格付が付与されていない債。 ②同一発行体の発行する債券の国債等への投資割合は、順 原則として、毎月分配を行う方針で	通貨建円 米ドル 家ドル 南アフリカランド メキシコベン トルコリラ 円 では、上記のよ 券への投資割合 気則として純資 です。	実質的にユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 まできなし 合は、原則として純資産 総額の20%以内。	海替取引等 を保有します。 を保有します。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 を、原則として対策ドルで海替取引を行います。 ・原則として対所アフリカランドで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで海替取引を行います。 を、原則として対円での海替ヘッジを行います。 ・場合があります。 産総額の10%以内とします。ただし、欧州諸臣とします。	
主な投資制限収益分配方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、110シェアクラス、110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、東ドル IH13シェアクラス、スキシコペソ IH12シェアクラス、トルコリラ IH9シェアクラス、内 ⑧資金動向、市況動向等によっ ①格付が付与されていない債。②同一発行体の発行する債券の国債等への投資割合は、原 原則として、毎月分配を行う方針で ①ボトムアップ ②下のプロスク目が、日本の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の	通貨建円 米ドル 家ドル 南アフリカランド メキシコベン トルコリラ 円 では、上記のよ 券への投資割合 気則として純資 です。	実質的にユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 まできなし 合は、原則として純資産 総額の20%以内。	為替取引等 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 を、原則として対象ドルで為替取引を行います。 、原則として対象ドルで為替取引を行います。 、原則として対所・ルコリラで為替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。 を、原則として対円での為替ヘッシを行います。 を、原則として対円での為替ヘッシを行います。 ・場合があります。 産総額の10%以内とします。ただし、欧州諸臣とします。 に、政策、主なリスク、クレジットサイクル 業の健全性 勝比率の傾向、デフォルト見通し等 リユエーション カルドッグが、他資産・他業種に対しての相対価値 ウェカル要因	
主な投資制限収益分配方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、110シェアクラス、110シェアクラス、エーロ 旧ちシェアクラス、米ドル 旧3シェアクラス、素ドル 旧3シェアクラス、素ドル 旧13シェアクラス、内アフリカランド 田13シェアクラス、トルコリラ 旧9シェアクラス、内 の資金動向、市況動向等によっ の格付が付与されていない債。 ②同一発行体の発行する債券。 の国債等への投資割合は、原 原則として、毎月分配を行う方針で 「ボトムアップ ロテのプロセス・国が、2月分かえる ・スクリーニング 規模・流動性等によるスクリーニング 規模・流動性等によるスクリーニン・ファンダメンタル分析 詳細な財務分析 ・発行体・セクター選択 見通しに基づき投資機会を判断 ③ ボートフォリナ情楽 投資する債等組入出来を決定	通貨建円 米ドル 家ドル 南アフリカランド メキシコベン トルコリラ 円 では、上記のよ 券への投資割合 気則として純資 です。	実質的にユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 まできなし 合は、原則として純資産 総額の20%以内。	為替取引等 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 を、原則として対象ドルで為替取引を行います。 、原則として対象ドルで為替取引を行います。 、原則として対所・ルコリラで為替取引を行います。 を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。 を、原則として対円での為替ヘッシを行います。 を、原則として対円での為替ヘッシを行います。 ・場合があります。 産総額の10%以内とします。ただし、欧州諸臣とします。 に、政策、主なリスク、クレジットサイクル 業の健全性 勝比率の傾向、デフォルト見通し等 リユエーション カルドッグが、他資産・他業種に対しての相対価値 ウェカル要因	
主な投資制限収益分配方針	ません。 シェアクラス 110シェアクラス、110シェアクラス、110シェアクラス、ユーロ IH5シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、米ドル IH3シェアクラス、東ドル IH13シェアクラス、スキシコペソ IH12シェアクラス、トルコリラ IH9シェアクラス、内 ⑧資金動向、市況動向等によっ ①格付が付与されていない債。②同一発行体の発行する債券の国債等への投資割合は、原 原則として、毎月分配を行う方針で ①ボトムアップ ②下のプロスク目が、日本の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の	通貨建円 米ドル 素ドル 素ドル 南アフリカランド メキシコペン トルコリラ 円では、上記のも 資利合い投資割合い 現別として純資です。	実質的にユーロ建資度 実質的なユーロ建資度 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資産 実質的なユーロ建資度 まるな運用ができなし 会は、原則として純資産 は、原則として純資産 は、原則として純資産 が、原則として純資産 が、企会は、原則として純資産 が、企会は、原則として純資産	為替取引等 を保有します。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 ・原則として対象ドルで為替取引を行います。 ・原則として対外・ルコリラで為替取引を行います。 ・を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。 ・を、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・総を、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・総を、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・総を、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・と、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・と、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・とを、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・とを、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・と、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・と、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ・と、原則として対円での為替のように対します。 ・と、原則とします。 ・と、原則とします。 ・ただし、欧州諸間とします。 ・と、原則とします。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

围	内籍	投	資信	託	
フ	7	ン	K	名	CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)
ファ	アン	4	の形	魌	日本籍契約型投資信託(円建)
77	アン	4	の特	色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委	託		会	社	アムンディ・ジャパン株式会社

- *上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- ◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類(ユーロコース、ブラジルレアルコースおよび円コースについては本邦通貨表示のものに限ります。)
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

- 口 金銭債権
- ハ 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a) の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引 受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期 社債等を除きます。)
- (d) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ③ 投資対象とする金融商品

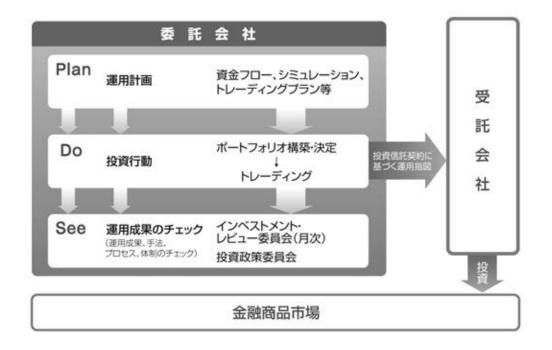
委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価 証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価 証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行 う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・インベストメント・レビュー委員会(8名以上)、 投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- 運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時(原則として毎月8日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次のとおり収益 分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金 の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

② 収益の分配

- 1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i) 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います(決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ロ)ブラジルレアルコース、ユーロコース、円コースについては、原則として、外貨建資産 への直接投資は行いません。
- (ハ) 米ドルコース、豪ドルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースについては、外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) デリバティブの直接利用は行いません。
- (ホ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- (へ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総 額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比 率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会規則の定める ところにしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外 貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落によ り、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者 に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

■米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコース

- ・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替取引を行う際に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替取引を行う際に取引対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと取引対象通貨との金利差相当分の費用(為替取引によるコスト)がかかることにご留意ください。
- ・一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引*(ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引)を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

※ NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替へッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、円買いの為替ヘッジ(対円での為替ヘッジ)を行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の費用(為替ヘッジコスト)がかかることにご留意ください。

③ 流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行いますが、ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

- ・各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ⑤ 金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。 債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① 各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

③ 分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益 (経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。 その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額 はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況(基準価額水準および市況動 向)等によっては分配を行わないこともあります。
- ④ ハイイールド債への投資に関する留意点
 - ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)とは、格付機関によりダブルB格 [BB+格 (S&P)/Ba1格 (ムーディーズ)]以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。
- ⑤ 規制の変更に関する留意点
 - ・各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
 - ・将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ⑥ 流動性リスクに関する留意事項
 - 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。こ れにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる 可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑦ その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、 政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥 ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあ り、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがある と判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ○投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ○投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上 げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(第一種金融商品取引業者・登録金融機関 は販売の窓口となります。)。
- ・投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります。)に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析 リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを 行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプラ イアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大な コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講 じます。

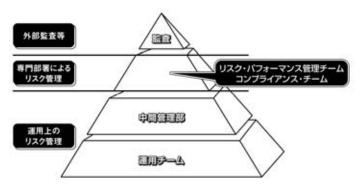
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスク のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

- 「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」のリスク管理について-

各ファンドの指定投資信託証券の副投資顧問会社であるアムンディ・アセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



■リスク管理

●運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

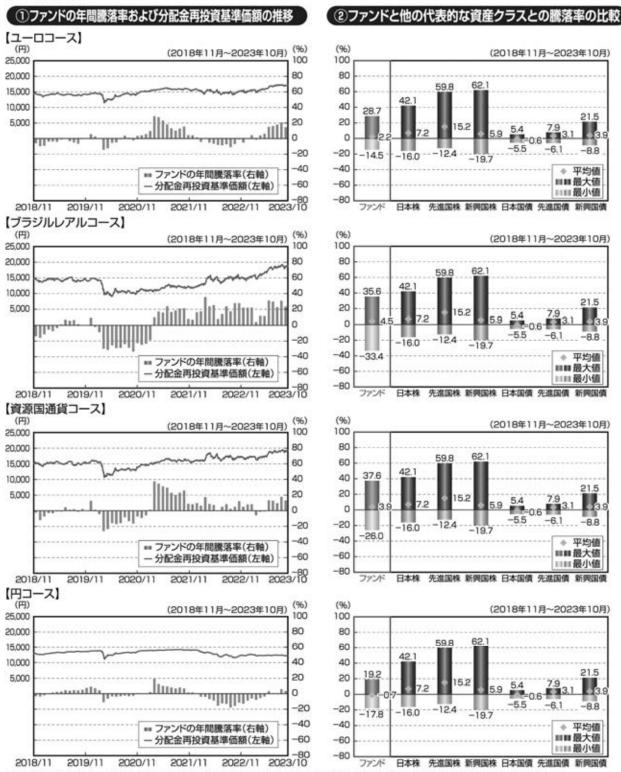
リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー (アムンディ・アセットマネジメントの母体) およびアム ンディ・アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システ ムの適切性の調査を随時行います。

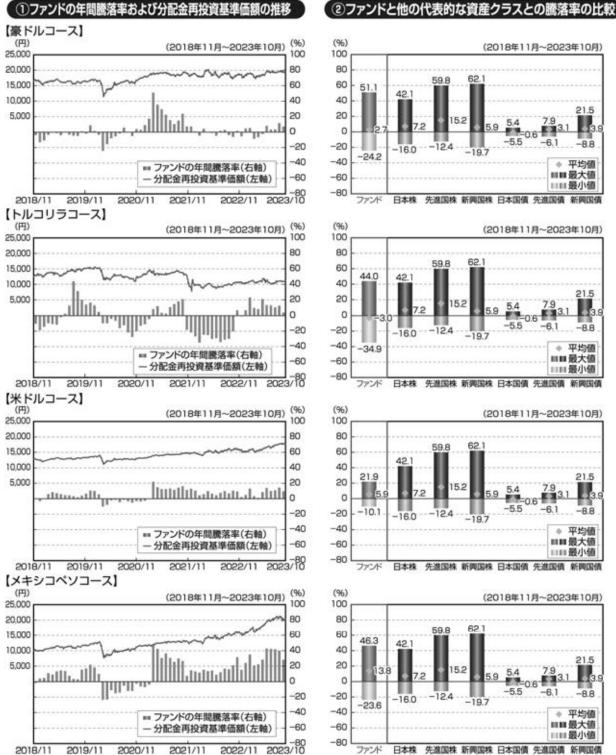
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)



- *①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②の各グラフは、2018年11月から2023年10月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に 基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(参考情報)



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。 *②の各グラフは、2018年11月から2023年10月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。 *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に

基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

^{*}②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象 とは限りません。

(参考情報)

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。 TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

E本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗 じて得た金額とします。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
3.3%(税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、なら びに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお 支払いいただきます。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。 申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せ ください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社によっては「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること。)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金 (解約) 手数料はありません。

ただし、一部解約の申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率 を乗じて得た投資信託財産留保額*が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.111% (税抜1.01%) を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 信託報酬の配分は次の通りとします。

(信託報酬の配分)

支払先	料率 (年率)	役務の内容
委託会社	0.28%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指 図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口 座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指 図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。
- ③ 各ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。 各ファンドが投資対象とする投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

	料率(年率)
「ストラクチュラ-欧州ハ	
イ・イールド・ボンド -	0. 67%
ブラジルレアル」	
「ストラクチュラ-欧州ハ	
イ・イールド・ボンド」	0. 67%
「CAマネープールファ	0.385%*(税抜0.35%)以内
ンド(適格機関投資家専	各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月
用)」	の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日に
	おける無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率
	(以下「当該率」といいます。)に応じて次に掲げる率としま
	す。
	1. 当該率が0.35%以下の場合:当該率
	(当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任
	意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%
	以下とします。)
	2. 当該率が0.35%超の場合:年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.781% (税込)*となります。

※ 各ファンドの信託報酬年率1.111% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬 が最大のもの (年率0.67%) を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組 入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ⑤ 組入投資信託証券においてはルクセンブルクの年次税(年率0.01%)のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。
- ※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ◆費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- ◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2023年10月末日現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドはNISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください

- ① 個人の受益者に対する課税
 - ○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告

不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税*が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

- ※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、 上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます。)と当該上場株式等の譲渡損失(解約 損、償還損を含みます。)の損益通算(特定公社債等(公募公社債投資信託を含みま す。)の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当 該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除し きれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。
 - (注) ファンドは、配当控除は適用されません。
- ② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額 について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率

15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)

(注) ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

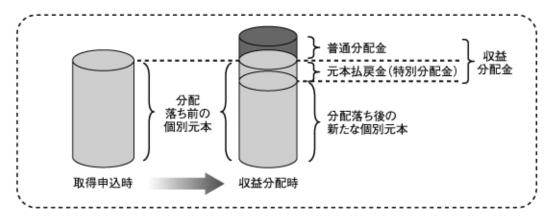
③ 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより 把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)*を控除した額が、その後の個別元本となります。
 - ※「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご 参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



- ※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2023年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が 一致しない場合があります。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2, 335, 873	0. 43
投資証券	ルクセンブルク	524, 893, 760	98. 70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4, 543, 014	0.85
合計(純資産総額)		531, 772, 647	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
	ルクセン ブルク		ストラクチュラ-欧州ハイ・イール ド・ボンド(I10シェアクラス、 ユーロ)	102, 880	5, 022	516, 663, 360	5, 102	524, 893, 760	98. 70
2			CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	2, 330, 281	1. 0025	2, 336, 106	1. 0024	2, 335, 873	0. 43

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

12/9/04/42/5/		
種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0. 43
投資証券	外国	98. 70
合計		99. 14

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

Hen		純資産総		1口当たり純資産額(円)	
期	間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7特定期間末	(2014年 4月 8日)	7, 066, 397, 839	7, 120, 570, 893	1. 0435	1. 0515
第8特定期間末	(2014年10月 8日)	6, 898, 825, 884	6, 955, 621, 241	0. 9717	0. 9797
第9特定期間末	(2015年 4月 8日)	4, 572, 007, 106	4, 611, 911, 298	0. 9166	0. 9246
第10特定期間末	(2015年10月 8日)	3, 185, 596, 695	3, 215, 074, 335	0.8645	0. 8725
第11特定期間末	(2016年 4月 8日)	2, 334, 976, 424	2, 350, 370, 275	0. 7584	0. 7634
第12特定期間末	(2016年10月11日)	1, 839, 311, 341	1, 852, 339, 260	0. 7059	0. 7109
第13特定期間末	(2017年 4月10日)	1, 497, 939, 416	1, 508, 578, 371	0.7040	0. 7090
第14特定期間末	(2017年10月10日)	2, 167, 106, 027	2, 180, 979, 616	0. 7810	0. 7860
第15特定期間末	(2018年 4月 9日)	2, 612, 726, 287	2, 630, 390, 933	0. 7395	0. 7445
第16特定期間末	(2018年10月 9日)	2, 262, 489, 378	2, 278, 618, 982	0. 7013	0. 7063
第17特定期間末	(2019年 4月 8日)	1, 903, 818, 774	1, 918, 257, 227	0.6593	0. 6643
第18特定期間末	(2019年10月 8日)	1, 397, 332, 195	1, 408, 952, 779	0. 6012	0. 6062
第19特定期間末	(2020年 4月 8日)	966, 586, 492	976, 010, 780	0. 5128	0. 5178
第20特定期間末	(2020年10月 8日)	937, 608, 083	945, 939, 557	0. 5627	0. 5677
第21特定期間末	(2021年 4月 8日)	859, 271, 733	866, 560, 467	0. 5895	0. 5945
第22特定期間末	(2021年10月 8日)	734, 275, 208	740, 886, 150	0. 5553	0. 5603
第23特定期間末	(2022年 4月 8日)	591, 390, 423	597, 087, 432	0. 5190	0. 5240
第24特定期間末	(2022年10月11日)	474, 531, 818	477, 141, 211	0. 4546	0. 4571
第25特定期間末	(2023年 4月10日)	493, 643, 055	496, 236, 367	0. 4759	0. 4784
第26特定期間末	(2023年10月10日)	528, 946, 476	531, 556, 385	0. 5067	0. 5092
	2022年10月末日	497, 863, 654	_	0. 4775	_
	11月末日	505, 565, 546	_	0. 4845	_
	12月末日	498, 494, 766	_	0. 4743	_
	2023年 1月末日	512, 343, 251	_	0. 4843	_
	2月末日	509, 808, 644	_	0. 4892	
	3月末日	500, 191, 293	_	0. 4806	
	4月末日	517, 044, 191	_	0. 4877	_
	5月末日	549, 598, 424	<u> </u>	0. 4947	
	6月末日	555, 994, 938	_	0. 5183	
	7月末日	548, 413, 318	_	0. 5144	_
	8月末日	556, 456, 967	_	0. 5256	
	9月末日	539, 071, 592	<u> </u>	0. 5164	
	10月末日	531, 772, 647	_	0. 5143	_

⁽注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを 含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	0.0480
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0.0480
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0.0480
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0.0480
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0.0390
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0300
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0300
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0300
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0300
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0300
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0300
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0300
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0300
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0300
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0300
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0300
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0300
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0. 0225
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0150
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0150

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率 (%)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	12.8
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	△2.3
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	△0.7
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△0.4
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△7.8
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△3.0
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	4.0
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	15. 2
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△1.5
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△1.1
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	△1.7
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△4. 3
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△9.7
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	15. 6
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	10. 1
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	△0.7
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	△1.1
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△8. 1
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	8. (
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	9.6

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	6, 023, 245, 299	1, 005, 575, 475	6, 771, 631, 762
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	1, 497, 045, 073	1, 169, 257, 109	7, 099, 419, 726
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	485, 228, 735	2, 596, 624, 438	4, 988, 024, 023
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	525, 855, 729	1, 829, 174, 702	3, 684, 705, 050
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	80, 354, 143	686, 288, 829	3, 078, 770, 364
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	70, 907, 091	544, 093, 508	2, 605, 583, 947
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	96, 891, 394	574, 684, 256	2, 127, 791, 085
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	1, 098, 149, 117	451, 222, 203	2, 774, 717, 999
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	1, 158, 055, 826	399, 844, 433	3, 532, 929, 392
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	327, 024, 996	634, 033, 397	3, 225, 920, 991
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	93, 553, 757	431, 784, 022	2, 887, 690, 726
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	51, 416, 820	614, 990, 602	2, 324, 116, 944
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	48, 936, 972	488, 196, 244	1, 884, 857, 672
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	77, 057, 567	295, 620, 398	1, 666, 294, 841
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	135, 793, 371	344, 341, 236	1, 457, 746, 976
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	35, 747, 159	171, 305, 557	1, 322, 188, 578
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	40, 401, 318	223, 187, 949	1, 139, 401, 947
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	28, 867, 012	124, 511, 660	1, 043, 757, 299
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	36, 746, 874	43, 179, 142	1, 037, 325, 031
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	98, 075, 731	91, 437, 061	1, 043, 963, 701

⁽注) 全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10, 081, 460	0. 12
投資証券	ルクセンブルク	7, 691, 458, 472	98. 85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		79, 313, 460	1.01
合計(純資産総額)		7, 780, 853, 392	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	2, 142, 467. 541	3, 458	7, 408, 652, 756	3, 590	7, 691, 458, 472	98. 85
	ブルク		ド・ボンド-ブラジルレアル(I4						
			シェアクラス、円)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関	10, 057, 323	1. 0025	10, 082, 466	1. 0024	10, 081, 460	0.12
		受益証券	投資家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0. 12
投資証券	外国	98. 85
合計		98. 98

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

2023年10月末日及い同日		純資産総		1口当たり純資	
期間		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7特定期間末	(2014年 4月 8日)	141, 228, 418, 154	143, 996, 008, 580	0. 6124	0. 6244
第8特定期間末	(2014年10月 8日)	144, 715, 169, 068	147, 812, 813, 034	0. 5606	0. 5726
第9特定期間末	(2015年 4月 8日)	118, 999, 223, 595	121, 574, 297, 950	0. 4621	0. 4721
第10特定期間末	(2015年10月 8日)	79, 964, 880, 516	81, 239, 560, 869	0. 3450	0. 3505
第11特定期間末	(2016年 4月 8日)	63, 060, 215, 104	63, 866, 707, 550	0. 3128	0. 3168
第12特定期間末	(2016年10月11日)	62, 791, 474, 518	63, 506, 845, 371	0. 3511	0. 3551
第13特定期間末	(2017年 4月10日)	57, 543, 110, 736	58, 132, 251, 915	0. 3907	0. 3947
第14特定期間末	(2017年10月10日)	50, 360, 552, 701	50, 871, 502, 399	0. 3943	0.3983
第15特定期間末	(2018年 4月 9日)	39, 759, 567, 846	40, 228, 139, 606	0. 3394	0. 3434
第16特定期間末	(2018年10月 9日)	31, 017, 337, 922	31, 426, 065, 529	0. 3036	0. 3076
第17特定期間末	(2019年 4月 8日)	26, 371, 253, 646	26, 747, 216, 029	0. 2806	0. 2846
第18特定期間末	(2019年10月 8日)	21, 609, 926, 359	21, 962, 245, 883	0. 2453	0. 2493
第19特定期間末	(2020年 4月 8日)	12, 501, 356, 451	12, 699, 496, 108	0. 1577	0. 1602
第20特定期間末	(2020年10月 8日)	10, 727, 880, 936	10, 912, 137, 228	0. 1456	0. 1481
第21特定期間末	(2021年 4月 8日)	9, 810, 743, 849	9, 979, 553, 237	0. 1453	0. 1478
第22特定期間末	(2021年10月 8日)	8, 574, 239, 844	8, 729, 910, 211	0. 1377	0. 1402
第23特定期間末	(2022年 4月 8日)	8, 864, 655, 969	8, 947, 274, 355	0. 1609	0. 1624
第24特定期間末	(2022年10月11日)	7, 853, 999, 836	7, 931, 467, 831	0. 1521	0. 1536
第25特定期間末	(2023年 4月10日)	7, 448, 179, 182	7, 523, 179, 401	0. 1490	0. 1505
第26特定期間末	(2023年10月10日)	7, 537, 130, 864	7, 606, 612, 290	0. 1627	0. 1642
	2022年10月末日	7, 874, 924, 313		0. 1532	
	11月末日	7, 707, 290, 285		0. 1514	
	12月末日	7, 405, 609, 112		0. 1460	
	2023年 1月末日	7, 598, 630, 138		0. 1507	
	2月末日	7, 697, 167, 602		0. 1533	
	3月末日	7, 454, 676, 242		0. 1489	
	4月末日	7, 631, 410, 803		0. 1536	
	5月末日	7, 813, 765, 760		0. 1590	
	6月末日	8, 178, 363, 563		0. 1708	
	7月末日	8, 154, 249, 364		0. 1724	
	8月末日	8, 106, 686, 841		0. 1730	
	9月末日	7, 896, 090, 050		0. 1701	
	10月末日	7, 780, 853, 392		0. 1688	

⁽注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを 含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	0. 0720
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0.0720
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0.0680
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0.0510
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0.0285
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0240
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0240
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0240
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0240
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0240
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0. 0240
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0240
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0. 0225
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0. 0150
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0. 0150
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0. 0150
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0. 0110
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0090
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0090
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0090

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	14. 4
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	3. 3
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	△5. 4
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△14. 3
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△1.1
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	19.9
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	18. 1
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	7. 1
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△7.8
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△3. 5
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.3
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△4.0
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△26. 5
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	1.8
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	10. 1
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	5. 1
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	24.8
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.1
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	3.9
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	15. 2

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	102, 427, 401, 993	24, 047, 150, 784	230, 632, 535, 576
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	68, 029, 050, 257	40, 524, 588, 591	258, 136, 997, 242
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	50, 848, 282, 849	51, 477, 844, 563	257, 507, 435, 528
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	28, 448, 434, 229	54, 195, 805, 494	231, 760, 064, 263
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	10, 988, 872, 323	41, 125, 824, 963	201, 623, 111, 623
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	11, 304, 127, 267	34, 084, 525, 640	178, 842, 713, 250
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	12, 311, 623, 944	43, 869, 042, 410	147, 285, 294, 784
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	8, 610, 858, 803	28, 158, 729, 070	127, 737, 424, 517
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	7, 352, 041, 215	17, 946, 525, 692	117, 142, 940, 040
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	3, 840, 261, 705	18, 801, 299, 843	102, 181, 901, 902
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3, 368, 659, 184	11, 559, 965, 165	93, 990, 595, 921
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	3, 560, 248, 918	9, 470, 963, 770	88, 079, 881, 069
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	4, 680, 110, 406	13, 504, 128, 362	79, 255, 863, 113
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	2, 357, 248, 908	7, 910, 594, 968	73, 702, 517, 053
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	3, 373, 524, 911	9, 552, 286, 574	67, 523, 755, 390
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	3, 322, 160, 349	8, 577, 768, 643	62, 268, 147, 096
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	3, 050, 304, 933	10, 239, 527, 590	55, 078, 924, 439
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	1, 820, 551, 761	5, 254, 145, 709	51, 645, 330, 491
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	1, 861, 299, 561	3, 506, 483, 857	50, 000, 146, 195
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	1, 185, 951, 967	4, 865, 147, 179	46, 320, 950, 983

⁽注) 全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	782, 003	0.16
投資証券	ルクセンブルク	454, 494, 732	97. 92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8, 866, 446	1. 91
合計(純資産総額)		464, 143, 181	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	42, 500	3, 458	146, 965, 000	3, 590	152, 575, 000	32. 87
	ブルク		ド・ボンド-ブラジルレアル(I4						
			シェアクラス、円)						
2	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	15, 620	9, 628. 68	150, 400, 064	9, 706. 63	151, 617, 673	32.66
	ブルク		ド・ボンド(IH7シェアクラス、南						
			アフリカランド)						
3	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	49, 700	3, 008. 00	149, 497, 799	3, 024. 18	150, 302, 059	32. 38
	ブルク		ド・ボンド(IH3シェアクラス、豪						
			ドル)						
4	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関	780, 131	1.0025	782, 081	1.0024	782, 003	0.16
		受益証券	投資家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.16
投資証券	外国	97. 92
合計		98. 08

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間		純資産総額	類(円)	1口当たり純資産額(円)	
期	削	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7特定期間末	(2014年 4月 8日)	6, 441, 766, 203	6, 542, 482, 297	0. 7355	0.7470
第8特定期間末	(2014年10月 8日)	8, 020, 925, 563	8, 155, 464, 358	0. 6856	0. 6971
第9特定期間末	(2015年 4月 8日)	7, 433, 635, 237	7, 550, 147, 021	0. 6380	0. 6480
第10特定期間末	(2015年10月 8日)	5, 200, 083, 038	5, 282, 262, 858	0. 5062	0. 5142
第11特定期間末	(2016年 4月 8日)	3, 580, 035, 120	3, 613, 080, 482	0. 4333	0. 4373
第12特定期間末	(2016年10月11日)	3, 115, 226, 009	3, 142, 439, 197	0. 4579	0. 4619
第13特定期間末	(2017年 4月10日)	2, 702, 518, 695	2, 724, 273, 774	0. 4969	0. 5009
第14特定期間末	(2017年10月10日)	2, 165, 912, 242	2, 182, 811, 681	0. 5127	0. 5167
第15特定期間末	(2018年 4月 9日)	1, 935, 071, 226	1, 951, 018, 023	0. 4854	0. 4894
第16特定期間末	(2018年10月 9日)	1, 466, 767, 308	1, 479, 992, 682	0. 4436	0. 4476
第17特定期間末	(2019年 4月 8日)	1, 354, 556, 929	1, 366, 964, 356	0. 4367	0. 4407
第18特定期間末	(2019年10月 8日)	1, 147, 311, 814	1, 159, 046, 387	0. 3911	0. 3951
第19特定期間末	(2020年 4月 8日)	703, 829, 528	713, 841, 968	0. 2812	0. 2852
第20特定期間末	(2020年10月 8日)	713, 476, 883	722, 953, 837	0. 3011	0. 3051
第21特定期間末	(2021年 4月 8日)	743, 523, 593	752, 517, 738	0. 3307	0. 3347
第22特定期間末	(2021年10月 8日)	641, 375, 484	649, 571, 616	0. 3130	0. 3170
第23特定期間末	(2022年 4月 8日)	577, 979, 245	585, 002, 926	0. 3292	0. 3332
第24特定期間末	(2022年10月11日)	500, 605, 861	504, 129, 766	0. 2841	0. 2861
第25特定期間末	(2023年 4月10日)	467, 169, 298	470, 544, 024	0. 2769	0. 2789
第26特定期間末	(2023年10月10日)	450, 839, 575	453, 883, 454	0. 2962	0. 2982
	2022年10月末日	512, 951, 510	_	0. 2916	
	11月末日	510, 830, 981	_	0. 2963	
	12月末日	480, 795, 397	_	0. 2834	
	2023年 1月末日	490, 765, 131	_	0. 2901	
	2月末日	490, 770, 403	_	0. 2895	
	3月末日	474, 919, 394	_	0. 2816	
	4月末日	473, 371, 950	_	0. 2815	
	5月末日	475, 804, 176	_	0. 2843	
	6月末日	506, 146, 590	_	0. 3044	_
	7月末日	502, 714, 131	_	0. 3093	_
	8月末日	499, 013, 719	_	0. 3069	_
	9月末日	491, 440, 882	_	0. 3058	_
	10月末日	464, 143, 181	_	0. 3038	_

⁽注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	0.0690
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0.0690
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0.0660
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0. 0580
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0. 0360
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0. 0240
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0. 0240
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0. 0240
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0. 0240
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0. 0240
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0. 0240
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0. 0240
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0. 0240
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0. 0240
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0. 0240
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0. 0240
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0. 0240
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0. 0180
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0. 0120
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0120

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	11.5
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	2.6
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	2.7
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△11.6
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△7.3
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	11.2
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	13.8
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	8.0
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△0.6
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△3.7
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3.9
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△4.9
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△22. 0
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	15. 6
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	17.8
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	1.9
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	12.8
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△8. 2
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	1.7
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	11. 3

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	4, 273, 663, 616	1, 241, 835, 580	8, 757, 921, 295
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	4, 190, 212, 551	1, 249, 108, 161	11, 699, 025, 685
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	2, 225, 153, 089	2, 273, 000, 290	11, 651, 178, 484
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	853, 732, 059	2, 232, 432, 961	10, 272, 477, 582
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	247, 804, 098	2, 258, 941, 062	8, 261, 340, 618
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	132, 463, 232	1, 590, 506, 818	6, 803, 297, 032
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	298, 829, 352	1, 663, 356, 485	5, 438, 769, 899
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	129, 378, 497	1, 343, 288, 488	4, 224, 859, 908
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	507, 227, 831	745, 388, 273	3, 986, 699, 466
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	189, 025, 865	869, 381, 808	3, 306, 343, 523
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	43, 105, 426	247, 592, 135	3, 101, 856, 814
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	47, 876, 904	216, 090, 273	2, 933, 643, 445
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	48, 633, 045	479, 166, 448	2, 503, 110, 042
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	56, 479, 661	190, 351, 184	2, 369, 238, 519
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	66, 666, 345	187, 368, 540	2, 248, 536, 324
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	68, 871, 981	268, 375, 292	2, 049, 033, 013
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	270, 650, 068	563, 762, 750	1, 755, 920, 331
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	125, 397, 216	119, 364, 822	1, 761, 952, 725
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	26, 963, 231	101, 552, 728	1, 687, 363, 228
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	22, 241, 457	187, 665, 121	1, 521, 939, 564

⁽注) 全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)		
投資信託受益証券	日本	2, 129, 093	0. 20		
投資証券	ルクセンブルク	1, 048, 053, 600	98. 79		
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10, 638, 311	1.00		
合計(純資産総額)		1, 060, 821, 004	100.00		

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	217, 800	4, 799	1, 045, 222, 200	4, 812	1, 048, 053, 600	98. 79
	ブルク		ド・ボンド(IH9シェアクラス、円)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関	2, 123, 996	1.0025	2, 129, 305	1. 0024	2, 129, 093	0.20
		受益証券	投資家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0. 20
投資証券	外国	98. 79
合計		98. 99

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総		1口当たり純資	
界	間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7特定期間末	(2014年 4月 8日)	7, 641, 261, 175	7, 680, 930, 185	0. 9631	0. 9681
第8特定期間末	(2014年10月 8日)	11, 819, 949, 063	11, 882, 686, 704	0. 9420	0. 9470
第9特定期間末	(2015年 4月 8日)	11, 824, 940, 862	11, 887, 411, 955	0. 9464	0. 9514
第10特定期間末	(2015年10月 8日)	11, 258, 054, 401	11, 321, 532, 451	0.8868	0. 8918
第11特定期間末	(2016年 4月 8日)	10, 102, 499, 508	10, 160, 984, 416	0.8637	0. 8687
第12特定期間末	(2016年10月11日)	9, 813, 596, 516	9, 870, 697, 713	0.8593	0. 8643
第13特定期間末	(2017年 4月10日)	8, 739, 700, 443	8, 791, 271, 139	0.8474	0. 8524
第14特定期間末	(2017年10月10日)	8, 781, 673, 015	8, 833, 592, 156	0.8457	0. 8507
第15特定期間末	(2018年 4月 9日)	9, 052, 805, 201	9, 108, 671, 149	0.8102	0. 8152
第16特定期間末	(2018年10月 9日)	7, 830, 604, 000	7, 880, 623, 909	0. 7827	0. 7877
第17特定期間末	(2019年 4月 8日)	4, 544, 081, 542	4, 573, 770, 870	0. 7653	0. 7703
第18特定期間末	(2019年10月 8日)	3, 733, 466, 965	3, 758, 334, 140	0.7507	0. 7557
第19特定期間末	(2020年 4月 8日)	2, 922, 691, 430	2, 945, 551, 106	0. 6393	0. 6443
第20特定期間末	(2020年10月 8日)	3, 049, 612, 528	3, 072, 164, 785	0.6761	0. 6811
第21特定期間末	(2021年 4月 8日)	2, 394, 463, 466	2, 411, 958, 932	0. 6843	0. 6893
第22特定期間末	(2021年10月 8日)	2, 133, 193, 734	2, 149, 411, 641	0. 6577	0. 6627
第23特定期間末	(2022年 4月 8日)	1, 843, 743, 275	1, 859, 297, 721	0. 5927	0. 5977
第24特定期間末	(2022年10月11日)	1, 453, 072, 950	1, 460, 349, 452	0. 4992	0. 5017
第25特定期間末	(2023年 4月10日)	1, 336, 700, 518	1, 343, 245, 231	0. 5106	0. 5131
第26特定期間末	(2023年10月10日)	1, 073, 863, 703	1, 079, 324, 471	0. 4916	0. 4941
	2022年10月末日	1, 431, 995, 887	_	0. 5052	
	11月末日	1, 451, 592, 786		0. 5245	_
	12月末日	1, 397, 136, 211		0. 5175	
	2023年 1月末日	1, 422, 180, 915		0. 5292	
	2月末日	1, 410, 313, 369		0. 5244	
	3月末日	1, 341, 395, 476		0. 5125	
	4月末日	1, 336, 317, 312		0. 5095	
	5月末日	1, 293, 043, 718	_	0. 5078	
	6月末日	1, 211, 006, 474	_	0. 5054	
	7月末日	1, 211, 127, 336		0. 5086	
	8月末日	1, 114, 347, 300		0. 5036	
	9月末日	1, 093, 414, 748	_	0. 4979	
	10月末日	1, 060, 821, 004	_	0. 4926	

⁽注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	0. 0300
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0. 0300
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0. 0300
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0. 0300
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0. 0300
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0. 0300
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0. 0300
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0. 0300
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0. 0300
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0. 0300
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0. 0300
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0. 0300
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0. 0300
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0. 0300
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0. 0300
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0. 0300
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0. 0300
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0. 0225
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0150
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0. 0150

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	5. 6
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0.9
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	3. 7
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△3. 1
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0.8
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	3.0
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	2. 1
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	3. 3
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△0.7
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0. 3
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1.6
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	2. (
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△10.8
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	10. 4
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	5. 7
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0. 5
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	△5. 3
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△12.0
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	5. 3
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	△0.8

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第7特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	4, 997, 319, 466	1, 387, 886, 545	7, 933, 802, 117
第8特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	6, 286, 285, 676	1, 672, 559, 573	12, 547, 528, 220
第9特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	2, 103, 521, 837	2, 156, 831, 286	12, 494, 218, 771
第10特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	3, 977, 282, 672	3, 775, 891, 278	12, 695, 610, 165
第11特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	988, 383, 104	1, 987, 011, 492	11, 696, 981, 777
第12特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	1, 358, 205, 694	1, 634, 947, 916	11, 420, 239, 555
第13特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	1, 012, 747, 817	2, 118, 848, 150	10, 314, 139, 222
第14特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	1, 518, 430, 032	1, 448, 740, 912	10, 383, 828, 342
第15特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	1, 588, 285, 086	798, 923, 809	11, 173, 189, 619
第16特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	234, 504, 660	1, 403, 712, 435	10, 003, 981, 844
第17特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	275, 539, 422	4, 341, 655, 603	5, 937, 865, 663
第18特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	467, 834, 270	1, 432, 264, 812	4, 973, 435, 121
第19特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	339, 086, 997	740, 586, 729	4, 571, 935, 389
第20特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	373, 830, 105	435, 314, 077	4, 510, 451, 417
第21特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	96, 721, 158	1, 108, 079, 217	3, 499, 093, 358
第22特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	78, 927, 509	334, 439, 414	3, 243, 581, 453
第23特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	51, 796, 878	184, 489, 006	3, 110, 889, 325
第24特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	53, 202, 150	253, 490, 387	2, 910, 601, 088
第25特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	35, 477, 727	328, 193, 366	2, 617, 885, 449
第26特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	34, 557, 914	468, 136, 115	2, 184, 307, 248

⁽注) 全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	27, 802, 672	0. 18
投資証券	ルクセンブルク	15, 275, 758, 860	99. 05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		118, 612, 681	0. 76
合計(純資産総額)		15, 422, 174, 213	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
			ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	5, 051, 196. 37	3, 008. 00	15, 194, 018, 885	3, 024. 18	15, 275, 758, 860	99. 05
	ブルク		ド・ボンド (IH3シェアクラス、豪						
			ドル)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関	27, 736, 106	1.0025	27, 805, 446	1.0024	27, 802, 672	0.18
		受益証券	投資家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

上/0//11/0/07				
種類	国内/外国	投資比率(%)		
投資信託受益証券	国内	0.18		
投資証券	外国	99. 05		
合計		99. 23		

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総		1口当たり純資	
界	間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5特定期間末	(2014年 4月 8日)	112, 656, 283, 162	115, 015, 442, 987	1. 0983	1. 1213
第6特定期間末	(2014年10月 8日)	280, 426, 069, 724	286, 986, 477, 342	0. 9831	1. 0061
第7特定期間末	(2015年 4月 8日)	313, 464, 666, 623	320, 695, 234, 685	0.8671	0.8871
第8特定期間末	(2015年10月 8日)	225, 462, 354, 084	230, 380, 044, 799	0. 6877	0.7027
第9特定期間末	(2016年 4月 8日)	165, 757, 678, 381	168, 289, 675, 042	0. 5892	0. 5982
第10特定期間末	(2016年10月11日)	127, 873, 303, 746	129, 272, 527, 743	0.5483	0. 5543
第11特定期間末	(2017年 4月10日)	108, 752, 404, 379	109, 913, 904, 847	0. 5618	0. 5678
第12特定期間末	(2017年10月10日)	94, 670, 202, 582	95, 657, 076, 563	0. 5756	0. 5816
第13特定期間末	(2018年 4月 9日)	74, 404, 417, 479	75, 281, 070, 172	0. 5092	0. 5152
第14特定期間末	(2018年10月 9日)	59, 311, 205, 244	60, 081, 049, 231	0. 4623	0. 4683
第15特定期間末	(2019年 4月 8日)	51, 386, 362, 570	52, 096, 313, 544	0. 4343	0. 4403
第16特定期間末	(2019年10月 8日)	40, 923, 794, 280	41, 580, 407, 995	0. 3740	0.3800
第17特定期間末	(2020年 4月 8日)	26, 726, 690, 396	27, 109, 522, 927	0. 2793	0. 2833
第18特定期間末	(2020年10月 8日)	28, 921, 987, 393	29, 279, 605, 481	0. 3235	0. 3275
第19特定期間末	(2021年 4月 8日)	28, 309, 906, 419	28, 632, 013, 025	0. 3516	0. 3556
第20特定期間末	(2021年10月 8日)	24, 009, 168, 946	24, 307, 469, 565	0. 3219	0. 3259
第21特定期間末	(2022年 4月 8日)	22, 034, 400, 051	22, 311, 390, 914	0. 3182	0. 3222
第22特定期間末	(2022年10月11日)	17, 357, 914, 580	17, 490, 509, 571	0. 2618	0. 2638
第23特定期間末	(2023年 4月10日)	15, 862, 419, 366	15, 985, 777, 849	0. 2572	0. 2592
第24特定期間末	(2023年10月10日)	15, 451, 031, 423	15, 566, 157, 355	0. 2684	0. 2704
	2022年10月末日	17, 923, 202, 824		0. 2744	_
	11月末日	18, 014, 770, 130	_	0. 2783	_
	12月末日	16, 861, 540, 632	_	0. 2651	_
	2023年 1月末日	17, 560, 882, 322	_	0. 2780	_
	2月末日	17, 269, 997, 070	_	0. 2754	_
	3月末日	16, 206, 907, 101	_	0. 2625	_
	4月末日	15, 902, 999, 973	_	0. 2589	_
	5月末日	16, 166, 613, 416	_	0. 2642	_
	6月末日	16, 640, 680, 503	_	0. 2766	_
	7月末日	16, 192, 948, 294	_	0. 2734	
	8月末日	15, 977, 437, 847	_	0. 2731	_
	9月末日	15, 824, 679, 105	_	0. 2740	_
	10月末日	15, 422, 174, 213		0. 2690	

⁽注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第5特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	0. 1380
第6特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0. 1380
第7特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0. 1320
第8特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0. 1150
第9特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0. 0720
第10特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0480
第11特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0. 0360
第12特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0360
第13特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0. 0360
第14特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0. 0360
第15特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0360
第16特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0. 0360
第17特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0. 0340
第18特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0. 0240
第19特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0. 0240
第20特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0. 0240
第21特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0. 0240
第22特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0. 0180
第23特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0. 0120
第24特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0. 0120

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第5特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	10. 4
第6特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	2. 1
第7特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	1.6
第8特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△7. 4
第9特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△3.9
第10特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	1.2
第11特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	9. 0
第12特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	8.9
第13特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△5.3
第14特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△2.1
第15特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1.7
第16特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△5.6
第17特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△16. 2
第18特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	24. 4
第19特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	16. 1
第20特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	$\triangle 1.6$
第21特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	6. 3
第22特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△12. 1
第23特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	2.8
第24特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	9.0

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第5特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	90, 863, 927, 537	2, 622, 425, 070	102, 572, 166, 327
第6特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	196, 007, 150, 065	13, 344, 202, 533	285, 235, 113, 859
第7特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	117, 969, 391, 403	41, 676, 102, 115	361, 528, 403, 147
第8特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	43, 393, 529, 831	77, 075, 885, 257	327, 846, 047, 721
第9特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	17, 736, 665, 574	64, 249, 750, 885	281, 332, 962, 410
第10特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	6, 009, 670, 406	54, 138, 633, 169	233, 203, 999, 647
第11特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	3, 882, 944, 589	43, 503, 532, 746	193, 583, 411, 490
第12特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	5, 137, 327, 811	34, 241, 742, 442	164, 478, 996, 859
第13特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	6, 379, 295, 905	24, 749, 510, 460	146, 108, 782, 304
第14特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	3, 131, 240, 004	20, 932, 691, 039	128, 307, 331, 269
第15特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3, 491, 518, 411	13, 473, 687, 305	118, 325, 162, 375
第16特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	2, 901, 725, 634	11, 791, 268, 784	109, 435, 619, 225
第17特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	3, 474, 939, 573	17, 202, 426, 005	95, 708, 132, 793
第18特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	2, 083, 645, 864	8, 387, 256, 453	89, 404, 522, 204
第19特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	1, 979, 125, 025	10, 856, 995, 691	80, 526, 651, 538
第20特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	1, 670, 104, 276	7, 621, 600, 891	74, 575, 154, 923
第21特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	1, 695, 828, 557	7, 023, 267, 688	69, 247, 715, 792
第22特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	2, 201, 902, 784	5, 152, 122, 744	66, 297, 495, 832
第23特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	848, 051, 973	5, 466, 306, 201	61, 679, 241, 604
第24特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	1, 209, 132, 802	5, 325, 407, 909	57, 562, 966, 497

⁽注)全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	25, 111, 011	0. 25
投資証券	ルクセンブルク	9, 755, 650, 116	98. 73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100, 108, 447	1.01
合計(純資産総額)		9, 880, 869, 574	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建/ 売建	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	日本	64, 885, 138	0. 65

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	5, 974, 724. 005	1, 579. 00	9, 434, 129, 079	1, 632. 82	9, 755, 650, 116	98. 73
	ブルク		ド・ボンド(IH12シェアクラス、						
			トルコリラ)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関	25, 050, 889	1. 0025	25, 113, 516	1. 0024	25, 111, 011	0. 25
		受益証券	投資家専用)						

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

12/9//4/4/2/101					
種類	国内/外国	投資比率(%)			
投資信託受益証券	国内	0. 25			
投資証券	外国	98. 73			
合計		98. 98			

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額	投資比率 (%)
為替予約取引	トルコリラ	売建	12, 275, 600. 00	64, 783, 546	64, 885, 138	0.65

⁽注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

⁽注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間		純資産総	額(円)	1口当たり純資産額(円)	
期	前	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5特定期間末	(2014年 4月 8日)	221, 954, 621, 504	227, 436, 676, 593	1. 0122	1. 0372
第6特定期間末	(2014年10月 8日)	361, 942, 945, 363	372, 097, 418, 787	0.8911	0. 9161
第7特定期間末	(2015年 4月 8日)	371, 187, 199, 108	380, 479, 988, 204	0. 7989	0.8189
第8特定期間末	(2015年10月 8日)	266, 638, 491, 084	273, 217, 483, 049	0. 6079	0. 6229
第9特定期間末	(2016年 4月 8日)	191, 002, 295, 633	194, 656, 833, 296	0. 5226	0. 5326
第10特定期間末	(2016年10月11日)	130, 713, 651, 419	132, 436, 536, 028	0. 4552	0.4612
第11特定期間末	(2017年 4月10日)	91, 721, 029, 158	93, 122, 885, 920	0. 3926	0.3986
第12特定期間末	(2017年10月10日)	109, 565, 331, 574	110, 923, 133, 713	0. 4035	0.4085
第13特定期間末	(2018年 4月 9日)	102, 671, 514, 461	104, 153, 013, 534	0. 3465	0. 3515
第14特定期間末	(2018年10月 9日)	59, 949, 365, 217	60, 944, 567, 782	0. 2410	0. 2450
第15特定期間末	(2019年 4月 8日)	63, 783, 483, 300	64, 733, 782, 602	0. 2685	0. 2725
第16特定期間末	(2019年10月 8日)	56, 320, 416, 203	57, 188, 948, 102	0. 2594	0. 2634
第17特定期間末	(2020年 4月 8日)	37, 213, 256, 517	37, 796, 271, 287	0. 1915	0. 1945
第18特定期間末	(2020年10月 8日)	30, 452, 934, 015	30, 971, 503, 953	0. 1762	0. 1792
第19特定期間末	(2021年 4月 8日)	26, 277, 568, 463	26, 713, 859, 668	0. 1807	0. 1837
第20特定期間末	(2021年10月 8日)	22, 673, 255, 528	23, 074, 327, 880	0. 1696	0. 1726
第21特定期間末	(2022年 4月 8日)	12, 154, 268, 941	12, 322, 240, 840	0. 1085	0.1100
第22特定期間末	(2022年10月11日)	11, 101, 620, 980	11, 155, 121, 102	0. 1038	0. 1043
第23特定期間末	(2023年 4月10日)	10, 582, 524, 638	10, 631, 981, 848	0. 1070	0. 1075
第24特定期間末	(2023年10月10日)	9, 833, 116, 549	9, 879, 391, 887	0. 1062	0. 1067
	2022年10月末日	11, 606, 141, 955		0. 1099	
	11月末日	11, 557, 093, 928	_	0. 1108	_
	12月末日	10, 749, 397, 469		0. 1057	
	2023年 1月末日	10, 916, 414, 578	_	0. 1084	_
	2月末日	11, 390, 009, 144		0. 1140	
	3月末日	10, 739, 135, 390	_	0. 1085	
	4月末日	10, 840, 573, 673		0. 1104	
	5月末日	10, 852, 193, 722	_	0. 1119	_
	6月末日	10, 164, 643, 499	_	0. 1070	
	7月末日	9, 682, 657, 583	_	0. 1027	
	8月末日	10, 105, 190, 092	_	0. 1081	
	9月末日	10, 036, 464, 421	_	0. 1082	
	10月末日	9, 880, 869, 574		0. 1083	

⁽注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第5特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	0. 1500
第6特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0. 1500
第7特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0. 1400
第8特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0.1150
第9特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0.0750
第10特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0520
第11特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0360
第12特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0330
第13特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0300
第14特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0280
第15特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0240
第16特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0240
第17特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0230
第18特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0180
第19特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0180
第20特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0180
第21特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0120
第22特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0060
第23特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0030
第24特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0030

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第5特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	8.6
第6特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	2.9
第7特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	5. 4
第8特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	$\triangle 9.5$
第9特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△1.7
第10特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△2. 9
第11特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	△5.8
第12特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	11.2
第13特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△6.7
第14特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△22. 4
第15特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	21. 4
第16特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	5. 5
第17特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△17. 3
第18特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	1.4
第19特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	12.8
第20特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	3.8
第21特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	△29. 0
第22特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	1. 2
第23特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	6.0
第24特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	2. 1

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第5特定期間	2013年10月 9日~2014年 4月 8日	172, 079, 123, 301	8, 036, 756, 229	219, 282, 203, 565
第6特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	211, 580, 359, 903	24, 683, 626, 507	406, 178, 936, 961
第7特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	145, 724, 885, 772	87, 264, 367, 891	464, 639, 454, 842
第8特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	61, 256, 233, 529	87, 296, 223, 991	438, 599, 464, 380
第9特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	19, 176, 417, 324	92, 322, 115, 324	365, 453, 766, 380
第10特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	9, 646, 639, 414	87, 952, 970, 918	287, 147, 434, 876
第11特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	11, 092, 147, 416	64, 596, 788, 625	233, 642, 793, 667
第12特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	64, 577, 788, 272	26, 660, 154, 026	271, 560, 427, 913
第13特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	59, 907, 058, 451	35, 167, 671, 691	296, 299, 814, 673
第14特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	14, 689, 744, 624	62, 188, 917, 819	248, 800, 641, 478
第15特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	13, 714, 648, 120	24, 940, 464, 013	237, 574, 825, 585
第16特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	10, 415, 113, 508	30, 856, 964, 263	217, 132, 974, 830
第17特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	10, 339, 848, 428	33, 134, 566, 373	194, 338, 256, 885
第18特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	5, 981, 058, 389	27, 462, 669, 027	172, 856, 646, 247
第19特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	6, 332, 550, 598	33, 758, 795, 119	145, 430, 401, 726
第20特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	6, 564, 085, 728	18, 303, 703, 194	133, 690, 784, 260
第21特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	11, 897, 103, 166	33, 606, 621, 088	111, 981, 266, 338
第22特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	6, 289, 151, 208	11, 270, 172, 681	107, 000, 244, 865
第23特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	1, 287, 548, 858	9, 373, 372, 652	98, 914, 421, 071
第24特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	1, 834, 995, 000	8, 198, 738, 465	92, 550, 677, 606

⁽注) 全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	24, 767, 939	0.30
投資証券	ルクセンブルク	7, 922, 362, 301	98. 67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	81, 957, 168	1. 02
合計(純資産総額)		8, 029, 087, 408	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建/ 売建	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	日本	44, 999, 471	0. 56

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	1, 598, 456. 88	4, 924. 85	7, 872, 175, 390	4, 956. 25	7, 922, 362, 301	98. 67
	ブルク		ド・ボンド(IH5シェアクラス、米						
			ドル)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関	24, 708, 639	1.0025	24, 770, 410	1.0024	24, 767, 939	0.30
		受益証券	投資家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)	
投資信託受益証券	国内	0.30	
投資証券	外国	98. 67	
合計		98. 97	

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

		<u> </u>					
	種類	通貨	買建/	数量	帳簿価額	評価額	投資比率
	俚独	坦 貝	売建	数 里	(円)	(円)	(%)
為	替予約取引	米ドル	売建	301, 028. 00	44, 913, 051	44, 999, 471	0. 56

⁽注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

⁽注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

#0 HB		純資産総	額(円)	1口当たり純資産額(円)	
期	前	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(2014年 4月 8日)	6, 200, 658, 241	6, 225, 228, 711	1. 0094	1. 0134
第2特定期間末	(2014年10月 8日)	17, 142, 681, 893	17, 208, 273, 625	1. 0454	1. 0494
第3特定期間末	(2015年 4月 8日)	24, 426, 415, 550	24, 551, 437, 900	1. 1723	1. 1783
第4特定期間末	(2015年10月 8日)	22, 774, 286, 604	23, 024, 781, 816	1. 0910	1. 1030
第5特定期間末	(2016年 4月 8日)	23, 136, 746, 579	23, 514, 667, 792	0. 9183	0. 9333
第6特定期間末	(2016年10月11日)	21, 078, 188, 337	21, 461, 890, 762	0.8240	0. 8390
第7特定期間末	(2017年 4月10日)	21, 976, 314, 208	22, 378, 963, 757	0. 8187	0. 8337
第8特定期間末	(2017年10月10日)	28, 695, 004, 826	29, 253, 023, 154	0. 7713	0. 7863
第9特定期間末	(2018年 4月 9日)	33, 190, 030, 989	33, 529, 314, 187	0. 6848	0. 6918
第10特定期間末	(2018年10月 9日)	28, 795, 481, 451	29, 088, 428, 233	0. 6881	0. 6951
第11特定期間末	(2019年 4月 8日)	23, 747, 854, 871	24, 000, 657, 765	0. 6576	0. 6646
第12特定期間末	(2019年10月 8日)	19, 699, 740, 664	19, 924, 493, 226	0. 6136	0.6206
第13特定期間末	(2020年 4月 8日)	14, 534, 640, 618	14, 729, 624, 823	0. 5218	0. 5288
第14特定期間末	(2020年10月 8日)	13, 890, 556, 602	14, 076, 798, 187	0. 5221	0. 5291
第15特定期間末	(2021年 4月 8日)	12, 397, 312, 766	12, 561, 685, 373	0. 5280	0. 5350
第16特定期間末	(2021年10月 8日)	10, 464, 449, 436	10, 611, 652, 568	0. 4976	0. 5046
第17特定期間末	(2022年 4月 8日)	9, 311, 563, 791	9, 448, 129, 902	0. 4773	0. 4843
第18特定期間末	(2022年10月11日)	8, 879, 990, 703	8, 946, 893, 244	0. 4646	0. 4681
第19特定期間末	(2023年 4月10日)	7, 855, 899, 323	7, 919, 155, 594	0. 4347	0. 4382
第20特定期間末	(2023年10月10日)	7, 975, 081, 815	8, 033, 966, 249	0. 4740	0. 4775
	2022年10月末日	9, 035, 099, 100	_	0. 4790	
	11月末日	8, 694, 520, 424	_	0. 4672	_
	12月末日	8, 130, 030, 721		0. 4411	
	2023年 1月末日	8, 145, 277, 359		0. 4440	
	2月末日	8, 341, 818, 122	_	0. 4594	_
	3月末日	7, 958, 248, 355	_	0. 4401	
	4月末日	7, 904, 882, 939	_	0. 4398	
	5月末日	8, 034, 496, 116	_	0. 4572	_
	6月末日	8, 184, 980, 982	_	0. 4732	_
	7月末日	7, 932, 226, 004	_	0. 4639	
	8月末日	8, 047, 410, 895	_	0. 4769	
	9月末日	8, 141, 411, 775	_	0. 4836	
	10月末日	8, 029, 087, 408		0. 4796	

⁽注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	2014年 1月14日~2014年 4月 8日	0.0040
第2特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0. 0240
第3特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0. 0280
第4特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0. 0420
第5特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0. 0840
第6特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0. 0900
第7特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0. 0900
第8特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0. 0900
第9特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0. 0520
第10特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0420
第11特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0. 0420
第12特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0420
第13特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0420
第14特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0. 0420
第15特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0. 0420
第16特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0420
第17特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0. 0420
第18特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0. 0315
第19特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0. 0210
第20特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0. 0210

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1特定期間	2014年 1月14日~2014年 4月 8日	1.3
第2特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	5. 9
第3特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	14.8
第4特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△3. 4
第5特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△8.1
第6特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△0.5
第7特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	10.3
第8特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	5. 2
第9特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△4.5
第10特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	6. 6
第11特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1.7
第12特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△0.3
第13特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△8.1
第14特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	8. 1
第15特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	9. 2
第16特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	2. 2
第17特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	4. 4
第18特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	3.9
第19特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	△1.9
第20特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	13. 9

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	2014年 1月14日~2014年 4月 8日	6, 149, 660, 833	7, 043, 142	6, 142, 617, 691
第2特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	11, 942, 249, 798	1, 686, 934, 257	16, 397, 933, 232
第3特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	8, 831, 277, 069	4, 392, 151, 863	20, 837, 058, 438
第4特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	6, 832, 985, 376	6, 795, 442, 810	20, 874, 601, 004
第5特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	8, 244, 093, 881	3, 923, 947, 334	25, 194, 747, 551
第6特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	4, 686, 700, 937	4, 301, 286, 808	25, 580, 161, 680
第7特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	8, 524, 977, 438	7, 261, 835, 790	26, 843, 303, 328
第8特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	14, 228, 989, 834	3, 871, 071, 250	37, 201, 221, 912
第9特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	22, 098, 884, 295	10, 831, 077, 921	48, 469, 028, 286
第10特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	2, 388, 606, 931	9, 008, 094, 813	41, 849, 540, 404
第11特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1, 642, 602, 005	7, 377, 443, 164	36, 114, 699, 245
第12特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	1, 511, 563, 957	5, 518, 754, 264	32, 107, 508, 938
第13特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	2, 068, 446, 123	6, 321, 068, 624	27, 854, 886, 437
第14特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	1, 281, 507, 229	2, 530, 452, 912	26, 605, 940, 754
第15特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	944, 217, 767	4, 068, 357, 440	23, 481, 801, 081
第16特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	1, 038, 216, 886	3, 490, 999, 059	21, 029, 018, 908
第17特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	1, 116, 607, 496	2, 636, 181, 966	19, 509, 444, 438
第18特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	1, 756, 384, 546	2, 150, 817, 069	19, 115, 011, 915
第19特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	378, 715, 929	1, 420, 507, 411	18, 073, 220, 433
第20特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	728, 058, 992	1, 977, 155, 407	16, 824, 124, 018

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3, 383, 377	0. 18
投資証券	ルクセンブルク	1, 810, 253, 541	98. 53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		23, 487, 768	1. 27
合計(純資産総額)		1, 837, 124, 686	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
	ルクセン ブルク		ストラクチュラ-欧州ハイ・イール ド・ボンド(IH13シェアクラス、メ キシコペソ)	238, 299. 972	7, 520. 81	1, 792, 210, 361	7, 596. 53	1, 810, 253, 541	98. 53
2			CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	3, 375, 277	1. 0025	3, 383, 715	1. 0024	3, 383, 377	0. 18

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

12/0/11/0/27					
種類	国内/外国	投資比率(%)			
投資信託受益証券	国内	0. 18			
投資証券	外国	98. 53			
合計		98. 72			

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総		1口当たり純資	
界	間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(2014年 4月 8日)	1, 835, 325, 459	1, 847, 783, 272	1. 0313	1. 0383
第2特定期間末	(2014年10月 8日)	5, 716, 638, 969	5, 755, 433, 145	1. 0315	1. 0385
第3特定期間末	(2015年 4月 8日)	6, 688, 675, 581	6, 733, 670, 059	1. 0406	1. 0476
第4特定期間末	(2015年10月 8日)	4, 798, 195, 771	4, 836, 690, 570	0.8725	0.8795
第5特定期間末	(2016年 4月 8日)	3, 286, 124, 650	3, 318, 581, 424	0.7087	0.7157
第6特定期間末	(2016年10月11日)	2, 631, 529, 855	2, 660, 326, 958	0. 6397	0.6467
第7特定期間末	(2017年 4月10日)	3, 096, 150, 063	3, 128, 306, 316	0.6740	0.6810
第8特定期間末	(2017年10月10日)	3, 912, 529, 227	3, 952, 095, 126	0. 6922	0. 6992
第9特定期間末	(2018年 4月 9日)	3, 747, 978, 985	3, 788, 375, 101	0. 6495	0. 6565
第10特定期間末	(2018年10月 9日)	2, 927, 306, 681	2, 958, 710, 538	0. 6525	0.6595
第11特定期間末	(2019年 4月 8日)	2, 341, 811, 135	2, 367, 736, 563	0. 6323	0. 6393
第12特定期間末	(2019年10月 8日)	2, 132, 463, 060	2, 157, 733, 095	0. 5907	0. 5977
第13特定期間末	(2020年 4月 8日)	1, 422, 755, 741	1, 447, 238, 136	0. 4068	0. 4138
第14特定期間末	(2020年10月 8日)	1, 644, 420, 441	1, 669, 163, 571	0. 4652	0. 4722
第15特定期間末	(2021年 4月 8日)	2, 044, 339, 918	2, 072, 577, 125	0. 5068	0. 5138
第16特定期間末	(2021年10月 8日)	2, 077, 683, 139	2, 108, 187, 031	0. 4768	0. 4838
第17特定期間末	(2022年 4月 8日)	1, 855, 961, 179	1, 882, 909, 357	0. 4821	0. 4891
第18特定期間末	(2022年10月11日)	1, 888, 431, 885	1, 903, 900, 378	0. 4883	0. 4923
第19特定期間末	(2023年 4月10日)	2, 120, 635, 751	2, 137, 002, 020	0. 5183	0. 5223
第20特定期間末	(2023年10月10日)	1, 801, 983, 957	1, 814, 346, 032	0. 5831	0. 5871
	2022年10月末日	1, 965, 383, 948	_	0. 5084	
	11月末日	2, 024, 538, 762	_	0. 5137	
	12月末日	1, 874, 684, 980	_	0. 4815	
	2023年 1月末日	1, 996, 618, 762	_	0. 5050	
	2月末日	2, 184, 157, 647	_	0. 5359	
	3月末日	2, 142, 914, 190	_	0. 5249	
	4月末日	1, 811, 894, 543		0. 5283	_
	5月末日	1, 895, 361, 275	_	0. 5638	
	6月末日	2, 032, 605, 735	_	0.6060	
	7月末日	2, 071, 234, 117		0. 6130	_
	8月末日	2, 128, 576, 847	_	0. 6322	_
	9月末日	1, 924, 620, 569	_	0. 6158	
	10月末日	1, 837, 124, 686	_	0. 5967	

⁽注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	2014年 1月14日~2014年 4月 8日	0.0070
第2特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	0. 0420
第3特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	0. 0420
第4特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	0. 0420
第5特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	0. 0420
第6特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0. 0420
第7特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0. 0420
第8特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0. 0420
第9特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0. 0420
第10特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0. 0420
第11特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0420
第12特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0. 0420
第13特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0. 0420
第14特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0. 0420
第15特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0. 0420
第16特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0. 0420
第17特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0. 0420
第18特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0. 0330
第19特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0. 0240
第20特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0. 0240

⁽注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1特定期間	2014年 1月14日~2014年 4月 8日	3.8
第2特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	4. 1
第3特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	5. 0
第4特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	△12.1
第5特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	△14. 0
第6特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△3.8
第7特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	11.9
第8特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	8.9
第9特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△0.1
第10特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	6. 9
第11特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3. 3
第12特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.1
第13特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△24. 0
第14特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	24. 7
第15特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	18.0
第16特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	2. 4
第17特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	9. 9
第18特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	8. 1
第19特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	11. 1
第20特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	17. 1

- (注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
- (注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た 数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

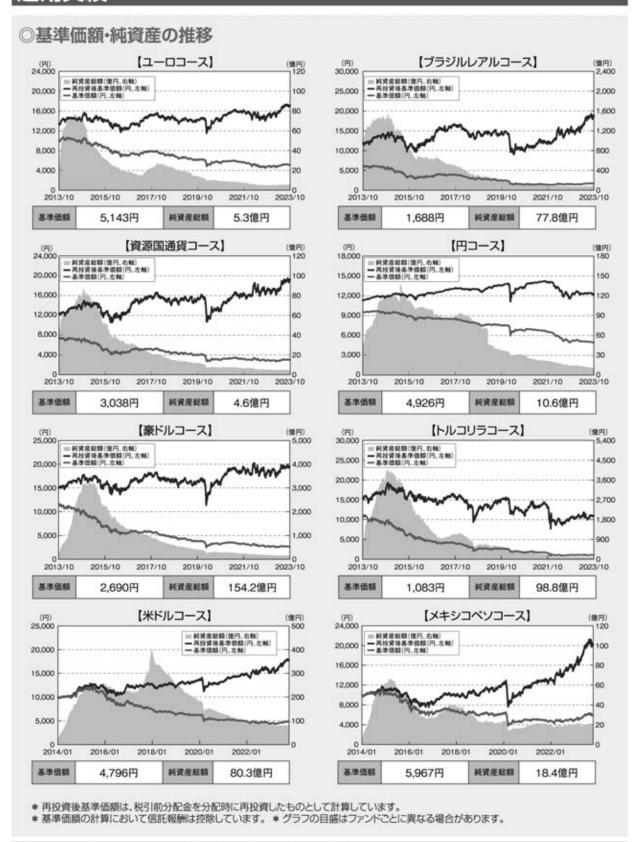
(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	2014年 1月14日~2014年 4月 8日	1, 780, 140, 479	452, 793	1, 779, 687, 686
第2特定期間	2014年 4月 9日~2014年10月 8日	4, 099, 328, 826	336, 991, 244	5, 542, 025, 268
第3特定期間	2014年10月 9日~2015年 4月 8日	2, 198, 757, 684	1, 313, 000, 356	6, 427, 782, 596
第4特定期間	2015年 4月 9日~2015年10月 8日	305, 316, 921	1, 233, 842, 482	5, 499, 257, 035
第5特定期間	2015年10月 9日~2016年 4月 8日	183, 656, 002	1, 046, 230, 950	4, 636, 682, 087
第6特定期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	311, 706, 552	834, 516, 696	4, 113, 871, 943
第7特定期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	1, 365, 579, 230	885, 700, 696	4, 593, 750, 477
第8特定期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	1, 953, 192, 987	894, 672, 126	5, 652, 271, 338
第9特定期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	1, 167, 254, 794	1, 048, 652, 293	5, 770, 873, 839
第10特定期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	361, 929, 742	1, 646, 538, 177	4, 486, 265, 404
第11特定期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	443, 675, 026	1, 226, 307, 828	3, 703, 632, 602
第12特定期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	462, 731, 505	556, 358, 966	3, 610, 005, 141
第13特定期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	514, 046, 532	626, 566, 539	3, 497, 485, 134
第14特定期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	446, 675, 939	409, 428, 107	3, 534, 732, 966
第15特定期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	963, 644, 481	464, 490, 693	4, 033, 886, 754
第16特定期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	672, 293, 985	348, 481, 875	4, 357, 698, 864
第17特定期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	292, 214, 464	800, 173, 476	3, 849, 739, 852
第18特定期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	473, 275, 928	455, 892, 400	3, 867, 123, 380
第19特定期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	472, 622, 722	248, 178, 609	4, 091, 567, 493
第20特定期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	490, 031, 459	1, 491, 080, 165	3, 090, 518, 787

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

運用実績 2023年10月末日現在



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

○分配の推移

決算日	크	ブラジル レアルコース	資源国通貨 コース	円コース	豪ドル コース	トルコリラ	米ドル コース	メキシコベソ コース
(2023年6月8日)	25円	15円	20円	25円	20円	5円	35円	40円
(2023年7月10日)	25円	15円	20円	25円	20円	5円	35円	40円
(2023年8月8日)	25円	15円	20円	25円	20円	5円	35円	40円
(2023年9月8日)	25円	15円	20円	25円	20円	5円	35円	40円
(2023年10月10日)	25円	15円	20円	25円	20円	5円	35円	40円
直近1年間累計	300円	180円	240円	300円	240円	60円	420円	480円
設定来累計	8,905円	10,250円	10,235円	7,175円	13,350円	13,280円	9,135円	7.600円

^{*} 分配金は、1万口当たり・税引前です。 * 直近5期分を表示しております。

◎主要な資産の状況

「主な資産の状況」は、各ファンドの主要投資先として「ストラクチュラ-欧州ハイ·イールド·ボンド」および「ストラクチュラ-欧州ハイ·イールド·ボンド・ブラジルレアル」の状況を掲載しています。

【ユーロコース、資源国通貨コース、円コース、豪ドルコース、米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース】

ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド

◆組入上位10銘柄

	銘柄	クーボン (%)	債適日	組入比率		銘柄	クーボン(%)	償還日	組入比率
1	AMUNDI EURO LIQUIDITY SRI - Z *	-		4.18%	6	フランス電力	7.500	2028/9/6	1.17%
2	AMUNDI EURO LIQ SHORT TERM SRI - Z *	-	HX.	3.37%	7	フランス電力	6.000	2026/1/29	1.12%
3	ロルカ・テレコム	4.000	2027/9/18	1.36%	8	テレフォニカ・ヨーロッパ	7.125	2028/8/23	1.09%
4	バージン・メディア	4.875	2028/7/15	1.22%	9	テバファーマスーティカル・ファイナンス・オランダエ	3.750	2027/5/9	1.04%
5	バンコBPM	3.250	2031/1/14	1.18%	10	フォルヴィア	3.750	2028/6/15	1.00%

【ブラジルレアルコース、資源国通貨コース】

ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル

◆組入上位10銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	組入比率		銘柄	クーポン (%)	償還日	組入比率
1	AMUNDI EURO LIQUIDITY-RATED SRI - Z *	-	-		6	テレコム・イタリア	6.875	2028/2/15	1.03%
2	AMUNDI EURO LIQ SHORT TERM SRI - Z *	. =	-	2.09%	7	テレフォニカ・ヨーロッパ	7.125	2028/8/23	0.88%
3	バージン・メディア	4.875	2028/7/15	1.19%	8	フランス電力	7.500	2028/9/6	0.88%
4	ロルカ・テレコム	4.000	2027/9/18	1.13%	9	アイロン・マウンテンUK	3.875	2025/11/15	0.88%
5	フランス電力	6.000	2026/1/29	1.09%	10	テレコム・イタリア	7.875	2028/7/31	0.85%

[※] 投資信託証券です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

^{*} 比率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移 【ユーロコース】 【ブラジルレアルコース】 40 40 30 30 20 20 10 0 -10 -10 -20 -20 -30 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 -30【2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 【資源国通貨コース】 【円コース】 40 40 30 30 20 20 10 10 0 -10 -10 -20 -20 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 【豪ドルコース】 (%) 【トルコリラコース】 40 40 30 30 20 20 10 0 -10 -20 -30¹2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 -30 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 【米ドルコース】 【メキシコペソコース】 40 40 30 30 20 20 10 10 -10-10 -20 -20 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 * 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。 * ファンドにはベンチマークはありません。 * グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。 * 「ユーロコース」、「ブラジルレアルコース」、「資源国通貨コース」、「円コース」、「藤ドルコース」、「トルコリラコース」の2023年は年初から10月末日 までの騰落率を表示しています。 * 「米ドルコース」、「メキシコペソコース」の2014年は設定日(1月14日)から年末まで、2023年は年初から10月末日までの騰落率を表示して います。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込(販売)手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合の取得申込みの受付は行いません。

各ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの 取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等 の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録 が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社(販売会社については前記(2)のお問合せ先にご照会ください。)へお問合せください。また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。
- (4) なお、取得申込時には、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、 販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。ただし、「自 動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 換金を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。
 - ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - 解約価額については、販売会社または委託会社(前記 「1 申込(販売)手続等 (2)」をご 参照ください)に問合せることにより知ることができます。
 - なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

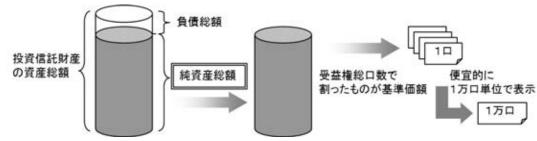
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

- ※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重 平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンド	信託期間		
ユーロコース、ブラジルレアルコース、	2011年1月31日から2026年4月8日まで		
資源国通貨コース、円コース			
豪ドルコース、トルコリラコース	2011年10月27日から2026年4月8日まで		
米ドルコース、メキシコペソコース	2014年1月14日から2026年4月8日まで		

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、 受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

- ① 各ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間 が開始されるものとします。

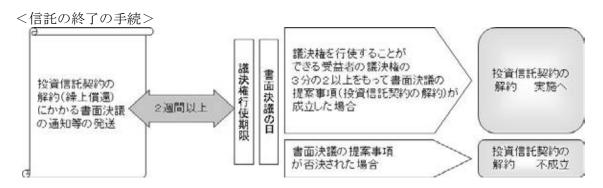
ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

- ① 信託の終了 (ファンドの繰上償還)
 - (イ) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終 了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
 - A 各ファンドの投資信託財産の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
 - B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - C やむを得ない事情が発生したとき
 - (ロ) 委託会社は、前記(イ)にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。
 - 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議(以下「書面 決議」といいます)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日なら びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、 この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記 載した書面決議の通知を発します。
 - 2) 前記1)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。 以下2)において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 - 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な

場合

2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、 この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をした場合



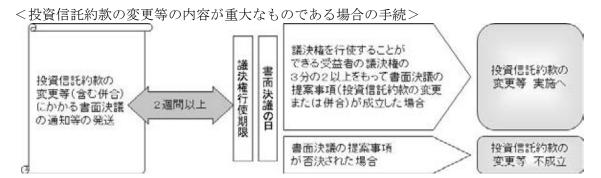
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (二) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に 従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (へ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「②投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ)委託会社は、前記(イ)の事項((イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) (ロ) の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受

益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (二) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (へ) (ロ) から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁 的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(へ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。



- (チ)ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより 公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれが ないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。
- ③ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年4月、10月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判 所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が 受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたが い、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) 各ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を4月、10月の計算期間末から3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カスト ディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信 託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金に対する請求権
 - 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
 - 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。
- ② 償還金に対する請求権
 - 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日の翌 営業日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい る受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま す。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし ます。)に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うもの とします。
 - 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ③ 換金に関する請求権
 - 1) 受益者は、販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
 - 2) 換金代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
 - *買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会 社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第25特定期間末 (2023年 4月10日)	第26特定期間末 (2023年10月10日)
Virtualization - district	(2020 + 1)110)	(2020-10)110)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12, 645, 495	8, 799, 649
投資信託受益証券	2, 336, 572	2, 336, 106
投資証券	482, 015, 600	521, 183, 160
流動資産合計	496, 997, 667	532, 318, 915
資産合計	496, 997, 667	532, 318, 915
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2, 593, 312	2, 609, 909
未払解約金	2,055	_
未払受託者報酬	14, 719	15, 641
未払委託者報酬	480, 809	510, 981
その他未払費用	263, 717	235, 908
流動負債合計	3, 354, 612	3, 372, 439
負債合計	3, 354, 612	3, 372, 439
純資産の部		
元本等		
元本	1, 037, 325, 031	1, 043, 963, 701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 543,681,976$	△515, 017, 225
(分配準備積立金)	35, 653, 037	39, 867, 387
元本等合計	493, 643, 055	528, 946, 476
純資産合計	493, 643, 055	528, 946, 476
負債純資産合計	496, 997, 667	532, 318, 915
2 12 11 - 2 1 - 2 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1		,,

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(幸匹・11)
	第25特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第26特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	24, 540, 000	25, 218, 000
有価証券売買等損益	16, 570, 182	27, 896, 868
営業収益合計	41, 110, 182	53, 114, 868
営業費用		
支払利息	2, 826	2, 830
受託者報酬	81, 956	89, 731
委託者報酬	2, 677, 157	2, 931, 259
その他費用	264, 537	238, 009
営業費用合計	3, 026, 476	3, 261, 829
営業利益又は営業損失(△)	38, 083, 706	49, 853, 039
経常利益又は経常損失(△)	38, 083, 706	49, 853, 039
当期純利益又は当期純損失(△)	38, 083, 706	49, 853, 039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	55, 511	729, 851
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 569, 225, 481$	$\triangle 543,681,976$
剰余金増加額又は欠損金減少額	22, 479, 078	45, 585, 228
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	22, 479, 078	45, 585, 228
剰余金減少額又は欠損金増加額	19, 287, 184	50, 017, 108
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	19, 287, 184	50, 017, 108
分配金	15, 676, 584	16, 026, 557
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△543, 681, 976	△515, 017, 225

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(<u>T</u>)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
3. その他財務諸表作成のための基礎	特定期間の取扱い
となる事項	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第26特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第25特定期間末	第26特定期間末
	項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	1, 043, 757, 299円	1,037,325,031円
	期中追加設定元本額	36, 746, 874円	98, 075, 731円
	期中一部解約元本額	43, 179, 142円	91, 437, 061円
2.	特定期間末日における受益権の総数	1, 037, 325, 031 □	1, 043, 963, 701 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	543, 681, 976円	515, 017, 225円

□ 分配準備積立金額 29,884,542円 日 当ファンドの分配対象収益額 298,634,511円 日 当ファンドの分配対象収益額 310,752,358円 (A+B+C+D) 日 分配金額 35,586,256円 対象収益額 310,752,358円 (A+B+C+D) 日 分配金額 35,586,256円 1万口当たり分配対象収益額(E 2,930円 大下10,000) 2,650,151円 分配金額 25円 日 分配金額 265,160,332円 37アンドの分配対象収益額(B 28,932円 (1万口当たり分配対象収益額(B 28,932円 (1万口当たり分配対象収益額(B 28,932円 (1万口当たり2,876円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,876円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,876円) の方を2,608,897円 (1万口当たり2,876円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,876円) の方を2,608,897円 (1万口当たり2,876円) の方を2,608,897円 (1万口当たり2,876円) の方を2,608,897円 (1万口当たり2,876円) の方を2,773,368円 (1万口当たり2,876円) の方を2,773,368円 (1万口当たり2,876円) の方を3,773,368円 (1万口当たり2,876円) の方を3,679,371円 (1万口当たり2,876円) の方を3,679,371円 (1万口当たり2,876円) のうを3,679,371円 (1万口当たり2,876円) のうを3,679,371円 (1万口当たり2,876円) のうを3,679,345円 (1万口当たり2,8771) のうを3,679,471円 (1万口当たり2,8771) のうを3,6771,780円 (1万口当たり2,8771,780円 (1万口当たり2,8771) のうを3,6771,780円 (1万口当たり2,8771)	(損	益及び剰余金計算書に関する消	主記)			
第2023年10月19日 第2023年10月19日 第2023年10月19日 第2023年10月12日から2023年1月 8日までの計算期 12 期間によいさう配対象収益額26,634,511円 (1万日当たり2.801円) のうち2.606,126円 (1万日当たり2.801円) のうち2.606,126円 (1万日当たり2.801円) のうち2.606,126円 (1万日当たり2.801円) のうち2.606,126円 (1万日当たり2.801円) のうち2.608,126円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円) のうち2.608,126円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円) のうち2.608,126円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円) のうち2.608,126円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2.808円 (1万日当たり2		第25特定期間			第26特定期間	
分配金の計算過程 (2002年10月12日から2022年11月 8日までの計算期 17 回 17 回 17 回 18 回 18 回 18 回 19 回 18 回 18 回 19 回 18 回 18 回 19 回 18 回 18 回 18 回 18 回 19 回 18		自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
(2022年10月12日から2022年11月 8日までの計算期 門) 計算期間末における分配対象収益額208、634、511円 (1万口当たり2、804円) のうち2、606、120円(1万口当たり2、804円) のうち2、606、120円(1万口当たり2、904円)のうち2、606、120円(1万口当たり2、904円)のうち2、606、120円(1万口当たり2、904円)のうち2、606、820円(1万口当たり2、904円)の方面2 を		至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
同) 計算期間末における分配対象収益額298,634,511円 (1万日当た92,864円)のうち2,666,126円(1万日 方で26円)の方配金額としております。 A 費用特陰後の配当等収益額 3,881,243円 3 世路線を積 264,768,726円 0 かる血療療性と関係を対象を積 264,768,726円 0 かる血療療性を関係を対象を積 298,84,642円 0 かる血療療性を 298,84,642円 0 からしたりかのの 1 万口当たりか別未残存受益権は 1,042,450,592日 数		分配金の計算過程			分配金の計算過程	
計算期間末における分配対象収益額286、824、511円 (1万四 当たり2.581円) のうち2、656、126円(1万四 当たり2.581円) のうち2、656、126円(1万四 当たり2.581円)のうち2、656、126円(1万四 当たり2.581円)のうち2、656、82円(1万四 当たり2.581円)を分配金額としております。		(2022年10月12日から2022年11月	8日までの計算期		(2023年 4月11日から2023年 5月	8日までの計算期
1万日当たり2,884円) のうち2,686,128円(1万日 1万日当たり2,894円) のうち2,686,882円(1万日 1万日当たり2所)を分配金額で 3,981,243円 4		間)				
当たり25円)を分配金額としております。						
B 内容						
7	A	費用控除後の配当等収益額	3, 981, 243円	A	費用控除後の配当等収益額	3,928,232円
C 収益調整金額	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
□ 分配準備積立金額 29,884,542円 1 分配準備積立金額 35,886,256円 27 × ドの分配対象収益額 298,634,51日 (A-Fb-C-D) 310,752,358円 (A-Fb-C-D) 5		の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)(A+B+C+D)(A+B+C+D) 310,752,358円(A+B+C+D) F 当ファンドの分配対象収益額(E 次 (A+B+C+D) 1,060,352,892日 数 6 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 2,864円 (F×11,000) 2,804円 (F×11,000) 1 分配金額(F×11/10,000) 2,666,126円 (2022年11月 9日から2022年12月 8日までの計算期間) 11万口当たり分配対象収益額(F×11/10,000) 2,650,829円 (1万口当たり2,676円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,043円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,043円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,043円) のうち2,773,368円 (1万口当たり2,043円) のうち2,773,368円 (1万口当たり2,043円) のうち2,676,10円 (1万口当たり2,043円) のうち2,676,10円 (1万口当たり2,043円) のうた2,676,10円 (1万口当たり分配対象収益額(E 2,943円) アンドの分配対象収益額(F×11/10,000) 2,876円 (A+B+C+D) サ川陸修の配当等収益額 3,00,147,775円 (4,4B+C+D) 2,943円 (1万口当たり分配対象収益額(E 2,943円) のうた2,673,368円 (1万口当たり分配対象収益額(F×11/10,000) 2,876円 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間) 2,947円 (1万口当たり分配対象収益額(F×11/10,000) 2,943円 (2,943円 (2,943円) のうた2,673,368円 (1万口当たり2,945円) のうた2,673,68円 (1万口当たり2,945円) のうた2,673,68円 (1万口当たり2,945円) のうた2,673,36円 (1万口当たり2,945円) のうた2,673,68円 (1万口当たり2,945円) のうた2,673,68円 (1万口当たり2,945円) のうた2,673,36円	С	収益調整金額	264, 768, 726円	С	収益調整金額	271, 237, 870円
(A+B+C+D)	D	分配準備積立金額	29, 884, 542円	D	分配準備積立金額	35, 586, 256円
F 当ファンドの期末残存受益権口 1,060,352,892口 数	Е	当ファンドの分配対象収益額	298, 634, 511円	Е	当ファンドの分配対象収益額	310, 752, 358円
数 数 3 数 2,930円 下 × 10,0000 上 万口当たり分配対象収益額(E 2,930円 下 × 10,0000 上 万口当たり分配金額 25円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,606,126円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,666,825円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,666,825円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,668,827円 日 万口当たり2,608,897円(1万口当たり2,608,897円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,985円)の方面2,673,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方面2,441円(10,000)の方面2,441円の00)の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00方面2,441		(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
数 数 3 数 2,930円 下 × 10,0000 上 万口当たり分配対象収益額(E 2,930円 下 × 10,0000 上 万口当たり分配金額 25円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,606,126円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,666,825円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,666,825円 日 万口当たり分配金額(F×H/10,000) 2,668,827円 日 万口当たり2,608,897円(1万口当たり2,608,897円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)のうち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,985円)の方面2,673,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方ち2,773,368円(1万口当たり2,943円)の方面2,441円(10,000)の方面2,441円の00)の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00の方面2,441円の00方面2,441	F	当ファンドの期末残存受益権口	$1,042,450,592\square$	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 060, 352, 892 □
下×10,000 1 1万口当たり分配金額 25円						
下×10,000 1 1万口当たり分配金額 25円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,864円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,930円
1 万口当たり分配金額						, ' '
□ 分配金額(F×H/10,000) 2,650,126円 (2022年11月 9日から2022年12月 8日までの計算期間) 計算期間未における分配対象収益額300,147,775円 (1万口当たり2,876円) のうち2,608,897円 (1万口当たり2,943円) のうち2,773,368円 (1万口当たり分配対象収益額 300,147,775円 (4)10円 (4)10円 (1万口当たり分配対象収益額 300,147,775円 (4)10円 (1万口当たり分配対象収益額(16)10円 (1万口当たり分配対象収益額(16)10円 (1万口当たり分配対象収益額33,245,710円 (1万口当たり2,956円) のうち2,679,345円 (1万口当	Н		25円	Н		25円
(2022年11月 9日から2022年12月 8日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額300,147,775円 (1万口当たり2,876円)のうち2,608,897円(1万口 当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,803,060円 費用控除後の配当等収益額 36,403,32円 の有価部券売買等損益額 265,160,332円 日当アンドの分配対象収益額300,147,775円 (A+B+C+D) 「当ファンドの対配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(B 25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 36,440,261円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 「万口当たり分配対象収益額(B 25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 カ帝配正券売買等損益額 3,569,322円 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 カ帝配正券売買等損益額 (267,524,934円) カ帝型機能構立金額 32,151,454円 (A+B+C+D) 「当ファンドの対象収益額(B 267,524,934円) 分配準備権立金額 32,151,454円 (A+B+C+D) 「当ファンドの分配対象収益額(B 267,524,934円) 分配準備権立金額 32,151,454円 (A+B+C+D) 「当ファンドの分配対象収益額(B 267,524,934円) 分配準備権立金額 32,151,454円 (A+B+C+D) 「当ファンドの対象収益額(C 収益調整金額 276,272,663円 (1万口当につかる) (170円 (A+B+C+D)) 「当ファンドの対象収益額(C 収益調整金額 276,272,663円 (A+B+C+D)) 「当ファンドの対象収益額(C 277,33,336日						
問) 計算期間末における分配対象収益額300, 147, 775円 (1万口当たり2, 876円)のうち2, 608, 897円(1万口 当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3, 803, 060円 B 費用控除後・機越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 265, 160, 332円 C 収益調整金額 265, 160, 332円 B 当ファンドの分配対象収益額(300, 147, 775円 (A+B+C+D) F 当ファンドの列配対象収益額(1, 043, 558, 909口 数 25円 15万口当たり分配対象収益額(F × H / 10, 000) B 1万口当たり分配対象収益額(E 2, 876円 / F × 10, 000) B 1万口当たり分配対象収益額の3, 245, 710円 (1万口当たり2, 885円)のうち2, 627, 610円(1万口当たり2, 885円)のうち2, 627, 610円(1万口当たり2, 885円)の方も2, 627, 610円(1万口当たり2, 956円)の方も2, 679, 345円(1万口当たり2, 956円)の方も2, 956円)の方も2, 956円)の方も2, 956円)の方も2, 956円)の方は2, 956円)の方は2, 956円	_			-		
計算期間末における分配対象収益額300, 147, 775円 (1万口当たり2,876円) のうち2,608,897円 (1万口 当たり2,5773,368円 (1万口 当たり2,608円 (1万口 当たり2,608円 (1万口 当たり2,000円 (1万口当たり2,000円 (1万口当大り2,000円 (1万口当大り			0 H & C () H 31 791			の日まくの日発列
(1 万口当たり2,876円) のうち2,608,897円(1 万口当たり25円)を分配金額としております。		• •	質300 147 775田		• • •	類396 483 Q73田
当たり25円)を分配金額としております。						
A 費用控除後の配当等収益額 3,803,060円 A 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 265,160,332円 C 収益調整金額 265,160,332円 C 収益調整金額 31,184,383円 D 分配準備積立金額 31,184,383円 D 分配準備積立金額 30,147,775円 E 当ファンドの分配対象収益額 300,147,775円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1,043,558,909口 数 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権ロ 25円 I 分配金額 (F×H / 10,000)						
B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の円 の有価証券売買等損益額 265, 160, 332円 D 分配準備積立金額 31, 184, 383円 E 当ファンドの分配対象収益額 300, 147, 775円 (A+B+C+D) E 当ファンドの期末残存受益権口 1, 043, 558, 909口 数 (A+B+C+D) E 当ファンドの期末残存受益権口 1, 043, 558, 909口 数 (A+B+C+D) E 当ファンドの期末残存受益権口 1, 043, 558, 909口 数 (A+B+C+D) E 当ファンドの期末残存受益権口 1, 109, 347, 409口 数 (A+B+C+D) E 費用控除後の配当等収益額 35, 69, 322円 B 費用控除後の配当等収益額 3, 569, 322円 B 費用控除後の配当等収益額 3, 569, 322円 B 費用控除後の配当等収益額 4, 101, 956円 B 費用控除後の配当等収益額 4, 101, 956円 B 費用控除後の配当等収益額 276, 272, 663円 O 方配準備積立金額 32, 151, 454円 C 収益調整金額 276, 272, 663円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 36, 476, 941円 E 当ファンドの分配対象収益額 36, 476, 941円 E 当ファンドの対配対象収益額 316, 851, 560円 (A+B+C+D) E コアンドの対配対象収益額 16, 851, 560円 (A+B+C+D) E 当ファンドの対配対象収益額 316, 851, 560円 (A+B+C+D) E コアンドの対配対象収益額 11, 071, 738, 336口 数	Α.			Λ		
C 収益調整金額 265, 160, 332円 ひ分配準備積立金額 285, 902, 368円 ひんぱ調整金額 285, 902, 368円 ひんぱ調整金額 285, 902, 368円 ひんぱ調整金額 36, 440, 261円 公本調整金額 36, 440, 261円 公本調整金額 36, 440, 261円 公本 の子の配対象収益額 36, 440, 261円 公本 の子の記述額 36, 483, 973円 公本 の子の記述額 (A+B+C+D) サファンドの期末残存受益権口 1, 109, 347, 409口 数を ののの記述額(E 2, 943円 公本額(F×1 / 10,000) 大配金額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配数象収益額(E 2, 943円 公立3年 7月10目までの計算期間別 計算期間末における分配対象収益額303, 245, 710円 公力3を対象の記述額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配対象収益額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配金額としております。 子別を設定の計算規述額(F 2, 25円)を分配金額としております。 子別を設定の計算を収益額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配金額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配金額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配金額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配金額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配対象収益額(F×1 / 10,000) 1万口当たり分配対象収益額(F×1 / 10,000) 1月10目までの計算期間別またおける分配が表によるのよりによ						
C 収益調整金額 265, 160, 332円 ひ分配準備積立金額 C 収益調整金額 285, 902, 368円 ひ分配準備積立金額 285, 902, 368円 ひか配準備積立金額 285, 902, 368円 なる40, 261円 はファンドの分配対象収益額 30, 147, 775円 (A+B+C+D) C 収益調整金額 36, 440, 261円 はファンドの分配対象収益額 326, 483, 973円 (A+B+C+D) F 当ファンドの分配対象収益額(E 数を	D		0円	D		0円
D 分配準備積立金額 31,184,383円 B コファンドの分配対象収益額 300,147,775円 (A+B+C+D) 300,147,775円 E コファンドの分配対象収益額 326,483,973円 (A+B+C+D) F 当ファンドの規未残存受益権口 1,043,558,909口 数			0CE 1CO 220TI	C		005 000 0C0III
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 300,147,775円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 326,483,973円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 (A+B+C+D) 1,043,558,909口 数 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 (A+B+C+D) 1,109,347,409口 数 (A+B+C+D) G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 2,876円 / F×10,000) 6 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 2,943円 / F×10,000) H 1万口当たり分配金額 (F×H/10,000) 2,608,897円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間) I 分配金額(F×H/10,000) 2,773,368円 (2023年6月9日から2023年7月10日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額303,245,710円 (1万口当たり25円)を分配金額としております。 (1万口当たり2,885円)のうち2,627,610円 (1万口当たり2,956円)のうち2,679,345円 (1万口当工が2,956円)のうち2,679,345円 (1万口当工が2,956円)のうち2,679,345円 (1万口当工が2,956円)のうち2,679,345円 (1万口当工が2,956円)のうち2,627,60円 (_					
(A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1,043,558,909ロ 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 /F×10,000) H 1万口当たり分配金額 25円 I 分配金額(F×H/10,000) 2,608,897円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間別 計算期間末における分配対象収益額303,245,710円 (1万口当たり2,885円)のうち2,627,610円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 267,524,934円 D 分配準備積立金額 303,245,710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの対末残存受益権口 1,051,044,068口 数 2,751,000(A+B+C+D) F 当ファンドの対末残存受益権口 1,051,044,068口 数 5 1万口当たり分配対象収益額(E 2,956円 /F×10,000)	_					
F 当ファンドの期末残存受益権口	E		300, 147, 775円	E		320, 483, 973円
数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 / F×10,000) H 1万口当たり分配金額 25円 I 分配金額 (F×H/10,000) 2,608,897円 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期 間) 計算期間末における分配対象収益額303,245,710円 (1万口当たり2,885円) のうち2,627,610円 (1万口当たり2,586円) のうち2,627,610円 (1万口当たり25円) を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 B 費用控除後・繰越欠担金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 267,524,934円 の有価証券売買等損益額 267,524,934円 (A+B+C+D) F 当ファンドの対配対象収益額 303,245,710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの規末残存受益権口 1,051,044,068口 数 50			1 040 550 000 5	Г		1 100 047 400 🗆
G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,876円 / F×10,000) H 1万口当たり分配金額 25円 I 分配金額 (F×H/10,000) 2,608,897円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額303,245,710円 (1万口当たり2,885円)のうち2,627,610円(1万口当たり2,885円)のうち2,627,610円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円の有価証券売買等損益額 267,524,934円 の有価証券売買等損益額 267,524,934円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 303,245,710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1,051,044,068口数 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,943円 / F×10,000)	F	No.	1, 043, 558, 909 🖂	F	NA.	1, 109, 347, 409 🗆
(F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (D×10,000) (D×	0	***	0.076	0	***	0.040
H 1万口当たり分配金額 25円 H 1万口当たり分配金額 25円 I 分配金額(F×H/10,000) 2,608,897円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間) 間)	G		2,876円	G		2,943円
□ 分配金額(F×H/10,000) 2,608,897円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間) 間) 計算期間末における分配対象収益額303,245,710円 (1万口当たり2,885円)のうち2,627,610円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円の有価証券売買等損益額 267,524,934円 D 分配準備積立金額 32,151,454円 E 当ファンドの分配対象収益額 303,245,710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1,051,044,068口数						a=177
(2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額303, 245, 710円 (1万口当たり2, 885円)のうち2, 627, 610円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3, 569, 322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 267, 524, 934円 C 収益調整金額 267, 524, 934円 E 当ファンドの分配対象収益額 303, 245, 710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1, 051, 044, 068口数 数						
間) 計算期間末における分配対象収益額303、245、710円 (1 万口当たり2、885円)のうち2、627、610円(1 万口 当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3、569、322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 267、524、934円 D 分配準備積立金額 32、151、454円 E 当ファンドの分配対象収益額 303、245、710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1、051、044、068口 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2、885円 人下×10、000)	Ι			Ι		
計算期間末における分配対象収益額303, 245, 710円 (1万口当たり2, 885円)のうち2, 627, 610円(1万口 当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3, 569, 322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 267, 524, 934円 D 分配準備積立金額 32, 151, 454円 D 分配準備積立金額 36, 476, 941円 E 当ファンドの分配対象収益額 303, 245, 710円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1, 051, 044, 068口 数 5 1万口当たり分配対象収益額(E 2, 885円 / F×10, 000) 計算期間末における分配対象収益額316, 851, 560円 (1万口当たり2, 956円)のうち2, 679, 345円(1万口 当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 4, 101, 956円 の有価証券売買等損益額 276, 272, 663円 の有価証券売買等損益額 276, 272, 663円 の有価証券売買等損益額 36, 476, 941円 E 当ファンドの分配対象収益額 316, 851, 560円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1, 071, 738, 336口 数 5 1万口当たり分配対象収益額(E 2, 885円 / F×10, 000)			0日までの計算期			10日までの計算期
(1万口当たり2,885円)のうち2,627,610円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 3,569,322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円の有価証券売買等損益額 267,524,934円 C 収益調整金額 267,524,934円 D 分配準備積立金額 32,151,454円 D 分配準備積立金額 32,151,454円 E 当ファンドの分配対象収益額 303,245,710円(A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 1,051,044,068口数 51万口当たり分配対象収益額(E 次下×10,000) 「万口当たり分配対象収益額(E 2,885円 人下×10,000)						
当たり25円)を分配金額としております。						
A 費用控除後の配当等収益額3,569,322円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額A 費用控除後・融越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額4,101,956円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額C 収益調整金額267,524,934円 32,151,454円 4,272,663円 267,524,934円 D 分配準備積立金額C 収益調整金額 32,151,454円 303,245,710円 (A+B+C+D)276,272,663円 30,476,941円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)F 当ファンドの対配対象収益額 数303,245,710円 (A+B+C+D)E 当ファンドの対配対象収益額 (A+B+C+D)316,851,560円 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口 数1,051,044,068口 数F 当ファンドの期末残存受益権口 数1,071,738,336口 数G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)2,885円 /F×10,000)G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)2,956円						
B費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額0円 の有価証券売買等損益額B費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額0円 の有価証券売買等損益額C収益調整金額267, 524, 934円 32, 151, 454円 (A+B+C+D)C収益調整金額276, 272, 663円 36, 476, 941円 EE当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)303, 245, 710円 (A+B+C+D)E当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)316, 851, 560円 (A+B+C+D)F当ファンドの期末残存受益権口 数1, 071, 738, 336口 数G1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)1, 071, 738, 336口 数						ります。
の有価証券売買等損益額	A		3, 569, 322円			4, 101, 956円
C 収益調整金額 267, 524, 934円 C 収益調整金額 276, 272, 663円 D 分配準備積立金額 32, 151, 454円 D 分配準備積立金額 36, 476, 941円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 303, 245, 710円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,051,044,068口 数 F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,071,738,336口数 G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 2,885円 (F×10,000) G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 2,956円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
D 分配準備積立金額32,151,454円D 分配準備積立金額36,476,941円E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)303,245,710円 (A+B+C+D)当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)316,851,560円 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口 数1,051,044,068口 数F 当ファンドの期末残存受益権口 数1,071,738,336口 数G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000)2,885円 G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000)2,956円						
E当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)303, 245, 710円 (A+B+C+D)E当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)316, 851, 560円 (A+B+C+D)F当ファンドの期末残存受益権口 数1,051,044,068口 数F当ファンドの期末残存受益権口 数1,071,738,336口 数G1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)2,885円 /F×10,000)G1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)	С	収益調整金額	267, 524, 934円	C	収益調整金額	276, 272, 663円
(A+B+C+D) (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,051,044,068口数 6 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 2,885円 (F×10,000) (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,071,738,336口数 (B) (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,071,738,336口数 (B) (B) (B) (B) <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36, 476, 941円</td>	D					36, 476, 941円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,051,044,068口数 F 当ファンドの期末残存受益権口数数 1,071,738,336口数 G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 2,885円 /F×10,000) 「F×10,000)	Е		303, 245, 710円	Е		316, 851, 560円
数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,885円 / F×10,000) 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,956円 / F×10,000)		(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,885円 G 1万口当たり分配対象収益額(E 2,956円 /F×10,000) /F×10,000)	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 051, 044, 068口	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 071, 738, 336 □
$/$ F \times 10, 000) $/$ F \times 10, 000)		<i>"</i> ·			***	
· ·	G		2,885円	G		2,956円
— 90 —		$/$ F \times 10,000)			$/F \times 10,000$	
v			— 90) -	_	

11	1万口当たり分配金額	25円	11	1 〒口坐をM八町 入姫	25円
		25円 2,627,610円		1万口当たり分配金額 分配金額 (F×H/10,000)	
1	(2023年 1月11日から2023年 2月 8日		1	(2023年 7月11日から2023年 8月 8	
	間)	よくの可弁例		間)	ロよての可昇別
	計算期間末における分配対象収益額30	5, 437, 588円		計算期間末における分配対象収益額	316, 135, 083円
	(1万口当たり2,896円)のうち2,635	,792円(1万口		(1万口当たり2,969円) のうち2,6	61,820円(1万口
	当たり25円)を分配金額としておりま	す。		当たり25円)を分配金額としており	ます。
A	費用控除後の配当等収益額	3,876,564円	A	費用控除後の配当等収益額	4,013,460円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
C	収益調整金額	268, 670, 274円	С	収益調整金額	274, 535, 799円
D	分配準備積立金額	32, 890, 750円	D	分配準備積立金額	37, 585, 824円
Е	当ファンドの分配対象収益額	305, 437, 588円	Е	当ファンドの分配対象収益額	316, 135, 083円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 054, 317, 139 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 064, 728, 390 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,896円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,969円
	$/$ F \times 10, 000)			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	25円	Н	1万口当たり分配金額	25円
Ι		2,635,792円	Ι	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2,661,820円
	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8日	までの計算期		(2023年 8月 9日から2023年 9月 8	日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額30			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり2,909円)のうち2,604			(1万口当たり2,978円)のうち2,6	
	当たり25円)を分配金額としておりま			当たり25円)を分配金額としており	
A	費用控除後の配当等収益額	3,903,205円	A	費用控除後の配当等収益額	3, 629, 793円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
С	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	265, 599, 320円	С	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	273, 580, 620円
	分配準備積立金額	33, 652, 693円		分配準備積立金額	38, 655, 891円
E	当ファンドの分配対象収益額	303, 155, 218円		当ファンドの分配対象収益額	315, 866, 304円
	(A+B+C+D)	300, 100, 210, 3		(A+B+C+D)	010, 000, 001, ,
F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 041, 938, 950 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 060, 493, 517 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,909円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,978円
	$/$ F \times 10,000)			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	25円	Н	1万口当たり分配金額	25円
Ι		2,604,847円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	2,651,233円
	(2023年 3月 9日から2023年 4月10日	までの計算期		(2023年 9月 9日から2023年10月10	日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額30			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり2,918円)のうち2,593	,312円(1万口		(1万口当たり2,987円)のうち2,6	
	当たり25円)を分配金額としておりま	す。		当たり25円)を分配金額としており	ます。
	費用控除後の配当等収益額	3,531,358円		費用控除後の配当等収益額	3, 583, 023円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
С	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	264, 507, 604円	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	269, 448, 639円
	分配準備積立金額	34, 714, 991円		分配準備積立金額	38, 894, 273円
E E	当ファンドの分配対象収益額	302, 753, 953円		当ファンドの分配対象収益額	311, 925, 935円
ם	(A+B+C+D)	552, 150, 500 []	n	(A+B+C+D)	511, 020, 000 1
F		1, 037, 325, 031 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 043, 963, 701 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,918円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,987円
	$/F \times 10,000$			$/F \times 10,000$	
	1万口当たり分配金額	25円		1万口当たり分配金額	25円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	2,593,312円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	2,609,909円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第25特定期間	第26特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券等の金融商品を	
	投資対象として運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	

Ⅱ、金融商品の時価等に関する事項

Ⅱ. 金融間面の时間寺に関する事	''.		
西口	第25特定期間末		第26特定期間末
項目	(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左	
らの差額	しているためその差額はありません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)	有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品		外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左	
	簿価額と近似しているため、当該金融商		
	品の帳簿価額を時価としております。		
	(2) 有価証券	(2)	有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」に記載しております。		
	(3) デリバティブ取引	(3)	デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第25特定期間末	第26特定期間末	
并 据	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	△233	△233	
投資証券	△14, 674, 000	△12, 016, 880	
合計	△14, 674, 233	△12, 017, 113	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第25特定期間末(2023年4月10日)

該当事項はありません。

第26特定期間末(2023年10月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25特定期間	第26特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第25特定期間末		第26特定期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額 0.475	円	1口当たり純資産額	0.5067円
(1万口当たり純資産額) (4,759	円)	(1万口当たり純資産額)	(5,067円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	2, 330, 281	2, 336, 106	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	2, 330, 281	2, 336, 106	
		組入時価比率: 0.4%		100.0%	
	合計			2, 336, 106	l
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	103, 780	521, 183, 160	
		ド・ボンド(I10シェアクラス、ユー			
		口)			
	小計	銘柄数:1	103, 780	521, 183, 160	
		組入時価比率:98.5%		100.0%	
	合計			521, 183, 160	
		合計		523, 519, 266	

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

投資信託受益証券 10,084,477 10,082,466 投資証券 7,263,467,339 7,488,186,756 流動資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173 資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173 負債の部 流動負債 未払収益分配金 75,000,219 69,481,426 未払解約金 2,467,668 11,156,752 未払受託者報酬 219,820 229,717 未払委託者報酬 7,180,800 7,504,045 その他未払費用 697,597 674,369 流動負債合計 85,566,104 89,046,309 負債合計 85,566,104 89,046,309 純資産の部 元本等 元本 50,000,146,195 46,320,950,983 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864			(十四:11)
流動資産 金銭信託 260,193,470 127,907,951 投資信託受益証券 10,084,477 10,082,466 投資証券 7,263,467,339 7,488,186,756 流動資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173 資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173 負債の部 流動負債 未払収益分配金 75,000,219 69,481,426 未払解約金 2,467,668 11,156,752 未払受託者報酬 219,820 229,717 未払委託者報酬 7,180,800 7,504,045 その他未払費用 697,597 674,369 流動負債合計 85,566,104 89,046,309 負債合計 85,566,104 89,046,309 純資産の部 元本等 元本 50,000,146,195 46,320,950,983 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864 純資産合計 7,448,179,182 7,537,130,864			
金銭信託 投資信託受益証券 投資信託受益証券 流動資産合計 流動資産合計 流動資産合計 未払収益分配金 未払収益分配金 未払収益分配金 未払受託者報酬 その他未払費用 流動負債合計 での他未払費用 流動負債合計 不力 のでの 流動負債合計 不力 <b< td=""><td>資産の部</td><td></td><td></td></b<>	資産の部		
接資信託受益証券 10,084,477 10,082,466 投資証券 7,263,467,339 7,488,186,756 流動資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173 資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173 負債の部 流動負債 未払収益分配金 75,000,219 69,481,426 未払解約金 2,467,668 11,156,752 未払受託者報酬 219,820 229,717 未払委託者報酬 7,180,800 7,504,045 その他未払費用 697,597 674,369 流動負債合計 85,566,104 89,046,309 負債合計 85,566,104 89,046,309 純資産の部 元本等 元本 50,000,146,195 46,320,950,983 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864	流動資産		
投資証券7, 263, 467, 3397, 488, 186, 756流動資産合計7, 533, 745, 2867, 626, 177, 173資産合計7, 533, 745, 2867, 626, 177, 173負債の部 流動負債75, 000, 21969, 481, 426未払解約金2, 467, 66811, 156, 752未払受託者報酬219, 820229, 717未払委託者報酬7, 180, 8007, 504, 045その他未払費用697, 597674, 369流動負債合計85, 566, 10489, 046, 309純資産の部 元本等 元本 元本 利余金50, 000, 146, 19546, 320, 950, 983刺余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42, 551, 967, 013 3, 017, 429, 201 2, 860, 794, 328△38, 783, 820, 119(分配準備積立金) 元本等合計 元本等合計 元本等合計 7, 448, 179, 1827, 537, 130, 864純資産合計7, 448, 179, 1827, 537, 130, 864	金銭信託	260, 193, 470	127, 907, 951
流動資産合計7,533,745,2867,626,177,173資産合計7,533,745,2867,626,177,173負債の部流動負債未払収益分配金75,000,21969,481,426未払受託者報酬2,467,66811,156,752未払委託者報酬7,180,8007,504,045その他未払費用697,597674,369流動負債合計85,566,10489,046,309純資産の部85,566,10489,046,309純資産の部7本等50,000,146,19546,320,950,983刺余金期末剩余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	投資信託受益証券	10, 084, 477	10, 082, 466
資産合計7,533,745,2867,626,177,173負債の部 流動負債 未払収益分配金75,000,21969,481,426未払解約金2,467,66811,156,752未払委託者報酬219,820229,717未払委託者報酬7,180,8007,504,045その他未払費用697,597674,369流動負債合計85,566,10489,046,309純資産の部 元本等85,566,10489,046,309刺余金期末剩余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金) 元本等合計3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	投資証券	7, 263, 467, 339	7, 488, 186, 756
負債の部流動負債未払収益分配金75,000,21969,481,426未払解約金2,467,66811,156,752未払受託者報酬219,820229,717未払委託者報酬7,180,8007,504,045その他未払費用697,597674,369流動負債合計85,566,10489,046,309純資産の部85,566,10489,046,309元本等元本50,000,146,19546,320,950,983剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	流動資産合計	7, 533, 745, 286	7, 626, 177, 173
流動負債 未払収益分配金 75,000,219 69,481,426 未払解約金 2,467,668 11,156,752 未払受託者報酬 219,820 229,717 未払委託者報酬 7,180,800 7,504,045 その他未払費用 697,597 674,369 流動負債合計 85,566,104 89,046,309 純資産の部 7本等 50,000,146,195 46,320,950,983 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864 純資産合計 7,537,130,864	資産合計	7, 533, 745, 286	7, 626, 177, 173
未払収益分配金 75,000,219 69,481,426 未払解約金 2,467,668 11,156,752 未払受託者報酬 219,820 229,717 未払委託者報酬 7,180,800 7,504,045 その他未払費用 697,597 674,369 流動負債合計 85,566,104 89,046,309 負債合計 85,566,104 89,046,309 純資産の部 7本等 50,000,146,195 46,320,950,983 刺余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864 純資産合計 7,448,179,182 7,537,130,864	負債の部		
未払解約金2,467,66811,156,752未払受託者報酬219,820229,717未払委託者報酬7,180,8007,504,045その他未払費用697,597674,369流動負債合計85,566,10489,046,309検債合計85,566,10489,046,309純資産の部 元本等50,000,146,19546,320,950,983剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	流動負債		
未払受託者報酬219,820229,717未払委託者報酬7,180,8007,504,045その他未払費用697,597674,369流動負債合計85,566,10489,046,309純資産の部 元本等50,000,146,19546,320,950,983剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	未払収益分配金	75, 000, 219	69, 481, 426
未払委託者報酬7, 180, 8007, 504, 045その他未払費用697, 597674, 369流動負債合計85, 566, 10489, 046, 309負債合計85, 566, 10489, 046, 309純資産の部 元本等50, 000, 146, 19546, 320, 950, 983剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42, 551, 967, 013△38, 783, 820, 119(分配準備積立金)3, 017, 429, 2012, 860, 794, 328元本等合計7, 448, 179, 1827, 537, 130, 864純資産合計7, 448, 179, 1827, 537, 130, 864	未払解約金	2, 467, 668	11, 156, 752
その他未払費用697,597674,369流動負債合計85,566,10489,046,309負債合計85,566,10489,046,309純資産の部 元本等50,000,146,19546,320,950,983剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	未払受託者報酬	219, 820	229, 717
 流動負債合計 負債合計 総資産の部 元本等 期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金) 元本等合計 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864 20,950,983 30,017,429,201 7,537,130,864 7,448,179,182 7,537,130,864 	未払委託者報酬	7, 180, 800	7, 504, 045
負債合計 85,566,104 89,046,309 純資産の部 元本等 元本 50,000,146,195 46,320,950,983 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864 純資産合計 7,448,179,182 7,537,130,864	その他未払費用	697, 597	674, 369
純資産の部 元本等 元本 50,000,146,195 46,320,950,983 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △42,551,967,013 △38,783,820,119 (分配準備積立金) 3,017,429,201 2,860,794,328 元本等合計 7,448,179,182 7,537,130,864 純資産合計 7,448,179,182 7,537,130,864	流動負債合計	85, 566, 104	89, 046, 309
元本等	負債合計	85, 566, 104	89, 046, 309
元本50,000,146,19546,320,950,983剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	純資産の部		
 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金) 元本等合計 純資産合計 人42, 551, 967, 013 人38, 783, 820, 119 2, 860, 794, 328 7, 448, 179, 182 7, 537, 130, 864 7, 448, 179, 182 7, 537, 130, 864 	元本等		
期末剰余金又は期末欠損金(△)△42,551,967,013△38,783,820,119(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	元本	50, 000, 146, 195	46, 320, 950, 983
(分配準備積立金)3,017,429,2012,860,794,328元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	剰余金		
元本等合計7,448,179,1827,537,130,864純資産合計7,448,179,1827,537,130,864	期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 42,551,967,013$	\triangle 38, 783, 820, 119
純資産合計 7,448,179,182 7,537,130,864	(分配準備積立金)	3, 017, 429, 201	2, 860, 794, 328
	元本等合計	7, 448, 179, 182	7, 537, 130, 864
負債純資産合計 7,533,745,286 7,626,177,173	純資産合計	7, 448, 179, 182	7, 537, 130, 864
	負債純資産合計	7, 533, 745, 286	7, 626, 177, 173

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	第25特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第26特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	621, 261, 234	594, 441, 234
有価証券売買等損益	△280, 735, 530	581, 363, 406
営業収益合計	340, 525, 704	1, 175, 804, 640
営業費用		
支払利息	44, 544	38, 759
受託者報酬	1, 244, 488	1, 310, 672
委託者報酬	40, 653, 160	42, 815, 245
その他費用	711, 069	699, 013
営業費用合計	42, 653, 261	44, 863, 689
営業利益又は営業損失 (△)	297, 872, 443	1, 130, 940, 951
経常利益又は経常損失(△)	297, 872, 443	1, 130, 940, 951
当期純利益又は当期純損失(△)	297, 872, 443	1, 130, 940, 951
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	$\triangle 2,476,945$	22, 308, 177
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 43,791,330,655$	$\triangle 42,551,967,013$
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 975, 337, 485	4, 080, 867, 655
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2, 975, 337, 485	4, 080, 867, 655
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 581, 114, 520	992, 203, 523
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1, 581, 114, 520	992, 203, 523
分配金	455, 208, 711	429, 150, 012
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 42,551,967,013$	△38, 783, 820, 119

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	, <u> </u>
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
3. その他財務諸表作成のための基礎	特定期間の取扱い
となる事項	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第26特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	11/4/11/2/1-12/1/			
項目		第25特定期間末	第26特定期間末	
		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	51, 645, 330, 491円	50, 000, 146, 195円	
	期中追加設定元本額	1,861,299,561円	1, 185, 951, 967円	
	期中一部解約元本額	3, 506, 483, 857円	4,865,147,179円	
2.	特定期間末日における受益権の総数	50, 000, 146, 195 □	$46, 320, 950, 983 \square$	
3.	元本の欠損			
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	42, 551, 967, 013円	38, 783, 820, 119円	

(損	益及び剰余金計算書に関する注記)				
	第25特定期間			第26特定期間	
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	(2022年10月12日から2022年11月 8日までの計	上質曲		(2023年 4月11日から2023年 5月 8	口までの計質期
	間)	异州		間)	日よくの可昇効
		Б16Ш		計算期間末における分配対象収益額	0 200 067 085
	計算期間末における分配対象収益額9,358,593				
	(1万口当たり1,824円) のうち76,943,455円			(1万口当たり1,851円) のうち74,	
	口当たり15円)を分配金額としております。	74 007 []		口当たり15円)を分配金額としてお	
A		74, 887円	A		100, 077, 715円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額	05 057III	0	の有価証券売買等損益額	0 110 004 000 H
C		25, 357円		収益調整金額	6, 116, 624, 889円
D		93, 272円		分配準備積立金額	2,984,264,481円
Е		93, 516円	E	当ファンドの分配対象収益額	9, 200, 967, 085円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F		36, 713 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	49, 689, 679, 119 □
	数		_	数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,824円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,851円
	/ F × 10, 000)			/F×10,000)	
	1万口当たり分配金額	15円		1万口当たり分配金額	15円
Ι	分配金額(F×H/10,000) 76,94		Ι	分配金額(F×H/10,000)	
	(2022年11月 9日から2022年12月 8日までの計	算期		(2023年 5月 9日から2023年 6月 8	日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額9,331,967			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり1,828円)のうち76,560,961円	(1万		(1万口当たり1,857円)のうち73,	
	口当たり15円)を分配金額としております。			口当たり15円)を分配金額としてお	-
A	費用控除後の配当等収益額 96,32	21,205円	A	費用控除後の配当等収益額	99, 658, 028円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С		70,615円	C	収益調整金額	6,026,187,719円
D	分配準備積立金額 3,036,6	75, 751円	D	分配準備積立金額	2,951,801,963円
Е	当ファンドの分配対象収益額 9,331,96	67,571円	Е	当ファンドの分配対象収益額	9,077,647,710円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口 51,040,64	41, 040 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	48, 881, 035, 710 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,828円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,857円
	$/$ F \times 10, 000)			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	15円	Н	1万口当たり分配金額	15円
Ι	分配金額(F×H/10,000) 76,56	60,961円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	73, 321, 553円
	(2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計	算期		(2023年 6月 9日から2023年 7月10	日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額9,302,731	, 250円		計算期間末における分配対象収益額	8, 839, 555, 319円
	(1万口当たり1,832円)のうち76,157,874円	(1万		(1万口当たり1,862円)のうち71,	204,336円(1万
	口当たり15円)を分配金額としております。			口当たり15円)を分配金額としてお	ります。
A	費用控除後の配当等収益額 95,88	89, 380円	A	費用控除後の配当等収益額	94, 875, 539円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額 6,191,70	01,659円	C	収益調整金額	5, 867, 794, 670円
D	分配準備積立金額 3,015,14	40,211円	D	分配準備積立金額	2,876,885,110円
Е	当ファンドの分配対象収益額 9,302,73	31,250円	Е	当ファンドの分配対象収益額	8, 839, 555, 319円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口 50,771,9	16, 116口	F	当ファンドの期末残存受益権口	47, 469, 557, 917 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,832円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,862円
	$/F \times 10,000$			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額			1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額(F×H/10,000) 76,15	57,874円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	71, 204, 336円
					•

	(2023年 1月11日から2023年 2月 8日までの計算期間)		(2023年 7月11日から2023年 8月 8日までの計算期間)
	計算期間末における分配対象収益額9,227,168,947円 (1万口当たり1,837円)のうち75,328,643円(1万		計算期間末における分配対象収益額8,799,552,103円 (1万口当たり1,866円)のうち70,721,230円(1万
	口当たり15円)を分配金額としております。		口当たり15円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額 100,918,440円	A	費用控除後の配当等収益額 90,623,006円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 6,137,685,560円	С	収益調整金額 5,837,362,731円
D	分配準備積立金額 2,988,564,947円	D	分配準備積立金額 2,871,566,366円
Е	当ファンドの分配対象収益額 9,227,168,947円	Е	当ファンドの分配対象収益額 8,799,552,103円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 50,219,095,810口	F	当ファンドの期末残存受益権口 47,147,486,714口
	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,837円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,866円
	$/ F \times 10,000)$		$/ F \times 10,000)$
Н	1万口当たり分配金額 15円	Н	1万口当たり分配金額 15円
Ι	1万口当たり分配金額15円分配金額 (F×H/10,000)75,328,643円	Ι	分配金額(F×H/10,000) 70,721,230円
	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8日までの計算期		(2023年 8月 9日から2023年 9月 8日までの計算期
	間)		間)
	計算期間末における分配対象収益額9, 238, 850, 424円		計算期間末における分配対象収益額8,719,317,658円
	(1万口当たり1,842円) のうち75,217,559円(1万		(1万口当たり1,871円)のうち69,886,949円(1万
	口当たり15円)を分配金額としております。		口当たり15円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額 100,450,880円	A	費用控除後の配当等収益額 93,333,938円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額
C	収益調整金額 6,147,787,603円	С	収益調整金額 5,781,582,955円
D	分配準備積立金額 2,990,611,941円	D	分配準備積立金額 2,844,400,765円
Е	当ファンドの分配対象収益額 9,238,850,424円	Е	当ファンドの分配対象収益額 8,719,317,658円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 50,145,039,473口	F	当ファンドの期末残存受益権口 46,591,299,452口
	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,842円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,871円
	$/F \times 10,000$		$/F \times 10,000$
Н	1万口当たり分配金額 15円 分配金額(F×H/10,000) 75,217,559円	Н	1万口当たり分配金額 15円
Ι		Ι	分配金額(F×H/10,000) 69,886,949円
	(2023年 3月 9日から2023年 4月10日までの計算期		(2023年 9月 9日から2023年10月10日までの計算期
	間)		間)
	計算期間末における分配対象収益額9,232,558,805円		計算期間末における分配対象収益額8,688,343,935円
	(1万口当たり1,846円) のうち75,000,219円(1万		(1万口当たり1,875円) のうち69,481,426円 (1万
	口当たり15円)を分配金額としております。		口当たり15円)を分配金額としております。
	費用控除後の配当等収益額 95,363,166円		費用控除後の配当等収益額 89,057,971円
В	費用控除後·繰越欠損金補填後 0円	В	費用控除後·繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額	_	の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 6,140,129,385円		収益調整金額 5,758,068,181円
	分配準備積立金額 2,997,066,254円		分配準備積立金額 2,841,217,783円
Е	当ファンドの分配対象収益額 9,232,558,805円	Е	当ファンドの分配対象収益額 8,688,343,935円
	(A+B+C+D)	_	(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 50,000,146,195口	F	当ファンドの期末残存受益権口 46,320,950,983口
_	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,846円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,875円
	/F×10,000)		/ F × 10, 000)
	1万口当たり分配金額 15円		1万口当たり分配金額 15円
1	分配金額(F×H/10,000) 75,000,219円	1	分配金額(F×H/10,000) 69,481,426円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第25特定期間	第26特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券等の金融商品を	
	投資対象として運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

11. 金融向品の母間寺に関する事	<u> </u>		
西口	第25特定期間末	第26特定期間末	
項目	(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左	
らの差額	しているためその差額はありません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)	有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品		外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左	
	簿価額と近似しているため、当該金融商		
	品の帳簿価額を時価としております。		
	(2) 有価証券	(2)	有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」に記載しております。		
	(3) デリバティブ取引	(3)	デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第25特定期間末	第26特定期間末		
并 据	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)		
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額		
	(円)	(円)		
投資信託受益証券	△1,006	△1,006		
投資証券	△221, 819, 819	∆348, 325, 742		
合計	△221, 820, 825	∆348, 326, 748		

(デリバティブ取引等に関する注記)

第25特定期間末(2023年4月10日)

該当事項はありません。

第26特定期間末(2023年10月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25特定期間	第26特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第25特定期間末	第26特定期間末	
(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額 0.1490円	1口当たり純資産額 0.1627円	J
(1万口当たり純資産額) (1,490円)	(1万口当たり純資産額) (1,627円))

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	10, 057, 323	10, 082, 466	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	10, 057, 323	10, 082, 466	
		組入時価比率: 0.1%		100.0%	
	合計			10, 082, 466	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	2, 165, 467. 541	7, 488, 186, 756	
		ド・ボンド-ブラジルレアル(I4			
		シェアクラス、円)			
	小計	銘柄数:1	2, 165, 467. 541	7, 488, 186, 756	
		組入時価比率:99.4%		100.0%	
	合計			7, 488, 186, 756	
		合計		7, 498, 269, 222	

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)

(1)【貸借対照表】

資産の部 流動資産 金銭信託 投資信託受益証券	第25特定期間末 (2023年 4月10日) 12,698,427 782,237 457,819,227	第26特定期間末 (2023年10月10日) 32,900,841 782,081
流動資産 金銭信託	782, 237	
金銭信託	782, 237	
	782, 237	
投資信託受益証券		782, 081
以 見 口	457, 819, 227	
投資証券		446, 130, 251
流動資産合計	471, 299, 891	479, 813, 173
資産合計	471, 299, 891	479, 813, 173
 負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3, 374, 726	3, 043, 879
未払解約金	4	25, 218, 836
未払受託者報酬	13, 942	14, 189
未払委託者報酬	455, 420	463, 505
その他未払費用	286, 501	233, 189
流動負債合計	4, 130, 593	28, 973, 598
負債合計	4, 130, 593	28, 973, 598
純資産の部		
元本等		
元本	1, 687, 363, 228	1, 521, 939, 564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 1, 220, 193, 930$	$\triangle 1,071,099,989$
(分配準備積立金)	145, 054, 419	140, 018, 770
元本等合計	467, 169, 298	450, 839, 575
純資産合計	467, 169, 298	450, 839, 575
負債純資産合計	471, 299, 891	479, 813, 173

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(中位:11)
	第25特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第26特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	33, 945, 458	33, 495, 418
有価証券売買等損益	754, 910	1, 302, 501
為替差損益	$\triangle 23, 274, 753$	20, 767, 630
営業収益合計	11, 425, 615	55, 565, 549
営業費用		
支払利息	2, 978	2, 899
受託者報酬	80, 439	80, 975
委託者報酬	2, 627, 539	2, 645, 017
その他費用	287, 326	234, 847
営業費用合計	2, 998, 282	2, 963, 738
営業利益又は営業損失(△)	8, 427, 333	52, 601, 811
経常利益又は経常損失 (△)	8, 427, 333	52, 601, 811
当期純利益又は当期純損失 (△)	8, 427, 333	52, 601, 811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△531, 486	124, 621
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 1, 261, 346, 864$	$\triangle 1, 220, 193, 930$
剰余金増加額又は欠損金減少額	71, 865, 298	131, 900, 921
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	71, 865, 298	131, 900, 921
剰余金減少額又は欠損金増加額	19, 169, 558	15, 730, 129
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19, 169, 558	15, 730, 129
分配金	20, 501, 625	19, 554, 041
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1, 220, 193, 930	△1, 071, 099, 989

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 特定期間の取扱い
	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第26特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	(首日	第25特定期間末	第26特定期間末
	項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	1, 761, 952, 725円	1,687,363,228円
	期中追加設定元本額	26, 963, 231円	22, 241, 457円
	期中一部解約元本額	101, 552, 728円	187, 665, 121円
2.	特定期間末日における受益権の総数	1, 687, 363, 228 □	1, 521, 939, 564 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1, 220, 193, 930円	1,071,099,989円

(損	益及び剰余金計算書に関する注	記)			
	第25特定期間			第26特定期間	
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	(2022年10月12日から2022年11月 8	日までの計算期		(2023年 4月11日から2023年 5月	8日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり2,369円)のうち3,5			(1万口当たり2,432円)のうち3,	
	当たり20円)を分配金額としており	· ·		当たり20円)を分配金額としており	
A	費用控除後の配当等収益額	5, 873, 857円		費用控除後の配当等収益額	5, 399, 278円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後の表征記光売買祭提業額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
С	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	269, 193, 707円	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	259, 448, 345円
D	分配準備積立金額	141, 936, 844円		分配準備積立金額	144, 224, 688円
E	当ファンドの分配対象収益額	417, 004, 408円		当ファンドの分配対象収益額	409, 072, 311円
L	(A+B+C+D)	111,001,100,1	L	(A+B+C+D)	100, 0.2, 011, 3
F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 759, 671, 072 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 681, 342, 866口
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2, 369円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,432円
**	F × 10, 000)	000	**	/F×10,000)	000
	1万口当たり分配金額 分配金額 (F×H/10,000)	20円 3, 519, 342円		1万口当たり分配金額 分配金額 (F×H/10,000)	20円 3, 362, 685円
Ι	(2022年11月 9日から2022年12月 8		1	(2023年 5月 9日から2023年 6月)	
	間)	日よくの可昇効		間)	0日よくの日昇朔
	計算期間末における分配対象収益額	410. 145. 788円		計算期間末における分配対象収益額	首408.603.044円
	(1万口当たり2,380円) のうち3,4			(1万口当たり2,445円) のうち3,	
	当たり20円)を分配金額としており			当たり20円)を分配金額としており	
A	費用控除後の配当等収益額	5, 208, 132円	A	費用控除後の配当等収益額	5, 437, 165円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	263, 902, 398円		収益調整金額	258, 231, 025円
D	分配準備積立金額	141, 035, 258円		分配準備積立金額	144, 934, 854円
Е	当ファンドの分配対象収益額	410, 145, 788円	Е	当ファンドの分配対象収益額	408, 603, 044円
F	(A+B+C+D) 当ファンドの期末残存受益権口	1, 723, 262, 691 □	Б	(A+B+C+D) 当ファンドの期末残存受益権口	1, 670, 780, 160口
Г	数	1, 725, 202, 091	Г	カップ アッカ 水 次 行 文 盆 惟 ロ 数	1, 070, 700, 100 🖂
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,380円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,445円
	/ F ×10, 000)			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	20円	Н	1万口当たり分配金額	20円
Ι		3, 446, 525円	Ι		3,341,560円
	(2022年12月 9日から2023年 1月10	日までの計算期		(2023年 6月 9日から2023年 7月1	0日までの計算期
	間)	405 000 000			T.100 50: 0:07
	計算期間末における分配対象収益額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		計算期間末における分配対象収益額(1.7.7.7.1%は、10.0.4.50円)のごはの	
	(1万口当たり2,390円) のうち3,39 当たり20円) を分配金額としており			(1万口当たり2,458円) のうち3, ***たり20円) な八冊 会類 トレフセル	
Λ	費用控除後の配当等収益額	まり。 5,096,331円	Λ	当たり20円)を分配金額としており 費用控除後の配当等収益額	5,442,252円
A B	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
D	の有価証券売買等損益額	011	D	の有価証券売買等損益額	01.1
С	収益調整金額	260, 042, 268円	С	収益調整金額	257, 138, 651円
D	分配準備積立金額	140, 255, 039円		分配準備積立金額	145, 950, 909円
Е	当ファンドの分配対象収益額	405, 393, 638円	Е	当ファンドの分配対象収益額	408, 531, 812円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 696, 108, 053 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	1, 661, 809, 217 □
_	数	0.000	_	数	0.450
G	1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)	2, 390円	G	1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)	2, 458円
ц	/F×10,000) 1万口当たり分配金額	20円	ц	/F×10,000) 1万口当たり分配金額	20円
п Т	分配金額(F×H/10,000)			分配金額(F×H/10,000)	3, 323, 618円
-	/V ====== H/\ \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)	5, 552, 210 1	_	/V PD 32 H/\ (2 ···11/ 10; 000/	5, 525, 515, 1

	(2023年 1月11日から2023年 2月 8日までの計算期間)		(2023年 7月11日から2023年 8月 8日までの間)	計算期
	計算期間末における分配対象収益額406,317,752円		計算期間末における分配対象収益額401,148,4	л96Ш
	(1万口当たり2,401円)のうち3,383,908円(1万口		(1万口当たり2,470円) のうち3,247,856円	
	当たり20円)を分配金額としております。		当たり20円)を分配金額としております。	(1)
A	費用控除後の配当等収益額 5,297,477円	Λ.		161, 246円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
D		D		017
C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額 260,035,108円	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額 251,6	654, 504円
С				
D	分配準備積立金額 140,985,167円 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985,1670 140,985			332,746円
Е	当ファンドの分配対象収益額 406,317,752円	E		148, 496円
Б	(A+B+C+D)	Б	(A+B+C+D)	000 400 H
F	当ファンドの期末残存受益権口 1,691,954,490口***	F	and the second s	928, 488 □
C	数 1天只火4-10八天14-64四长短(F		数 1天口火车的八哥特色四丝短(口	0. 470 III
G	1万口当たり分配対象収益額(E 2,401円 /F×10,000)	G	1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)	2,470円
Н	7 F へ10,0000 1万口当たり分配金額 20円	П	/ F へ10,000/ 1万口当たり分配金額	20円
	カロヨルリカ配金額 分配金額(F×H/10,000) 3,383,908円			20円 247, 856円
Ι	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8日までの計算期	1	(2023年 8月 9日から2023年 9月 8日までの)	-
	間)		間)	可异剂
	計算期間末における分配対象収益額408,129,517円		計算期間末における分配対象収益額401,321,3	nene.
	(1万口当たり2,411円)のうち3,384,908円(1万口		(1万口当たり2,481円)のうち3,234,443円	
	当たり20円)を分配金額としております。		当たり20円) を分配金額としております。	(1)1
A	費用控除後の配当等収益額 5,075,070円	Λ.		060, 236円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
Ъ	の有価証券売買等損益額	Б	の有価証券売買等損益額	0
С	収益調整金額 260, 464, 014円	C		919, 310円
D	分配準備積立金額 200, 404, 014 Pi			341, 846円
Б Е	当ファンドの分配対象収益額 408,129,517円			321, 392円
E	(A+B+C+D)	E	(A+B+C+D)	321, 392
F	当ファンドの期末残存受益権口 1,692,454,060口	E		221, 660 □
1	数	1.	数	221, 000 H
G	1万口当たり分配対象収益額(E 2,411円	G	が 1万口当たり分配対象収益額(E	2,481円
0	/F × 10, 000)	Ü	F × 10, 000)	2, 101 1
Н	1万口当たり分配金額 20円	Н	1万口当たり分配金額	20円
Ι	分配金額(F×H/10,000) 3,384,908円			234, 443円
_	(2023年 3月 9日から2023年 4月10日までの計算期	1	(2023年 9月 9日から2023年10月10日までの	
	間)		間)	₽1 2Γ /93
	計算期間末における分配対象収益額408,491,285円		計算期間末における分配対象収益額379,437,8	815円
	(1万口当たり2,420円) のうち3,374,726円 (1万口		(1万口当たり2,493円) のうち3,043,879円	
	当たり20円)を分配金額としております。		当たり20円)を分配金額としております。	, , , , ,
A	費用控除後の配当等収益額 4,959,256円	A		787, 174円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額 260,062,140円	С		375, 166円
D	分配準備積立金額 143, 469, 889円			275, 475円
E	当ファンドの分配対象収益額 408,491,285円			437, 815円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)	, , ,
F	当ファンドの期末残存受益権口 1,687,363,228口	F		939, 564 □
-	数		数	,
G	1万口当たり分配対象収益額(E 2,420円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,493円
-	/F×10,000)		/F×10,000)	_, , ,
Н	1万口当たり分配金額 20円	Н	1万口当たり分配金額	20円
	分配金額(F×H/10,000) 3,374,726円			043,879円
	у нашену (т - тт/ то, ооо/ 0, отт, тдо) .	1 1	/V HE 3/2 HX (I · · II/ IV; VVV/ U;	- 10, 010 1

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 亚伽问叫少水沉气医,心事况	第25特定期間	第26特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	- の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

日・小田田町の一田石で図りの中	^	
塔口	第25特定期間末	第26特定期間末
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左
らの差額	しているためその差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左
	簿価額と近似しているため、当該金融商	
	品の帳簿価額を時価としております。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 / 1 1 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /					
種類	第25特定期間末	第26特定期間末			
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)			
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額			
	(円)	(円)			
投資信託受益証券	△78	△78			
投資証券	△12, 231, 723	△12, 678, 930			
合計	△12, 231, 801	△12, 679, 008			

(デリバティブ取引等に関する注記)

第25特定期間末 (2023年4月10日) 該当事項はありません。

第26特定期間末 (2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25特定期間	第26特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第25特定期間末		第26特定期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	0. 2769円	1口当たり純資産額	0. 2962円
(1万口当たり純資産額)	(2,769円)	(1万口当たり純資産額)	(2,962円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益	証円	CAマネープールファンド(適格機関投資	780, 131	782, 081	
券		家専用)			
	小計	銘柄数:1	780, 131	782, 081	
		組入時価比率: 0.2%		100.0%	6
	合計			782, 081	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	43, 500	150, 423, 000)
		ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラ			
İ		ス、円)			
	小計	·銘柄数:1	43, 500	150, 423, 000)
		組入時価比率:33.4%		33. 7%	0
	オーストラリアド	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	49, 700	1, 570, 520. 00)
	ル	ボンド (IH3シェアクラス、豪ドル)			
	小計	銘柄数:1	49, 700	1, 570, 520. 00)
				(149, 859, 018)	
		組入時価比率:33.2%		33.6%	0
	南アフリカランド	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	15, 620	18, 965, 960. 20)
		ボンド(IH7シェアクラス、南アフリカ			
		ランド)			
	小計	·銘柄数:1	15, 620	18, 965, 960. 20)
				(145, 848, 233)	
		組入時価比率: 32.4%		32. 7%	6
	合計			446, 130, 251	
				(295, 707, 251)	
		合計		446, 912, 332	2
				(295, 707, 251)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)

(1)【貸借対照表】

		(十四・11)
	第25特定期間末 (2023年 4月10日)	第26特定期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	27, 519, 930	20, 574, 898
投資信託受益証券	2, 129, 730	2, 129, 305
投資証券	1, 315, 264, 500	1, 063, 458, 400
流動資産合計	1, 344, 914, 160	1, 086, 162, 603
資産合計	1, 344, 914, 160	1, 086, 162, 603
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6, 544, 713	5, 460, 768
未払解約金	4	5, 502, 126
未払受託者報酬	40, 472	31, 709
未払委託者報酬	1, 322, 114	1, 035, 776
その他未払費用	306, 339	268, 521
流動負債合計	8, 213, 642	12, 298, 900
負債合計	8, 213, 642	12, 298, 900
純資産の部		
元本等		
元本	2, 617, 885, 449	2, 184, 307, 248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 1, 281, 184, 931$	$\triangle 1$, 110, 443, 545
(分配準備積立金)	44, 689, 927	50, 758, 808
元本等合計	1, 336, 700, 518	1, 073, 863, 703
純資産合計	1, 336, 700, 518	1, 073, 863, 703
負債純資産合計	1, 344, 914, 160	1, 086, 162, 603

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第25特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第26特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	64, 680, 000	57, 564, 000
有価証券売買等損益	17, 416, 266	△58, 459, 364
営業収益合計	82, 096, 266	△895, 364
営業費用		
支払利息	7, 257	5, 762
受託者報酬	231, 943	201, 346
委託者報酬	7, 576, 849	6, 577, 268
その他費用	308, 541	272, 966
営業費用合計	8, 124, 590	7, 057, 342
営業利益又は営業損失(△)	73, 971, 676	△7, 952, 706
経常利益又は経常損失(△)	73, 971, 676	$\triangle 7,952,706$
当期純利益又は当期純損失(△)	73, 971, 676	$\triangle 7,952,706$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△471, 627	△291, 739
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 1, 457, 528, 138$	$\triangle 1, 281, 184, 931$
剰余金増加額又は欠損金減少額	159, 694, 277	231, 246, 930
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	159, 694, 277	231, 246, 930
剰余金減少額又は欠損金増加額	17, 065, 288	17, 039, 178
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	17, 065, 288	17, 039, 178
分配金	40, 729, 085	35, 805, 399
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1, 281, 184, 931	$\triangle 1, 110, 443, 545$

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
3. その他財務諸表作成のための基礎	特定期間の取扱い
となる事項	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第26特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	旧内, (() () () () ()		
	項目	第25特定期間末	第26特定期間末
- 現日		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,910,601,088円	2,617,885,449円
	期中追加設定元本額	35, 477, 727円	34, 557, 914円
	期中一部解約元本額	328, 193, 366円	468, 136, 115円
2.	特定期間末日における受益権の総数	2, 617, 885, 449 □	2, 184, 307, 248 □
3.	元本の欠損		_
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1, 281, 184, 931円	1, 110, 443, 545円

(推	益及び剰余金計算書に関する注	記)			
	第25特定期間			第26特定期間	
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	(2022年10月12日から2022年11月 8	日までの計算期		(2023年 4月11日から2023年 5月	8日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額	頁280, 984, 581円
	(1万口当たり1,005円) のうち7,0			(1万口当たり1,071円) のうち6,	556,920円(1万口
	当たり25円)を分配金額としており			当たり25円)を分配金額としており	
A	費用控除後の配当等収益額	10,767,101円		費用控除後の配当等収益額	9, 238, 022円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	944 977 E9EIII	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	997 140 E41 III
C D	分配準備積立金額	244, 877, 525円 29, 341, 101円		分配準備積立金額	227, 140, 541円 44, 606, 018円
E	当ファンドの分配対象収益額	284, 985, 727円		当ファンドの分配対象収益額	280, 984, 581円
L	(A+B+C+D)	204, 303, 1211]	L	(A+B+C+D)	200, 304, 301 1
F	当ファンドの期末残存受益権口	2, 834, 805, 416 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	2, 622, 768, 128口
-	数	_,, ,	_	数	_,,,, -
G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,005円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,071円
	/ F ×10, 000)			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	25円		1万口当たり分配金額	25円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	7, 087, 013円	Ι) THE TENY (1 11) 10) 000)	6,556,920円
	(2022年11月 9日から2022年12月 8	日までの計算期		(2023年 5月 9日から2023年 6月	8日までの計算期
	間)			間)	To
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額 (1 エロバナル1 200円) のうまたの	
	(1万口当たり1,018円)のうち6,9 当たり25円)を分配金額としており			(1万口当たり1,082円) のうち6,3 当たり25円) を分配金額としており	
A	費用控除後の配当等収益額	まり。 10,656,522円	Λ	雪にり25円)を分配金額としてわり 費用控除後の配当等収益額	9, 132, 821円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	9, 132, 621 7
Ъ	の有価証券売買等損益額	011	D	の有価証券売買等損益額	01.1
С	収益調整金額	239, 039, 568円	С	収益調整金額	219, 568, 499円
D	分配準備積立金額	32, 169, 510円		分配準備積立金額	45, 648, 748円
Е	当ファンドの分配対象収益額	281, 865, 600円	Е	当ファンドの分配対象収益額	274, 350, 068円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	$2,766,362,491\square$	F	当ファンドの期末残存受益権口	$2,534,328,550\square$
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,018円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,082円
11	/ F×10,000)	огШ	11	/ F×10,000)	ог Ш
H T	1万口当たり分配金額 分配金額 (F×H/10,000)	25円 6, 915, 906円		1万口当たり分配金額 分配金額 (F×H/10,000)	25円 6, 335, 821円
1	(2022年12月 9日から2023年 1月10		1	(2023年 6月 9日から2023年 7月16	
	間)	日よくの田井州		間)	0日よくv7日 外 列
	計算期間末における分配対象収益額	277, 574, 481円		計算期間末における分配対象収益額	頁261, 290, 779円
	(1万口当たり1,028円) のうち6,7			(1万口当たり1,092円) のうち5,	
	当たり25円)を分配金額としており			当たり25円)を分配金額としており	
A	費用控除後の配当等収益額	9, 214, 187円	A	費用控除後の配当等収益額	8, 325, 105円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	233, 355, 206円		収益調整金額	207, 314, 310円
D	分配準備積立金額	35, 005, 088円		分配準備積立金額	45, 651, 364円
Е	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	277, 574, 481円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+R+C+D)	261, 290, 779円
F	(A+B+C+D) 当ファンドの期末残存受益権口	2, 699, 697, 949 □	Б	(A+B+C+D) 当ファンドの期末残存受益権口	2, 391, 308, 015 □
1'	数	۵, ۱۶۶, ۱۶۲, ۱۹۵ ا	1,	カ カ	2, 551, 500, 015 H
G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,028円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,092円
**	/ F×10,000)	0.5 111	**	/ F×10,000)	0.5.171
	1万口当たり分配金額	25円		1万口当たり分配金額	25円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	6, 749, 244円	1	分配金額(F×H/10,000)	5, 978, 270円

			,
	(2023年 1月11日から2023年 2月 8日までの計算期		(2023年 7月11日から2023年 8月 8日までの計算期
	間)		間)
	計算期間末における分配対象収益額279,912,156円		計算期間末における分配対象収益額262,830,170円
	(1万口当たり1,041円) のうち6,719,354円 (1万口) ない町 (1万口) ない町 (1万口)		(1万口当たり1,104円) のうち5,948,916円 (1万口
Λ	当たり25円)を分配金額としております。 専用体験後の配と発展を類としております。	٨	当たり25円) を分配金額としております。 弗用物路後の配光祭収表類
A B	費用控除後の配当等収益額 10,279,482円 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後の配当等収益額8,764,606円費用控除後・繰越欠損金補填後0円
Б	の有価証券売買等損益額	Б	の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 232, 392, 210円	С	収益調整金額 206, 376, 602円
D	分配準備積立金額 37, 240, 464円		分配準備積立金額 47,688,962円
E	当ファンドの分配対象収益額 279,912,156円		当ファンドの分配対象収益額 262,830,170円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 2,687,741,929口	F	当ファンドの期末残存受益権口 2,379,566,512口
	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,041円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,104円
	$/F \times 10,000$		/ F ×10,000)
	1万口当たり分配金額 25円		1万口当たり分配金額 25円
Ι	分配金額(F×H/10,000) 6,719,354円	Ι	分配金額(F×H/10,000) 5,948,916円
	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8日までの計算期		(2023年 8月 9日から2023年 9月 8日までの計算期
	間)		間)
	計算期間末における分配対象収益額282,361,725円 (1万口当たり1,051円)のうち6,712,855円(1万口		計算期間末における分配対象収益額246,415,611円 (1万口当たり1,115円)のうち5,524,704円(1万口
	当たり25円) を分配金額としております。		(1万口目にり1,115円) のりら5,524,704円 (1万口 当たり25円) を分配金額としております。
A	サスタック	٨	費用控除後の配当等収益額 7,765,360円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
ע	の有価証券売買等損益額	ם	の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 232, 282, 973円	С	収益調整金額 191,744,405円
D	分配準備積立金額 40,650,823円		分配準備積立金額 46,905,846円
Е	当ファンドの分配対象収益額 282, 361, 725円		当ファンドの分配対象収益額 246, 415, 611円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 2,685,142,043口	F	当ファンドの期末残存受益権口 2,209,881,831口
	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,051円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,115円
	/F×10,000)		/ F ×10, 000)
	1万口当たり分配金額 25円		1万口当たり分配金額 25円
Ι	分配金額(F×H / 10,000) 6,712,855円	I	分配金額 (F×H/10,000) 5,524,704円
	(2023年 3月 9日から2023年 4月10日までの計算期		(2023年 9月 9日から2023年10月10日までの計算期
	間) 計算期間末における分配対象収益額277,782,902円		間) 計算期間末における分配対象収益額245,839,805円
	(1万口当たり1,061円)のうち6,544,713円(1万口		(1万口当たり1,125円)のうち5,460,768円(1万口
	当たり25円)を分配金額としております。		当たり25円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額 9,000,895円	A	the FE Libert A. CO
В	費用控除後·繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 226, 548, 262円	С	収益調整金額 189,620,229円
D	分配準備積立金額 42,233,745円	D	分配準備積立金額 48,495,901円
Е	当ファンドの分配対象収益額 277,782,902円	Е	当ファンドの分配対象収益額 245,839,805円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 2,617,885,449口	F	当ファンドの期末残存受益権口 2,184,307,248口
_	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,061円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 1,125円
11	/ F×10,000) 1万日光を50人町全海	11	/ F×10,000)
H	1万口当たり分配金額 25円 公配会額 (F×H /10,000) 6.544 713円		1万口当たり分配金額 25円
1	分配金額(F×H/10,000) 6,544,713円	Ι	分配金額(F×H/10,000) 5,460,768円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

	第25特定期間	第26特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券等の金融商品を	
	投資対象として運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	

Ⅱ、金融商品の時価等に関する事項

Ⅱ. 金融間面の时間寺に関する事	只		
西口	第25特定期間末		第26特定期間末
項目	(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左	
らの差額	しているためその差額はありません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)	有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品		外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左	
	簿価額と近似しているため、当該金融商		
	品の帳簿価額を時価としております。		
	(2) 有価証券	(2)	有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」に記載しております。		
	(3) デリバティブ取引	(3)	デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2			
海	第25特定期間末	第26特定期間末	
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	△213	△213	
投資証券	△33, 604, 500	△22, 824, 800	
合計	△33, 604, 713	△22, 825, 013	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第25特定期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第26特定期間末 (2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25特定期間	第26特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第25特定期間末		第26特定期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	0.5106円	1口当たり純資産額	0. 4916円
(1万口当たり純資産額)	(5, 106円)	(1万口当たり純資産額)	(4,916円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	2, 123, 996	2, 129, 305	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	2, 123, 996	2, 129, 305	
		組入時価比率: 0.2%		100.0%	
	合計			2, 129, 305	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	221, 600	1, 063, 458, 400	
		ド・ボンド(IH9シェアクラス、			
		円)			
	小計	銘柄数:1	221, 600	1, 063, 458, 400	
		組入時価比率:99.0%		100.0%	
	合計			1, 063, 458, 400	
		合計		1, 065, 587, 705	

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)

(1)【貸借対照表】

投資信託受益証券27,810,99327,805,446投資証券15,494,075,75515,294,051,692流動資産合計16,009,235,62715,622,420,751資産合計16,009,235,62715,622,420,751負債の部*********************************			(十四:11)
 流動資産 金銭信託 487, 348, 879 300, 563, 613 投資信託受益証券 27, 810, 993 27, 805, 446 投資証券 15, 494, 075, 755 15, 294, 051, 692 流動資産合計 16, 009, 235, 627 15, 622, 420, 751 資産合計 16, 009, 235, 627 15, 622, 420, 751 負債の部 未払収益分配金 未払収益分配金 未払収益分配金 未以要託者報酬 479, 439 453, 996 未払委託者報酬 15, 661, 695 14, 830, 573 その他未払費用 1, 333, 868 1, 244, 206 流動負債合計 146, 816, 261 171, 389, 328 負債合計 146, 816, 261 171, 389, 328 純資産の部 元本等 元本等 有1, 679, 241, 604 57, 562, 966, 497 (分配準備積立金) 9, 108, 403, 700 8, 698, 790, 551 元本等合計 15, 862, 419, 366 15, 451, 031, 423 純資産合計 15, 862, 419, 366 15, 451, 031, 423 			
金銭信託	資産の部		
投資信託受益証券	流動資産		
投資証券	金銭信託	487, 348, 879	300, 563, 613
16,009,235,627 15,622,420,755 26産合計 16,009,235,627 15,622,420,755 26産合計 16,009,235,627 15,622,420,755 26使の部 23,358,483 115,125,932 25,420,756 25,982,776 25,9	投資信託受益証券	27, 810, 993	27, 805, 446
資産合計16,009,235,62715,622,420,751負債の部 流動負債123,358,483115,125,932未払収益分配金123,358,483115,125,932未払受託者報酬479,439453,996未払委託者報酬15,661,69514,830,573その他未払費用1,333,8681,244,206流動負債合計146,816,261171,389,328負債合計146,816,261171,389,328純資産の部 元本等 元本 利余金61,679,241,60457,562,966,497刺余金445,816,822,238△42,111,935,074(分配準備積立金)9,108,403,7008,698,790,551元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	投資証券	15, 494, 075, 755	15, 294, 051, 692
負債の部流動負債123, 358, 483115, 125, 932未払収益分配金123, 358, 483115, 125, 932未払解約金5, 982, 77639, 734, 622未払委託者報酬479, 439453, 996未払委託者報酬15, 661, 69514, 830, 573その他未払費用1, 333, 8681, 244, 205流動負債合計146, 816, 261171, 389, 328負債合計146, 816, 261171, 389, 328純資産の部元本等元本61, 679, 241, 60457, 562, 966, 497剰余金445, 816, 822, 238△42, 111, 935, 074(分配準備積立金)9, 108, 403, 7008, 698, 790, 551元本等合計15, 862, 419, 36615, 451, 031, 423純資産合計15, 862, 419, 36615, 451, 031, 423	流動資産合計	16, 009, 235, 627	15, 622, 420, 751
流動負債 未払収益分配金 123,358,483 115,125,932 未払解約金 5,982,776 39,734,622 未払受託者報酬 479,439 453,996 未払委託者報酬 15,661,695 14,830,573 その他未払費用 1,333,868 1,244,206 流動負債合計 146,816,261 171,389,328 負債合計 146,816,261 171,389,328 純資産の部 7本等 61,679,241,604 57,562,966,497 刺余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △45,816,822,238 △42,111,935,074 (分配準備積立金) 9,108,403,700 8,698,790,551 元本等合計 15,862,419,366 15,451,031,423 純資産合計 15,862,419,366 15,451,031,423	資産合計	16, 009, 235, 627	15, 622, 420, 751
未払収益分配金 123, 358, 483 115, 125, 932 未払解約金 5, 982, 776 39, 734, 622 未払受託者報酬 479, 439 453, 996 未払委託者報酬 15, 661, 695 14, 830, 573 その他未払費用 1, 333, 868 1, 244, 206 流動負債合計 146, 816, 261 171, 389, 328 純資産の部 1 146, 816, 261 171, 389, 328 純資産の部 1 146, 816, 261 171, 389, 328 東永全 61, 679, 241, 604 57, 562, 966, 497 東余全 9, 108, 403, 700 8, 698, 790, 551 (分配準備積立金) 9, 108, 403, 700 8, 698, 790, 551 元本等合計 15, 862, 419, 366 15, 451, 031, 423 純資産合計 15, 862, 419, 366 15, 451, 031, 423	負債の部		
未払解約金5,982,77639,734,622未払受託者報酬479,439453,996未払委託者報酬15,661,69514,830,573その他未払費用1,333,8681,244,205流動負債合計146,816,261171,389,328純資産の部 元本等 元本 利余金61,679,241,60457,562,966,497期末剰余金又は期末欠損金(△)△45,816,822,238△42,111,935,074(分配準備積立金)9,108,403,7008,698,790,551元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	流動負債		
未払受託者報酬479,439453,996未払委託者報酬15,661,69514,830,573その他未払費用1,333,8681,244,205流動負債合計146,816,261171,389,328負債合計146,816,261171,389,328純資産の部 元本等 元本61,679,241,60457,562,966,497剰余金45,816,822,238△42,111,935,074(分配準備積立金)9,108,403,7008,698,790,551元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	未払収益分配金	123, 358, 483	115, 125, 932
未払委託者報酬15,661,69514,830,573その他未払費用1,333,8681,244,205流動負債合計146,816,261171,389,328負債合計146,816,261171,389,328純資産の部 元本等61,679,241,60457,562,966,497剰余金45,816,822,238△42,111,935,074(分配準備積立金)9,108,403,7008,698,790,551元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	未払解約金	5, 982, 776	39, 734, 622
その他未払費用1,333,8681,244,205流動負債合計146,816,261171,389,328純資産の部 元本等146,679,241,60457,562,966,497頼余金61,679,241,60457,562,966,497刺未剰余金又は期末欠損金(△)△45,816,822,238△42,111,935,074(分配準備積立金)9,108,403,7008,698,790,551元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	未払受託者報酬	479, 439	453, 996
流動負債合計 146,816,261 171,389,328 負債合計 146,816,261 171,389,328 純資産の部 元本等 元本 61,679,241,604 57,562,966,497 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △45,816,822,238 △42,111,935,074 (分配準備積立金) 9,108,403,700 8,698,790,551 元本等合計 15,862,419,366 15,451,031,423 純資産合計 15,862,419,366 15,451,031,423	未払委託者報酬	15, 661, 695	14, 830, 573
負債合計 146,816,261 171,389,328 純資産の部 元本等 元本 61,679,241,604 57,562,966,497 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △45,816,822,238 △42,111,935,074 (分配準備積立金) 9,108,403,700 8,698,790,551 元本等合計 15,862,419,366 15,451,031,423 純資産合計 15,862,419,366 15,451,031,423	その他未払費用	1, 333, 868	1, 244, 205
純資産の部 元本等 元本 61,679,241,604 57,562,966,497 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金 (△) △45,816,822,238 △42,111,935,074 (分配準備積立金) 9,108,403,700 8,698,790,551 元本等合計 15,862,419,366 15,451,031,423 純資産合計 15,862,419,366 15,451,031,423	流動負債合計	146, 816, 261	171, 389, 328
元本等	負債合計	146, 816, 261	171, 389, 328
元本 61,679,241,604 57,562,966,497 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) △45,816,822,238 △42,111,935,074 (分配準備積立金) 9,108,403,700 8,698,790,551 元本等合計 15,862,419,366 15,451,031,423	純資産の部		
剰余金 期末剰余金又は期末欠損金 (△)	元本等		
期末剰余金又は期末欠損金(△)△45,816,822,238△42,111,935,074(分配準備積立金)9,108,403,7008,698,790,551元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	元本	61, 679, 241, 604	57, 562, 966, 497
(分配準備積立金)9, 108, 403, 7008, 698, 790, 551元本等合計15, 862, 419, 36615, 451, 031, 423純資産合計15, 862, 419, 36615, 451, 031, 423	剰余金		
元本等合計15,862,419,36615,451,031,423純資産合計15,862,419,36615,451,031,423	期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 45, 816, 822, 238$	\triangle 42, 111, 935, 074
純資産合計 15,862,419,366 15,451,031,423	(分配準備積立金)	9, 108, 403, 700	8, 698, 790, 551
	元本等合計	15, 862, 419, 366	15, 451, 031, 423
負債純資産合計 16,009,235,627 15,622,420,751	純資産合計	15, 862, 419, 366	15, 451, 031, 423
	負債純資産合計	16, 009, 235, 627	15, 622, 420, 751

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(寺 11)
	第23特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第24特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	1, 186, 179, 156	1, 165, 855, 097
有価証券売買等損益	78, 341, 125	△863, 182, 904
為替差損益	$\triangle 663, 204, 971$	1, 214, 853, 766
営業収益合計	601, 315, 310	1, 517, 525, 959
営業費用		
支払利息	86, 679	82, 599
受託者報酬	2, 824, 340	2, 667, 183
委託者報酬	92, 262, 034	87, 128, 038
その他費用	1, 362, 042	1, 293, 082
営業費用合計	96, 535, 095	91, 170, 902
営業利益又は営業損失(△)	504, 780, 215	1, 426, 355, 057
経常利益又は経常損失(△)	504, 780, 215	1, 426, 355, 057
当期純利益又は当期純損失(△)	504, 780, 215	1, 426, 355, 057
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△8, 224, 084	17, 659, 334
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 48, 939, 581, 252$	$\triangle 45, 816, 822, 238$
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 988, 793, 091	3, 896, 246, 258
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3, 988, 793, 091	3, 896, 246, 258
剰余金減少額又は欠損金増加額	618, 087, 550	887, 264, 578
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	618, 087, 550	887, 264, 578
分配金	760, 950, 826	712, 790, 239
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 45, 816, 822, 238$	$\triangle 42, 111, 935, 074$

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 特定期間の取扱い
	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第24特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第23特定期間末	第24特定期間末	
	供 日	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	66, 297, 495, 832円	61, 679, 241, 604円	
	期中追加設定元本額	848, 051, 973円	1, 209, 132, 802円	
	期中一部解約元本額	5, 466, 306, 201円	5, 325, 407, 909円	
2.	特定期間末日における受益権の総数	61, 679, 241, 604 □	57, 562, 966, 497 □	
3.	元本の欠損			
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	45, 816, 822, 238円	42, 111, 935, 074円	

(損	益及び剰余金計算書に関する治	注記)			
	第23特定期間			第24特定期間	
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	(2022年10月12日から2022年11月 8	R日までの計算期		(2023年 4月11日から2023年 5月 8	8日までの計算期
	間)	7 G C 17 #1 37 791		間)	3 F 3C (3 E1 3F)
	計算期間末における分配対象収益額	[23, 679, 541, 555円		計算期間末における分配対象収益額	夏22, 629, 318, 133円
	(1万口当たり3,632円) のうち130			(1万口当たり3,686円) のうち122	
	口当たり20円)を分配金額としてお			口当たり20円)を分配金額としてお	
A	# III I I I I I I I I I I I I I I I I I	206, 141, 226円	A	費用控除後の配当等収益額	187, 035, 987円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	14, 099, 790, 023円	С	収益調整金額	13, 406, 451, 242円
D	分配準備積立金額	9, 373, 610, 306円	D	分配準備積立金額	9, 035, 830, 904円
Е	当ファンドの分配対象収益額	23, 679, 541, 555円	Е	当ファンドの分配対象収益額	22, 629, 318, 133円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	65, 182, 843, 638 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	$61,382,750,478\square$
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,632円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,686円
	/ F ×10, 000)			/ F × 10, 000)	
	1万口当たり分配金額	20円		1万口当たり分配金額	20円
Ι	>V Halander (= ==/ ==/ ==/		Ι	分配金額 (F×H/10,000)	, , ,
	(2022年11月 9日から2022年12月 8	日までの計算期		(2023年 5月 9日から2023年 6月 8	8日までの計算期
	間) 引然地間十分為此之八野社会的光線	500 F04 000 004TI		間)	500 F04 COC F00III
	計算期間末における分配対象収益額(1. エロッカン 0.2 * 1.20*			計算期間末における分配対象収益額(1.5円)となり2.607円)のまた193	
	(1万口当たり3,641円) のうち129			(1万口当たり3,697円) のうち12:	
Λ	口当たり20円)を分配金額としてま 費用控除後の配当等収益額	りまり。 184, 406, 556円	Λ	口当たり20円)を分配金額としてま 費用控除後の配当等収益額	ラウまり。 190, 865, 936円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	190, 803, 930日
Ъ	の有価証券売買等損益額	011	ט	の有価証券売買等損益額	011
С	収益調整金額	13, 982, 625, 170円	С	収益調整金額	13, 375, 102, 296円
D	分配準備積立金額	9, 337, 891, 578円		分配準備積立金額	8, 968, 658, 366円
E	当ファンドの分配対象収益額	23, 504, 923, 304円		当ファンドの分配対象収益額	22, 534, 626, 598円
	(A+B+C+D)	, , , ,		(A+B+C+D)	, , , ,
F	当ファンドの期末残存受益権口	64, 549, 489, 626 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	60, 938, 076, 445 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,641円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,697円
	/F×10,000)			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	20円		1万口当たり分配金額	20円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	129, 098, 979円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	121, 876, 152円
	(2022年12月 9日から2023年 1月10)日までの計算期		(2023年 6月 9日から2023年 7月10	0日までの計算期
	間)			間)	_
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり3,649円) のうち127			(1万口当たり3,708円) のうち119	
	口当たり20円)を分配金額としてお			口当たり20円)を分配金額としてま	· -
_	費用控除後の配当等収益額	178, 176, 847円		費用控除後の配当等収益額	185, 217, 550円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券専用管理が類	0円	R	費用控除後・繰越欠損金補填後の有無式券売買等場が類	0円
C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	13, 775, 962, 495円	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	13, 137, 636, 823円
C D	分配準備積立金額	9, 222, 036, 880円		分配準備積立金額	8,839,461,198円
D Е	当ファンドの分配対象収益額	23, 176, 176, 222円		ガ配平順傾立並領 当ファンドの分配対象収益額	22, 162, 315, 571円
Ľ	ョファクトの方配対象収益領 (A+B+C+D)	20, 110, 110, 222	Ľ	(A+B+C+D)	22, 102, 313, 371
F	当ファンドの期末残存受益権口	63, 505, 391, 173 🗆	F	当ファンドの期末残存受益権口	59, 752, 798, 369 □
1	数	,,, 110 🖂	1	数	55, 152, 155, 605 H
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,649円	G	√ 1万口当たり分配対象収益額(E)	3,708円
-	/ F × 10, 000)	3, 0 20 1 3	-	/F×10,000)	-,
Н	1万口当たり分配金額	20円	Н	1万口当たり分配金額	20円
	分配金額(F×H/10,000)			分配金額 (F×H/10,000)	119, 505, 596円
	•			•	

	(2023年 1月11日から2023年 2月 8日までの計算期間)		(2023年 7月11日から2023年 8月 8日までの計算期間)
	計算期間末における分配対象収益額23,057,513,018円 (1万口当たり3,659円) のうち126,010,109円(1万		計算期間末における分配対象収益額21,819,545,013円 (1万口当たり3,719円)のうち117,333,442円(1万
	口当たり20円)を分配金額としております。		口当たり20円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額 189,771,703円	A	費用控除後の配当等収益額 177,129,873円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額
C	収益調整金額 13,690,338,479 円	C	収益調整金額 12,917,275,114円
D	分配準備積立金額 9,177,402,836	D	分配準備積立金額 8,725,140,026円
Е	当ファンドの分配対象収益額 23,057,513,018円	E	当ファンドの分配対象収益額 21,819,545,013円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 63,005,054,620日	1 F	1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
0	数 1.T.E.W.	1 0	数 1. T. F. Y. S. P. A. P. T. W. S. P.
G	1万口当たり分配対象収益額(E 3,659P	H G	1万口当たり分配対象収益額(E 3,719円
11	/F×10,000) 1万口当たり分配金額 20P	1 11	/F×10,000) 1万口当たり分配金額 20円
	1カロヨたり分配金額 20P 分配金額(F×H/10,000) 126,010,109P		7万日ヨたり万配金額 20円 分配金額(F×H/10,000) 117,333,442円
1	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8日までの計算期	1	7117, 333, 442円 (2023年 8月 9日から2023年 9月 8日までの計算期
	間)		間)
	計算期間末における分配対象収益額22,946,135,975円		計算期間末における分配対象収益額21,665,108,361円
	(1万口当たり3,668円) のうち125,106,786円(1万		(1万口当たり3,729円) のうち116,183,617円 (1万
	口当たり20円)を分配金額としております。		口当たり20円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額 178,906,376円	A	費用控除後の配当等収益額 175,408,661円
	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 13,611,021,769 日	С	収益調整金額 12,810,905,093円
D	分配準備積立金額 9,156,207,830円	D	分配準備積立金額 8,678,794,607円
Е	当ファンドの分配対象収益額 22,946,135,975円	Е	当ファンドの分配対象収益額 21,665,108,361円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 62,553,393,131日	I F	当ファンドの期末残存受益権口 58,091,808,898口
	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 3,668P	d G	1万口当たり分配対象収益額(E 3,729円
11	/F×10,000)	1 11	/F×10,000)
	1万口当たり分配金額 20P 分配金額 (F×H/10,000) 125,106,786P		1万口当たり分配金額 20円 分配金額 (F×H/10,000) 116,183,617円
1	(2023年 3月 9日から2023年 4月10日までの計算期	1 1	7配金額 (F ヘ H / 10,000) 116,183,617円 (2023年 9月 9日から2023年10月10日までの計算期
	間)		間)
	計算期間末における分配対象収益額22,673,944,112円		計算期間末における分配対象収益額21,530,005,934円
	(1万口当たり3,676円) のうち123,358,483円(1万		(1万口当たり3,740円) のうち115,125,932円 (1万
	口当たり20円)を分配金額としております。		口当たり20円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額 171,581,044円	A	費用控除後の配当等収益額 177,095,452円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額 13,442,181,929	C	収益調整金額 12,716,089,451円
D	分配準備積立金額 9,060,181,139 P	D	分配準備積立金額 8,636,821,031円
Е	当ファンドの分配対象収益額 22,673,944,112円	Е	当ファンドの分配対象収益額 21,530,005,934円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口 61,679,241,604口	1 F	当ファンドの期末残存受益権口 57,562,966,497口
_	数		数
G	1万口当たり分配対象収益額(E 3,676P	H G	1万口当たり分配対象収益額(E 3,740円
**	/F×10,000)	, ,,	/F×10,000)
	1万口当たり分配金額 20P		1万口当たり分配金額 20円 (下 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 1
1	分配金額(F×H/10,000) 123,358,483P	1 1	分配金額(F×H/10,000) 115,125,932円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第23特定期間	第24特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

11. 不切回回へが回せに対する主	^	
塔口	第23特定期間末	第24特定期間末
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左
らの差額	しているためその差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左
	簿価額と近似しているため、当該金融商	
	品の帳簿価額を時価としております。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	第23特定期間末	第24特定期間末	
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類 最終計算期間の損益に含まれた評価差額		最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	$\triangle 2,774$	△2,773	
投資証券	△427, 038, 637	∆337, 589, 992	
合計	△427, 041, 411	△337, 592, 765	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第23特定期間末 (2023年4月10日) 該当事項はありません。

第24特定期間末(2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23特定期間	第24特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第23特定期間末		第24特定期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	0.2572円	1口当たり純資産額	0. 2684円
(1万口当たり純資産額)	(2,572円)	(1万口当たり純資産額)	(2,684円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券		CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	27, 736, 106	27, 805, 446	
		銘柄数:1	27, 736, 106	27, 805, 446	
		組入時価比率:0.2%		100.0%	
	合計			27, 805, 446	
投資証券	オーストラリアド	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	5, 072, 196. 37	160, 281, 405. 29	
	ル	ド・ボンド(IH3シェアクラス、豪			
		ドル)			
	小計	銘柄数:1	5, 072, 196. 37	160, 281, 405. 29	
				(15, 294, 051, 692)	
		組入時価比率:99.0%		100.0%	
	合計			15, 294, 051, 692	
				(15, 294, 051, 692)	
		合計		15, 321, 857, 138	
				(15, 294, 051, 692)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)

(1)【貸借対照表】

		(十四・11)
	第23特定期間末 (2023年 4月10日)	第24特定期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	275, 157, 166	174, 906, 419
投資信託受益証券	25, 118, 526	25, 113, 516
投資証券	10, 344, 348, 221	9, 701, 045, 750
流動資産合計	10, 644, 623, 913	9, 901, 065, 685
資産合計	10, 644, 623, 913	9, 901, 065, 685
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	49, 457, 210	46, 275, 338
未払解約金	791, 839	10, 923, 829
未払受託者報酬	321, 428	291, 456
未払委託者報酬	10, 500, 020	9, 520, 837
その他未払費用	1, 028, 778	937, 676
流動負債合計	62, 099, 275	67, 949, 136
負債合計	62, 099, 275	67, 949, 136
純資産の部		
元本等		
元本	98, 914, 421, 071	92, 550, 677, 606
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	\triangle 88, 331, 896, 433	\triangle 82, 717, 561, 057
(分配準備積立金)	7, 494, 560, 693	7, 076, 492, 058
元本等合計	10, 582, 524, 638	9, 833, 116, 549
純資産合計	10, 582, 524, 638	9, 833, 116, 549
負債純資産合計	10, 644, 623, 913	9, 901, 065, 685

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(中位・11)
	第23特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第24特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	698, 759, 591	533, 849, 533
有価証券売買等損益	1, 460, 892, 790	2, 186, 785, 715
為替差損益	$\triangle 1, 430, 957, 386$	$\triangle 2, 430, 568, 529$
営業収益合計	728, 694, 995	290, 066, 719
営業費用		
支払利息	55, 217	44, 807
受託者報酬	1, 823, 263	1, 707, 289
委託者報酬	59, 559, 888	55, 771, 284
その他費用	1, 046, 379	966, 565
営業費用合計	62, 484, 747	58, 489, 945
営業利益又は営業損失 (△)	666, 210, 248	231, 576, 774
経常利益又は経常損失(△)	666, 210, 248	231, 576, 774
当期純利益又は当期純損失(△)	666, 210, 248	231, 576, 774
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	940, 904	17, 446, 529
期首剰余金又は期首欠損金(△)	\triangle 95, 898, 623, 885	\triangle 88, 331, 896, 433
剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 353, 158, 473	7, 324, 124, 634
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	8, 353, 158, 473	7, 324, 124, 634
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 146, 896, 691	1, 639, 562, 394
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 146, 896, 691	1, 639, 562, 394
分配金	304, 803, 674	284, 357, 109
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△88, 331, 896, 433	△82, 717, 561, 057

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 特定期間の取扱い
	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第24特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第23特定期間末	第24特定期間末
		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	107, 000, 244, 865円	98, 914, 421, 071円
	期中追加設定元本額	1, 287, 548, 858円	1,834,995,000円
	期中一部解約元本額	9, 373, 372, 652円	8, 198, 738, 465円
2.	特定期間末日における受益権の総数	98, 914, 421, 071 □	92, 550, 677, 606 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	88, 331, 896, 433円	82,717,561,057円

(損	益及び剰余金計算書に関する活	主記)		
	第23特定期間			第24特定期間
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日
	分配金の計算過程			分配金の計算過程
	(2022年10月12日から2022年11月	8日までの計算期		(2023年 4月11日から2023年 5月 8日までの計算期
	間)	0 H 2C (17 H1 3F7)		間)
	計算期間末における分配対象収益額	頁22,684,277,676円		計算期間末における分配対象収益額21,434,685,530円
	(1万口当たり2,152円) のうち52			(1万口当たり2,185円) のうち49,033,162円(1万
	口当たり5円)を分配金額としてお			口当たり5円)を分配金額としております。
A	費用控除後の配当等収益額	128, 924, 201円	A	費用控除後の配当等収益額 106, 193, 731
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0F
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額
C	収益調整金額	14, 854, 074, 849円	С	収益調整金額 13,912,220,002
D	分配準備積立金額	7, 701, 278, 626円	D	分配準備積立金額 7,416,271,797
Е	当ファンドの分配対象収益額	22, 684, 277, 676円	E	当ファンドの分配対象収益額 21,434,685,530F
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口	$105, 389, 470, 862 \square$	F	当ファンドの期末残存受益権口 98,066,324,103日
	数			数
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2, 152円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 2,185F
	$/F \times 10,000$			$/F \times 10,000$
	1万口当たり分配金額	5円		1万口当たり分配金額 5F
Ι		52, 694, 735円	Ι	分配金額(F×H/10,000) 49,033,162F
	(2022年11月 9日から2022年12月	8日までの計算期		(2023年 5月 9日から2023年 6月 8日までの計算期
	間)	T		間)
	計算期間末における分配対象収益額 (1 エロ火さいの 157円) のこれに			計算期間末における分配対象収益額21,079,303,433円(1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
	(1万口当たり2,157円) のうち51			(1万口当たり2,189円) のうち48,139,990円 (1万口) ないこんだししております。
	口当たり5円)を分配金額としてお	-	Λ	口当たり5円)を分配金額としております。
A B	費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後	108, 631, 287円		費用控除後の配当等収益額 82,994,032F 費用控除後・繰越欠損金補填後 0F
Б	の有価証券売買等損益額	013	Б	の有価証券売買等損益額
С	収益調整金額	14,627,439,107円	С	収益調整金額 13,674,788,388F
D	分配準備積立金額	7, 635, 238, 656円		分配準備積立金額 7, 321, 521, 013F
E	当ファンドの分配対象収益額	22, 371, 309, 050円		当ファンドの分配対象収益額 21,079,303,433F
_	(A+B+C+D)	, 0.1, 000, 000, 1	_	(A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口	103, 670, 536, 124 □	F	当ファンドの期末残存受益権口 96,279,980,660日
	数			数
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2, 157円	G	1万口当たり分配対象収益額(E 2,189F
	$/ F \times 10,000)$			$/F \times 10,000$
Н	1万口当たり分配金額	5円	Н	1万口当たり分配金額 5F
Ι	分配金額(F×H/10,000)	51, 835, 268円	Ι	分配金額(F×H/10,000) 48,139,990F
	(2022年12月 9日から2023年 1月1	0日までの計算期		(2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期
	間)			間)
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額20,746,430,304円
	(1万口当たり2,162円) のうち50			(1万口当たり2,192円) のうち47,318,468円 (1万
	口当たり5円)を分配金額としてお			口当たり5円)を分配金額としております。
_	費用控除後の配当等収益額	101, 387, 708円		費用控除後の配当等収益額 73,932,605F
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0F
C	の有価証券売買等損益額	14 961 060 406	0	の有価証券売買等損益額 12 475 402 4925
C	収益調整金額	14, 361, 069, 486円		
D E	分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額	7,527,719,368円 21,990,176,562円		分配準備積立金額 7,197,094,216F 当ファンドの分配対象収益額 20,746,430,304F
Ľ	ョファントの方配対象収益領 (A+B+C+D)	41, 990, 110, 904円	Ľ	ヨノアントの対配列家収益額 20,746,450,504F (A+B+C+D)
F		101.669 014 550	F	当ファンドの期末残存受益権口 94,636,937,205 G
1	数	101, 000, 011, 000 [1	数
G	が 1万口当たり分配対象収益額(E	2. 162円	G	が 1万口当たり分配対象収益額(E 2,192F
v	/ F × 10, 000)	2, 102 1	Ü	F × 10,000)
Н	1万口当たり分配金額	5円	Н	1万口当たり分配金額 5F
	分配金額 (F×H/10,000)			分配金額(F×H/10,000) 47,318,468F
		, , , , , ,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

	(2023年 1月11日から2023年 2月 8	日までの計算期		(2023年 7月11日から2023年 8月	8日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額(1 エロバナルの 104円) のまた 46	
	(1万口当たり2,168円) のうち50,			(1万口当たり2,194円) のうち46	
	口当たり5円)を分配金額としており		Α.	口当たり5円)を分配金額としてお	-
A	費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後	107, 120, 031円		費用控除後の配当等収益額	72, 512, 702円 0円
В	有用控除後・繰越入損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	14, 216, 302, 921円	С	収益調整金額	13, 413, 437, 441円
D	分配準備積立金額	7, 476, 432, 030円		分配準備積立金額	7, 144, 030, 538円
E	当ファンドの分配対象収益額	21, 799, 854, 982円		当ファンドの分配対象収益額	20, 629, 980, 681円
Ь	(A+B+C+D)	21, 100, 001, 002 1	ь	(A+B+C+D)	20, 020, 000, 001
F		100, 525, 768, 881 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	93, 988, 854, 870 □
	数			数	, , , ,
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,168円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,194円
	/F×10,000)			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	5円	Н	1万口当たり分配金額	5円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	50, 262, 884円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	46, 994, 427円
	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8	日までの計算期		(2023年 8月 9日から2023年 9月	8日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり2,174円) のうち49,			(1万口当たり2,198円) のうち46	
	口当たり5円)を分配金額としており			口当たり5円)を分配金額としてお	
A	費用控除後の配当等収益額	112, 842, 580円		費用控除後の配当等収益額	82, 024, 568円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	14, 077, 461, 819円	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	13, 325, 673, 817円
C D	分配準備積立金額	7, 436, 932, 680円		分配準備積立金額	7, 082, 822, 738円
E	当ファンドの分配対象収益額	21, 627, 237, 079円		当ファンドの分配対象収益額	20, 490, 521, 123円
ь	(A+B+C+D)	21, 021, 231, 013 1	ь	(A+B+C+D)	20, 430, 021, 120]
F	当ファンドの期末残存受益権口	99, 438, 141, 342 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	93, 191, 449, 052 □
_	数	, , ,		数	, ,
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,174円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2, 198円
	$/ F \times 10,000)$			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	5円	Н	1万口当たり分配金額	5円
Ι		49, 719, 070円	Ι	分配金額 (F×H/10,000)	
	(2023年 3月 9日から2023年 4月10	日までの計算期		(2023年 9月 9日から2023年10月1	0日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり2,179円) のうち49,			(1万口当たり2,201円) のうち46	
	口当たり5円)を分配金額としており			口当たり5円)を分配金額としてお	
A	費用控除後の配当等収益額	98, 333, 345円		費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後	71, 520, 990円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	質用控除後・裸越久損金補具後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	14, 018, 283, 201円	С	収益調整金額	13, 252, 224, 591円
D	分配準備積立金額	7, 445, 684, 558円		分配準備積立金額	7, 051, 246, 406円
Е	当ファンドの分配対象収益額	21, 562, 301, 104円		当ファンドの分配対象収益額	20, 374, 991, 987円
L	(A+B+C+D)	,,,,,,,	L	(A+B+C+D)	_0, 0, 1, 001, 001 1
F	当ファンドの期末残存受益権口	98, 914, 421, 071 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	92, 550, 677, 606 □
·	数	, , ===, = : 211		数	, , , ,
G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,179円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	2,201円
	/F×10,000)			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	5円	Н	1万口当たり分配金額	5円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	49, 457, 210円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	46, 275, 338円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第23特定期間	第24特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

日・小田田田の一田七〇日)の中	^	
15日	第23特定期間末	第24特定期間末
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左
らの差額	しているためその差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左
	簿価額と近似しているため、当該金融商	
	品の帳簿価額を時価としております。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

155 NGT	第23特定期間末	第24特定期間末	
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	$\triangle 2,505$	△2, 505	
投資証券	△258, 391, 934	△8, 839, 683	
合計	△258, 394, 439	△8, 842, 188	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第23特定期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第24特定期間末 (2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23特定期間	第24特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第23特定期間末		第24特定期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	0.1070円	1口当たり純資産額	0.1062円
(1万口当たり純資産額)	(1,070円)	(1万口当たり純資産額)	(1,062円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券		CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	25, 050, 889	25, 113, 516	
A Company	小計	銘柄数:1	25, 050, 889	25, 113, 516	
		組入時価比率: 0.3%		100.0%	
	合計			25, 113, 516	
投資証券	トルコリラ	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	6, 060, 724. 005	1, 808, 580, 650. 33	
		ド・ボンド(IH12シェアクラス、ト			
		ルコリラ)			
	小計	銘柄数:1	6, 060, 724. 005	1, 808, 580, 650. 33	
				(9, 701, 045, 750)	
		組入時価比率:98.7%		100.0%	
	合計			9, 701, 045, 750	
				(9, 701, 045, 750)	
		合計		9, 726, 159, 266	
				(9, 701, 045, 750)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)

(1) 【貸借対照表】

		(単位:円)
	第19特定期間末 (2023年 4月10日)	第20特定期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	207, 552, 102	131, 515, 217
投資信託受益証券	24, 775, 352	24, 770, 410
投資証券	7, 697, 705, 033	7, 868, 804, 449
派生商品評価勘定	_	35, 019
未収入金	_	19, 591, 424
流動資産合計	7, 930, 032, 487	8, 044, 716, 519
資産合計	7, 930, 032, 487	8, 044, 716, 519
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	63, 256, 271	58, 884, 434
未払解約金	2, 226, 034	2, 250, 090
未払受託者報酬	236, 399	233, 339
未払委託者報酬	7, 722, 354	7, 622, 411
その他未払費用	692, 106	644, 430
流動負債合計	74, 133, 164	69, 634, 704
負債合計	74, 133, 164	69, 634, 704
純資産の部		
元本等		
元本	18, 073, 220, 433	16, 824, 124, 018
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	\triangle 10, 217, 321, 110	△8, 849, 042, 203
(分配準備積立金)	3, 629, 818, 213	3, 400, 233, 527
元本等合計	7, 855, 899, 323	7, 975, 081, 815
純資産合計	7, 855, 899, 323	7, 975, 081, 815
負債純資産合計	7, 930, 032, 487	8, 044, 716, 519
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(十四・11)
	第19特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第20特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	558, 791, 866	558, 209, 001
有価証券売買等損益	112, 957, 721	$\triangle 352, 802, 477$
為替差損益	$\triangle 784, 950, 943$	896, 246, 100
営業収益合計	$\triangle 113, 201, 356$	1, 101, 652, 624
営業費用		
支払利息	42, 192	41, 658
受託者報酬	1, 368, 160	1, 324, 426
委託者報酬	44, 693, 107	43, 264, 432
その他費用	705, 014	668, 204
営業費用合計	46, 808, 473	45, 298, 720
営業利益又は営業損失(△)	△160, 009, 829	1, 056, 353, 904
経常利益又は経常損失 (△)	△160, 009, 829	1, 056, 353, 904
当期純利益又は当期純損失 (△)	△160, 009, 829	1, 056, 353, 904
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1, 727, 863	14, 929, 954
期首剰余金又は期首欠損金(△)	\triangle 10, 235, 021, 212	\triangle 10, 217, 321, 110
剰余金増加額又は欠損金減少額	768, 305, 812	1, 077, 234, 963
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	768, 305, 812	1, 077, 234, 963
剰余金減少額又は欠損金増加額	206, 548, 518	388, 293, 421
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	206, 548, 518	388, 293, 421
分配金	385, 775, 226	362, 086, 585
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10, 217, 321, 110	△8, 849, 042, 203

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 特定期間の取扱い
	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19特定期間末 (2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第20特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第19特定期間末	第20特定期間末	
	供 日	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	19, 115, 011, 915円	18, 073, 220, 433円	
	期中追加設定元本額	378, 715, 929円	728, 058, 992円	
	期中一部解約元本額	1, 420, 507, 411円	1, 977, 155, 407円	
2.	特定期間末日における受益権の総数	18, 073, 220, 433 □	16, 824, 124, 018口	
3.	元本の欠損			
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	10, 217, 321, 110円	8,849,042,203円	

(損	(損益及び剰余金計算書に関する注記)				
	第19特定期間			第20特定期間	
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	(2022年10月12日から2022年11月 8日	までの計算期		(2023年 4月11日から2023年 5月	8日までの計算期
	間)	. o. t . H1317/7		間)	11.00.1.1.1777
	計算期間末における分配対象収益額6,	170, 155, 370円		計算期間末における分配対象収益額	質6,045,921,897円
	(1万口当たり3,292円) のうち65,59			(1万口当たり3,363円)のうち62	
	口当たり35円)を分配金額としており	ます。		口当たり35円)を分配金額としてお	
A	費用控除後の配当等収益額	98, 526, 815円	A	費用控除後の配当等収益額	87, 364, 707円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
C	収益調整金額	2, 383, 735, 716円	C	収益調整金額	2, 362, 944, 786円
D	分配準備積立金額	3, 687, 892, 839円		分配準備積立金額	3, 595, 612, 404円
Е	当ファンドの分配対象収益額	6, 170, 155, 370円	Е	当ファンドの分配対象収益額	6,045,921,897円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F		18, 741, 509, 333 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	17, 974, 129, 058 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3, 292円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	3, 363円
	/F×10,000)	177		/F×10,000)	0.5
	1万口当たり分配金額	35円		1万口当たり分配金額	35円
Ι	分配金額 (F×H/10,000)	65, 595, 282円	1) Ha H/ (1 11/ 10) 000/	62,909,451円
	(2022年11月 9日から2022年12月 8日	までの計算期		(2023年 5月 9日から2023年 6月	8日までの計算期
	間) 引祭物間 ナル・ル・トゥ ハギー おおり かっかった	115 050 F00M		間)	質E 094 00C 111円
	計算期間末における分配対象収益額6, (1万口当たり3,303円)のうち64,78			計算期間末における分配対象収益8 (1万口当たり3,380円)のうち61	
	(1 カロヨたり3,303円) のりら64,7 口当たり35円) を分配金額としており			口当たり35円)を分配金額として	
A	費用控除後の配当等収益額	まり。 85,650,958円	Λ	費用控除後の配当等収益額	90,449,254円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	05, 050, 956円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
D	の有価証券売買等損益額	011	Ъ	の有価証券売買等損益額	1 10
С	収益調整金額	2, 364, 290, 079円	С	収益調整金額	2, 333, 501, 805円
D	分配準備積立金額	3,665,312,561円		分配準備積立金額	3,510,955,052円
E	当ファンドの分配対象収益額	6, 115, 253, 598円		当ファンドの分配対象収益額	5, 934, 906, 111円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	18, 510, 962, 287 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	17, 556, 541, 671 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,303円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,380円
	$/$ F \times 10, 000)			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	35円	Н	1万口当たり分配金額	35円
Ι		64, 788, 368円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	61, 447, 895円
	(2022年12月 9日から2023年 1月10日	までの計算期		(2023年 6月 9日から2023年 7月1	0日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額6,			計算期間末における分配対象収益額	
	(1万口当たり3,312円) のうち64,4			(1万口当たり3,395円) のうち60	
	口当たり35円)を分配金額としており			口当たり35円)を分配金額としてお	
	費用控除後の配当等収益額	81, 702, 969円		費用控除後の配当等収益額	86, 499, 965円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後の有便証券売買笠場が類	0円	R	費用控除後・繰越欠損金補填後の有無式券売買笠場が類	0円
С	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	2, 364, 619, 007円	C	の有価証券売買等損益額 収益調整金額	2, 306, 535, 765円
D	分配準備積立金額	3,654,530,909円		分配準備積立金額	2, 306, 535, 765円 3, 454, 672, 653円
D Е	労配革佣積立金額 当ファンドの分配対象収益額	6, 100, 852, 885円		ガエ平順傾立並領 当ファンドの分配対象収益額	5, 847, 708, 383円
Ľ	ヨノテントの方配対象収益額 (A+B+C+D)	0, 100, 002, 000円	Ľ	ョファクトの方配対象収益領 (A+B+C+D)	0,011,100,303日
F		8, 414, 946, 400 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	17, 220, 488, 590 □
1	数	, 111, 010, 100 [1	数	11, 220, 100, 000 [
G	が 1万口当たり分配対象収益額(E	3,312円	G	が 1万口当たり分配対象収益額(E	3, 395円
-	/F×10,000)	-, -1 1	-	/F×10,000)	-, 5551 3
Н	1万口当たり分配金額	35円	Н	1万口当たり分配金額	35円
	分配金額 (F×H/10,000)			分配金額 (F×H/10,000)	60, 271, 710円
					· ·

	(2023年 1月11日から2023年 2月 8	日までの計質期	İ	(2023年 7月11日から2023年 8月	8日までの計質期
	間)	日よくジョチ別		間)	の日よくの日弁別
	計算期間末における分配対象収益額	6, 089, 255, 834円		計算期間末における分配対象収益	額5, 809, 462, 739円
	(1万口当たり3,324円) のうち64,			(1万口当たり3,412円) のうち5	
	口当たり35円)を分配金額としてお			口当たり35円)を分配金額として	
A	費用控除後の配当等収益額	85, 509, 272円	Α	費用控除後の配当等収益額	87, 727, 513円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	2,371,846,439円	С	収益調整金額	2, 297, 623, 787円
D	分配準備積立金額	3,631,900,123円	D	分配準備積立金額	3, 424, 111, 439円
Е	当ファンドの分配対象収益額	6,089,255,834円	Е	当ファンドの分配対象収益額	5, 809, 462, 739円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	18, 315, 045, 619 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	17, 024, 574, 958 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,324円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,412円
	$/$ F \times 10,000)			$/$ F \times 10,000)	
	1万口当たり分配金額	35円		1万口当たり分配金額	35円
Ι		64, 102, 659円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	
	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8	日までの計算期		(2023年 8月 9日から2023年 9月	8日までの計算期
	間)			間)	
	計算期間末における分配対象収益額			計算期間末における分配対象収益	
	(1万口当たり3,340円) のうち63,			(1万口当たり3,431円) のうち5	
	口当たり35円)を分配金額としてお			口当たり35円)を分配金額として	
_	費用控除後の配当等収益額	91, 235, 791円		費用控除後の配当等収益額	90, 861, 922円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
_	の有価証券売買等損益額		_	の有価証券売買等損益額	
	収益調整金額	2,365,972,904円		収益調整金額	2, 293, 548, 578円
	分配準備積立金額	3,610,253,048円	D	分配準備積立金額	3, 398, 867, 129円
Е	当ファンドの分配対象収益額	6,067,461,743円	Е	当ファンドの分配対象収益額	5, 783, 277, 629円
Г	(A+B+C+D)	10 165 000 067 🗆	Г	(A+B+C+D)	16 050 450 457 5
F	当ファンドの期末残存受益権口***	18, 165, 809, 867 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	16, 853, 452, 457 □
C	数 1万口当たり分配対象収益額(E	3,340円	C	数 1万口当たり分配対象収益額(E	3, 431円
G	1万日ヨたり労配対象収益額(E /F×10,000)	3, 340円	G	1万日ヨたり万配列家収益額(E /F×10,000)	3,431円
Ц	1万口当たり分配金額	35円	П	7 F ~ 10,000) 1万口当たり分配金額	35円
	分配金額 (F×H/10,000)			分配金額 (F×H/10,000)	
1	(2023年 3月 9日から2023年 4月10		1	(2023年 9月 9日から2023年10月	
	間)	日よくの日光別		間)	10日よくシ川
	計算期間末における分配対象収益額	6, 054, 592, 928円		計算期間末における分配対象収益	額5, 801, 228, 390円
	(1万口当たり3,350円) のうち63,			(1万口当たり3,448円) のうち5	
	口当たり35円)を分配金額としてお			口当たり35円)を分配金額として	
A	費用控除後の配当等収益額	81, 254, 914円	A	費用控除後の配当等収益額	86, 761, 520円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	2, 361, 518, 444円	С	収益調整金額	2, 342, 110, 429円
D	分配準備積立金額	3,611,819,570円	D	分配準備積立金額	3, 372, 356, 441円
E	当ファンドの分配対象収益額	6,054,592,928円	Е	当ファンドの分配対象収益額	5,801,228,390円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	18, 073, 220, 433 \square	F	当ファンドの期末残存受益権口	16, 824, 124, 018 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	3,350円	G	7	3,448円
	$/F \times 10,000$			$/F \times 10,000$	
	1万口当たり分配金額	35円		1万口当たり分配金額	35円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	63, 256, 271円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	58, 884, 434円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第19特定期間	第20特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

11. 並際何品の特価寺に関する事		₩ 0 0 Ht + + + HΠ HH - I+
項目	第19特定期間末	第20特定期間末
2111	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左
らの差額	しているためその差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左
	簿価額と近似しているため、当該金融商	
	品の帳簿価額を時価としております。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	該当事項はありません。	デリバティブ取引に関する注記事項につ
		いては、「(デリバティブ取引等に関す
		る注記)」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	金融商品の時価の算定においては一定の
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	前提条件等を採用しているため、異なる
	前提条件等によった場合、当該価額が異	前提条件等によった場合、当該価額が異
	なることもあります。	なることもあります。
		また、デリバティブ取引に関する契約額
		等は、あくまでもデリバティブ取引にお
		ける名目的な契約額であり、当該金額自
		体がデリバティブ取引のリスクの大きさ
		を示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第19特定期間末	第20特定期間末	
任 4石	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	$\triangle 2,471$	$\triangle 2,471$	
投資証券	△198, 866, 690	△157, 662, 748	
合計	△198, 869, 161 △157, 665		

(デリバティブ取引等に関する注記)

(通貨関連)

第19特定期間末 (2023年 4月10日)

該当事項はありません。

第20特定期間末(2023年10月10日)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	19, 623, 292	_	19, 588, 273	35, 019
	米ドル	19, 623, 292	-	19, 588, 273	35, 019
	合計	19, 623, 292	-	19, 588, 273	35, 019

(注)時価の算定方法

- 1. 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価 しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 4. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19特定期間	第20特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第19特定期間末	第20特定期間末
(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1口当たり純資産額 0.4	7円1口当たり純資産額 0.4740円
(1万口当たり純資産額) (4,3	円) (1万口当たり純資産額) (4,740円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
		CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	24, 708, 639	24, 770, 410	
33.		銘柄数:1	24, 708, 639	24, 770, 410	
		組入時価比率:0.3%		100.0%	
	合計			24, 770, 410	
投資証券	米ドル	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール ド・ボンド(IH5シェアクラス、米 ドル)	1, 607, 556. 88	52, 952, 923. 62	
		銘柄数:1 組入時価比率:98.7%	1, 607, 556. 88	52, 952, 923. 62 (7, 868, 804, 449) 100. 0%	
	合計			7, 868, 804, 449 (7, 868, 804, 449)	
		合計		7, 893, 574, 859 (7, 868, 804, 449)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)の2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)

(1) 【貸借対照表】

	第19特定期間末 (2023年 4月10日)	第20特定期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	80, 951, 151	51, 816, 300
投資信託受益証券	3, 384, 390	3, 383, 715
投資証券	2, 055, 961, 436	1, 784, 514, 065
流動資産合計	2, 140, 296, 977	1, 839, 714, 080
資産合計	2, 140, 296, 977	1, 839, 714, 080
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16, 366, 269	12, 362, 075
未払解約金	856, 809	23, 115, 098
未払受託者報酬	62, 417	57, 949
未払委託者報酬	2, 039, 070	1, 892, 948
その他未払費用	336, 661	302, 053
流動負債合計	19, 661, 226	37, 730, 123
負債合計	19, 661, 226	37, 730, 123
純資産の部		
元本等		
元本	4, 091, 567, 493	3, 090, 518, 787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 1,970,931,742$	$\triangle 1, 288, 534, 830$
(分配準備積立金)	268, 066, 140	239, 414, 391
元本等合計	2, 120, 635, 751	1, 801, 983, 957
純資産合計	2, 120, 635, 751	1, 801, 983, 957
負債純資産合計	2, 140, 296, 977	1, 839, 714, 080

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(十四・11)
	第19特定期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第20特定期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	163, 650, 149	159, 914, 153
有価証券売買等損益	46, 295, 146	△40, 810, 611
為替差損益	13, 234, 179	211, 625, 043
営業収益合計	223, 179, 474	330, 728, 585
営業費用		
支払利息	15, 339	14, 761
受託者報酬	327, 701	330, 486
委託者報酬	10, 705, 023	10, 795, 879
その他費用	340, 672	313, 208
営業費用合計	11, 388, 735	11, 454, 334
営業利益又は営業損失 (△)	211, 790, 739	319, 274, 251
経常利益又は経常損失 (△)	211, 790, 739	319, 274, 251
当期純利益又は当期純損失(△)	211, 790, 739	319, 274, 251
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	$\triangle 1,523,485$	22, 556, 820
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 1,978,691,495$	$\triangle 1,970,931,742$
剰余金増加額又は欠損金減少額	122, 357, 978	669, 765, 314
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	122, 357, 978	669, 765, 314
剰余金減少額又は欠損金増加額	232, 298, 543	204, 065, 465
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	232, 298, 543	204, 065, 465
分配金	95, 613, 906	80, 020, 368
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 1,970,931,742$	△1, 288, 534, 830

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 特定期間の取扱い
	ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19特定期間末(2023年 4月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第20特定期間末(2023年10月10日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第19特定期間末	第20特定期間末
		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	3,867,123,380円	4,091,567,493円
	期中追加設定元本額	472, 622, 722円	490, 031, 459円
	期中一部解約元本額	248, 178, 609円	1, 491, 080, 165円
2.	特定期間末日における受益権の総数	4, 091, 567, 493 □	3, 090, 518, 787 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,970,931,742円	1, 288, 534, 830円

F×10,000) F×10,000) F×10,000) F×10,000) F×10,000) H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 J 分配金額(F×H/10,000) 13,395,693円 40円 C2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間別 間) 計算期間末における分配対象収益額351,450,194円 (1万口当たり40円)を分配対象収益額351,450,194円 (1万口当たり40円)を分配対象収益額351,450,194円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23,681,832円 A 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後のの有価証券売買等損益額 0円の有価証券売買等損益額 0円の有価証券売買等損益額 26,286,702円 C 収益調整金額 98,882,571円 D 分配準備積立金額 226,280,921円 E 当ファンドの分配対象収益額 351,450,194円 E 当ファンドの分配対象収益額 351,450,194円 C 収益調整金額 3,388,292,743口 数	(損	(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
子型					第20特定期間		
分配企の計算過程					自 2023年 4月11日		
分配企の計算過程	至 2023年 4月10日						
○ (2023年 4月11日から2023年 5月 8日までの計算期 期) 計算期間末における分配対象収益額311,605,848円 (1万口当た 9 860円) のうち15,488,974円 (1万口当た 9 860円) のうち15,884,030円 (1万口当た 9 860円) のうち15,884,030円 (1万口当た 9 860円) のうち15,884,030円 (1万口当た 9 860円) のう宿証券売買等担益額 (24,37,255円) のう宿証券売買等担益額 (24,37,255円) のう宿証券売買等担益額 (24,37,255円) のう配金額(日、下1月0,000) (15,458,074円) (1万口当た 9 980円) (1万口当た 9 980円) のうに記事売買等担益額(日、下1月0,000) (15,458,074円) (2022年1月 9日から2022年1月 8日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額325,688,052円 (1万口当た 9 980円) のうら15,358,674円 (1万口当た 9 980円) のうら15,358,674円 (1万口当た 9 980円) のう福証券売買等担益額(日、下1月0日までの計算期間) (1万口当た 9 980円) のうら15,358,674円 (1万口当た 9 980円) のうの名を2023年 (1月口目までの計算期間) 計算制末における分配を2023年 (1月口目までの計算期間) 計算制末における分配を2023年 (1月口目までの計算期間) がら2023年 (1月口目までの計算期間間) がら2023年 (1月口目までの計算用間) がら2023年 (1月口目までの計算用間) がら2023年 (1月口目までの計算用間) が							
雨) 計算期間末における分配対象収益額311,605,848円 (1万口当たり806円)のうち15,488,974円 (1万口当たり806円)のうち15,488,974円 (1万口当たり906円)のうち15,488,974円 (1万口当たり906円)のうち15,488,974円 (1万口当たり906円)のうち15,488,974円 (1万口当たり906円)のうち15,884,030円 (1万口当たり906円)のうち15,884,030円 (1万口当たり906円)のうち15,884,030円 (1万口当たり906円)のうち15,884,030円 (1万口当たり906円)のうち15,884,030円 (1万口当たり906円)のうち15,488,974円 (2022年17月9日から2022年12月8日までの計算期間 計算制度はおける分配対象収益額(E			日までの計算期			8日までの計算期	
計算期間末における分配対象収益額325,688,974円			- C () [1 3 - /y]			2 H OC (12 H1 3H7)	
1万日当た980円)のうわ15,458,974円(1万日 1万日当た990円)のうわ13,684,030円(1万日 1万日当た9分配分解 27,162,128円 27,162,162円 27,162,			311, 605, 848円			5328, 545, 861円	
### 24.18%(※の配当等収益額							
の存価証券売買等損益額	A	費用控除後の配当等収益額	27, 162, 128円	A	費用控除後の配当等収益額	24, 337, 225円	
C 内 ・	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	
□ 外の準備額立金額 221,531,999円 15 分配準備額立金額 218,688,928円 27 × V F O 分配対象収益額 311,605,848円 16 当 ファンドの分配対象収益額 328,545,861円 (A+B+C+D)		の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額		
E と	C	収益調整金額	62, 911, 721円	C	収益調整金額	85, 519, 708円	
(A+B+C+D)	D	分配準備積立金額				218, 688, 928円	
日 当ファンドの期末残存受益権口 3、864、743、551口 を 3	Е	当ファンドの分配対象収益額	311,605,848円	Е	当ファンドの分配対象収益額	328, 545, 861円	
数		,					
5 日 万口当たり分配対象収益額(E 960円 F × 10,000 1 1万口当たり分配金額 40円 1 1万口当たり分配金額 13,684,030円 (2023年11月 9日から2023年12月 8日までの計算期 間	F		$3,864,743,551\square$	F		$3,421,007,503 \square$	
F × 10,000		***			***		
H 1万口当たり分配金額	G		806円	G		960円	
□ 分配金額(F×H/10,000) 15,458,974円 (2022年11月 9日から2022年12月 8日までの計算期 間) 計算期間末における分配対象収益額325,688,052円 (1万口当たり多配を額としております。							
(2022年11月 9日から2022年12月 8日までの計算期 間) 計算期間末における分配対象収益額325,688,052円 (1万口当たり827円)のうち15,740,682円 (1万口当たり998円)のうち13,395,693円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 24,106,759円 B 費用控除後・縁越欠損金補度後 0円の有価証券売買等損益額 230,219,478円 E 当ファンドの分配対象収益額(E 325,688,052円 (A+B+C+D) 「カロ当たり分配対象収益額(E 827円 / F×10,000) 「カロ当たり分配対象収益額(E 827円 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間別) 計算期間末における分配対象収益額(E 827円 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間別) 計算期間末における分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり分配金額としております。 4 円 当 万口当たり分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり分配金額としております。 4 円 当 万口当たり分配対象収益額(E 998円 / F×10,000)						* *	
間)	1			1			
計算期間末における分配対象収益額325, 688, 052円 (1万口当たり827円)のうち15, 740, 682円 (1万口当たり987円)のうち13, 395, 693円 (1万口当たり960円)を分配金額としております。			日までの計算期			8日までの計算期	
1 万口当たり827円)のうち15,740,682円(1万口 当たり40円)を分配金額としております。			225 600 AEAM			≨224 200 006⊞	
当たり40円)を分配金額としております。							
A 費用控除後の配当等収益額 24,106,759円 A 費用控除後の配当等収益額 25,855,845円 B 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 C 収益調整金額 71,361,815円 C 収益調整金額 89,615,977円 D 分配準備積立金額 230,219,478円 E 当ファンドの分配対象収益額 218,827,184円 E 当ファンドの分配対象収益額 325,688,052円 E 当ファンドの分配対象収益額 334,299,006円 (A+B+C+D) F 当ファンドの列和未残存受益権口 3,348,923,423口数 数 1万口当たり分配対象収益額(E 表27円 を 下 ×10,000) F 当ファンドの列和未残存受益権口 3,348,923,423口数 日 1万口当たり分配対象収益額(E を							
B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の円 の有価証券売買等損益額 71,361,815円 C 収益調整金額 71,361,815円 C 収益調整金額 71,361,815円 D 分配準備積立金額 230,219,478円 D 分配準備積立金額 334,299,006円 (A+B+C+D) F 当ファンドの別末残存受益権口 3,935,170,705口 数 2 当ファンドの別末残存受益権口 3,348,923,423 D 数 2 当ファンドの別末残存受益権口 3,348,923,423 D 数 2 当ファンドの別ま残存受益権口 3,348,923,423 D 数 2 当ファンドの別ま残存受益権口 3,348,923,423 D 数 2 当立とり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり多金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23,681,832円 A 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 9月控除後・繰越欠損金補填後 0円の有価証券売買等損益額 23,4140,992円 B 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 9分配準備積立金額 234,140,992円 B サアンドの分配対象収益額 359,276,048円 (A+B+C+D) F 当ファンドの分配対象収益額 329,276,048円 (A+B+C+D) F 当ファンドの分配対象収益額 329,276,048円 (A+B+C+D) F 当ファンドの分配対象収益額 33,879,143,892口 数 20,170,000 H 1万口当たり分配対象収益額(E 1,037円 下 1)170 計 1月0円 1月0円 1月0円 1月0円 1月0円 1月0円 1月0円 1月0円	А			А			
C 収益調整金額 71,361,815円 C 収益調整金額 89,615,977円 D 分配準備積立金額 230,219,478円 D 分配準備積立金額 218,827,184円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) (A+B+C+D) 325,688,052円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 (29,9006円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 数 3,935,170,705口 数 F 当ファンドの別末残存受益権口 3,348,923,423口 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E / F ×10,000) 827円 / F ×10,000) F 当ファンドの規末残存受益権口 3,348,923,423口 数 H 1万口当たり分配金額 (F × H / 10,000) 15,740,682円 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間間) H 1万口当たり分配金額 (F × H / 10,000) 13,395,693円 (2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期間別) 計算期間末における分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり848円) のうち15,516,575円 (1万口当たり40円) を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23,681,832円 内 25,286,702円 当たり40円) を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 日 234,140,992円 日 24,140,992円 日 27 × ドの分配対象収益額 250,280,21円 (A+B+C+D) (A+B+C+D) (A+B+C+D) B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 (A+B+C+D) (A+B+C+D) 98,882,571円 (4+B+C+D) (A+B+C+D) F 当ファンドの効末残存受益権口 3,389,9143,892口 (A+B+C+D) 5 当ファンドの効末残存受益権口 3,388,292,743 口 数 (4+B+C+D) F 当ファンドの効素残収益額(E / F × 10,000) 5 当ファンドの効素残存受益権口 3,388,292,743 口 数 (4+B+C+D) F 当ファンドの効素残収益額(E / F × 10,000) 6 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 1 3,395,693円 (2023年 6月 9日から2023年 7月 10目までの計算期 間) 計算期間末における分配金額 26,286,702円 日 から2023年 7月 10目までの計算 を を	_						
C 収益調整金額 71,361,815円 円分分配準備積立金額 230,219,478円 円分分配準備積立金額 218,827,184円 日本の計算 E 当ファンドの分配対象収益額 (230,219,478円 円分配対象収益額 (24,827,184円 日本) (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 (334,299,006円 (A+B+C+D) (A+B+C+D) (A+B+C+D) (334,299,006円 日本) (A+B+C+D) (B 170 日本の分配対象収益額(E 20,23年 1月10日までの計算期 目別 (B 170 日本の分配金額(F×H/10,000) 13,395,693円 (2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期 目別 (A)DH 計算期間末における分配対象収益額351,450,194円 (1万口当たりりの37円)のうち13,553,170円 (1万日当たりりの10,037円)のうち13,553,170円 (1万日当たりりの10,037円)のうち13,553,170円 (1万日当たりりの10,037円)のうち13,553,170円 (1万日当たりりの円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 月 日本のりの有価証券売買等損益額 26,286,702円 月 日本のりの有価証券売買等損益額 26,286,702円 月 日本の分配対象収益額 234,140,992円 日 244,140,992円 日 254,280 日 234,140,992円 日 254,280 日 234,140 992円 日 254,280 日 234,	Б		V1 3	D		013	
D 分配準備積立金額 230, 219, 478円 (A B T T T T T T T T T T T T T T T T T T	С		71, 361, 815円	С		89,615,977円	
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 325,688,052円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 334,299,006円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 数 3,348,923,423 口 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000) 827円 /F×10,000) 6 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000) 998円 /F×10,000) H 1万口当たり分配金額 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり848円)のうち15,516,575円 (1万口 当たり40円)を分配金額としております。 1 分配金額(F×H/10,000) 13,395,693円 (2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期間) B 費用控除後の配当等収益額 の有価証券売買等損益額 23,681,832円 日 分配準備積立金額 1 大アロ当たり40円)を分配金額としております。 4 費用控除後の配当等収益額 の有価証券売買等損益額 26,286,702円 日 分配準備積立金額 98,882,571円 日 分配準備積立金額 26,286,702円 日 分配準備積立金額 98,882,571円 日 分配準備積立金額 26,286,702円 日 分配準備積立金額 98,882,571円 日 分配準備積立金額 226,280,921円 日 3,388,292,743 口 数 G 1万口当たり分配対象収益額 (A+B+C+D) 226,280,921円 日 3,388,292,743 口 数 1万口当たり分配対象収益額 (E 3,37円 (A+B+C+D) 3,388,292,743 口 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000) 1,037円 /F×10,000) 1,037円 /F×10,000 H 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000) 1,037円 /F×10,000 H 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000) 1,037円 /F×10,000							
F 当ファンドの期末残存受益権口 数 3,935,170,705 ロ 数 F 当ファンドの期末残存受益権口 数 3,348,923,423 ロ 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 827円 / F×10,000) G 1万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) H 1万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) H 1万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 13,395,693円 (2023年 1月10日までの計算期間) II 力の当たり分配金額(F×H/10,000) 13,395,693円 (2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期間) III 計算期間末における分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円の有価証券売買等損益額 26,286,702円 (1万口当たり分配対象収益額 98,882,571円 (1万口当たり分配対象収益額 98,882,571円 (2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期間の計算期間の計算期間の計算期間の計算期間の計算期間の計算期間の計算期間	Е	当ファンドの分配対象収益額	325, 688, 052円	Е	当ファンドの分配対象収益額		
数 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000) 827円 /F×10,000) H 1万口当たり分配金額 40円 /F×10,000) I 分配金額(F×H/10,000) 15,740,682円 (2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり848円) 1 分配金額(F×H/10,000) 当時期間末における分配対象収益額329,276,048円 (1万口当たり848円) 1 万口当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23,681,832円 月の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 71,453,224円 月の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 234,140,992円 月の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 234,140,992円 月の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 329,276,048円 (A+B+C+D) E 当ファンドの分配対象収益額(E 表4B+C+D) 3,879,143,892口 数 F 当ファンドの期末残存受益権口 3,887,143,892口 数 大 当ファンドの対象収益額(E 人子) 40円 H 1万口当たり分配対象収益額(E 人子) 848円 人F×10,000) H 1万口当たり分配対象収益額(E 人子) 848円 人F×10,000) H 1万口当たり分配対象収益額(E 人子) 848円 人F×10,000) H 1万口当たり分配全額 40円 H 1万口当たり分配対象収益額(E 人子) 1,037円 人F×10,000) H 1万口当たり分配全額 40円		(A+B+C+D)			(A+B+C+D)		
G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 827円 / F×10,000) 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 40円 / F×10,000) 1 万口当たり分配金額 (F×H/10,000) 1 3,395,693円 (2023年 6月 9日から2023年 7月10日までの計算期 間) 1 万口当たり848円 のうち15,516,575円 (1万口 当たり40円) を分配金額としております。 1 万口当たり848円 のうち15,516,575円 (1万口 当たり40円) を分配金額としております。 1 万口当たり40円 のうち13,553,170円 (1万口当たり40円) を分配金額としております。 2 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 のうち13,553,170円 (1万口当たり40円) を分配金額としております。 2 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 のうち13,553,170円 (1万口当たり40円) を分配金額としております。 2 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 を分配金額としております。 2 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 を分配金額としております。 2 費用控除後の配当等収益額 26,286,702円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たりも2023年 7月10日までの計算期間の計算期により40円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 日から2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 日が2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期間の当たり40円 日が2023年 7月10日までの計算期間の計算をのより40円 日が2023年 7月10日までの計算期間の計算をのより40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期間の計算をのより40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算期により40円 日が2023年 7月10日までの計算をのより40円 11 万円 12 万円 12 70円 12 70円 12 70円 12 70円 12 70円 12 70円 12	F	当ファンドの期末残存受益権口	$3,935,170,705\square$	F	当ファンドの期末残存受益権口	3, 348, 923, 423 □	
ド×10,000 H プレーストリク配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 I 分配金額(F×H/10,000) 15,740,682円 I 分配金額(F×H/10,000) 13,395,693円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間) 間) は2023年6月9日から2023年7月10日までの計算期間別 間) 計算期間末における分配対象収益額329,276,048円(1万口当た9848円)のうち15,516,575円(1万口当た940円)を分配金額としております。 (1万口当た940円)を分配金額としております。 1 費用控除後の配当等収益額23,681,832円日の有価証券売買等損益額23,681,832円日の有価証券売買等損益額234,140,992円日の有価証券売買等損益額234,140,992円日の方配対象収益額234,140,992円日の方配対象の方配対象収益額234,140,992円日の方配対象の方配対象収益額234,140,992円日の方配対象の方配対象収益額234,140,992円日の方配対象の方配対象の方配対象の方配対象の方配対象の方配対象の方配対象の方配対象					数		
H 1万口当たり分配金額 40円 I 7万口当たり分配金額 40円 I 7万口当たり分配金額(F×H/10,000) 15,740,682円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間)	G		827円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	998円	
□ 分配金額 (F×H/10,000) 15,740,682円 (2022年12月9日から2023年1月10日までの計算期間)							
(2022年12月 9日から2023年 1月10日までの計算期間)							
間) 計算期間末における分配対象収益額329, 276, 048円 (1万口当たり848円)のうち15, 516, 575円(1万口 当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23, 681, 832円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 C 収益調整金額 71, 453, 224円 D 分配準備積立金額 234, 140, 992円 E 当ファンドの分配対象収益額 329, 276, 048円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口 3, 879, 143, 892口 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E	Ι			Ι			
計算期間末における分配対象収益額329, 276, 048円 (1万口当たり848円) のうち15, 516, 575円 (1万口 当たり40円) を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23, 681, 832円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 の有価証券売買等損益額 234, 140, 992円 E 当ファンドの分配対象収益額 329, 276, 048円 (A+B+C+D) E 当ファンドの期末残存受益権口 3, 879, 143, 892口 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E 人子と10,000) H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円			日までの計算期			日までの計算期	
(1万口当たり848円)のうち15,516,575円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 23,681,832円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 26,286,702円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 26,286,702円 D 分配準備積立金額 71,453,224円 D 分配準備積立金額 234,140,992円 E 当ファンドの分配対象収益額 329,276,048円 (A+B+C+D) E 当ファンドの期末残存受益権口 3,879,143,892口数			220 276 040 HI			5951 450 104EE	
当たり40円)を分配金額としております。口当たり40円)を分配金額としております。A 費用控除後の配当等収益額23,681,832円 費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額A 費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額26,286,702円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額C 収益調整金額71,453,224円 分配準備積立金額C 収益調整金額 234,140,992円 D 分配準備積立金額98,882,571円 226,280,921円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)329,276,048円 (A+B+C+D)E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)351,450,194円 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口 数3,3879,143,892口 数F 当ファンドの期末残存受益権口 数3,388,292,743口 数G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)848円 /F×10,000)T 万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)1,037円 /F×10,000)H 1万口当たり分配金額40円H 1万口当たり分配金額40円							
A 費用控除後の配当等収益額23,681,832円A 費用控除後の配当等収益額26,286,702円B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額0円の有価証券売買等損益額0円の有価証券売買等損益額C 収益調整金額71,453,224円 234,140,992円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)C 収益調整金額 329,276,048円 (A+B+C+D)98,882,571円 234,140,992円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口数 (A+B+C+D)3,879,143,892口数 3,879,143,892口数F 当ファンドの期末残存受益権口数 3,879,143,892口数3,388,292,743口数 3,151,450,194円 40円G 1万口当たり分配対象収益額(E/下×10,000) H 1万口当たり分配金額1万口当たり分配対象収益額(E/下×10,000) 40円1万口当たり分配金額1,037円 40円							
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円の有価証券売買等損益額 0円の有価証券売買等損益額 0円の有価証券売買等損益額 98,882,571円 C 収益調整金額 71,453,224円 と34,140,992円 D分配準備積立金額 234,140,992円 D分配準備積立金額 226,280,921円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 239,276,048円 (A+B+C+D) 237ァンドの分配対象収益額 (351,450,194円 (A+B+C+D) 351,450,194円 (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 3,879,143,892口数 下 当ファンドの期末残存受益権口数 3,388,292,743口数 G 1万口当たり分配対象収益額(E/下×10,000) 1万口当たり分配対象収益額(E/下×10,000) 1万口当たり分配金額 40円	Δ		· -	Δ		· •	
の有価証券売買等損益額の有価証券売買等損益額C 収益調整金額71,453,224円 234,140,992円 D 分配準備積立金額C 収益調整金額98,882,571円 226,280,921円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)F 当ファンドの対配対象収益額 (A + B + C + D)329,276,048円 (A+B+C+D)E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)351,450,194円 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口数 (B 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)5 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) (F × 10,000)3,388,292,743口 (B 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) (F × 10,000)H 1万口当たり分配金額40円H 1万口当たり分配金額40円							
C 収益調整金額71,453,224円 分配準備積立金額C 収益調整金額98,882,571円 分配準備積立金額E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)234,140,992円 329,276,048円 (A+B+C+D)E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)351,450,194円 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口数 数3,879,143,892口数 数F 当ファンドの期末残存受益権口数 3,388,292,743口数G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)848円 /F×10,000)G 1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)1,037円 /F×10,000)H 1万口当たり分配金額40円H 1万口当たり分配金額40円	ע		01.1	ע		01.1	
D 分配準備積立金額234,140,992円 8 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)D 分配準備積立金額 8 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)226,280,921円 8 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)F 当ファンドの期末残存受益権口数 (B 1万口当たり分配対象収益額(E) (F×10,000) (B 1万口当たり分配金額3,879,143,892口数 848円 (B 1万口当たり分配対象収益額(E) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000)53,388,292,743口数 40円 (F×10,000) (F×10,000) (F×10,000)	С		71, 453, 224円	С		98, 882. 571円	
E当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)329, 276, 048円 (A+B+C+D)E当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)351, 450, 194円 (A+B+C+D)F当ファンドの期末残存受益権口数 数3, 879, 143, 892口数 数F当ファンドの期末残存受益権口数 数3, 388, 292, 743口数 数G1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)848円 /F×10,000)G1万口当たり分配対象収益額(E /F×10,000)1,037円 /F×10,000)H1万口当たり分配金額40円H1万口当たり分配金額40円	_					226, 280, 921円	
(A+B+C+D) (A+B+C+D) F 当ファンドの期末残存受益権口数 3,879,143,892口数 F 当ファンドの期末残存受益権口数数 3,388,292,743口数数 G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) (B 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) (B 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円	Е					351, 450, 194円	
数 数 G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 848円 / F×10,000) G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円							
G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 848円 / F×10,000) G 1万口当たり分配対象収益額(E / F×10,000) 1万口当たり分配金額 1万口当たり分配金額 40円	F	当ファンドの期末残存受益権口	3, 879, 143, 892 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	$3,388,292,743\square$	
/F×10,000) /F×10,000) H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円							
H 1万口当たり分配金額 40円 H 1万口当たり分配金額 40円	G		848円	G		1,037円	
	Ι	分配金額(F×H/10,000)	15, 516, 575円	I	分配金額(F×H/10,000)	13, 553, 170円	

	(2023年 1月11日から2023年 2月 8日までの計算期間)		(2023年 7月11日から2023年 8月 8日までの間)	計算期
	計算期間末における分配対象収益額353,674,932円		計算期間末における分配対象収益額364,521,	202⊞
	(1万口当たり870円) のうち16,242,256円 (1万口		(1万口当たり1,076円)のうち13,538,793	
	当たり40円)を分配金額としております。		口当たり40円)を分配金額としております。	1 (1/3
Α	費用控除後の配当等収益額 25,212,961円	A		816,092円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
Ъ	の有価証券売買等損益額	ь	の有価証券売買等損益額	01.1
C	収益調整金額 87,873,262円	С		876, 639円
C	分配準備積立金額 240, 588, 709円			828, 562円
D E	対配準備模立金額 240,588,709円 当ファンドの分配対象収益額 353,674,932円			521, 293円
E	ヨノアントの方配対象収益額 355,674,952円 (A+B+C+D)	E	ヨノアンドックガ配列家収益額 504, (A+B+C+D)	521, 295 <u></u>
F	当ファンドの期末残存受益権口 4,060,564,025口	E		698, 359 □
1	数	1.	数	090, 359 д
G	1万口当たり分配対象収益額(E 870円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,076円
Ü	/F×10,000)		F × 10,000)	1, 0.013
Н	1万口当たり分配金額 40円	Н	1万口当たり分配金額	40円
Ι	分配金額(F×H/10,000) 16,242,256円			538, 793円
-	(2023年 2月 9日から2023年 3月 8日までの計算期	_	(2023年 8月 9日から2023年 9月 8日までの	
	間)		間)	H1 21 793
	計算期間末における分配対象収益額367,844,056円		計算期間末における分配対象収益額375,704,	958円
	(1万口当たり903円) のうち16,289,150円 (1万口		(1万口当たり1,114円)のうち13,486,607	
	当たり40円)を分配金額としております。		口当たり40円)を分配金額としております。	, , , ,
A	費用控除後の配当等収益額 29,324,793円	Α		875,868円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円		費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額 90,962,896円	С		421,576円
D	分配準備積立金額 247,556,367円			407,514円
Е	当ファンドの分配対象収益額 367,844,056円			704, 958円
	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口 4,072,287,715口	F	当ファンドの期末残存受益権口 3,371,	651,816 □
	数		数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E 903円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1,114円
	$/F \times 10,000$		$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額 40円	Н	1万口当たり分配金額	40円
Ι	分配金額(F×H/10,000) 16,289,150円	Ι	分配金額(F×H/10,000) 13,	486,607円
	(2023年 3月 9日から2023年 4月10日までの計算期		(2023年 9月 9日から2023年10月10日までの	計算期
	間)		間)	
	計算期間末における分配対象収益額379,824,616円		計算期間末における分配対象収益額355,395,	
	(1万口当たり928円)のうち16,366,269円(1万口		(1万口当たり1,149円) のうち12,362,075	円(1万
	当たり40円)を分配金額としております。		口当たり40円)を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 26,528,811円			112,840円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額 95, 392, 207円			619, 146円
D	分配準備積立金額 257, 903, 598円			663,626円
Е	当ファンドの分配対象収益額 379,824,616円	Е		395,612円
_	(A+B+C+D)		(A+B+C+D)	540 505
F	当ファンドの期末残存受益権口 4,091,567,493口	F		518, 787 □
_	数 1万日火在10八五十年1日长短1万		数 1. 工工以 4. 位 八五 4. 位 4. 位 4. 位 4. 位 4. 位 4. 位 4. 位 4.	1 140
G	1万口当たり分配対象収益額(E 928円 (F) (10,000)	G	1万口当たり分配対象収益額(E	1, 149円
**	/F×10,000)	**	F × 10,000)	40.00
	1万口当たり分配金額 40円 小型会標(PX)H (10,000) 16,000,000		1万口当たり分配金額	40円
1	分配金額(F×H/10,000) 16,366,269円	1	分配金額 (F×H/10,000) 12,	362,075円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第19特定期間	第20特定期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

日・小田田田の一田七〇日)の中	^	
西口	第19特定期間末	第20特定期間末
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左
らの差額	しているためその差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左
	簿価額と近似しているため、当該金融商	
	品の帳簿価額を時価としております。	
	(2) 有価証券	(2) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第19特定期間末	第20特定期間末	
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	△337	△337	
投資証券	△47, 167, 031	△32, 046, 070	
合計	△47, 167, 368	△32, 046, 407	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第19特定期間末(2023年4月10日)

該当事項はありません。

第20特定期間末(2023年10月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(MCI 1 I C) WITTEN / CEB	
第19特定期間	第20特定期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第19特定期間末		第20特定期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	0.5183円	1口当たり純資産額	0.5831円
(1万口当たり純資産額)	(5,183円)	(1万口当たり純資産額)	(5,831円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券		CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	3, 375, 277	3, 383, 715	
	小計	銘柄数:1	3, 375, 277	3, 383, 715	
		組入時価比率:0.2%		100.0%)
	合計			3, 383, 715	
投資証券		ストラクチュラ-欧州ハイ・イール ド・ボンド (IH13シェアクラス、メ キシコペソ)	240, 599. 972	218, 671, 690. 55	
		銘柄数:1 組入時価比率:99.0%	240, 599. 972	218, 671, 690. 55 (1, 784, 514, 065) 100. 0%	
	合計			1, 784, 514, 065 (1, 784, 514, 065)	
		合計		1, 787, 897, 780 (1, 784, 514, 065)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース)

2023年10月末日現在

		1010 10/1/10 2012
I	資産総額	532, 387, 320円
П	負債総額	614, 673円
Ш	純資産総額 (I – II)	531, 772, 647円
IV	発行済口数	1, 034, 068, 099 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0. 5143円
	(1万口当たり純資産額)	(5, 143円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース)

2023年10月末日現在

I	資産総額	7, 796, 327, 720円
П	負債総額	15, 474, 328 円
Ш	純資産総額 (I – II)	7,780,853,392 円
IV	発行済口数	46, 105, 921, 206 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.1688 円
	(1万口当たり純資産額)	(1,688円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (資源国通貨コース)

2023年10月末日現在

		2023 十10万 木百 2011
Ι	資産総額	464, 467, 326円
П	負債総額	324, 145 円
Ш	純資産総額 (I − II)	464, 143, 181 円
IV	発行済口数	1, 527, 638, 681 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.3038 円
	(1万口当たり純資産額)	(3,038円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース)

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	1,061,534,353円
П	負債総額	713, 349 円
Ш	純資産総額 (I – II)	1,060,821,004 円
IV	発行済口数	2, 153, 462, 520 口
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.4926 円
	(1万口当たり純資産額)	(4,926円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース)

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	15, 443, 954, 841円
П	負債総額	21,780,628 円
Ш	純資産総額 (I – II)	15, 422, 174, 213 円
IV	発行済口数	57, 327, 239, 519 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.2690 円
	(1万口当たり純資産額)	(2,690円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース)

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	9, 975, 190, 025円
Π	負債総額	94, 320, 451 円
Ш	純資産総額 (I – II)	9, 880, 869, 574 円
IV	発行済口数	91, 252, 685, 365 🏻
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.1083 円
	(1万口当たり純資産額)	(1,083円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)

2023年10月末日現在

I	資産総額	8, 087, 815, 632円
П	負債総額	58, 728, 224 円
Ш	純資産総額 (I – II)	8, 029, 087, 408 円
IV	発行済口数	16, 742, 447, 037 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.4796 円
	(1万口当たり純資産額)	(4,796円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース)

2023年10月末日現在

		2020 1001/101 2012
Ι	資産総額	1,840,197,284円
П	負債総額	3, 072, 598 円
Ш	純資産総額 (I – II)	1,837,124,686 円
IV	発行済口数	3, 078, 757, 704 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.5967 円
	(1万口当たり純資産額)	(5, 967円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしま す。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口 座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設 したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機 関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の 口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在 資本金の額 12億円

発行株式総数 9,000,000株

発行済株式総数 2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

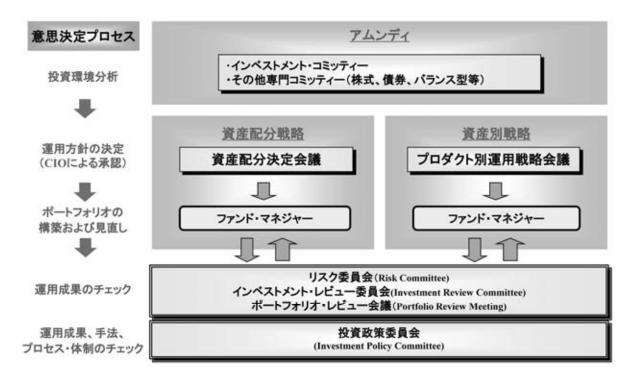
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および 運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議 において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを 行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタ リング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会(月次開催)では、プロダクトごとのより詳細な運用 状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定 める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。ま た「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っ ています。

② 営業の概況

2023年10月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

<u> </u>		
種類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	25, 009
追加型株式投資信託	121	2, 353, 909
合計	133	2, 378, 919

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の 財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度に係る中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第42期事業年度の財務諸表、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムン

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

			(中位・111)	
		第 41 期		第 42 期
		(2021年 12月 31日)		(2022年 12月 31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9, 425, 410		8, 294, 288
前払費用		60, 554		59, 040
未収入金		32, 875		71, 580
未収委託者報酬		1, 471, 045		1, 347, 441
未収運用受託報酬		1, 084, 261		1, 178, 005
未収投資助言報酬		4, 793		5, 005
未収収益	*1	498, 654	*1	817, 505
未収消費税等		37, 877		7, 297
立替金		75, 565		93, 950
その他	_	2, 857		1,653
流動資産合計	_	12, 693, 892		11, 875, 763
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	95, 402	*2	471, 396
器具備品(純額)	*2	38, 006	*2	172, 836
建設仮勘定		8, 771		_
有形固定資産合計	_	142, 179		644, 232
無形固定資産	_			
ソフトウエア		21, 743		33, 316
のれん		541, 463		487, 317
商標権		70		10
無形固定資產合計	_	563, 276		520, 643
投資その他の資産	_	,		,
金銭の信託		1, 145		905
投資有価証券		1, 540		85
関係会社株式		75, 727		- -
長期差入保証金		334, 773		237, 578
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		284, 026		217, 588
投資その他の資産合計	_	697, 271		456, 216
固定資産合計	_	1, 402, 726		1, 621, 091
資産合計	_	14, 096, 619		13, 496, 854
R/ L UH	_	14, 050, 015		10, 100, 004

				(単位:千円)
		第 41 期		第 42 期
		(2021年 12月 31日)		(2022年 12月 31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		98, 647		219, 727
未払償還金		686		686
未払手数料		660, 016		596, 062
その他未払金	*1	253, 770	*1	331, 277
未払費用	*1	869, 831	*1	185, 049
未払法人税等		235, 251		185, 812
賞与引当金		576, 643		593, 379
役員賞与引当金		194, 991		156, 043
資産除去債務		110, 263		-
流動負債合計		3, 000, 099		2, 268, 036
固定負債	_			
退職給付引当金		113, 368		131, 781
賞与引当金		30, 312		39, 185
役員賞与引当金		100, 372		137, 054
資産除去債務		2, 552		146, 388
固定負債合計	_	246, 605		454, 409
負債合計	_	3, 246, 704		2, 722, 444
純資産の部	_			
株主資本				
資本金		1, 200, 000		1, 200, 000
資本剰余金				
資本準備金		1, 076, 268		1, 076, 268
その他資本剰余金		_		-
資本剰余金合計	_	1, 076, 268		1, 076, 268
利益剰余金	_			
利益準備金		110, 093		110, 093
その他利益剰余金		8, 463, 148		8, 388, 125
別途積立金		1,600,000		1, 600, 000
繰越利益剰余金		6, 863, 148		6, 788, 125
利益剰余金合計	_	8, 573, 240		8, 498, 217
株主資本合計	_	10, 849, 509		10, 774, 486
評価・換算差額等	_	,,		
その他有価証券評価差額金		406		△76
評価・換算差額等合計	_	406		<u>∠76</u>
純資産合計	_	10, 849, 915		10, 774, 410
負債純資産合計	_	14, 096, 619		13, 496, 854
只良心見/生口印	_	14, 090, 019		15, 490, 854

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	第 41 期	第 42 期
	(自2021年 1月 1日	(自2022年 1月 1日
SV 300 1 37	至2021年 12月 31日)	至2022年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6, 476, 427	6, 089, 760
運用受託報酬	2, 165, 477	2, 341, 981
投資助言報酬	12, 719	15, 131
その他営業収益	1, 447, 553	1, 791, 854
営業収益合計	10, 102, 174	10, 238, 726
営業費用		
支払手数料	3, 861, 674	3, 449, 648
広告宣伝費	27, 746	47, 161
調査費	650, 341	728, 968
委託調査費	379, 007	350, 447
委託計算費	15, 674	16, 595
通信費	18, 950	18, 472
印刷費	56, 469	38, 134
協会費	19, 210	19, 436
営業費用合計	5, 029, 070	4, 668, 861
一般管理費		_, ,
役員報酬	202, 953	216, 331
給料・手当	2, 056, 975	2, 158, 899
賞与	6, 052	7, 939
役員賞与	4, 209	11, 03
交際費	1,660	
旅費交通費		4, 137
	11, 048	40, 328
租税公課	72, 776	67, 664
不動産賃借料	215, 362	237, 303
賞与引当金繰入	566, 246	579, 000
役員賞与引当金繰入	222, 059	162, 843
退職給付費用	108, 088	161, 009
固定資産減価償却費	58, 363	79, 914
商標権償却	125	60
のれん償却	-	54, 146
福利厚生費	283, 809	299, 037
諸経費	292, 945	465, 233
一般管理費合計	4, 102, 670	4, 544, 878
営業利益	970, 434	1, 024, 987
営業外収益		
受取配当金	_	4, 140
有価証券売却益	440	114
役員賞与引当金戻入額	37, 602	552
賞与引当金戻入額	88, 489	1, 667
受取利息	5	4
為替差益	3, 193	46, 617
雑収入	26, 454	10, 824
営業外収益合計	156, 182	63, 917
営業外費用	100, 102	00, 011
さまたりの 雑損失	166	9, 159
営業外費用合計	166	9, 159
怪常利益	1, 126, 450	1, 079, 745
特別損失		
固定資産除去損	_	*1 43, 881
資産除去債務履行差額		1, 414

特別損失合計 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益

45, 295	-
1, 034, 451	1, 126, 450
342, 822	368, 554
66, 651	△16, 793
409, 473	351, 761
624, 977	774, 690

(3) 【株主資本等変動計算書】

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	次★△	資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1, 200, 000	1, 076, 268	-	1, 076, 268		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計						
当期末残高	1, 200, 000	1, 076, 268	_	1, 076, 268		

	株主資本				
	利益剰余金				
		その他利益剰余金			株主資本
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	110, 093	1,600,000	6, 888, 458	8, 598, 551	10, 874, 819
当期変動額					
剰余金の配当			△ 800,000	△ 800,000	△ 800,000
当期純利益			774, 690	774, 690	774, 690
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			△ 25, 310	△ 25, 310	△ 25, 310
当期末残高	110, 093	1,600,000	6, 863, 148	8, 573, 240	10, 849, 509

	評価・換算		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	409	409	10, 875, 228
当期変動額			
剰余金の配当			△ 800,000
当期純利益			774, 690
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 3	△ 3	△ 3
当期変動額合計	△ 3	△ 3	△ 25, 313
当期末残高	406	406	10, 849, 915

(単位:千円)

	株主資本				
	次★△	資本剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	1, 200, 000	1, 076, 268	-	1, 076, 268	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	1, 200, 000	1, 076, 268	_	1, 076, 268	

	株主資本				
		利益剰	制余金		
		その他利	益剰余金		株主資本
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	110, 093	1,600,000	6, 863, 148	8, 573, 240	10, 849, 509
当期変動額					
剰余金の配当			△ 700,000	△ 700,000	△ 700,000
当期純利益			624, 977	624, 977	624, 977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			△ 75,023	△ 75,023	△ 75,023
当期末残高	110, 093	1,600,000	6, 788, 125	8, 498, 217	10, 774, 486

	評価・換算		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	406	406	10, 849, 915
当期変動額			
剰余金の配当			△ 700,000
当期純利益			624, 977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△482	△482	△482
当期変動額合計	△482	△482	△ 75, 505
当期末残高	△76	△76	10, 774, 410

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資產

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~18年

器具備品 2年~15年

(2)無形固定資產

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって 退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、 ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給 されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第41期	第42期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
未収収益	310,639 千円	620,330 千円
その他未払金	82,639 千円	115,050 千円
未払費用	689,155 千円	64,076 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第41期	第42期	
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)	
建物	151,587 千円	16,392 千円	
器具備品	265,644 千円	92,503 千円	

(損益計算書関係)

*1. 固定資産除去損の内訳

	** -		
	第41期	第42期	
	(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日	
	至 2021年 12月31日)	至 2022年 12月31日)	
建物	- 千円	33,039 千円	
器具備品	- 千円	10,841 千円	
計	- 千円	43,881 千円	

(株主資本等変動計算書関係)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	增加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
	(1 1/4)	(11/1/)	(11/1/)	(1 1/k)
普通株式	2, 400	-	-	2, 400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800, 000	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700, 000	利益剰余金	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2, 400	_	-	2, 400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700, 000	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620, 000	利益剰余金	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第41期	第42期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
1年内	- 千円	201,349 千円
1年超	- 千円	513,619 千円
合計	- 千円	714,968 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第41期(2021年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

Start Time Globe And Charles Charles Start						
	貸借対照表計上額	時価	差額			
	(千円)	(千円)	(千円)			
(1) 現金・預金	9, 425, 410	9, 425, 410	_			
(2) 未収委託者報酬	1, 471, 045	1, 471, 045	_			
(3) 未収運用受託報酬	1, 084, 261	1, 084, 261	_			
資産計	11, 980, 717	11, 980, 717	_			
(1) 未払手数料	660, 016	660, 016	_			
(2) 未払費用	869, 831	869, 831				
負債計	1, 529, 848	1, 529, 848	_			

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム (デラウエア) 社の株式です。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	14-以内	5年以内	10年以内	104-70
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金・預金	9, 425, 410	_	-	-
未収委託者報酬	1, 471, 045	_	-	-
未収運用受託報酬	1, 084, 261	_	_	_
合計	11, 980, 717	ı	-	_

第42期 (2022年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237, 578	229, 227	8, 351
資産計	237, 578	229, 227	8, 351

(注)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものである ことから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第42期 (2022年12月31日)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	ı	229, 227	=	229, 227
資産計	_	229, 227	_	229, 227

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第41期(2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第41期(2021年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 75,727千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第41期(2021年12月31日)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
四月	7里共	(千円)	(千円)	(千円)	
	(1) 株式	-	_	-	
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-	
価を超えるもの	(3) その他(注)	2, 100	2, 686	586	
	小計	2, 100	2, 686	586	
	(1) 株式	-	-	-	
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	_	_	-	
価を超えないもの	(3) その他(注)	-	-	_	
	小計	_	-	_	
合計		2, 100	2, 686	586	

⁽注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第42期(2022年12月31日)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
	12.70	(千円)	(千円)	(千円)	
	(1) 株式	-	_	-	
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	_	_	_	
価を超えるもの	(3) その他(注)	-	-	_	
	小計	_	-	_	
	(1) 株式	-	_	-	
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	_	_	
価を超えないもの	(3) その他(注)	1, 100	990	△110	
	小計	1, 100	990	△110	
合計		1, 100	990	△110	

- (注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。
- 4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券 第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日) 該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日) 該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
1里块	(千円)	(千円)	(千円)	
投資信託	2, 440	440	-	

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
性類	(千円)	(千円)	(千円)
投資信託	1, 114	114	_

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確 定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定してい ます。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度でありま す。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円) 第41期 第42期 (自2021年 1月 1日 (自2022年 1月 1日 至 2021年12月31日) 至2022年12月31日) 退職給付引当金の期首残高 152,900 113, 368 退職給付費用 71,668 123, 909 退職給付の支払額 $\triangle 4,852$ 制度への拠出額 △106, 348 △105, 496 退職給付引当金の期末残高 113, 368 131, 781

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

		(十円)
	第41期	第42期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	790, 833	770, 786
年金資産	692, 516	660, 903
	98, 316	109, 883
非積立型制度の退職給付債務	15, 052	21, 898
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113, 368	131, 781
退職給付に係る負債	113, 368	131, 781
退職給付に係る資産	_	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113, 368	131, 781

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,668千円 当事業年度 123,909千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度36,420千円、当事業年度37,100千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第41期		第42期	
	(2021年12月	31日)	(2022年12月	31日)
繰延税金資産				
未払費用否認額	49, 579	千円	48, 029	千円
繰延資産償却額	_	千円	5, 196	千円
未払事業税	11, 929	千円	15, 219	千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	195, 151	千円	193, 691	千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	48, 523	千円	40, 690	千円
減価償却資産	5, 856	千円	174	千円
資産除去債務	34, 544	千円	44, 824	千円
その他有価証券評価差額金	_	千円	34	千円
未払事業所税	2, 875	千円	2, 735	千円
その他	13, 850	千円	7, 298	千円
繰延税金資産小計	362, 307	千円	357, 890	千円
評価性引当額	△ 73, 058	千円	△110, 180	千円
繰延税金資産合計	289, 249	千円	247, 709	千円
繰延税金負債				
繰延資産償却額	△ 3, 540	千円	-	千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	A 1 500	⊀ ⊞	A 00 100	≁ m
固定資産計上額	△ 1,503	千円	△ 30, 122	千円
その他有価証券評価差額金	△ 179	千円	-	千円
繰延税金負債合計	△ 5, 222	千円	△ 30, 122	千円
繰延税金資産の純額	284, 026	千円	217, 588	千円
-			_	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第41期 (2021年12月31日)	第42期 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適 用後の法人税等の負担率との	30. 62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	間の差異が法定実効税率の100	7. 10%
評価性引当金額	分の5以下であるため注記を省	0.11%
過年度法人税等	略しております。	△0. 21%
住民税均等割等		0. 14%
その他		1.83%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		39. 58%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第41期		第42期
	(自2021年 1月	1日	(自2022年 1月 1日
	至2021年12月	31日)	至2022年12月31日)
期首残高	109, 076	千円	112,815 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2, 550	千円	143,757 千円
時の経過による調整額	1, 189	千円	1,233 千円
資産除去債務の履行による減少額	_	千円	111,417 千円
期末残高	112, 815	千円	146,388 千円

(収益認識関係)

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	6, 089, 760	l	6, 089, 760
運用受託報酬	2, 162, 526	179, 454	2, 341, 981
投資助言報酬	15, 131	l	15, 131
その他営業収益	1, 791, 854	Ī	1, 791, 854
合計	10, 059, 272	179, 454	10, 238, 726

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)及び第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
7, 435, 605	1, 340, 293	1, 326, 276	10, 102, 174

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
6, 925, 622	1, 478, 347	1, 737, 776	96, 981	10, 238, 726

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

	A 1.1 fefe		V4-1-0	dayle - I day		関	係内容		T - 1 A +T		Her. L. ado ata
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
								運用受託報酬 *1	178, 036	未収運用 報酬	108, 344
会	アムンディ アセットマ ネジメント		1, 143, 616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	なし	投資信託、投 資顧問契約の 再委任等	情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1	714, 070	未収収益	310, 639
								本店配賦費用など	80, 141	未払費用	689, 155

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

						関	係内容				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟	アムン ディ・ルク	ルクセン	17, 786					運用受託報酬 *1	720, 725	未収運用 受託報酬	205, 907
会社	センブル グ・エス・ エー	ブルグ	(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1	572, 946	未収収益	123, 878

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

			資本金又は 出資金		議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容			TC- 71 A #55		##十分古
種類	会社等 の名称	所在地		事業の内容 又は職業		役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
								運用受託報酬 *1	281, 318	未収運用 受託報酬	180, 835
会	アムンディ アセットマ ネジメント	%Ⅱ末	1, 143, 616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	役員の 兼任 あり		情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1		未収収益	620, 330
								委託調査費等の支 払など *2	48, 822	その他未 払金	131, 746

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

	A 1.1 fefe		VI- 1 A		-16 VI 16 66 1.	関	係内容		T 71 A 4T		Her Lands and
種類	会社等 所在! 所在!	所在地	所在地 資本金又は 出資金		議決権等の所有 (被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	アムン ディ・ルク	ルクセン	セン 17,786					運用受託報酬 *1	867, 265	未収運用 受託報酬	211, 919
	センブル グ・エス・	ブルグ	(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	情報提供、コンサ			
兄	エー							ルティング料(その 他営業収益) *1	597, 396	未収収益	112, 124
弟会社	アムン ディン ター ィ エー ション	フランス パリ市	15, 713 (チューロ)	投資顧問業	なし	なし	投資サービス の提供	運用受託報酬 *1	356, 203	未収運用 受託報酬	273, 550

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場) アムンディ (ユーロネクスト パリに上場) クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

	第41期	第42期
	(自2021年 1月 1日	(自2022年 1月 1日
	至2021年12月31日)	至2022年12月31日)
1株当たり純資産額	4, 520. 80 円	4, 489. 34 円
1株当たり当期純利益金額	322.79 円	260.41 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第41期	第42期				
	(自2021年 1月 1日	(自2022年 1月 1日				
	至2021年12月31日)	至2022年12月31日)				
当期純利益 (千円)	774, 690	624, 977				
普通株主に帰属しない金額 (千円)		_				
普通株式に係る当期純利益(千円)	774, 690	624, 977				
期中平均株式数(千株)	2, 400	2, 400				

(重要な後発事象)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

> PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円) 当中間会計期間末 (2023年6月30日) 資産の部 流動資産 現金・預金 8, 288, 623 前払費用 87, 108 未収入金 81, 205 未収委託者報酬 1, 400, 268 未収運用受託報酬 1, 265, 697 未収投資助言報酬 6, 216 未収収益 1,005,655 立替金 128, 544 その他 1,478 12, 264, 794 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 *1 建物(純額) 455, 307 器具備品(純額) 162, 864 有形固定資産合計 618, 171 無形固定資産 *1 ソフトウエア 27,661 ソフトウエア仮勘定 694 のれん 460, 244 488, 598 無形固定資産合計 投資その他の資産 金銭の信託 931 投資有価証券 86 長期差入保証金 237, 378 ゴルフ会員権 60 繰延税金資産 188,618 投資その他の資産合計 427,073 固定資産合計 1, 533, 842 資産合計 13, 798, 636

(単位:千円)

	当中間会計期間末
	(2023年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	223, 136
未払償還金	686
未払手数料	613, 727
その他未払金	278, 573
未払費用	381, 027
未払法人税等	390, 693
未払消費税等	97, 257
賞与引当金	319, 839
役員賞与引当金	136, 865
流動負債合計	2, 441, 803
固定負債	
退職給付引当金	83, 729
賞与引当金	38, 289
役員賞与引当金	174, 520
資産除去債務	146, 94
固定負債合計	443, 490
負債合計	2, 885, 294
純資産の部	
株主資本	
資本金	1, 200, 000
資本剰余金	1, 200, 000
資本準備金	1, 076, 268
資本剰余金合計	1, 076, 268
利益剰余金	
利益準備金	110, 093
その他利益剰余金	110, 000
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	6, 927, 039
利益剰余金合計	8, 637, 132
株主資本合計	10, 913, 400
評価・換算差額等	10, 313, 400
計価・換算定額寺 その他有価証券評価差額金	٨٦
評価・換算差額等合計	<u> </u>
純資産合計	10, 913, 343
負債純資産合計	13, 798, 636

(2) 中間損益計算書

		(単位:千円)
		当中間会計期間
		(自 2023年 1月 1日
		至 2023年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		3, 200, 657
運用受託報酬		1, 530, 328
投資助言報酬		9, 169
その他営業収益		904, 263
営業収益合計		5, 644, 418
営業費用		2, 480, 551
一般管理費	*1	2, 187, 344
営業利益		976, 523
営業外収益	*2	160, 508
営業外費用	*3	13_
経常利益		1, 137, 018
税引前中間純利益		1, 137, 018
法人税、住民税及び事業税		349, 142
法人税等調整額		28, 962
法人税等合計		378, 103
中間純利益		758, 914

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

(単位:千円)

		#+ -> 次			
	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
	貝平並	資本準備金	資本剰余金合計		
当期首残高	1, 200, 000	1, 076, 268	1, 076, 268		
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
株主資本以外の項目					
の当中間期変動額					
(純額)					
当中間期変動額合計					
当中間期末残高	1, 200, 000	1, 076, 268	1, 076, 268		

		利益	注剰余金			
		その他和	川益剰余金		株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	110, 093	1, 600, 000	6, 788, 125	8, 498, 217	10, 774, 486	
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 620,000	△ 620,000	△ 620,000	
中間純利益			758, 914	758, 914	758, 914	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計			138, 914	138, 914	138, 914	
当中間期末残高	110, 093	1, 600, 000	6, 927, 039	8, 637, 132	10, 913, 400	

	評価・推	與算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計	
当期首残高	△76	△76	10, 774, 410	
当中間期変動額				
剰余金の配当			△ 620,000	
中間純利益			758, 914	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	18	18	18	
当中間期変動額合計	18	18	138, 933	
当中間期末残高	△58	△58	10, 913, 343	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~18年

器具備品 2年~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)を当期首から適用しております。これによる当期の中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資產 140,552千円 無形固定資產 189,311千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

*1 減価償却実施額

有形固定資產 32,216千円 無形固定資產 32,738千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

従業員賞与引当金戻入額36,929千円為替差益112,380千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

雑損失 13千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2, 400	ı	-	2, 400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620, 000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(リース取引関係)

当中間会計期間末 (2023年 6月30日)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内201,098千円1年超413,195千円合計614,293千円

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237, 378	231, 234	6, 144
資産計	237, 378	231, 234	6, 144

(注)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(単位: 千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	231, 234	-	231, 234
資産計	-	231, 234	-	231, 234

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (2023年 6月30日)

- 1. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 2. 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 3. その他有価証券

(単位:千円)

(中區・111)				
区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	_	_	-
	(3) その他(注)	_	_	-
	小計	_	_	-
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	_	_	-
	(2) 債券	_	_	-
	(3) その他(注)	1, 100	1, 017	△83
	小計	1, 100	1, 017	△83
合計		1, 100	1, 017	△83

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (2023年 6月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 146,388千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -千円 時の経過による調整額 559千円 資産除去債務の履行による減少額 -千円 当中間会計期間末残高 146,947千円

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	3, 200, 657	ı	3, 200, 657
運用受託報酬	1, 336, 515	193, 813	1, 530, 328
投資助言報酬	9, 169	1	9, 169
その他営業収益	904, 263	-	904, 263
合計	5, 450, 605	193, 813	5, 644, 418

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
3, 776, 937	1, 044, 003	769, 554	53, 923	5, 644, 418

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1株当たり純資産額4,547円23銭1株当たり中間純利益316円21銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益758,914千円普通株主に帰属しない金額-千円普通株式に係る中間純利益758,914千円期中平均株式数2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を 失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものと して内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運 用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資熊度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替

機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振 替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行 われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類(本邦通貨表示のものに限ります。)は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口, 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券 (以下「投資信託証券」といいます。)、および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条およ

び第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行

う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成23年2月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権

- をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、 委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当 該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい て、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請 求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成23年1月31日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役 岩田 直樹

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアルの為 替リスクに変換した投資法人の発行する円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象と し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替

機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振 替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行 われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類(本邦通貨表示のものに限ります。)は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口, 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券 (以下「投資信託証券」といいます。)、および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条およ

び第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行

う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成23年2月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権

- をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、 委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当 該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい て、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請 求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支 払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資 信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成23年1月31日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役 岩田 直樹

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ.別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラス、円)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (資源国通貨コース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランドの各為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象(原則として各通貨が均等になるように投資します。)とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合

- には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券 (以下「投資信託証券」といいます。)、および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の3 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成23年2月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報

酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、 その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降 の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成23年1月31日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行 代表取締役 岩田 直樹

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル (I4シェアクラス、円)」

2. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH3シェアクラス、豪ドル)」

3. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH7シェアクラス、南アフリカランド)」

4. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース) 運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資熊度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円 建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長 期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替

機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振 替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行 われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類(本邦通貨表示のものに限ります。)は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券 (以下「投資信託証券」といいます。)、および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条およ

び第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行

う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算

期間は投資信託契約締結日より平成23年2月8日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に

おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、 委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当 該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい て、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請 求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支

払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資 信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成23年1月31日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役 岩田 直樹

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH9シェアクラス、円)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資熊度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスク に変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資 信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額 が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合

- には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券 (以下「投資信託証券」といいます。)、および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の3 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成23年11月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報

酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、 その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降 の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成23年10月27日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役 岩田 直樹

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH3シェアクラス、豪ドル)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに 短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資熊度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額 が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合

- には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券 (以下「投資信託証券」といいます。)、および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを 指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の3 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成23年11月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報

酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、 その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降 の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成23年10月27日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役 岩田 直樹

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH12シェアクラス、トルコリラ)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスク に変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資 信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合

には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資する ことを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信

託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の3 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成26年2月10日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降

の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する 受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎 計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売 会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付 により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした

- がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反 して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益 者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受 託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資 信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法に よって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成26年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH5シェアクラス、米ドル)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

追加型証券投資信託

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース)

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース)

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の 請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることとします。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定めるファンドの休業日に当たる場合には、原則として受益権の 取得申込の受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資 にかかる追加信託金の申込の場合を除きます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた 取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合

には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異 なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資する ことを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信

託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の3 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成26年2月10日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査報酬、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期または信託終了の時に当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、委託者の定める時期または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降

の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計 算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する 受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎 計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売 会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付 により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定 販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第36条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定めるファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした

- がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第37条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱)

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反 して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益 者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受 託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資 信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法に よって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。 この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成26年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 アムンディ・ジャパン株式会社 代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定めるファンドの休業日

投資信託約款第12条第3項および第36条第2項に規定する「別に定めるファンドの休業日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH13シェアクラス、メキシコペソ)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」



アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型>
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型>

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

追加型投信/海外/債券

- ・この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
- ・「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)<年2回決算型>」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)<年2回決算型>」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)<年2回決算型>」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)<年2回決算型>」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)<年2回決算型>」、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)<年2回決算型>」および「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)<年2回決算型>」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を2024年1月10日に関東財務局長に提出しており、2024年1月11日にその届出の効力が生じております。

アムンディ・ジャパン株式会社

発行者名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 藤川 克己
本店の所在の場所	東京都港区東新橋一丁目9番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません

目 次

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
第2	管理及び運営	69
第3	ファンドの経理状況	76
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	157
第三部	委託会社等の情報	158
第1	委託会社等の概況	158
約款		

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)<年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース) <年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)<年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース) <年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース) <年2回決算型>

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型>

ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

年2回決算型		
正式名称		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)<年2回決算型>
略称等		アムンディ・欧州ハイ・イールド債券(ユーロコース)年2回、
		ユーロコース(年2回決算型)、ユーロコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)<年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券 (米ドルコース) 年2回、
	米ドルコース(年2回決算型)、米ドルコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)<年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券(豪ドルコース)年2回、
	豪ドルコース(年2回決算型)、豪ドルコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)<年2回決算型>
	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券(ブラジルレアル)年2回、
	ブラジルレアルコース(年2回決算型)、ブラジルレアルコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券(資源国通貨)年2回、
	資源国通貨コース(年2回決算型)、資源国通貨コース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)<年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券(メキシコペソ)年2回、
	メキシコペソコース(年2回決算型)、メキシコペソコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)<年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券 (トルコリラ) 年2回、
	トルコリラコース(年2回決算型)、トルコリラコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)<年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券 (円コース) 年2回、
	円コース(年2回決算型)、円コース

なお、以上を総称して「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」、「年2回決算型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンド8,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権 1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社(「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%(税抜3.0%)です。「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングのお取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

2024年1月11日から2024年7月5日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれ かに該当する場合、または12月24日である場合は、お申し込みできません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(「販売会社」)については、後記「(12) その他 ③ その他」のお問合せ先にご 照会ください。

*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください。)までに取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。 株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申 込みください。

- ② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- ③ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/海外/債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

1610072 75625		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	
		株式
単位型		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
		()
	内外	資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル		
债券 一般 公債	年4回	北米	ファミリーファンド	<円コース> あり (フルヘッジ)
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア		
不動産投信 そ の他資産	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ	<円コース以外> なし
(投資信託証券 (債券 社債 (低格付債)))※	日々	アフリカ 中近東(中東)	・ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他	エマージング		

- (注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- *属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産(投資信託証券	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主と		
(債券 社債 (低格付	して投資信託証券であり、実質的に債券のうち社債(低格付債)		
債)))	を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載が		
	あるものをいいます。		
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益		
	が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。		
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オ		
	ブ・ファンズをいいます。		
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う		
(フルヘッジ)	旨の記載があるものをいいます。		
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない		
	旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないも		
	のをいいます。		

- ※各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 社債(低格付債))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。
- *商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

③ 信託金の限度額

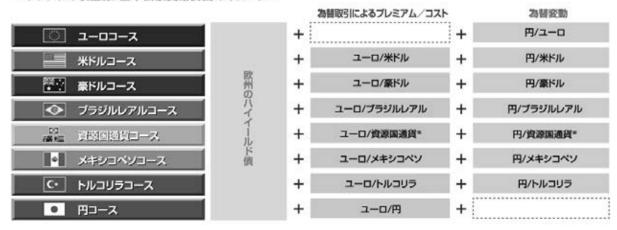
各ファンドの信託金の限度額は、各1兆円です。 ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

- ④ ファンドの特色
- 1. 各ファンドは、欧州のハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)を実質的な主要投資対象とします。
- 各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする外国籍投資信託「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」または「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル」と、国内籍投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式**で運用します。
 - ※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下、「投資信託」と記載します。
- 資源国通貨コースは、各外国籍投資信託の3つのシェアクラスに均等に投資を行います。
- 欧州のハイイールド債の運用は、アムンディ・アセットマネジメントが行います。

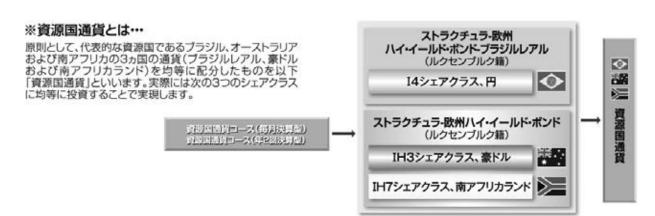
*各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

- 2. 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取 引が異なる8つのコースから構成されています。
- 米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、 トルコリラコースでは、ユーロ売り/取引対象通貨買いの為替取引を行います。
- 円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り/円買いの為替取引(対円での「為替へッジ」といいます。)を行います。
- ユーロコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。

<ファンドの収益源/基準価額変動要因のイメージ>

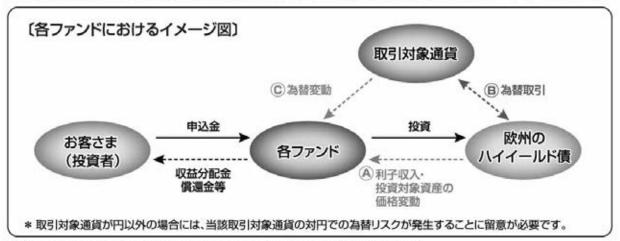


- *本書での「取引対象通貨」は、「米ドル」、「豪ドル」、「ブラジルレアル」、「資源国通貨(ブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランド)」、「メキシコペソ」、「トルコリラ」、「円」を指します。
- *円コースでは、原則として対円での為替へッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。
- *ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。



〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州のハイイールド債です。



- * 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- * ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの 低減を図ります。
- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



- ※1 ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※2 円コースでは、原則として対円での為替へッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。
- * 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する 期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が 大きく異なる場合があります。
- * 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

- 3. 各ファンドは、毎決算時(原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日とし ます)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配 金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行

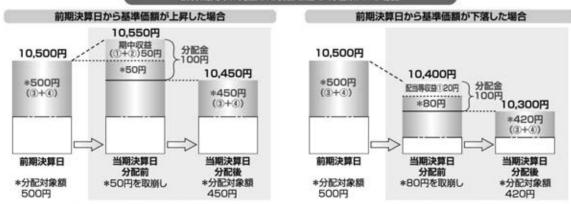
〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の 純資産から支払われますので、分配金が支払われ ると、その金額相当分、基準価額は下がります。

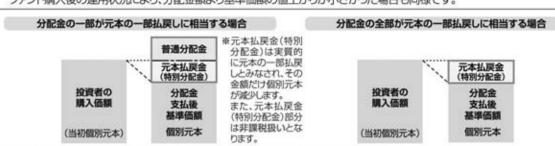


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる 場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻して相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額 だけ減少します。 (注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

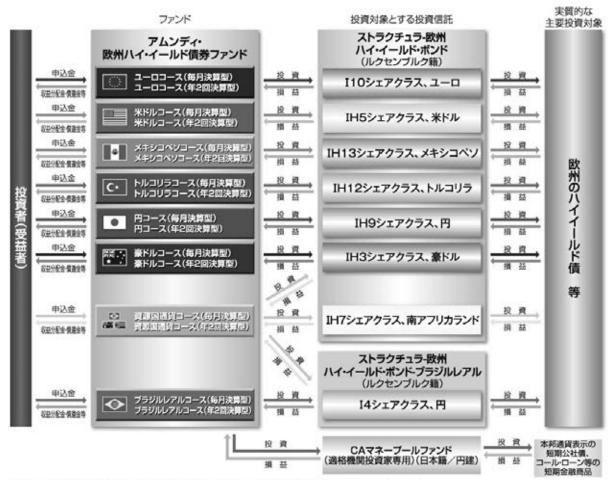
◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年1月14日 投資信託契約締結、設定・運用開始

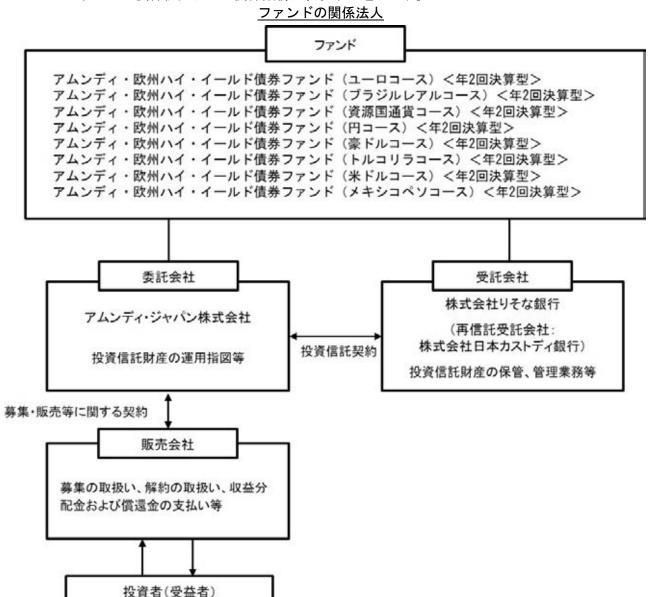
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。 [イメージ図]



^{*}各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要		
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約 の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払 い等に関する契約		
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償 還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約		

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジ (金融商品取引		材務局長(金商)第350号)				
資本金の額	12億円						
会社の沿革	1971年11月22日	山一投資カウンセリ	リング株式会社設立				
	1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社						
		社名変更					
	1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント				
		株式会社へ社名変更					
	1998年11月30日	年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得					
	2004年 8月 1日	年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネ					
		ラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更					
	2007年 9月30日	30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者					
	500 0000	の登録を行う					
	2010年 7月 1日	クレディ・アグリニ	コル アセットマネジメント	株式会社と合併	fL.		
		アムンディ・ジャノ	ペン株式会社へ社名変更				
大 株 主	名	称	住 所	所有株式数	比率		
の状況	アムンディ・ア	セットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%		

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

<ユーロコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ブラジルレアルコース>

(イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル

の為替リスクに変換した投資法人の発行する円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<資源国通貨コース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、 豪ドルおよび南アフリカランドの為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象(原 則として各通貨が均等になるように投資します。)とし、高水準のインカムゲインの確保と 中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<円コース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<豪ドルコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投

資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は 見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指 定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があり ます。

- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<トルコリラコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為 替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中 長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ)投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<米ドルコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資 信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<メキシコペソコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの 為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と 中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資

信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

- (二)組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディで運用される欧州のハイイールド債を主要投資対象とするファンドとアム ンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

- 1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
- 2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
- 3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
- 4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託 ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(110シェアクラス、ユーロ) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(1H5シェアクラス、米ドル) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(1H13シェアクラス、豪ドル) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(1H13シェアクラス、南アフリカランド) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(1H13シェアクラス、メキシコペソ) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(1H12シェアクラス、トルコリラ) ■ストラクチュラ・欧州ハイ・イールド・ボンド(1H9シェアクラス、円) ファンド名 ファンドの形態 ルクセンブルク籍会社型投資信託 欧州のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得 を目指して運用を行います。 また、ブラジルレアルにおいては、上記に加え、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルレアルで為替取 ファンドの特色 引を行います。 1) 投資対象 ①欧州のハイイールド債を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2) 投資態度 D原則として、純資産総額の4分の3以上をハイイールド債(含むデリバティブ)に投資します。 ②原則として、欧州のハイイールド債を中心に投資します。③原則として、純資産総額の4分の3以上をユーロ建・ボンド建の資産に投資します。 ④ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。⑤投資適格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。 ⑥各シェアクラスにおいて、実質的なユーロ建資産に対して原則として以下の為替取引または対円での為替へッジを行います(除くブラジルレアル(I4シェアクラス、円))。 ⑦ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルレアルは、ファンドにおいてユーロ建資産に対して原則 資方 81 としてブラジルレアルの為替取引を行います。なお、14シェアクラス、円(円建)において為替取引は行い ません。 シェアクラス 通貨建 為替取引等 実質的にユーロ建資産を保有します。 110シェアクラス、ユーロ 円 実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。 IH5シェアクラス、米ドル 米ドル IH3シェアクラス、豪ドル 豪ドル 実質的なユーロ建資産を、原則として対豪ドルで為替取引を行います。 IHアシェアクラス、南アフリカランド 南アフリカランド 実質的なユーロ建資産を、原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。 IH13シェアクラス、メキシコペソ メキシコペソ 実質的なユーロ鍵資産を、原則として対メキシコペソで為替取引を行います。 実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。 IH12シェアクラス、トルコリラ トルコリラ 実質的なユーロ建資産を、原則として対円での為替ヘッジを行います。 IH9シェアクラス、円 円 ⑧資金動向、市況動向等によっては、上配のような運用ができない場合があります。 ○格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 主な投資制限 ②同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。ただし、欧州諸国 の国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。 収益分配方針 原則として、毎月分配を行う方針です。 ②トップダウン まに以下の点を考慮し、市場リスクを調 ①ボトムアップ 以下のプロセスを用い、投資対象となる発行体を選択 マクロ経済見通し ・スクリーニング 経済、政策、主なリスク、クレジットサイクル ヘッ・ 規模・流動性等によるスクリーニング ファンダメンタル分析 詳細な財務分析 企業の健全性 財務比率の傾向、デフォルト見通し等 ・バリュエーション スプレッド分析、他資産・他業種に対しての相対価値 発行体・セクター選択 見適しに基づき投資機会を判断 運用プロセス ・テクニカル要因 新発債、資金フロー、需供サイクル ③ポートフォリオ概築 投資する債券・組入比率を決定 ④リスクのモニタリング *運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 投資 顧問会社 アムンディ・ジャパン株式会社 副投資顧問会社 アムンディ・アセットマネジメント

国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社

- *上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- ◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類(ユーロコース、ブラジルレアルコースおよび円コースについては本邦通貨表示のものに限ります。)
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

- 口 金銭債権
- ハ 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a) の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引 受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期 社債等を除きます。)
- (d) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ③ 投資対象とする金融商品

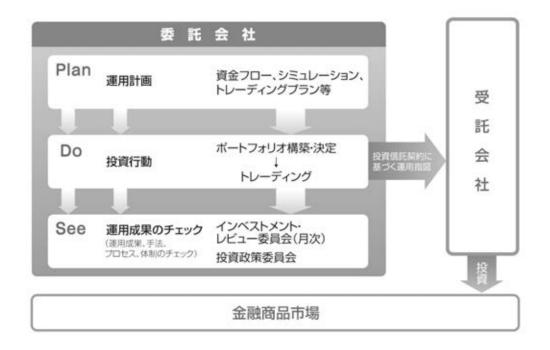
委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価 証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価 証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行 う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・インベストメント・レビュー委員会(8名以上)、 投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- 運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時(原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金 の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

② 収益の分配

- 1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i) 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います(決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) ブラジルレアルコース、ユーロコース、円コースについては、原則として、外貨建資産 への直接投資は行いません。
- (ハ) 米ドルコース、豪ドルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースについては、外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) デリバティブの直接利用は行いません。
- (ホ) 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- (へ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総 額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比 率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会規則の定める ところにしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外 貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落によ り、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者 に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

■米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソ コース、トルコリラコース

- ・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替取引を行う際に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替取引を行う際に取引対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと取引対象通貨との金利差相当分の費用(為替取引によるコスト)がかかることにご留意ください。
- ・一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引**(ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引)を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。
- ※ NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あ

らかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替へッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、円買いの為替へッジ(対円での為替へッジ)を行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替へッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の費用(為替へッジコスト)がかかることにご留意ください。

③ 流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行いますが、ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

- ・各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一 部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被 り投資元本を割込むことがあります。

⑤ 金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。 債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① 各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

③ 分配金に関する留意点

- ・分配金は当該期に各ファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、各ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率は各ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額 はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況(基準価額水準および市況動 向)等によっては分配を行わないこともあります。
- ④ ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)とは、格付機関によりダブルB格 [BB+格(S&P)/Ba1格(ムーディーズ)〕以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。

- ⑤ 規制の変更に関する留意点
 - ・各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
 - ・将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ⑥ 流動性リスクに関する留意事項

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。こ れにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる 可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑦ その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対 する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、 政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥 ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあ り、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがある と判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ○投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ○投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上 げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(第一種金融商品取引業者・登録金融機関 は販売の窓口となります。)。
- ・投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります。)に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析 リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを 行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプラ イアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大な コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講 じます。

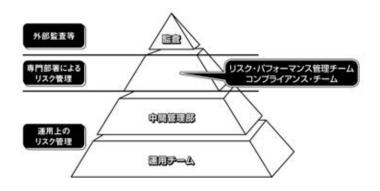
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスク のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

- 「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」のリスク管理について-

各ファンドの指定投資信託証券の副投資顧問会社であるアムンディ・アセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



■リスク管理

●運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

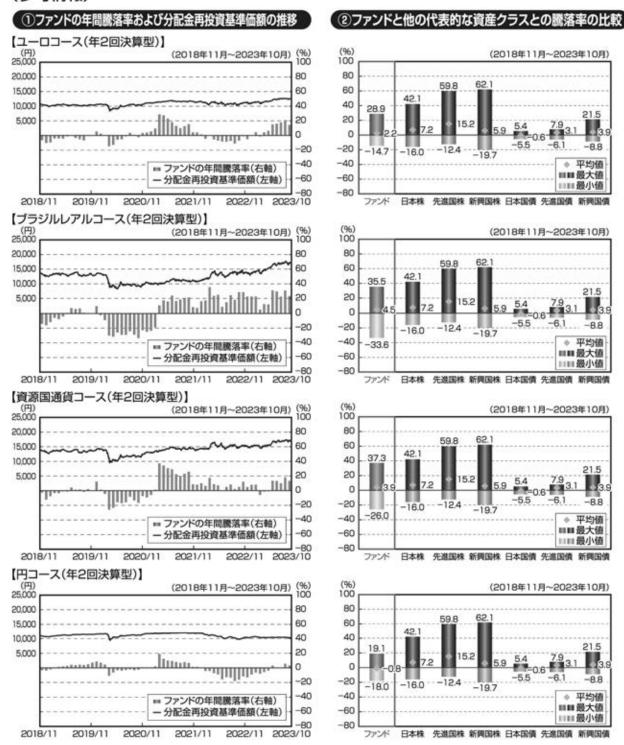
リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー (アムンディ・アセットマネジメントの母体) およびアム ンディ・アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システ ムの適切性の調査を随時行います。

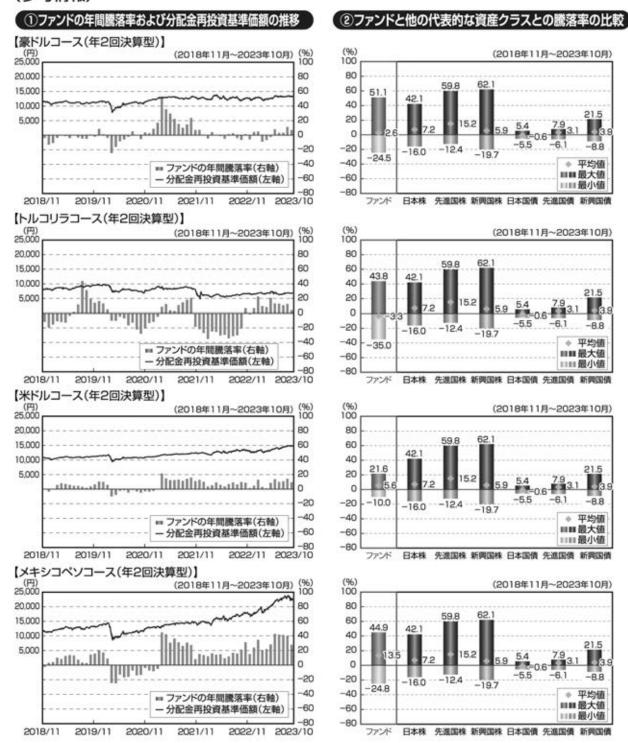
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)



- *①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②の各グラフは、2018年11月から2023年10月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に 基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの 投資対象とは限りません。

(参考情報)



- *①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②の各グラフは、2018年11月から2023年10月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に 基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの 投資対象とは限りません。

(参考情報)

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。
TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

E本国债 NOMURA-BPI国债

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容	
3.3% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、なら びに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお 支払いいただきます。	

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。 申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せ ください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社によっては「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること。)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

ただし、一部解約の申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た投資信託財産留保額*が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.111% (税抜1.01%) を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 信託報酬の配分は次の通りとします。

(信託報酬の配分)

支払先	料率 (年率)	役務の内容	
委託会社	0.28%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指 図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	
販売会社	0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口 座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指 図の実行等の対価	

- ② 信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。
- ③ 各ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。 各ファンドが投資対象とする投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

	料率(年率)
「ストラクチュラ-欧州ハ	
イ・イールド・ボンド -	0. 67%
ブラジルレアル」	
「ストラクチュラ-欧州ハ	
イ・イールド・ボンド」	0.67%
「CAマネープールファ	0.385%*(税抜0.35%)以内
ンド(適格機関投資家専	各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月
用)」	の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日
	における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得
	た率(以下「当該率」といいます。)に応じて次に掲げる率
	とします。
	1. 当該率が0.35%以下の場合:当該率
	(当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、
	任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は
	0.05%以下とします。)
	2. 当該率が0.35%超の場合:年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.781% (税込)*となります。

※ 各ファンドの信託報酬年率1.111% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬 が最大のもの (年率0.67%) を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組 入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。) は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ⑤ 組入投資信託証券においてはルクセンブルクの年次税(年率0.01%)のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。
- ※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ◆費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- ◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2023年10月末日現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドはNISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税**または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告 不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税*が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、 上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます。)と当該上場株式等の譲渡損失(解約 損、償還損を含みます。)の損益通算(特定公社債等(公募公社債投資信託を含みま す。)の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当 該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除し きれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注) ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率 15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)

(注) ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

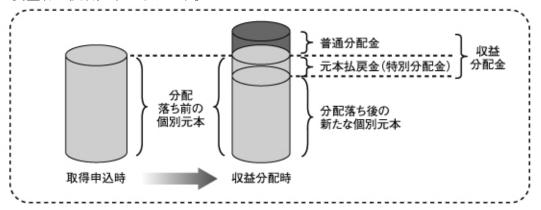
③ 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより 把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)*を控除した額が、その後の個別元本となります。
 - ※「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご 参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



- ※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2023年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.00
投資証券	ルクセンブルク	143, 826, 864	98. 63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	1, 983, 150	1. 35
合計(純資産総額)		145, 819, 961	100. 00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	28, 190. 291	5, 033. 42	141, 893, 641	5, 102	143, 826, 864	98. 63
	ルク		ボンド(I10シェアクラス、ユーロ)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.00
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	98. 63
合計		98. 64

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間		純資産総	額(円)	1口当たり純資	資産額(円)
期	前	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	1, 903, 807	1, 903, 807	0. 9824	0. 9824
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	1, 612, 633	1, 612, 633	0. 9519	0. 9519
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	1, 815, 376	1, 815, 376	0. 9885	0. 9885
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	101, 921, 368	101, 921, 368	1. 1101	1. 1101
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	264, 591, 904	264, 591, 904	1. 0878	1. 0878
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	253, 628, 242	253, 628, 242	1. 0749	1. 0749
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	245, 309, 832	245, 309, 832	1. 0574	1. 0574
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	187, 286, 284	187, 286, 284	1. 0117	1. 0117
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	134, 824, 889	134, 824, 889	0. 9052	0. 9052
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	150, 495, 560	150, 495, 560	1. 0494	1. 0494
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	130, 101, 353	130, 101, 353	1. 1581	1. 1581
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	124, 144, 616	124, 144, 616	1. 1483	1. 1483
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	92, 855, 122	92, 855, 122	1. 1342	1. 1342
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	109, 168, 011	109, 168, 011	1. 0434	1.0434
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	110, 883, 872	110, 883, 872	1. 1268	1. 1268
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	120, 740, 063	120, 740, 063	1. 2360	1. 2360
	2022年10月末日	113, 699, 096	_	1. 0959	
	11月末日	114, 912, 679	_	1. 1179	
	12月末日	113, 052, 951	_	1. 0998	_
	2023年 1月末日	116, 084, 172	_	1. 1292	_
	2月末日	112, 816, 395	_	1. 1466	_
	3月末日	111, 395, 933	_	1. 1320	_
	4月末日	113, 672, 189	_	1. 1551	_
	5月末日	114, 887, 932		1. 1777	
	6月末日	121, 488, 180	_	1. 2400	_
	7月末日	120, 947, 669	_	1. 2367	_
	8月末日	124, 063, 689	_	1. 2700	_
	9月末日	122, 457, 890	_	1. 2536	_
	10月末日	145, 819, 961	_	1. 2552	

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	△1.8
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△3.1
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	3.8
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	12.3
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△2.0
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△1.2
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	△1.6
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△4.3
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△10.5
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	15. 9
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	10. 4
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	△0.8
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	△1.2
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△8.0
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	8.0
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	9.7

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	1, 937, 830		1, 937, 830
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	679, 416	923, 074	1, 694, 172
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	142, 294		1, 836, 466
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	91, 137, 818	1, 163, 840	91, 810, 444
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	152, 804, 676	1, 384, 504	243, 230, 616
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	50, 095, 779	57, 367, 201	235, 959, 194
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1, 153, 341	5, 112, 679	231, 999, 856
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	2, 010, 789	48, 896, 147	185, 114, 498
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	5, 761, 057	41, 930, 183	148, 945, 372
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	6, 017, 165	11, 554, 000	143, 408, 537
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	51, 088	31, 114, 984	112, 344, 641
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	114, 614	4, 345, 941	108, 113, 314
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	320, 002	26, 567, 821	81, 865, 495
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	22, 767, 762	4, 087	104, 629, 170
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	243, 111	6, 465, 191	98, 407, 090
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	451, 455	1, 168, 866	97, 689, 679

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	79, 579	0.05
投資証券	ルクセンブルク	140, 974, 252	98. 40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2, 211, 906	1. 54
合計(純資産総額)		143, 265, 737	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	28, 443. 696	4, 924. 85	140, 081, 202	4, 956. 25	140, 974, 252	98. 40
	ルク		ボンド(IH5シェアクラス、米ドル)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	79, 389	1.0025	79, 587	1.0024	79, 579	0.05
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.05
投資証券	外国	98. 40
合計		98. 45

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

2023年10月末日及い同		純資産総		1口当たり純資	
期	间	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	50, 960, 481	50, 960, 481	0. 9240	0. 9240
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	58, 840, 058	58, 840, 058	0. 9206	0. 9206
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	135, 475, 698	135, 475, 698	1. 0108	1.0108
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	103, 681, 797	103, 681, 797	1. 0660	1.0660
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	110, 469, 580	110, 469, 580	1. 0151	1. 0151
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	166, 564, 885	166, 564, 885	1. 0819	1. 0819
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	144, 602, 208	144, 602, 208	1. 1022	1. 1022
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	131, 872, 749	131, 872, 749	1. 0988	1. 0988
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	216, 497, 171	216, 497, 171	1. 0033	1.0033
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	192, 674, 650	192, 674, 650	1. 0850	1. 0850
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	175, 513, 099	175, 513, 099	1. 1884	1. 1884
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	138, 640, 175	138, 640, 175	1. 2141	1. 2141
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	169, 688, 074	169, 688, 074	1. 2645	1. 2645
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	169, 579, 117	169, 579, 117	1. 3155	1. 3155
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	142, 307, 267	142, 307, 267	1. 2878	1. 2878
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	143, 514, 644	143, 514, 644	1. 4673	1. 4673
	2022年10月末日	185, 591, 068	_	1. 3547	
	11月末日	166, 703, 860	_	1. 3314	
	12月末日	158, 218, 767		1. 2664	
	2023年 1月末日	157, 815, 056		1. 2844	
	2月末日	147, 987, 600	_	1. 3398	_
	3月末日	142, 918, 027	_	1. 2936	
	4月末日	143, 956, 125	_	1. 3027	
	5月末日	150, 859, 922	_	1. 3649	_
	6月末日	157, 338, 620	_	1. 4233	
	7月末日	145, 120, 478	_	1. 4052	_
	8月末日	150, 420, 602	_	1. 4555	_
	9月末日	153, 698, 711		1. 4866	
	10月末日	143, 265, 737	_	1. 4844	

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	△7.6
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△0. 4
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	9.8
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	5. 5
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△4.8
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	6.6
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1.9
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△0.3
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△8.7
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	8.1
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	9. 5
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	2. 2
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	4. 2
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	4.0
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	△2.1
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	13.9

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	55, 150, 999		55, 150, 999
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	8, 764, 789		63, 915, 788
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	95, 069, 408	24, 962, 338	134, 022, 858
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	40, 492, 060	77, 253, 058	97, 261, 860
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	31, 223, 109	19, 663, 987	108, 820, 982
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	67, 912, 558	22, 781, 256	153, 952, 284
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3, 620, 240	26, 375, 394	131, 197, 130
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	1, 267, 884	12, 453, 994	120, 011, 020
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	107, 690, 600	11, 918, 907	215, 782, 713
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	4, 461, 781	42, 669, 581	177, 574, 913
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	962, 543	30, 854, 096	147, 683, 360
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	964, 747	34, 455, 632	114, 192, 475
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	28, 532, 146	8, 525, 877	134, 198, 744
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	747, 912	6, 039, 273	128, 907, 383
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	8, 514, 398	26, 921, 082	110, 500, 699
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	218, 749	12, 910, 724	97, 808, 724

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.03
投資証券	ルクセンブルク	24, 888, 453	98. 37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	401, 534	1. 58
合計(純資産総額)		25, 299, 934	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	8, 229. 802	3, 008. 00	24, 755, 276	3, 024. 18	24, 888, 453	98. 37
	ルク		ボンド(IH3シェアクラス、豪ドル)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.03
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

至然/11人员和「					
種類	国内/外国	投資比率(%)			
投資信託受益証券	国内	0.03			
投資証券	外国	98. 37			
合計		98. 41			

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

++0	HH	純資産総	額(円)	1口当たり純資産額(円)	
期	间	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	4, 303, 189	4, 307, 460	1. 0073	1. 0083
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	13, 592, 859	13, 592, 859	1. 0270	1. 0270
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	34, 985, 216	34, 985, 216	1. 1281	1. 1281
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	88, 076, 613	88, 076, 613	1. 2202	1. 2202
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	62, 615, 500	62, 615, 500	1. 1547	1. 1547
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	45, 391, 207	45, 391, 207	1. 1290	1. 1290
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	24, 423, 199	24, 423, 199	1. 1520	1. 1520
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	23, 401, 914	23, 401, 914	1. 0852	1. 0852
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	19, 210, 524	19, 210, 524	0. 8901	0.8901
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	24, 020, 330	24, 020, 330	1. 1092	1. 1092
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	37, 540, 664	37, 540, 664	1. 2930	1. 2930
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	36, 808, 592	36, 808, 592	1. 2702	1. 2702
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	35, 306, 272	35, 306, 272	1. 3564	1. 3564
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	27, 549, 373	27, 549, 373	1. 1864	1. 1864
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	29, 327, 624	29, 327, 624	1. 2182	1. 2182
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	25, 227, 736	25, 227, 736	1. 3287	1. 3287
	2022年10月末日	28, 880, 701		1. 2430	
	11月末日	29, 515, 337		1. 2697	
	12月末日	28, 335, 854	_	1. 2184	
	2023年 1月末日	30, 972, 915	_	1. 2878	
	2月末日	30, 918, 132	_	1. 2849	
	3月末日	29, 701, 470	_	1. 2337	_
	4月末日	29, 541, 723	_	1. 2265	_
	5月末日	30, 386, 543	_	1. 2610	
	6月末日	31, 972, 190	_	1. 3295	_
	7月末日	30, 812, 528	_	1. 3237	_
	8月末日	30, 988, 848	_	1. 3324	
	9月末日	25, 666, 608	_	1. 3463	
	10月末日	25, 299, 934	_	1. 3316	_

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.8
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	2.0
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	9.8
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	8. 2
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△5. 4
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△2. 2
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	2.0
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△5.8
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△18.0
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	24. 6
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	16. 6
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	△1.8
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	6.8
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△12. 5
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	2.7
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	9. 1

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	4, 271, 909		4, 271, 909
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	8, 964, 155		13, 236, 064
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	17, 776, 677		31, 012, 741
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	44, 295, 721	3, 126, 545	72, 181, 917
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	31, 315, 056	49, 269, 159	54, 227, 814
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	3, 058, 582	17, 082, 236	40, 204, 160
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	272, 424	19, 276, 412	21, 200, 172
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	393, 434	28, 392	21, 565, 214
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	233, 390	216, 031	21, 582, 573
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	92, 510	18, 711	21, 656, 372
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	7, 467, 027	90, 526	29, 032, 873
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	177, 868	231, 846	28, 978, 895
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	625, 209	3, 573, 773	26, 030, 331
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	119, 708	2, 928, 107	23, 221, 932
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	854, 417	1,665	24, 074, 684
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	71, 106	5, 159, 054	18, 986, 736

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.04
投資証券	ルクセンブルク	22, 361, 891	98. 34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		367, 494	1. 61
合計(純資産総額)		22, 739, 332	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	6, 228. 939	3, 458	21, 539, 671	3, 590	22, 361, 891	98. 34
	ルク		ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラ						
			ス、円)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.04
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

1-221712121		
種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.04
投資証券	外国	98. 34
슴콹		98. 38

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

2023年10月末日及び同日		純資産総		1口当たり純資	
期間	i]	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	6, 504, 251	6, 510, 635	1. 0187	1. 0197
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	11, 585, 120	11, 594, 622	1. 2192	1. 2202
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	265, 472, 101	265, 660, 485	1. 4092	1. 4102
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	893, 412, 380	894, 005, 154	1. 5072	1. 5082
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	1, 460, 079, 244	1, 460, 079, 244	1. 3853	1. 3853
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	1, 116, 968, 292	1, 116, 968, 292	1. 3383	1. 3383
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	1, 061, 246, 163	1, 061, 246, 163	1. 3446	1. 3446
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	881, 229, 916	881, 229, 916	1. 2879	1. 2879
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	532, 368, 132	532, 368, 132	0. 9135	0. 9135
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	291, 917, 825	291, 917, 825	0. 9285	0. 9285
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	290, 118, 023	290, 118, 023	1. 0266	1. 0266
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	294, 667, 779	294, 667, 779	1. 0745	1. 0745
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	326, 439, 074	326, 439, 074	1. 3588	1. 3588
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	59, 866, 294	59, 866, 294	1. 3715	1. 3715
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	33, 139, 206	33, 139, 206	1. 4245	1. 4245
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	21, 907, 531	21, 907, 531	1. 6421	1. 6421
	2022年10月末日	59, 902, 678	_	1. 3813	
	11月末日	59, 897, 778	_	1. 3779	
	12月末日	57, 950, 091		1. 3407	
	2023年 1月末日	60, 120, 429	_	1. 3990	
	2月末日	33, 220, 393	_	1. 4376	
	3月末日	32, 741, 199	_	1. 4099	
	4月末日	34, 189, 532	_	1. 4692	
	5月末日	36, 280, 419	_	1. 5344	
	6月末日	28, 108, 642		1. 6633	
	7月末日	28, 695, 327		1. 6942	
	8月末日	24, 833, 463	_	1. 7154	
	9月末日	22, 616, 905	_	1. 7009	
	10月末日	22, 739, 332		1. 7025	

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	2. 0
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	19.8
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	15. 7
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	7.0
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△8.1
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△3. 4
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0. 5
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△4.2
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△29. 1
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	1.6
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	10. 6
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	4.7
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	26. 5
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.9
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	3.9
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	15. 3

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	6, 428, 641	43, 965	6, 384, 676
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	3, 160, 472	42, 927	9, 502, 221
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	179, 821, 315	939, 319	188, 384, 217
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	443, 904, 420	39, 514, 260	592, 774, 377
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	509, 838, 111	48, 621, 156	1, 053, 991, 332
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	1, 057, 469	220, 426, 940	834, 621, 861
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	897, 670	46, 227, 503	789, 292, 028
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	1, 835, 413	106, 888, 562	684, 238, 879
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	7, 395, 141	108, 871, 194	582, 762, 826
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	1, 468, 868	269, 818, 512	314, 413, 182
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	1, 327, 407	33, 144, 079	282, 596, 510
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	4, 037, 107	12, 383, 906	274, 249, 711
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	838, 296	34, 839, 784	240, 248, 223
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	768, 785	197, 367, 967	43, 649, 041
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	537, 963	20, 923, 198	23, 263, 806
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	814, 223	10, 737, 058	13, 340, 971

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.01
投資証券	ルクセンブルク	52, 528, 451	98. 43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		826, 959	1. 54
合計(純資産総額)		53, 365, 357	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	4, 945	3, 458	17, 099, 810	3, 590	17, 752, 550	33. 26
	ルク		ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラ						
			ス、円)						
2	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	5, 770	3, 008. 00	17, 356, 182	3, 024. 18	17, 449, 554	32. 69
	ルク		ボンド (IH3シェアクラス、豪ドル)						
3	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	1, 785	9, 628. 68	17, 187, 203	9, 706. 63	17, 326, 347	32. 46
	ルク		ボンド(IH7シェアクラス、南アフリカ						
			ランド)						
4	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.01
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.01
投資証券	外国	98. 43
合計		98. 45

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

110	i H	純資産総	額(円)	1口当たり純資	資産額(円)
期間		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	1, 030, 598	1, 031, 607	1. 0213	1. 0223
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	1, 358, 933	1, 360, 126	1. 1384	1. 1394
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	1, 569, 839	1, 571, 048	1. 2981	1. 2991
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	20, 887, 085	20, 902, 046	1. 3960	1. 3970
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	64, 058, 418	64, 058, 418	1. 3868	1. 3868
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	43, 845, 782	43, 845, 782	1. 3360	1. 3360
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	47, 691, 439	47, 691, 439	1. 3881	1. 3881
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	45, 527, 301	45, 527, 301	1. 3179	1. 3179
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	32, 897, 372	32, 897, 372	1. 0137	1. 0137
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	39, 020, 084	39, 020, 084	1. 1717	1. 1717
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	46, 116, 241	46, 116, 241	1. 3862	1. 3862
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	44, 644, 550	44, 644, 550	1. 4100	1. 4100
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	50, 019, 402	50, 019, 402	1. 6030	1. 6030
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	45, 902, 466	45, 902, 466	1. 4689	1. 4689
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	46, 680, 594	46, 680, 594	1. 4934	1. 4934
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	52, 134, 705	52, 134, 705	1. 6650	1. 6650
	2022年10月末日	47, 097, 376	_	1. 5071	_
	11月末日	48, 193, 660	_	1. 5415	_
	12月末日	46, 405, 887	_	1. 4846	_
	2023年 1月末日	47, 876, 071	_	1. 5313	_
	2月末日	48, 110, 999		1. 5388	
	3月末日	47, 128, 761	_	1. 5077	_
	4月末日	47, 470, 599	_	1. 5187	_
	5月末日	48, 251, 723		1. 5436	
	6月末日	52, 029, 589	_	1. 6649	_
	7月末日	53, 258, 558	_	1. 7042	_
	8月末日	53, 202, 413	_	1. 7023	_
	9月末日	53, 462, 736	_	1. 7075	_
	10月末日	53, 365, 357		1. 7074	

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	2. 2
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	11.6
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	14. 1
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	7. 6
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△0.7
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△3.7
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3.9
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	△5.1
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△23. 1
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	15. 6
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	18. 3
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	1.7
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	13.7
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△8. 4
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	1.7
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	11.5

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	1, 009, 136		1, 009, 136
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	184, 604		1, 193, 740
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	52, 044, 448	52, 028, 836	1, 209, 352
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	13, 951, 126	198, 750	14, 961, 728
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	31, 228, 405		46, 190, 133
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	681, 712	14, 053, 372	32, 818, 473
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1, 539, 838	220	34, 358, 091
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	478, 563	292, 448	34, 544, 206
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	46, 043	2, 136, 690	32, 453, 559
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	858, 286	8, 967	33, 302, 878
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	54, 049	89, 499	33, 267, 428
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	31, 589	1, 636, 497	31, 662, 520
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	515, 445	974, 966	31, 202, 999
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	72, 465	24, 889	31, 250, 575
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	22, 149	14, 558	31, 258, 166
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	63, 960	10, 818	31, 311, 308

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.02
投資証券	ルクセンブルク	43, 007, 002	98. 39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		692, 430	1. 58
合計(純資産総額)		43, 709, 379	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	5, 661. 399	7, 521. 47	42, 582, 090	7, 596. 53	43, 007, 002	98. 39
	ルク		ボンド(IH13シェアクラス、メキシコペ						
			ソ)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.02
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

1-2207742727		
種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.02
投資証券	外国	98. 39
合計		98. 41

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

2023年10月末日及い同日		純資産総		1口当たり純資	
期間	削	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	987, 831	987, 831	0. 9405	0. 9405
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	1, 128, 837	1, 128, 837	0. 9036	0. 9036
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	3, 644, 741	3, 644, 741	1. 0282	1. 0282
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	105, 295, 488	105, 295, 488	1. 1419	1. 1419
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	400, 468, 389	400, 468, 389	1. 1514	1. 1514
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	327, 719, 115	327, 719, 115	1. 2283	1. 2283
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	246, 431, 708	246, 431, 708	1. 2753	1. 2753
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	243, 717, 890	243, 717, 890	1. 2758	1. 2758
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	19, 282, 943	19, 282, 943	0. 9376	0. 9376
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	26, 137, 754	26, 137, 754	1. 1619	1. 1619
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	29, 412, 248	29, 412, 248	1. 3799	1. 3799
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	58, 022, 143	58, 022, 143	1. 4195	1. 4195
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	60, 112, 859	60, 112, 859	1. 5692	1. 5692
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	30, 464, 289	30, 464, 289	1. 7036	1. 7036
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	33, 782, 032	33, 782, 032	1. 8906	1. 8906
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	47, 787, 045	47, 787, 045	2. 2166	2. 2166
	2022年10月末日	31, 865, 083	_	1. 7736	_
	11月末日	32, 509, 380		1. 8053	
	12月末日	30, 720, 457	_	1. 7053	_
	2023年 1月末日	30, 751, 293	_	1. 8025	_
	2月末日	40, 231, 206	_	1. 9260	
	3月末日	33, 933, 089	_	1. 9001	
	4月末日	34, 532, 076	_	1. 9284	
	5月末日	42, 305, 445	_	2. 0722	
	6月末日	48, 347, 809	_	2. 2411	
	7月末日	53, 875, 326		2. 2803	
	8月末日	65, 965, 843	_	2. 3657	
	9月末日	50, 881, 343		2. 3248	
	10月末日	43, 709, 379		2. 2684	

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	△6.0
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△3.9
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	13.8
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	11.1
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.8
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	6.7
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	3.8
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△26. 5
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	23.9
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	18.8
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	2.9
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	10. 5
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	8.6
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	11.0
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	17. 2

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	1, 050, 333		1, 050, 333
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	198, 945	_	1, 249, 278
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	55, 390, 152	53, 094, 696	3, 544, 734
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	104, 819, 287	16, 150, 155	92, 213, 866
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	268, 428, 150	12, 843, 196	347, 798, 820
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	737, 934	81, 724, 335	266, 812, 419
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	6, 023, 591	79, 605, 896	193, 230, 114
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	211, 592	2, 415, 097	191, 026, 609
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	10, 953, 939	181, 413, 264	20, 567, 284
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	15, 254, 059	13, 326, 340	22, 495, 003
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	1, 547, 448	2, 727, 618	21, 314, 833
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	20, 985, 514	1, 424, 903	40, 875, 444
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	347, 941	2, 915, 590	38, 307, 795
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	163, 465	20, 588, 645	17, 882, 615
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	5, 354, 256	5, 368, 055	17, 868, 816
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	12, 541, 581	8, 851, 359	21, 559, 038

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.00
投資証券	ルクセンブルク	304, 838, 128	97. 59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	7, 505, 250	2. 40
合計(純資産総額)		312, 353, 325	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	186, 694. 24	1,579.00	294, 791, 450	1, 632. 82	304, 838, 128	97. 59
	ルク		ボンド(IH12シェアクラス、トルコリ						
			ラ)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.00
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

1-2207742727		
種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	97. 59
슴計		97. 59

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

2023年10月末日及い同日		純資産総		1口当たり純資	
期	前	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	7, 202, 076	7, 202, 076	0. 9951	0. 9951
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	12, 905, 458	12, 905, 458	0. 9601	0. 9601
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	348, 792, 445	348, 792, 445	0. 9028	0. 9028
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	3, 908, 323, 805	3, 908, 323, 805	0. 9989	0. 9989
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	4, 948, 999, 048	4, 948, 999, 048	0. 9267	0. 9267
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	2, 441, 125, 069	2, 441, 125, 069	0. 7030	0.7030
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	2, 470, 686, 778	2, 470, 686, 778	0.8548	0.8548
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	2, 815, 327, 921	2, 815, 327, 921	0. 9052	0. 9052
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	1, 664, 964, 809	1, 664, 964, 809	0. 7307	0. 7307
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	1, 143, 509, 414	1, 143, 509, 414	0. 7366	0. 7366
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	813, 644, 937	813, 644, 937	0. 8339	0.8339
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	728, 795, 464	728, 795, 464	0. 8667	0.8667
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	398, 152, 537	398, 152, 537	0. 6130	0.6130
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	359, 666, 576	359, 666, 576	0. 6203	0. 6203
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	335, 135, 319	335, 135, 319	0. 6568	0.6568
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	304, 634, 365	304, 634, 365	0. 6699	0. 6699
	2022年10月末日	377, 848, 764	_	0. 6567	
	11月末日	370, 769, 391	_	0. 6652	
	12月末日	357, 196, 246	_	0. 6372	
	2023年 1月末日	365, 393, 685	_	0. 6564	
	2月末日	363, 084, 045	_	0. 6935	
	3月末日	338, 227, 068	_	0. 6628	
	4月末日	333, 858, 524	_	0. 6776	
	5月末日	331, 024, 274	_	0. 6899	
	6月末日	303, 463, 099	_	0. 6620	
	7月末日	288, 994, 704	_	0. 6388	
	8月末日	306, 721, 068	_	0. 6753	_
	9月末日	306, 688, 694	_	0. 6788	_
	10月末日	312, 353, 325	_	0. 6827	_

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	△0.5
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	△3. 5
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	△6.0
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	10.6
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△7.2
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	△24. 1
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	21.6
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	5.9
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△19. 3
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.8
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	13. 2
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	3.9
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	△29. 3
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	1. 2
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	5. 9
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	2.0

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	7, 237, 532		7, 237, 532
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	6, 229, 119	24, 564	13, 442, 087
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	373, 068, 430	163, 737	386, 346, 780
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	3, 844, 954, 632	318, 606, 953	3, 912, 694, 459
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	2, 111, 890, 273	684, 178, 924	5, 340, 405, 808
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	641, 021, 382	2, 508, 745, 559	3, 472, 681, 631
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	182, 039, 159	764, 318, 113	2, 890, 402, 677
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	882, 044, 389	662, 188, 580	3, 110, 258, 486
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	252, 620, 977	1, 084, 243, 387	2, 278, 636, 076
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	5, 177, 569	731, 446, 521	1, 552, 367, 124
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	8, 789, 475	585, 401, 516	975, 755, 083
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	447, 137	135, 289, 891	840, 912, 329
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	4, 714, 113	196, 098, 267	649, 528, 175
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	2, 179, 747	71, 905, 642	579, 802, 280
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	5, 226, 734	74, 740, 576	510, 288, 438
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	18, 002, 833	73, 537, 022	454, 754, 249

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース) <年2回決算型>】

(1) 【投資状況】

2023年10月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9, 947	0.01
投資証券	ルクセンブルク	54, 184, 645	98. 54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		788, 649	1. 43
合計(純資産総額)		54, 983, 241	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年10月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブ	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	11, 260. 317	4, 799	54, 038, 261	4, 812	54, 184, 645	98. 54
	ルク		ボンド(IH9シェアクラス、円)						
2	日本	投資信託	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	1.0025	9, 948	1.0024	9, 947	0.01
		受益証券	家専用)						

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.01
投資証券	外国	98. 54
合計		98. 56

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

2023年10月末日及び同日		純資産総		1口当たり純資	
期間	<u>i</u>]	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年 4月 8日)	1, 077, 201	1, 078, 259	1. 0178	1. 0188
第2期計算期間末	(2016年10月11日)	22, 607, 466	22, 629, 110	1. 0445	1. 0455
第3期計算期間末	(2017年 4月10日)	57, 311, 968	57, 365, 816	1. 0643	1. 0653
第4期計算期間末	(2017年10月10日)	94, 974, 014	95, 060, 424	1. 0991	1. 1001
第5期計算期間末	(2018年 4月 9日)	106, 655, 323	106, 655, 323	1. 0914	1.0914
第6期計算期間末	(2018年10月 9日)	86, 088, 712	86, 088, 712	1. 0942	1. 0942
第7期計算期間末	(2019年 4月 8日)	77, 306, 449	77, 306, 449	1. 1124	1. 1124
第8期計算期間末	(2019年10月 8日)	88, 543, 403	88, 543, 403	1. 1336	1. 1336
第9期計算期間末	(2020年 4月 8日)	166, 715, 518	166, 715, 518	1. 0087	1.0087
第10期計算期間末	(2020年10月 8日)	146, 201, 798	146, 201, 798	1. 1150	1. 1150
第11期計算期間末	(2021年 4月 8日)	118, 952, 573	118, 952, 573	1. 1785	1. 1785
第12期計算期間末	(2021年10月 8日)	63, 950, 870	63, 950, 870	1. 1837	1. 1837
第13期計算期間末	(2022年 4月 8日)	60, 370, 415	60, 370, 415	1. 1178	1. 1178
第14期計算期間末	(2022年10月11日)	52, 367, 439	52, 367, 439	0. 9808	0.9808
第15期計算期間末	(2023年 4月10日)	56, 152, 316	56, 152, 316	1. 0321	1. 0321
第16期計算期間末	(2023年10月10日)	54, 855, 057	54, 855, 057	1. 0235	1. 0235
	2022年10月末日	53, 642, 512		0. 9923	
	11月末日	55, 938, 234		1. 0353	
	12月末日	55, 480, 181	_	1. 0263	
	2023年 1月末日	57, 040, 646	_	1. 0545	
	2月末日	56, 892, 821	_	1. 0499	
	3月末日	56, 022, 993	_	1. 0309	
	4月末日	56, 211, 903		1. 0299	
	5月末日	56, 539, 456	_	1. 0314	
	6月末日	56, 799, 303		1. 0315	
	7月末日	56, 482, 968		1. 0433	
	8月末日	56, 189, 469		1. 0380	_
	9月末日	55, 278, 669		1. 0314	_
	10月末日	54, 983, 241	_	1. 0255	

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	1.9
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	2.7
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	2.0
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	3.4
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	△0.7
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	0.3
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	1.7
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	1.9
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	△11.0
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	10.5
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	5. 7
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	0.4
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	△5.6
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	△12. 3
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	5. 2
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	△0.8

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額-当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

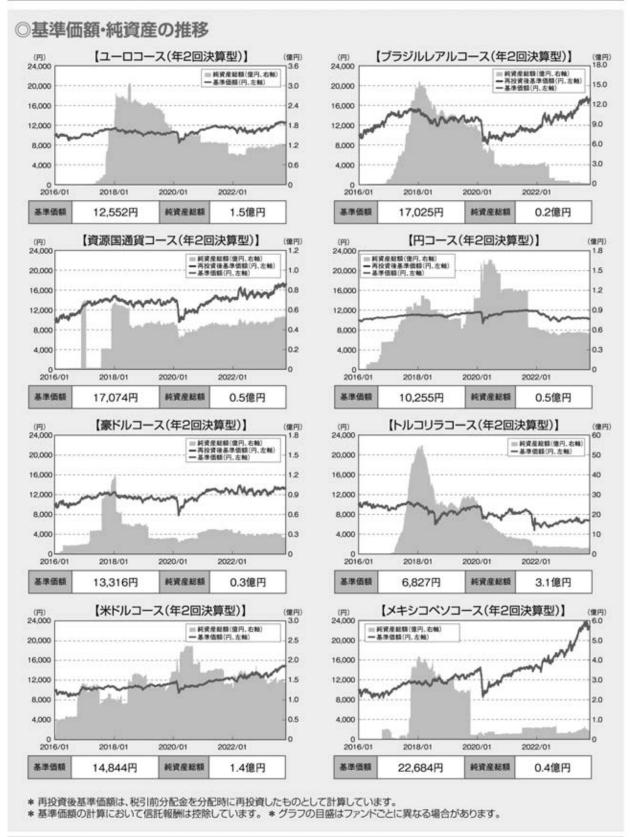
(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日~2016年 4月 8日	1, 058, 340		1, 058, 340
第2期計算期間	2016年 4月 9日~2016年10月11日	20, 586, 261		21, 644, 601
第3期計算期間	2016年10月12日~2017年 4月10日	32, 213, 434	9, 213	53, 848, 822
第4期計算期間	2017年 4月11日~2017年10月10日	34, 827, 665	2, 266, 178	86, 410, 309
第5期計算期間	2017年10月11日~2018年 4月 9日	26, 197, 310	14, 885, 695	97, 721, 924
第6期計算期間	2018年 4月10日~2018年10月 9日	485, 246	19, 528, 971	78, 678, 199
第7期計算期間	2018年10月10日~2019年 4月 8日	10, 822	9, 191, 452	69, 497, 569
第8期計算期間	2019年 4月 9日~2019年10月 8日	30, 535, 823	21, 924, 873	78, 108, 519
第9期計算期間	2019年10月 9日~2020年 4月 8日	97, 036, 967	9, 875, 402	165, 270, 084
第10期計算期間	2020年 4月 9日~2020年10月 8日	3, 052, 504	37, 196, 531	131, 126, 057
第11期計算期間	2020年10月 9日~2021年 4月 8日	294, 158	30, 487, 005	100, 933, 210
第12期計算期間	2021年 4月 9日~2021年10月 8日	125, 006	47, 030, 501	54, 027, 715
第13期計算期間	2021年10月 9日~2022年 4月 8日	67, 935	85, 328	54, 010, 322
第14期計算期間	2022年 4月 9日~2022年10月11日	24, 757	643, 736	53, 391, 343
第15期計算期間	2022年10月12日~2023年 4月10日	1, 823, 164	810, 236	54, 404, 271
第16期計算期間	2023年 4月11日~2023年10月10日	847, 110	1, 653, 819	53, 597, 562

⁽注1) 全て本邦内におけるものです。

⁽注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

運用実績 2023年10月末日現在



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◎分配の推移

決算日	크	ブラジル レアルコース	資源国通貨 コース	円コース	豪ドル コース	トルコリラ	米ドル コース	メキシコベソ
(2021年10月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2022年4月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2022年10月11日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2023年4月10日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2023年10月10日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	40円	40円	40円	10円	0円	0円	0円

^{*} 分配金は、1万口当たり・税引前です。 * 直近5期分を表示しております。

◎主要な資産の状況

「主な資産の状況」は、各ファンドの主要投資先として「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」および「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルレアル」の状況を掲載しています。

【ユーロコース、資源国通貨コース、円コース、豪ドルコース、米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース】

ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド

◆組入上位10銘柄

	銘柄	クーボン (%)	債適日	組入比率		銘柄	クーボン (%)	償還日	組入比率
1	AMUNDI EURO LIQUIDITY SRI - Z *	-	-	4.18%	6	フランス電力	7.500	2028/9/6	1.17%
2	AMUNDI EURO LIQ SHORT TERM SRI - Z *	1.5	15	3.37%	7	フランス電力	6.000	2026/1/29	1.12%
3	ロルカ・テレコム	4.000	2027/9/18	1.36%	8	テレフォニカ・ヨーロッパ	7.125	2028/8/23	1.09%
4	バージン・メディア	4.875	2028/7/15	1.22%	9	テバファーマスーティカル・ファイナンス・オランダロ	3.750	2027/5/9	1.04%
5	バンコBPM	3.250	2031/1/14	1.18%	10	フォルヴィア	3.750	2028/6/15	1.00%

【ブラジルレアルコース、資源国通貨コース】

ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル

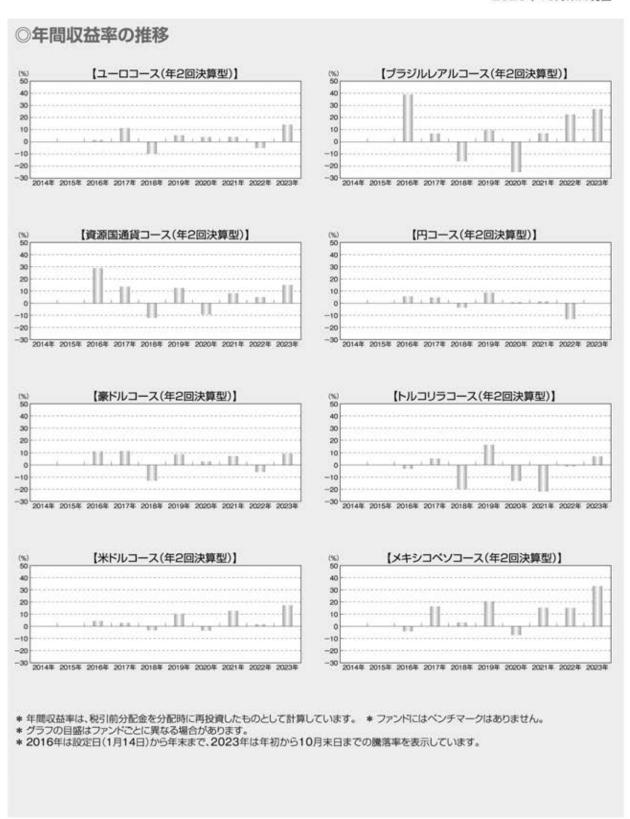
◆組入上位10銘柄

	銘柄	クーボン (%)	價適日	組入比率		銘柄	クーボン (%)	償還日	組入比率
1	AMUNDI EURO LIQUIDITY-RATED SRI - Z *	-	_	3.72%	6	テレコム・イタリア	6.875	2028/2/15	1.03%
2	AMUNDI EURO LIQ SHORT TERM SRI - Z *	117	1.5	2.09%	7	テレフォニカ・ヨーロッパ	7.125	2028/8/23	0.88%
3	バージン・メディア	4.875	2028/7/15	1.19%	8	フランス電力	7.500	2028/9/6	0.88%
4	ロルカ・テレコム	4.000	2027/9/18	1.13%	9	アイロン・マウンテンUK	3.875	2025/11/15	0.88%
5	フランス電力	6.000	2026/1/29	1.09%	10	テレコム・イタリア	7.875	2028/7/31	0.85%

[※] 投資信託証券です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に配載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

^{*} 比率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対する割合です。



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込(販売)手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合の取得申込みの受付は行いません。

各ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社(販売会社については前記(2)のお問合せ先にご照会ください。)へお問合せください。また 販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会
 - また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。
- (4) なお、取得申込時には、申込手数料率をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 換金を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。
 - ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - 解約価額については、販売会社または委託会社(前記 「1 申込(販売)手続等(2)」をご参照ください。)に問合せることにより知ることができます。
 - なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

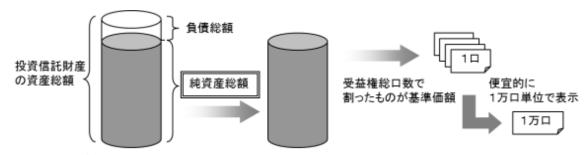
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

- ※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重 平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2016年1月14日から2026年4月8日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、 受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

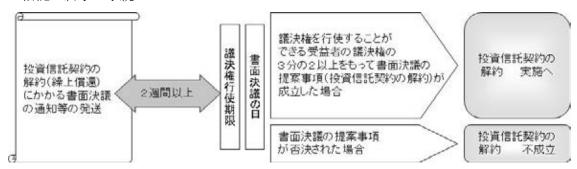
- ① 各ファンドの計算期間は、原則として毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日より2016年4月8日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間 が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

- ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)
 - (イ) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終 了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
 - A 各ファンドの投資信託財産の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
 - B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - C やむを得ない事情が発生したとき
 - (ロ) 委託会社は、前記(イ)にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。
 - 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議(以下「書面 決議」といいます)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日なら びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、 この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記 載した書面決議の通知を発します。
 - 2) 前記1)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。 以下2)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 - 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 前記1) から3) までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な 場合
 - 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、 この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をした場合

<信託の終了の手続>



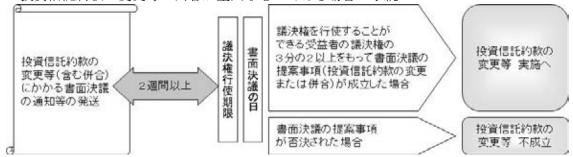
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (二) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に 従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (へ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「②投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項((イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) (ロ) の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (へ) (ロ) から (ホ) の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(へ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決 された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併 合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



(チ)ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより 公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれが ないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判 所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が 受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたが い、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) 各ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間末から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- (ロ) 受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カスト ディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信 託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金に対する請求権
 - 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
 - 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。
- ② 償還金に対する請求権
 - 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日の翌 営業日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい る受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま す。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし ます。)に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うもの とします。
 - 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ③ 換金に関する請求権
 - 1) 受益者は、販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
 - 2) 換金代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
 - *買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会 社の本支店営業所等にお問合せください。
- ④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース) <年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年 4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) <年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ユーロコース)〈年2回決算型〉

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(1 三 : 1 1)
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3, 335, 759	2, 480, 008
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	108, 216, 746	118, 470, 441
未収入金	_	504, 595
流動資産合計	111, 562, 455	121, 464, 992
資産合計	111, 562, 455	121, 464, 992
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	38
未払受託者報酬	18, 556	19, 671
未払委託者報酬	606, 016	642, 539
その他未払費用	54, 011	62, 681
流動負債合計	678, 583	724, 929
負債合計	678, 583	724, 929
純資産の部		
元本等		
元本	98, 407, 090	97, 689, 679
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	12, 476, 782	23, 050, 384
(分配準備積立金)	45, 360, 837	50, 029, 965
元本等合計	110, 883, 872	120, 740, 063
純資産合計	110, 883, 872	120, 740, 063
負債純資産合計	111, 562, 455	121, 464, 992

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日
		至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	5, 551, 672	5, 576, 872
有価証券売買等損益	3, 909, 139	5, 847, 349
営業収益合計	9, 460, 811	11, 424, 221
営業費用		
支払利息	661	710
受託者報酬	18, 556	19, 671
委託者報酬	606, 016	642, 539
その他費用	54, 197	63, 110
営業費用合計	679, 430	726, 030
営業利益又は営業損失(△)	8, 781, 381	10, 698, 191
経常利益又は経常損失 (△)	8, 781, 381	10, 698, 191
当期純利益又は当期純損失 (△)	8, 781, 381	10, 698, 191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	601, 227	78, 314
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	4, 538, 841	12, 476, 782
剰余金増加額又は欠損金減少額	32, 837	100, 870
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	32, 837	100, 870
剰余金減少額又は欠損金増加額	275, 050	147, 145
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	275, 050	147, 145
分配金	_	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	12, 476, 782	23, 050, 384

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主人の内内のアイトの アスペート)	, o mai
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	j .
3. その他財務諸表作成のための基礎	計算期間の取扱い
となる事項	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	104, 629, 170円	98, 407, 090円
	期中追加設定元本額	243, 111円	451, 455円
	期中一部解約元本額	6, 465, 191円	1, 168, 866円
2.	計算期間末日における受益権の総数	98, 407, 090 □	97, 689, 679 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	一円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(12	(頂重及し利示並可昇音に対する任配)				
	第15期計算期間			第16期計算期間	
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日	
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	計算期間末における分配対象収益額は7	2, 422, 826円		計算期間末における分配対象収益額は	77, 109, 266円
	(1万口当たり7,359円)ですが、分配	を行っており		(1万口当たり7,893円)ですが、分画	己を行っており
	ません。			ません。	
A	費用控除後の配当等収益額	4, 985, 138円	A	費用控除後の配当等収益額	5, 206, 063円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	27,061,989円	С	収益調整金額	27, 079, 301円
D	分配準備積立金額	40, 375, 699円	D	分配準備積立金額	44,823,902円
Е	当ファンドの分配対象収益額	72, 422, 826円	Е	当ファンドの分配対象収益額	77, 109, 266円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	98, 407, 090 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	97, 689, 679 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	7, 359円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	7,893円
	$/F \times 10,000$			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円
Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券等の金融商品を	
	投資対象として運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

日・小田田田の一田七〇日)の中	^		
15日	第15期計算期間末	第16期計算期間末	
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左	
らの差額	しているためその差額はありません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	
	外の金融商品	外の金融商品	
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左	
	簿価額と近似しているため、当該金融商		
	品の帳簿価額を時価としております。		
	(2) 有価証券	(2) 有価証券	
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」に記載しております。		
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引	
	該当事項はありません。	同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	第15期計算期間末	第16期計算期間末	
1年4万	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	△4	$\triangle 2$	
投資証券	3, 539, 140	5, 789, 058	
合計	3, 539, 136	5, 789, 056	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1. 1268円	1口当たり純資産額	1.2360円
(1万口当たり純資産額)	(11, 268円)	(1万口当たり純資産額)	(12, 360円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	9, 924	9, 948	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	,
		組入時価比率: 0.0%		100.0%	
	合計			9, 948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	23, 590. 291	118, 470, 441	
		ド・ボンド(I10シェアクラス、ユー			
		口)			
	小計	銘柄数:1	23, 590. 291	118, 470, 441	
		組入時価比率:98.1%		100.0%	ı
	合計			118, 470, 441	
		合計	_	118, 480, 389	

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース) <年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年 4月11日 から2023年 10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けて おります。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) <年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)<年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5, 473, 623	3, 166, 326
投資信託受益証券	79, 603	79, 587
投資証券	137, 719, 281	141, 186, 545
流動資産合計	143, 272, 507	144, 432, 458
資産合計	143, 272, 507	144, 432, 458
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10	70
未払受託者報酬	25, 988	24, 603
未払委託者報酬	848, 885	803, 639
その他未払費用	90, 357	89, 502
流動負債合計	965, 240	917, 814
負債合計	965, 240	917, 814
純資産の部		
元本等		
元本	110, 500, 699	97, 808, 724
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31, 806, 568	45, 705, 920
(分配準備積立金)	103, 910, 922	101, 248, 795
元本等合計	142, 307, 267	143, 514, 644
純資産合計	142, 307, 267	143, 514, 644
負債純資産合計	143, 272, 507	144, 432, 458

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	10, 399, 697	10, 740, 541
有価証券売買等損益	2, 440, 164	$\triangle 6,736,943$
為替差損益	$\triangle 14,692,484$	16, 265, 676
営業収益合計	△1, 852, 623	20, 269, 274
営業費用		
支払利息	1, 426	963
受託者報酬	25, 988	24, 603
委託者報酬	848, 885	803, 639
その他費用	90, 683	90, 089
営業費用合計	966, 982	919, 294
 営業利益又は営業損失 (△)	△2, 819, 605	19, 349, 980
経常利益又は経常損失 (△)	△2, 819, 605	19, 349, 980
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2, 819, 605	19, 349, 980
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	351, 315	1, 840, 378
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	40, 671, 734	31, 806, 568
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 790, 495	93, 533
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2, 790, 495	93, 533
剰余金減少額又は欠損金増加額	8, 484, 741	3, 703, 783
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	8, 484, 741	3, 703, 783
分配金	<u> </u>	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31, 806, 568	45, 705, 920

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	†
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 計算期間の取扱い
	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第15期計算期間末	第16期計算期間末
	坝 日	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	128, 907, 383円	110, 500, 699円
	期中追加設定元本額	8, 514, 398円	218, 749円
	期中一部解約元本額	26, 921, 082円	12, 910, 724円
2.	計算期間末日における受益権の総数	110, 500, 699 □	97, 808, 724 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(1)	(損益及び利宗並計算者に関する住記)				
	第15期計算期間			第16期計算期間	
	自 2022年10月12日		自 2023年 4月11日		
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	計算期間末における分配対象収益額	は179,510,150円		計算期間末における分配対象収益額	預は168, 369, 125円
	(1万口当たり16,245円)ですが、	分配を行っており		(1万口当たり17,214円)ですが、	分配を行っており
	ません。			ません。	
A	費用控除後の配当等収益額	8, 539, 588円	A	費用控除後の配当等収益額	9, 450, 571円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	75, 599, 228円	С	収益調整金額	67, 120, 330円
D	分配準備積立金額	95, 371, 334円	D	分配準備積立金額	91, 798, 224円
Е	当ファンドの分配対象収益額	179, 510, 150円	Е	当ファンドの分配対象収益額	168, 369, 125円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	110, 500, 699 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	97, 808, 724 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	16, 245円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	17, 214円
	$/F \times 10,000)$			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円
Ι	分配金額 (F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目 自 2022年10月12日 至 2023年 4月11日 至 2023年 4月10日 1. 金融商品に対する取組方針 信託約款に規定する「運用の基本方針」 同左の定めに従い、有価証券でがリバディブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。		第15期計算期間	第16期計算期間
至 2023年 4月10日	項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
の定めに従い、有価証券及びデリバティ フ取引等の金融商品を投資対象として運 用を行っております。 (条有する主な金融商品は、有価証券であ の大きの内容を貸借対服表、注註表及び 附属明細表に記載しております。これら は売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スクなご動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ 取引は為替予約取引であり、外貨建資産 の購入代金、売却代金、配当金産でさせる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、会 利変動リスク、為替変動リスク、(信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
フ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 保有する主な金融商品は、有価証券であ同左り、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、高替変動リスク、高野変重の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円賃額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、おり輩代の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 3.金融商品に係るリスク管理体制 4.金融方式を発生する信用リスクが表しております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、金利変動リスク、合用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスクを管理体制により、日本ポジション並びに	1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
用を行っております。 保有する主な金融商品は、有価証券であ同左り、その内容を貸借対照表、注記表及び 附属明細表に記載しております。これら は売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取 または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左 主要投資対象でが会主等及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、合 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリパティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ボジション並びに		の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
2.金融商品の内容及び当該金融商品 保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外賃建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスクとして、為替相場の変しにより損失が発生する信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、億用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに		ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
に係るリスク り、その内容を貸借対照表、注記表及び 附属明細表に記載しております。これら は売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ 取引は為替予約取引であり、外貨建資産 の購入代金、売却代金、配当金等の受取 または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 同左 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、急 利変動リスク、急 利変動リスク、億用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		用を行っております。	
附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金和変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 リスクマネジメント部が、当ファンドのはより資証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに	2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
は売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引に会し、一般のは、大金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに	に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、含替変動リスク、含替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引に為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、低密変動リスク、会利変動リスク、為替変動リスク、会利変動リスク、為替変動リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに		 	
利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ 取引は為替予約取引であり、外貨建資産 の購入代金、売却代金、配当金等の受取 または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 定主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、(信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		は売買目的で保有しております。	
利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ 取引は為替予約取引であり、外貨建資産 の購入代金、売却代金、配当金等の受取 または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 定主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、(信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		当該金融商品には、価格変動リスク、金	
当ファンドの利用しているデリバティブ 取引は為替予約取引であり、外貨建資産 の購入代金、売却代金、配当金等の受取 または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
当ファンドの利用しているデリバティブ 取引は為替予約取引であり、外貨建資産 の購入代金、売却代金、配当金等の受取 または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		スク及び流動性リスク等があります。	
取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 3.金融商品に係るリスク管理体制 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに			
または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
または支払にかかる円貨額を確定させる ために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリス クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 3.金融商品に係るリスク管理体制 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに			
クとして、為替相場の変動による価格変 動リスク及び取引相手の信用状況の変化 により損失が発生する信用リスクがあり ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		ために行っております。	
動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 3.金融商品に係るリスク管理体制 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに		 一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 3.金融商品に係るリスク管理体制 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに		クとして、為替相場の変動による価格変	
ます。 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
3.金融商品に係るリスク管理体制 リスクマネジメント部が、当ファンドの同左 主要投資対象である投資信託受益証券及 び投資証券のパフォーマンス状況及び マーケット動向等のモニタリングを行っ ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		により損失が発生する信用リスクがあり	
主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに		ます。	
び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに	3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに		 主要投資対象である投資信託受益証券及	
ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
ております。また、価格変動リスク、金 利変動リスク、為替変動リスク、信用リ スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに		マーケット動向等のモニタリングを行っ	
利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
スク及び流動性リスク等の運用リスクを 分析し、定期的にリスク委員会に報告し ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
ております。 デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
デリバティブ取引については、組織的な 管理体制により、日々ポジション並びに			
管理体制により、日々ポジション並びに			
ります。		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

一直, 亚山山山山(一)(1) 6 4.	í ·		
項目	第15期計算期間末		第16期計算期間末
次 日	(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左	
らの差額	しているためその差額はありません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)	有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品		外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左	
	簿価額と近似しているため、当該金融商		
	品の帳簿価額を時価としております。		
	(2) 有価証券	(2)	有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」に記載しております。		
	(3) デリバティブ取引	(3)	デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	第15期計算期間末	第16期計算期間末	
and the	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	△32	△16	
投資証券	1, 479, 133	△6, 238, 708	
合計	1, 479, 101 △6, 238		

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1. 2878円	1口当たり純資産額	1. 4673円
(1万口当たり純資産額)	(12,878円)	(1万口当たり純資産額)	(14,673円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	79, 389	79, 587	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	79, 389	79, 587	
		組入時価比率:0.1%		100.0%	,)
	合計			79, 587	
投資証券	米ドル	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	28, 843. 696	950, 111. 34	
		ド・ボンド(IH5シェアクラス、米ド			
		ル)			
	小計	銘柄数:1	28, 843. 696	950, 111. 34	
				(141, 186, 545)	
		組入時価比率:98.4%		100.0%)
	合計			141, 186, 545	
				(141, 186, 545)	
		合計		141, 266, 132	
				(141, 186, 545)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(中位・11)
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	887, 651	585, 562
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	28, 609, 146	24, 815, 091
流動資産合計	29, 506, 747	25, 410, 601
資産合計	29, 506, 747	25, 410, 601
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19	20
未払受託者報酬	4, 828	4, 959
未払委託者報酬	157, 645	161, 775
その他未払費用	16, 631	16, 111
流動負債合計	179, 123	182, 865
負債合計	179, 123	182, 865
純資産の部		
元本等		
元本	24, 074, 684	18, 986, 736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5, 252, 940	6, 241, 000
(分配準備積立金)	28, 362, 363	23, 988, 018
元本等合計	29, 327, 624	25, 227, 736
純資産合計	29, 327, 624	25, 227, 736
負債純資産合計	29, 506, 747	25, 410, 601

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	1, 969, 549	2, 191, 294
有価証券売買等損益	△45 , 095	$\triangle 1,569,341$
為替差損益	$\triangle 1,054,190$	2, 184, 022
営業収益合計	870, 264	2, 805, 975
営業費用		
支払利息	163	169
受託者報酬	4, 828	4, 959
委託者報酬	157, 645	161, 775
その他費用	16, 674	16, 195
営業費用合計	179, 310	183, 098
 営業利益又は営業損失 (△)	690, 954	2, 622, 877
経常利益又は経常損失 (△)	690, 954	2, 622, 877
当期純利益又は当期純損失 (△)	690, 954	2, 622, 877
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	65	535, 854
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	4, 327, 441	5, 252, 940
剰余金増加額又は欠損金減少額	234, 912	22, 010
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	234, 912	22, 010
剰余金減少額又は欠損金増加額	302	1, 120, 973
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	302	1, 120, 973
分配金	<u> </u>	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5, 252, 940	6, 241, 000

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2)計算期間の取扱い
	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第15期計算期間末	第16期計算期間末
		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	23, 221, 932円	24, 074, 684円
	期中追加設定元本額	854, 417円	71, 106円
	期中一部解約元本額	1,665円	5, 159, 054円
2.	計算期間末日における受益権の総数	24, 074, 684 □	18, 986, 736 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	一円	—円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

142	(は血次) がかずり 発音に関するに記り					
第15期計算期間			第16期計算期間			
自 2022年10月12日				自 2023年 4月11日		
至 2023年 4月10日				至 2023年10月10日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程		
	計算期間末における分配対象収益額は	40, 633, 418円		計算期間末における分配対象収益額	紅33,737,755円	
	(1万口当たり16,878円)ですが、分	配を行っており		(1万口当たり17,769円)ですが、	分配を行っており	
	ません。			ません。		
A	費用控除後の配当等収益額	1,790,203円	A	費用控除後の配当等収益額	1,683,952円	
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額		
С	収益調整金額	12, 271, 055円	С	収益調整金額	9,749,737円	
D	分配準備積立金額	26, 572, 160円	D	分配準備積立金額	22, 304, 066円	
Е	当ファンドの分配対象収益額	40,633,418円	Е	当ファンドの分配対象収益額	33, 737, 755円	
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)		
F	当ファンドの期末残存受益権口	$24,074,684\square$	F	当ファンドの期末残存受益権口	18, 986, 736 □	
	数			数		
G	1万口当たり分配対象収益額(E	16,878円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	17,769円	
	$/$ F \times 10,000)			$/F \times 10,000$		
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円	
Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額 (F×H/10,000)	0円	

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

出・ 型間 日 の 門 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
西口	第15期計算期間末	第16期計算期間末		
項目	(2023年 4月10日) (2023年10月10日)			
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左		
らの差額	しているためその差額はありません。			
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以		
	外の金融商品	外の金融商品		
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左		
	簿価額と近似しているため、当該金融商			
	品の帳簿価額を時価としております。			
	(2) 有価証券	(2) 有価証券		
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左		
	注記)」に記載しております。			
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引		
	該当事項はありません。	同左		
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左		
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる			
	前提条件等によった場合、当該価額が異			
	なることもあります。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第15期計算期間末	第16期計算期間末			
	(2023年 4月10日) (2023年10月10日)				
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額			
	(円)	(円)			
投資信託受益証券	△4	△2			
投資証券	△45 , 091	△1, 358, 223			
合計	△45 , 095	△1, 358, 225			

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(METFICON TICK) SEED	
第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1. 2182円	1口当たり純資産額	1. 3287円
(1万口当たり純資産額)	(12, 182円)	(1万口当たり純資産額)	(13, 287円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関投資	9, 924	9, 948	
券		家専用)			
	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	
		組入時価比率:0.0%		100.0%	
	合計			9, 948	
投資証券	オーストラリアド	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・	8, 229. 802	260, 061. 74	
	ル	ボンド(IH3シェアクラス、豪ドル)			
	小計	銘柄数:1	8, 229. 802	260, 061. 74	
				(24, 815, 091)	
		組入時価比率:98.4%		100.0%	
	合計			24, 815, 091	
				(24, 815, 091)	
		合計		24, 825, 039	
				(24, 815, 091)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース) <年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) <年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)<年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十三:11)
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 053, 689	556, 846
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	32, 471, 675	21, 539, 671
流動資産合計	33, 535, 314	22, 106, 465
資産合計	33, 535, 314	22, 106, 465
負債の部		
流動負債		
未払解約金	34	98
未払受託者報酬	8, 561	5, 001
未払委託者報酬	279, 624	163, 343
その他未払費用	107, 889	30, 492
流動負債合計	396, 108	198, 934
負債合計	396, 108	198, 934
純資産の部		
元本等		
元本	23, 263, 806	13, 340, 971
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9, 875, 400	8, 566, 560
(分配準備積立金)	34, 931, 925	20, 754, 376
元本等合計	33, 139, 206	21, 907, 531
純資産合計	33, 139, 206	21, 907, 531
負債純資産合計	33, 535, 314	22, 106, 465

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	4, 129, 362	2, 184, 012
有価証券売買等損益	$\triangle 1,733,583$	3, 517, 844
営業収益合計	2, 395, 779	5, 701, 856
営業費用		
支払利息	398	201
受託者報酬	8, 561	5, 001
委託者報酬	279, 624	163, 343
その他費用	107, 993	30, 646
営業費用合計	396, 576	199, 191
営業利益又は営業損失(△)	1, 999, 203	5, 502, 665
経常利益又は経常損失 (△)	1, 999, 203	5, 502, 665
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 999, 203	5, 502, 665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	806, 507	2, 704, 626
期首剰余金又は期首欠損金(△)	16, 217, 253	9, 875, 400
剰余金増加額又は欠損金減少額	213, 073	470, 101
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	213, 073	470, 101
剰余金減少額又は欠損金増加額	7, 747, 622	4, 576, 980
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	7, 747, 622	4, 576, 980
分配金	_	<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9, 875, 400	8, 566, 560

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	/ = !/	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって	
	は、基準価額で評価しております。	
	(2) 投資証券	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって	
	は、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま	
	す。	
3. その他財務諸表作成のための基礎	計算期間の取扱い	
となる事項	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023	
	年10月10日までとなっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	(XIII)4 MX(-M) / CERE/			
項目		第15期計算期間末	第16期計算期間末	
	(4日)	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	43, 649, 041円	23, 263, 806円	
	期中追加設定元本額	537, 963円	814, 223円	
	期中一部解約元本額	20, 923, 198円	10,737,058円	
2.	計算期間末日における受益権の総数	23, 263, 806 □	13, 340, 971 □	
3.	元本の欠損			
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	一円	—円	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	竺15 #131. 竺 #11 目				(頂無人) 利示並可昇音に関する正正/					
	第15期計算期間			第16期計算期間						
	自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日						
至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日							
	分配金の計算過程		分配金の計算過程							
	計算期間末における分配対象収益額は44,601,471円		計算期間末における分配対象収益額は27,137,943円							
	(1万口当たり19,172円)ですが、分配	!を行っており	(1万口当たり20,341円)ですが、分配を行っており							
	ません。			ません。						
A	費用控除後の配当等収益額	2, 368, 228円	A	費用控除後の配当等収益額	1,521,832円					
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円					
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額						
С.	収益調整金額	9,669,546円	C	収益調整金額	6,383,567円					
D	分配準備積立金額	32, 563, 697円	D	分配準備積立金額	19, 232, 544円					
Е	当ファンドの分配対象収益額	44,601,471円	Е	当ファンドの分配対象収益額	27, 137, 943円					
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)						
F	当ファンドの期末残存受益権口	23, 263, 806 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	13, 340, 971 □					
	数			数						
G	1万口当たり分配対象収益額(E	19,172円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	20,341円					
	$/$ F \times 10, 000)			$/F \times 10,000$						
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円					
I	分配金額(F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円					

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券等の金融商品を	
	投資対象として運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

11. 亚脚间即 2. 四 面 在 区					
項目	第15期計算期間末	第16期計算期間末			
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)			
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左			
らの差額	しているためその差額はありません。				
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以			
	外の金融商品	外の金融商品			
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左			
	簿価額と近似しているため、当該金融商				
	品の帳簿価額を時価としております。				
	(2) 有価証券	(2) 有価証券			
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左			
	注記)」に記載しております。				
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引			
	該当事項はありません。	同左			
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左			
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる				
	前提条件等によった場合、当該価額が異				
	なることもあります。				

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

70 / 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1					
	第15期計算期間末	第16期計算期間末			
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)			
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価				
	(円)	(円)			
投資信託受益証券	$\triangle 4$	△2			
投資証券	$\triangle 1, 175, 422$	1, 334, 806			
合計	△1, 175, 426	1, 334, 804			

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1. 4245円	1口当たり純資産額	1.6421円
(1万口当たり純資産額)	(14, 245円)	(1万口当たり純資産額)	(16, 421円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	9, 924	9, 948	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	
		組入時価比率: 0.0%		100.0%	,)
	合計			9, 948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	6, 228. 939	21, 539, 671	
		ド・ボンド-ブラジルレアル(I4シェ			
		アクラス、円)			
	小計	銘柄数:1	6, 228. 939	21, 539, 671	
		組入時価比率:98.3%		100.0%)
	合計			21, 539, 671	
		合計		21, 549, 619	

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

		(-1-2-11)
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 859, 338	1, 269, 500
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	45, 096, 970	51, 164, 964
流動資産合計	46, 966, 258	52, 444, 412
資産合計	46, 966, 258	52, 444, 412
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11	98
未払受託者報酬	7, 723	8, 425
未払委託者報酬	252, 230	275, 088
その他未払費用	25, 700	26, 096
流動負債合計	285, 664	309, 707
負債合計	285, 664	309, 707
純資産の部		
元本等		
元本	31, 258, 166	31, 311, 308
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15, 422, 428	20, 823, 397
(分配準備積立金)	39, 170, 922	42, 488, 013
元本等合計	46, 680, 594	52, 134, 705
純資産合計	46, 680, 594	52, 134, 705
負債純資産合計	46, 966, 258	52, 444, 412

(2) 【損益及び剰余金計算書】

営業収益 受取配当金第15期計算期間 自 2022年10月12日 室 2023年 4月11日第16期計算期間 自 2023年 4月11日 室 2023年10月10日営業収益 受取配当金 為特差損益 意理収益合計 で業明 支払利息 受託者報酬 その他費用 管業費用合計 支託者報酬 その他費用 管業費用合計 支託者報酬 その他費用 管業利益又は営業損失(△) 営業利益又は営業損失(△) 管業利益又は営業損失(△) 管業利益又は営業損失(△) 管業利益又は当期純損失(△) 中部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う判納組責金額の分配額又は一部解約に伴う判納組責金額の分配額又は一部解約に伴う判納組責金額の分配額又は一部解約に伴う判納組責金額の分配額又は一部解約に伴う判納組責金額の分配額又は一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損益金額の分配額又は一部解約に伴う判決金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 到第金減少額又は欠損金增加額 46,806 5,333 3期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,333 31期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額 31,422,428 32,823,397			(単位:円)
受取配当金3,188,2033,523,872有価証券売買等損益△81,58526,639為替差損益△2,054,2772,121,543営業収益合計1,052,3415,672,054営業費用315316受託者報酬7,7238,425委託者報酬252,230275,088その他費用25,77826,276営業費用合計286,046310,105営業利益又は営業損失(△)766,2955,361,949当期純利益又は当期純損失(△)766,2955,361,949一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う判決金適か額11,60046,140剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金		自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
有価証券売買等損益 △81,585 26,639 為替差損益 △2,054,277 2,121,543 営業収益合計 1,052,341 5,672,054 営業費用 315 316 受託者報酬 7,723 8,425 委託者報酬 252,230 275,088 その他費用 25,778 26,276 営業費用合計 286,046 310,105 営業利益又は営業損失(△) 766,295 5,361,949 経常利益又は経常損失(△) 766,295 5,361,949 当期純利益又は当期純損失(△) 766,295 5,361,949 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額(△) 14,651,891 15,422,428 制企量加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 到第企動加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 剩余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 分配金 - -	営業収益		
為替差損益 営業収益合計△2,054,2772,121,543営業収益合計1,052,3415,672,054営業費用 支払利息315316受託者報酬7,7238,425委託者報酬252,230275,088その他費用25,77826,276営業費用合計286,046310,105営業利益又は営業損失(△)766,2955,361,949経常利益又は経常損失(△)766,2955,361,949当期純利益又は期納損失(△)766,2955,361,949一部解約に伴う当期純利益金額の分配額(△)5521,787期首剰余金又は期首欠損金(△)14,651,89115,422,428剩余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金	受取配当金	3, 188, 203	3, 523, 872
営業収益合計 1,052,341 5,672,054 営業費用 315 316 受託者報酬 7,723 8,425 委託者報酬 252,230 275,088 その他費用 25,778 26,276 営業費用合計 286,046 310,105 営業利益又は営業損失(△) 766,295 5,361,949 経常利益又は当期純損失(△) 766,295 5,361,949 当期純利益又は当期純損失(△) 766,295 5,361,949 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損金額の分配額又は一部解約に伴う調査全域少額 11,600 46,140 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 剩余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 分配金 - - -	有価証券売買等損益	△81, 585	26, 639
営業費用 315 316 受託者報酬 7,723 8,425 委託者報酬 252,230 275,088 その他費用 25,778 26,276 営業費用合計 286,046 310,105 営業利益又は営業損失(△) 766,295 5,361,949 経常利益又は経常損失(△) 766,295 5,361,949 当期純利益又は当期純損失(△) 766,295 5,361,949 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) 14,651,891 15,422,428 刺余金中加額又は欠損金値の分配額(△) 11,600 46,140 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 剩余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 分配金 - -	為替差損益	$\triangle 2,054,277$	2, 121, 543
支払利息315316受託者報酬7,7238,425委託者報酬252,230275,088その他費用25,77826,276営業費用合計286,046310,105営業利益又は営業損失(△)766,2955,361,949経常利益又は経常損失(△)766,2955,361,949当期純利益又は当期純損失(△)766,2955,361,949一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う調納・11,60014,651,89115,422,428期余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金一-	営業収益合計	1, 052, 341	5, 672, 054
受託者報酬 7,723 8,425 委託者報酬 252,230 275,088 その他費用 25,778 26,276 営業費用合計 286,046 310,105 営業利益又は営業損失(△) 766,295 5,361,949 経常利益又は経常損失(△) 766,295 5,361,949 当期純利益又は当期純損失(△) 766,295 5,361,949 当期純利益とは当期純損失(△) 766,295 5,361,949 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) 14,651,891 15,422,428 剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333	営業費用		
委託者報酬252,230275,088その他費用25,77826,276営業費用合計286,046310,105営業利益又は営業損失(△)766,2955,361,949経常利益又は経常損失(△)766,2955,361,949当期純利益又は当期純損失(△)766,2955,361,949一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)5521,787期首剰余金又は期首欠損金(△)14,651,89115,422,428剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剩余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金	支払利息	315	316
その他費用25,77826,276営業費用合計286,046310,105営業利益又は営業損失(△)766,2955,361,949経常利益又は経常損失(△)766,2955,361,949当期純利益又は当期純損失(△)766,2955,361,949一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)5521,787期首剰余金又は期首欠損金(△)14,651,89115,422,428剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金	受託者報酬	7, 723	8, 425
営業費用合計 286,046 310,105 営業利益又は営業損失(△) 766,295 5,361,949 経常利益又は経常損失(△) 766,295 5,361,949 当期純利益又は当期純損失(△) 766,295 5,361,949 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) 552 1,787 期首剰余金又は期首欠損金(△) 14,651,891 15,422,428 剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 分配金 - -	委託者報酬	252, 230	275, 088
営業利益又は営業損失 (△) 766, 295 5, 361, 949 経常利益又は経常損失 (△) 766, 295 5, 361, 949 当期純利益又は当期純損失 (△) 766, 295 5, 361, 949 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 552 1, 787 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 14, 651, 891 15, 422, 428 剰余金増加額又は欠損金減少額 11, 600 46, 140 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 11, 600 46, 140 剰余金減少額又は欠損金増加額 6, 806 5, 333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 6, 806 5, 333 分配金 - - 分配金 - -	その他費用	25, 778	26, 276
経常利益又は経常損失 (△) 766, 295 5, 361, 949 当期純利益又は当期純損失 (△) 766, 295 5, 361, 949 766, 295 5, 361, 949 766, 295 5, 361, 949 766, 295 5, 361, 949 766, 295 5, 361, 949 766, 295 5, 361, 949 766, 295 5, 361, 949 766, 295	営業費用合計	286, 046	310, 105
当期純利益又は当期純損失 (△) 766, 295 5, 361, 949 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△) 14, 651, 891 15, 422, 428 剰余金増加額又は欠損金減少額 11, 600 46, 140 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 11, 600 46, 140 剰余金減少額又は欠損金増加額 6, 806 5, 333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 6, 806 5, 333	営業利益又は営業損失 (△)	766, 295	5, 361, 949
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 14,651,891 15,422,428 剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 11,600 46,140 剰余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 6,806 5,333	経常利益又は経常損失 (△)	766, 295	5, 361, 949
約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 利余金増加額又は欠損金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 11,600 46,140 利余金減少額又は欠損金増加額 6,806 5,333 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 分配金 一	当期純利益又は当期純損失 (△)	766, 295	5, 361, 949
剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額6,8065,333分配金		552	1, 787
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額11,60046,140剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額6,8065,333分配金	期首剰余金又は期首欠損金(△)	14, 651, 891	15, 422, 428
額11,60046,140剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金	剰余金増加額又は欠損金減少額	11,600	46, 140
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額6,8065,333分配金		11,600	46, 140
額 6,806 5,333 分配金 — —	剰余金減少額又は欠損金増加額	6, 806	5, 333
		6, 806	5, 333
期末剰余金又は期末欠損金(△) 15,422,428 20,823,397	分配金		_
	期末剰余金又は期末欠損金 (△)	15, 422, 428	20, 823, 397

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2)計算期間の取扱い
	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第15期計算期間末	第16期計算期間末
	* 大口	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	31, 250, 575円	31, 258, 166円
	期中追加設定元本額	22, 149円	63, 960円
	期中一部解約元本額	14,558円	10,818円
2.	計算期間末日における受益権の総数	31, 258, 166 □	31, 311, 308 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	一円	—円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(1)5	(損益及び剰余金計算書に関する注記)				
	第15期計算期間			第16期計算期間	
	自 2022年10月12日		自 2023年 4月11日		
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	計算期間末における分配対象収益額は4	9, 469, 034円		計算期間末における分配対象収益額は	52,889,259円
	(1万口当たり15,825円)ですが、分画	己を行っており		(1万口当たり16,891円)ですが、分	配を行っており
	ません。			ません。	
A	費用控除後の配当等収益額	2,901,355円	A	費用控除後の配当等収益額	3, 330, 591円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	10, 298, 112円	С	収益調整金額	10,401,246円
D	分配準備積立金額	36, 269, 567円	D	分配準備積立金額	39, 157, 422円
Е	当ファンドの分配対象収益額	49, 469, 034円	Е	当ファンドの分配対象収益額	52, 889, 259円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	31, 258, 166 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	31, 311, 308 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	15,825円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	16,891円
	$/$ F \times 10,000)			$/F \times 10,000$	
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円
Ι	分配金額 (F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額 (F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

日・小田田町の一田石で図りの中	^			
15日	第15期計算期間末	第16期計算期間末		
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)		
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左		
らの差額	しているためその差額はありません。			
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以		
	外の金融商品	外の金融商品		
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左		
	簿価額と近似しているため、当該金融商			
	品の帳簿価額を時価としております。			
	(2) 有価証券	(2) 有価証券		
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左		
	注記)」に記載しております。			
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引		
	該当事項はありません。	同左		
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左		
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる			
	前提条件等によった場合、当該価額が異			
	なることもあります。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 -	2077 P 1/2 11 IEI IEE 23				
	第15期計算期間末	第16期計算期間末			
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)			
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額			
	(円)	(円)			
投資信託受益証券 △4		$\triangle 2$			
投資証券	△81, 581	26, 641			
合計	△81, 585	26, 639			

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末(2023年4月10日)

該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1. 4934円	1口当たり純資産額	1.6650円
(1万口当たり純資産額)	(14,934円)	(1万口当たり純資産額)	(16,650円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託	円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9, 924	9, 948	
受益証券	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	
		組入時価比率:0.0%		100.0%)
	合計			9, 948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラ	4, 945	17, 099, 810	
		ジルレアル(I4シェアクラス、円)			
	小計	銘柄数:1	4, 945	17, 099, 810	
		組入時価比率:32.8%		33. 4%	
	オーストラリア	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH3	5, 770	182, 332. 00	
	ドル	シェアクラス、豪ドル)			
	小計	銘柄数:1	5, 770	182, 332. 00	
				(17, 398, 119)	
		組入時価比率:33.4%		34.0%	
	南アフリカラン	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH7	1, 785	2, 167, 364. 85	
	F	シェアクラス、南アフリカランド)			
	小計	銘柄数:1	1, 785	2, 167, 364. 85	
				(16, 667, 035)	
		組入時価比率:32.0%		32.6%	
	合計			51, 164, 964	
				(34, 065, 154)	
		合計		51, 174, 912	
				(34, 065, 154)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) <年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)<年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

		(十四:11)
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	982, 640	1, 145, 017
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	33, 003, 085	46, 959, 567
流動資産合計	33, 995, 675	48, 114, 532
資産合計	33, 995, 675	48, 114, 532
負債の部		
流動負債		
未払解約金	125	46, 745
未払受託者報酬	5, 410	7, 746
未払委託者報酬	176, 657	253, 110
その他未払費用	31, 451	19, 886
流動負債合計	213, 643	327, 487
負債合計	213, 643	327, 487
純資産の部		
元本等		
元本	17, 868, 816	21, 559, 038
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15, 913, 216	26, 228, 007
(分配準備積立金)	11, 477, 124	10, 676, 278
元本等合計	33, 782, 032	47, 787, 045
純資産合計	33, 782, 032	47, 787, 045
負債純資産合計	33, 995, 675	48, 114, 532

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	2, 741, 529	3, 887, 480
有価証券売買等損益	770, 302	$\triangle 1, 187, 445$
為替差損益	296, 619	3, 771, 418
営業収益合計	3, 808, 450	6, 471, 453
営業費用		
支払利息	321	488
受託者報酬	5, 410	7, 746
委託者報酬	176, 657	253, 110
その他費用	31, 526	20, 052
営業費用合計	213, 914	281, 396
営業利益又は営業損失(△)	3, 594, 536	6, 190, 057
経常利益又は経常損失(△)	3, 594, 536	6, 190, 057
当期純利益又は当期純損失 (△)	3, 594, 536	6, 190, 057
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	893, 034	2, 412, 908
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	12, 581, 674	15, 913, 216
剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 521, 390	15, 529, 940
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4, 521, 390	15, 529, 940
剰余金減少額又は欠損金増加額	3, 891, 350	8, 992, 298
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3, 891, 350	8, 992, 298
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15, 913, 216	26, 228, 007

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	†
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 計算期間の取扱い
	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末(2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第15期計算期間末	第16期計算期間末
		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	17, 882, 615円	17, 868, 816円
	期中追加設定元本額	5, 354, 256円	12, 541, 581円
	期中一部解約元本額	5, 368, 055円	8,851,359円
2.	計算期間末日における受益権の総数	17, 868, 816 □	21, 559, 038 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	一円	—円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(1)	(損益及び判示並計算者に関する住記)				
	第15期計算期間			第16期計算期間	
自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日		
	至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	計算期間末における分配対象収益額は2	6,070,996円		計算期間末における分配対象収益額	は35,042,490円
	(1万口当たり14,590円)ですが、分配	記を行っており		(1万口当たり16,254円)ですが、	分配を行っており
	ません。			ません。	
A	費用控除後の配当等収益額	2, 122, 720円	A	費用控除後の配当等収益額	2,716,244円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	14, 593, 872円	С	収益調整金額	24, 366, 212円
D	分配準備積立金額	9, 354, 404円	D	分配準備積立金額	7, 960, 034円
Е	当ファンドの分配対象収益額	26, 070, 996円	Е	当ファンドの分配対象収益額	35, 042, 490円
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)	
F	当ファンドの期末残存受益権口	17, 868, 816 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	21, 559, 038 □
	数			数	
G	1万口当たり分配対象収益額(E	14,590円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	16, 254円
	$/F \times 10,000$			/F×10,000)	
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額 (F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

15日	第15期計算期間末	第16期計算期間末			
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)			
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左			
らの差額	しているためその差額はありません。				
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以			
	外の金融商品	外の金融商品			
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左			
	簿価額と近似しているため、当該金融商				
	品の帳簿価額を時価としております。				
	(2) 有価証券	(2) 有価証券			
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左			
	注記)」に記載しております。				
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引			
	該当事項はありません。	同左			
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左			
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる				
	前提条件等によった場合、当該価額が異				
	なることもあります。				

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

7077 H 113 11 IM IM 73			
	第15期計算期間末	第16期計算期間末	
往 柘	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	$\triangle 4$	riangle 2	
投資証券	493, 774	△1, 094, 133	
合計	493, 770	△1, 094, 135	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1.8906円	1口当たり純資産額	2. 2166円
(1万口当たり純資産額)	(18,906円)	(1万口当たり純資産額)	(22, 166円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

- PICE V					
種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託	円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9, 924	9, 948	
受益証券	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	
		組入時価比率: 0.0%		100.0%	
	合計			9, 948	
投資証券	メキシコペソ	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH13	6, 331. 399	5, 754, 355. 29	l
		シェアクラス、メキシコペソ)			
	小計	銘柄数:1	6, 331. 399	5, 754, 355. 29	
				(46, 959, 567)	
		組入時価比率: 98.3%		100.0%	
	合計			46, 959, 567	
				(46, 959, 567)	
		合計		46, 969, 515	
				(46, 959, 567)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)<年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年 4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)<年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)<年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)<年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

		(本位・11)
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7, 246, 903	6, 618, 661
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	330, 077, 330	299, 950, 978
流動資産合計	337, 334, 183	306, 579, 587
資産合計	337, 334, 183	306, 579, 587
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5	10
未払受託者報酬	59, 346	51, 872
未払委託者報酬	1, 938, 434	1, 694, 452
その他未払費用	201, 079	198, 888
流動負債合計	2, 198, 864	1, 945, 222
負債合計	2, 198, 864	1, 945, 222
純資産の部		
元本等		
元本	510, 288, 438	454, 754, 249
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 175, 153, 119$	△150, 119, 884
(分配準備積立金)	441, 564, 687	391, 371, 522
元本等合計	335, 135, 319	304, 634, 365
純資産合計	335, 135, 319	304, 634, 365
負債純資産合計	337, 334, 183	306, 579, 587

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(中位・11)
	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	21, 700, 975	15, 150, 180
有価証券売買等損益	44, 119, 692	61, 127, 887
為替差損益	$\triangle 41, 421, 807$	△66, 810, 154
営業収益合計	24, 398, 860	9, 467, 913
営業費用		
支払利息	2, 057	1, 745
受託者報酬	59, 346	51, 872
委託者報酬	1, 938, 434	1, 694, 452
その他費用	201, 737	199, 880
営業費用合計	2, 201, 574	1, 947, 949
営業利益又は営業損失(△)	22, 197, 286	7, 519, 964
経常利益又は経常損失(△)	22, 197, 286	7, 519, 964
当期純利益又は当期純損失(△)	22, 197, 286	7, 519, 964
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3, 807, 643	2, 057, 177
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 220, 135, 704$	△175, 153, 119
剰余金増加額又は欠損金減少額	28, 398, 590	25, 252, 929
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	28, 398, 590	25, 252, 929
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 805, 648	5, 682, 481
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1, 805, 648	5, 682, 481
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△175, 153, 119	△150, 119, 884

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値
	が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には
	発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
4. その他財務諸表作成のための基礎	(1) 外貨建取引等の処理基準
となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2)計算期間の取扱い
	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

塔口		第15期計算期間末	第16期計算期間末
	項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	579, 802, 280円	510, 288, 438円
	期中追加設定元本額	5, 226, 734円	18, 002, 833円
	期中一部解約元本額	74, 740, 576円	73, 537, 022円
2.	計算期間末日における受益権の総数	510, 288, 438 □	454, 754, 249 □
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	175, 153, 119円	150, 119, 884円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日 至 2023年 4月10日 至 2023年 10月10日 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は672,645,012円 (1万口当たり13,181円)ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 の円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後	
至 2023年 4月10日至 2023年10月10日分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は672,645,012円 (1万口当たり13,181円)ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額計算期間末における分配対象収益額は612,38 (1万口当たり13,465円)ですが、分配を行ません。 事せん。A 費用控除後の配当等収益額18,177,480円 A 費用控除後の配当等収益額12,	fっており , 629, 463円
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は672,645,012円 (1万口当たり13,181円)ですが、分配を行っており ません。 A 費用控除後の配当等収益額 18,177,480円 A 費用控除後の配当等収益額 12,	fっており , 629, 463円
計算期間末における分配対象収益額は672,645,012円 (1万口当たり13,181円)ですが、分配を行っており ません。 A 費用控除後の配当等収益額 18,177,480円 A 費用控除後の配当等収益額 12,	fっており , 629, 463円
(1万口当たり13,181円) ですが、分配を行っており ません。 A 費用控除後の配当等収益額 18,177,480円 A 費用控除後の配当等収益額 12,	fっており , 629, 463円
ません。 ません。 ません。 A 費用控除後の配当等収益額 18,177,480円 A 費用控除後の配当等収益額 12,	, 629, 463円
A 費用控除後の配当等収益額 18,177,480円 A 費用控除後の配当等収益額 12,	•
	•
B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
の有価証券売買等損益額の有価証券売買等損益額	
C 収益調整金額 231,080,325円 C 収益調整金額 220,	, 988, 135円
D 分配準備積立金額 423,387,207円 D 分配準備積立金額 378,	742,059円
E 当ファンドの分配対象収益額 672,645,012円 E 当ファンドの分配対象収益額 612,	359,657円
(A+B+C+D) (A+B+C+D)	
F 当ファンドの期末残存受益権口 510,288,438口 F 当ファンドの期末残存受益権口 454,	, 754, 249 □
数数数	
G 1万口当たり分配対象収益額(E 13,181円 G 1万口当たり分配対象収益額(E	13,465円
$/$ F \times 10,000) $/$ F \times 10,000)	
H 1万口当たり分配金額 0円 H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額 (F×H/10,000) 0円 I 分配金額 (F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券及びデリバティ	
	ブ取引等の金融商品を投資対象として運	
	用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
	当ファンドの利用しているデリバティブ	
	 取引は為替予約取引であり、外貨建資産	
	の購入代金、売却代金、配当金等の受取	
	または支払にかかる円貨額を確定させる	
	ために行っております。	
	一般的な為替予約取引に係る主要なリス	
	クとして、為替相場の変動による価格変	
	動リスク及び取引相手の信用状況の変化	
	により損失が発生する信用リスクがあり	
	ます。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	
	デリバティブ取引については、組織的な	
	管理体制により、日々ポジション並びに	
	評価金額及び評価損益の管理を行ってお	
	ります。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

一直, 亚山山山山(一)(1) 6 4.	í ·		
項目	第15期計算期間末		第16期計算期間末
	(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左	
らの差額	しているためその差額はありません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)	有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品		外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左	
	簿価額と近似しているため、当該金融商		
	品の帳簿価額を時価としております。		
	(2) 有価証券	(2)	有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」に記載しております。		
	(3) デリバティブ取引	(3)	デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	第15期計算期間末	第16期計算期間末	
在水	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価		
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	$\triangle 4$	$\triangle 2$	
投資証券	39, 758, 686	58, 973, 365	
合計	39, 758, 682	58, 973, 363	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	0.6568円	1口当たり純資産額	0.6699円
(1万口当たり純資産額)	(6,568円)	(1万口当たり純資産額)	(6,699円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券		CAマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	9, 924	9, 948	
	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	
		組入時価比率:0.0%		100.0%	
	合計			9, 948	
投資証券	トルコリラ	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール ド・ボンド(IH12シェアクラス、ト ルコリラ)	187, 394. 24	55, 920, 315. 15	
		銘柄数:1 組入時価比率:98.5%	187, 394. 24	55, 920, 315. 15 (299, 950, 978) 100. 0%	
	合計			299, 950, 978 (299, 950, 978)	
合計		合計		299, 960, 926 (299, 950, 978)	

(有価証券明細表注記)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)<年2回決算型>】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年 4月11日 から2023年10月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)<年2回決算型>の2023年4月11日から2023年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース) <年2回決算型>の2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(円コース)<年2回決算型>

(1)【貸借対照表】

		(── □ - 1 - 1) /
	第15期計算期間末 (2023年 4月10日)	第16期計算期間末 (2023年10月10日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 898, 975	1, 150, 030
投資信託受益証券	9, 950	9, 948
投資証券	54, 581, 290	54, 038, 261
流動資産合計	56, 490, 215	55, 198, 239
資産合計	56, 490, 215	55, 198, 239
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	9, 112	9, 304
未払委託者報酬	297, 713	303, 584
その他未払費用	31, 074	30, 294
流動負債合計	337, 899	343, 182
負債合計	337, 899	343, 182
純資産の部		
元本等		
元本	54, 404, 271	53, 597, 562
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1, 748, 045	1, 257, 495
(分配準備積立金)	20, 163, 922	21, 848, 887
元本等合計	56, 152, 316	54, 855, 057
純資産合計	56, 152, 316	54, 855, 057
負債純資産合計	56, 490, 215	55, 198, 239

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第15期計算期間 自 2022年10月12日 至 2023年 4月10日	第16期計算期間 自 2023年 4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
受取配当金	2, 556, 478	2, 674, 078
有価証券売買等損益	543, 536	△2, 789, 648
営業収益合計	3, 100, 014	△115, 570
営業費用		
支払利息	335	338
受託者報酬	9, 112	9, 304
委託者報酬	297, 713	303, 584
その他費用	31, 140	30, 513
営業費用合計	338, 300	343, 739
営業利益又は営業損失(△)	2, 761, 714	△459, 309
経常利益又は経常損失 (△)	2, 761, 714	△459, 309
当期純利益又は当期純損失 (△)	2, 761, 714	△459, 309
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	33, 427	8, 695
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 1,023,904$	1, 748, 045
剰余金増加額又は欠損金減少額	43, 662	29, 116
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	15, 657	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	28, 005	29, 116
剰余金減少額又は欠損金増加額	_	51, 662
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	51, 662
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1, 748, 045	1, 257, 495

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
	(2) 投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しておりま
	す。
3. その他財務諸表作成のための基礎	計算期間の取扱い
となる事項	ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2023年 4月11日から2023
	年10月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第15期計算期間末 (2023年 4月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第16期計算期間末(2023年10月10日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(3/11/4/M2/1=1/4)							
項目		第15期計算期間末	第16期計算期間末				
		(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)				
1.	投資信託財産に係る元本の状況						
	期首元本額	53, 391, 343円	54, 404, 271円				
	期中追加設定元本額	1,823,164円	847, 110円				
	期中一部解約元本額	810, 236円	1, 653, 819円				
2.	計算期間末日における受益権の総数	54, 404, 271 □	53, 597, 562 □				
3.	元本の欠損						
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円				

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(原血及) 初水亚川 开自仁因 () 包仁山/									
第15期計算期間				第16期計算期間					
自 2022年10月12日			自 2023年 4月11日						
至 2023年 4月10日			至 2023年10月10日						
	分配金の計算過程			分配金の計算過程					
	計算期間末における分配対象収益額は33,413,455円		計算期間末における分配対象収益額は35,216,033円						
	(1万口当たり6,141円)ですが、分配を行っており		(1万口当たり6,570円)ですが、分配を行っており						
	ません。			ません。					
A	費用控除後の配当等収益額	2, 269, 941円	A	費用控除後の配当等収益額	2, 287, 763円				
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円				
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額					
С	収益調整金額	13, 249, 533円	C	収益調整金額	13, 367, 146円				
D	分配準備積立金額	17, 893, 981円	D	分配準備積立金額	19, 561, 124円				
Е	当ファンドの分配対象収益額	33, 413, 455円	Е	当ファンドの分配対象収益額	35, 216, 033円				
	(A+B+C+D)			(A+B+C+D)					
F	当ファンドの期末残存受益権口	54, 404, 271 □	F	当ファンドの期末残存受益権口	53, 597, 562 □				
	数			数					
G	1万口当たり分配対象収益額(E	6,141円	G	1万口当たり分配対象収益額(E	6,570円				
	/F×10,000)			$/F \times 10,000$					
Н	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円				
Ι	分配金額 (F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円				

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第15期計算期間	第16期計算期間
項目	自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
	至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」	同左
	の定めに従い、有価証券等の金融商品を	
	投資対象として運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品	保有する主な金融商品は、有価証券であ	同左
に係るリスク	り、その内容を貸借対照表、注記表及び	
	附属明細表に記載しております。これら	
	は売買目的で保有しております。	
	当該金融商品には、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの	同左
	主要投資対象である投資信託受益証券及	
	び投資証券のパフォーマンス状況及び	
	マーケット動向等のモニタリングを行っ	
	ております。また、価格変動リスク、金	
	利変動リスク、為替変動リスク、信用リ	
	スク及び流動性リスク等の運用リスクを	
	分析し、定期的にリスク委員会に報告し	
	ております。	

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

11. 金融向品の時間寺に関する事項				
塔口	第15期計算期間末	第16期計算期間末		
項目	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)		
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれ	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上	同左		
らの差額	しているためその差額はありません。			
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)	有価証券及びデリバティブ取引以	
	外の金融商品		外の金融商品	
	短期間で決済されることから、時価は帳	同左		
	簿価額と近似しているため、当該金融商			
	品の帳簿価額を時価としております。			
	(2) 有価証券	(2)	有価証券	
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左		
	注記)」に記載しております。			
	(3) デリバティブ取引	(3)	デリバティブ取引	
	該当事項はありません。	同左		
3. 金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一定の	同左		
ついての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる			
	前提条件等によった場合、当該価額が異			
	なることもあります。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第15期計算期間末	第16期計算期間末	
	(2023年 4月10日)	(2023年10月10日)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券 △4		$\triangle 2$	
投資証券 515,7		△2, 781, 548	
合計	515, 749	$\triangle 2,781,550$	

(デリバティブ取引等に関する注記)

第15期計算期間末(2023年4月10日) 該当事項はありません。

第16期計算期間末(2023年10月10日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間	第16期計算期間
自 2022年10月12日	自 2023年 4月11日
至 2023年 4月10日	至 2023年10月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第15期計算期間末		第16期計算期間末	
(2023年 4月10日)		(2023年10月10日)	
1口当たり純資産額	1.0321円	1口当たり純資産額	1. 0235円
(1万口当たり純資産額)	(10,321円)	(1万口当たり純資産額)	(10, 235円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	円	CAマネープールファンド(適格機関	9, 924	9, 948	
券		投資家専用)			
	小計	銘柄数:1	9, 924	9, 948	
		組入時価比率: 0.0%		100.0%)
	合計			9, 948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イール	11, 260. 317	54, 038, 261	
		ド・ボンド(IH9シェアクラス、円)			
	小計	銘柄数:1	11, 260. 317	54, 038, 261	
		組入時価比率:98.5%		100.0%	,)
	合計			54, 038, 261	
合計				54, 048, 209	

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	169, 331, 406円
П	負債総額	23, 511, 445円
Ш	純資産総額 (I – II)	145, 819, 961円
IV	発行済口数	116, 177, 196 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.2552円
	(1万口当たり純資産額)	(12,552円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	143, 367, 454円
Π	負債総額	101,717円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	143, 265, 737円
IV	発行済口数	96, 517, 286 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.4844円
	(1万口当たり純資産額)	(14,844円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	25, 317, 931円
П	負債総額	17, 997円
Ш	純資産総額 (I – II)	25, 299, 934円
IV	発行済口数	18, 999, 368 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 3316円
	(1万口当たり純資産額)	(13, 316円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	22, 755, 926円
Π	負債総額	16,594円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	22, 739, 332円
IV	発行済口数	13, 356, 229 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.7025円
	(1万口当たり純資産額)	(17,025円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (資源国通貨コース) <年2回決算型> 2023年10月末日現在

Ι	資産総額	53, 402, 551円
Π	負債総額	37, 194円
Ш	純資産総額 (I – II)	53, 365, 357円
IV	発行済口数	31, 254, 604 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.7074円
	(1万口当たり純資産額)	(17,074円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	43,741,208円
П	負債総額	31,829円
Ш	純資産総額(I – II)	43, 709, 379円
IV	発行済口数	19, 269, 015 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 2684円
	(1万口当たり純資産額)	(22,684円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

I	資産総額	312, 699, 386円
П	負債総額	346, 061円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	312, 353, 325円
IV	発行済口数	457, 535, 987 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0. 6827円
	(1万口当たり純資産額)	(6,827円)

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース) <年2回決算型>

2023年10月末日現在

Ι	資産総額	55, 021, 807円
Π	負債総額	38, 566円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	54, 983, 241円
IV	発行済口数	53, 617, 445 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 0255円
	(1万口当たり純資産額)	(10, 255円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしま す。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口 座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設 したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機 関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の 口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在 資本金の額 12億円

発行株式総数 9,000,000株

発行済株式総数 2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

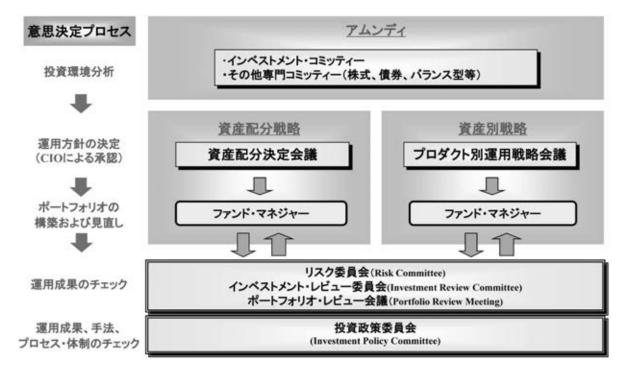
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および 運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議 において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを 行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタ リング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会(月次開催)では、プロダクトごとのより詳細な運用 状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開

催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定 める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。ま た「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っ ています。

② 営業の概況

2023年10月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	25,009
追加型株式投資信託	121	2, 353, 909
合計	133	2, 378, 919

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の 財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度に係る中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第42期事業年度の財務諸表、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムン

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

				(中位・111)
		第 41 期		第 42 期
		(2021年 12月 31日)		(2022年 12月 31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9, 425, 410		8, 294, 288
前払費用		60, 554		59, 040
未収入金		32, 875		71, 580
未収委託者報酬		1, 471, 045		1, 347, 441
未収運用受託報酬		1, 084, 261		1, 178, 005
未収投資助言報酬		4, 793		5, 005
未収収益	*1	498, 654	*1	817, 505
未収消費税等		37, 877		7, 297
立替金		75, 565		93, 950
その他	_	2, 857		1,653
流動資産合計	_	12, 693, 892		11, 875, 763
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	95, 402	*2	471, 396
器具備品(純額)	*2	38, 006	*2	172, 836
建設仮勘定		8, 771		_
有形固定資産合計	_	142, 179		644, 232
無形固定資産	_			
ソフトウエア		21, 743		33, 316
のれん		541, 463		487, 317
商標権		70		10
無形固定資產合計	_	563, 276		520, 643
投資その他の資産	_	,		,
金銭の信託		1, 145		905
投資有価証券		1, 540		85
関係会社株式		75, 727		- -
長期差入保証金		334, 773		237, 578
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		284, 026		217, 588
投資その他の資産合計	_	697, 271		456, 216
固定資産合計	_	1, 402, 726		1, 621, 091
資産合計	_	14, 096, 619		13, 496, 854
R/ L UH	_	14, 050, 015		10, 100, 004

				(単位:十円)
		第 41 期		第 42 期
		(2021年 12月 31日)		(2022年 12月 31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		98, 647		219, 727
未払償還金		686		686
未払手数料		660, 016		596, 062
その他未払金	*1	253, 770	*1	331, 277
未払費用	*1	869, 831	*1	185, 049
未払法人税等		235, 251		185, 812
賞与引当金		576, 643		593, 379
役員賞与引当金		194, 991		156, 043
資産除去債務		110, 263		_
流動負債合計	_	3, 000, 099		2, 268, 036
固定負債	_			
退職給付引当金		113, 368		131, 781
賞与引当金		30, 312		39, 185
役員賞与引当金		100, 372		137, 054
資産除去債務		2, 552		146, 388
固定負債合計	_	246, 605		454, 409
負債合計	_	3, 246, 704		2, 722, 444
純資産の部	_			· · ·
株主資本				
資本金		1, 200, 000		1, 200, 000
資本剰余金				
資本準備金		1, 076, 268		1, 076, 268
その他資本剰余金		_		-
資本剰余金合計	_	1, 076, 268		1, 076, 268
利益剰余金	_			
利益準備金		110, 093		110, 093
その他利益剰余金		8, 463, 148		8, 388, 125
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		6, 863, 148		6, 788, 125
利益剰余金合計	_	8, 573, 240		8, 498, 217
株主資本合計	_	10, 849, 509		10, 774, 486
評価・換算差額等	_	10,010,000		10, 1, 100
その他有価証券評価差額金		406		△76
評価・換算差額等合計	_	406		△76
純資産合計	_	10, 849, 915		10, 774, 410
負債純資産合計	-			
只识吧具生口司	_	14, 096, 619		13, 496, 854

(2)【損益計算書】

	http://www.ice	(単位:千円)
	第 41 期	第 42 期
	(自2021年 1月 1日	(自2022年 1月 1日
	至2021年 12月 31日)	至2022年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6, 476, 427	6, 089, 760
運用受託報酬	2, 165, 477	2, 341, 981
投資助言報酬	12, 719	15, 131
その他営業収益	1, 447, 553	1, 791, 854
営業収益合計	10, 102, 174	10, 238, 726
営業費用		
支払手数料	3, 861, 674	3, 449, 648
広告宣伝費	27, 746	47, 16
調査費	650, 341	728, 968
委託調査費	379, 007	350, 447
委託計算費	15, 674	16, 595
通信費	18, 950	18, 472
印刷費	56, 469	38, 134
協会費	19, 210	19, 436
営業費用合計	5, 029, 070	4, 668, 86
一般管理費		1, 000, 000
役員報酬	202, 953	216, 333
給料・手当	2, 056, 975	2, 158, 899
賞与	6, 052	7, 939
_貝 子 役員賞与	4, 209	
交際費		11, 03
	1, 660	4, 13'
旅費交通費	11, 048	40, 328
租税公課	72, 776	67, 664
不動産賃借料	215, 362	237, 303
賞与引当金繰入	566, 246	579, 000
役員賞与引当金繰入	222, 059	162, 84
退職給付費用	108, 088	161, 009
固定資産減価償却費	58, 363	79, 91
商標権償却	125	60
のれん償却	-	54, 146
福利厚生費	283, 809	299, 03'
諸経費	292, 945	465, 233
一般管理費合計	4, 102, 670	4, 544, 878
営業利益	970, 434	1, 024, 987
営業外収益		
受取配当金	_	4, 140
有価証券売却益	440	114
役員賞与引当金戻入額	37, 602	552
賞与引当金戻入額	88, 489	1, 66
受取利息	5	2
為替差益	3, 193	46, 617
雑収入	26, 454	10, 82
営業外収益合計	156, 182	63, 91
営業外費用		33,01
当 来 バ 貝	166	9, 159
営業外費用合計		
	166	9, 159
经常利益	1, 126, 450	1, 079, 74
特別損失		
固定資産除去損	_	*1 43, 88
資産除去債務履行差額	-	1, 414

特別損失合計 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益

45, 295	-
1, 034, 451	1, 126, 450
342, 822	368, 554
66, 651	△16, 793
409, 473	351, 761
624, 977	774, 690

(3) 【株主資本等変動計算書】

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
	次★△		資本剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1, 200, 000	1, 076, 268	-	1, 076, 268		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計						
当期末残高	1, 200, 000	1, 076, 268	_	1, 076, 268		

	株主資本						
		利益剰余金					
		その他利	益剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	110, 093	1,600,000	6, 888, 458	8, 598, 551	10, 874, 819		
当期変動額							
剰余金の配当			△ 800,000	△ 800,000	△ 800,000		
当期純利益			774, 690	774, 690	774, 690		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			△ 25, 310	△ 25,310	△ 25, 310		
当期末残高	110, 093	1,600,000	6, 863, 148	8, 573, 240	10, 849, 509		

	評価・換算		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	409	409	10, 875, 228
当期変動額			
剰余金の配当			△ 800,000
当期純利益			774, 690
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 3	△ 3	△ 3
当期変動額合計	△ 3	△ 3	△ 25, 313
当期末残高	406	406	10, 849, 915

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金		資本剰余金		
	其 本並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	1, 200, 000	1, 076, 268	-	1, 076, 268	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	1, 200, 000	1, 076, 268	_	1, 076, 268	

	株主資本					
		利益剰余金				
		その他利	益剰余金		株主資本 合計	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	110, 093	1,600,000	6, 863, 148	8, 573, 240	10, 849, 509	
当期変動額						
剰余金の配当			△ 700,000	△ 700,000	△ 700,000	
当期純利益			624, 977	624, 977	624, 977	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計			△ 75,023	△ 75,023	△ 75,023	
当期末残高	110, 093	1,600,000	6, 788, 125	8, 498, 217	10, 774, 486	

	評価・換算		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	406	406	10, 849, 915
当期変動額			
剰余金の配当			△ 700,000
当期純利益			624, 977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△482	△482	△482
当期変動額合計	△482	△482	△ 75, 505
当期末残高	△76	△76	10, 774, 410

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~18年

器具備品 2年~15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって 退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、 ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給 されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第41期	第42期
(2021年12月31日)		(2022年12月31日)
未収収益	310,639 千円	620,330 千円
その他未払金	82,639 千円	115,050 千円
未払費用	689,155 千円	64,076 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第41期	第42期	
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)	
建物	151,587 千円	16,392 千円	
器具備品	265,644 千円	92,503 千円	

(損益計算書関係)

*1. 固定資産除去指の内訳

-11. 固定負注你召頂。77.1	H/ C	
	第41期	第42期
	(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日
	至 2021年 12月31日)	至 2022年 12月31日)
建物	- 千円	33,039 千円
器具備品	- 千円	10,841 千円
計	- 千円	43,881 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2, 400	(17%)	(12%)	2, 400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800, 000	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700, 000	利益剰余金	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2, 400	_	-	2, 400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700, 000	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620, 000	利益剰余金	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第41期	第42期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
1年内	- 千円	201,349 千円
1年超	- 千円	513,619 千円
合計	- 千円	714,968 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第41期(2021年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金・預金	9, 425, 410	9, 425, 410	_
(2) 未収委託者報酬	1, 471, 045	1, 471, 045	_
(3) 未収運用受託報酬	1, 084, 261	1, 084, 261	_
資産計	11, 980, 717	11, 980, 717	-
(1) 未払手数料	660, 016	660, 016	_
(2) 未払費用	869, 831	869, 831	
負債計	1, 529, 848	1, 529, 848	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<u>負債</u>

(1)未払手数料及び(2)未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム (デラウエア) 社の株式です。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	14-以内	5年以内	10年以内	104-7世
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金・預金	9, 425, 410	_	_	-
未収委託者報酬	1, 471, 045	_	_	-
未収運用受託報酬	1, 084, 261	-	-	_
合計	11, 980, 717	-	-	-

第42期 (2022年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237, 578	229, 227	8, 351
資産計	237, 578	229, 227	8, 351

(注)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものである ことから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第42期 (2022年12月31日)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
長期差入保証金	-	229, 227	-	229, 227	
資産計	-	229, 227	-	229, 227	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第41期(2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第41期(2021年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 75,727千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第41期(2021年12月31日)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
	1主/兵	(千円)	(千円)	(千円)
	(1) 株式	_	-	_
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	_	-	-
価を超えるもの	(3) その他(注)	2, 100	2, 686	586
	小計	2, 100	2, 686	586
	(1) 株式	_	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	_	-	-
価を超えないもの	(3) その他(注)	-	-	_
	小計	_	_	_
合計		2, 100	2, 686	586

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第42期(2022年12月31日)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
	1至7点	(千円)	(千円)	(千円)
	(1) 株式	-	_	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	_	_	-
価を超えるもの	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	_	-	-
	(1) 株式	-	_	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	_	_	-
価を超えないもの	(3) その他(注)	1, 100	990	△110
	小計	1, 100	990	△110
合計		1, 100	990	△110

⁽注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券 第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日) 該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日) 該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1里块	(千円)	(千円)	(千円)
投資信託	2, 440	440	_

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

売却額 種類		売却益の合計額	売却損の合計額
性织	(千円)	(千円)	(千円)
投資信託	1, 114	114	_

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確 定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定してい ます。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度でありま す。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円) 第41期 第42期 (自2021年 1月 1日 (自2022年 1月 1日 至 2021年12月31日) 至2022年12月31日) 退職給付引当金の期首残高 152,900 113, 368 退職給付費用 71,668 123, 909 退職給付の支払額 $\triangle 4,852$ 制度への拠出額 △106, 348 $\triangle 105, 496$ 退職給付引当金の期末残高 113, 368 131, 781

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

		(十円)
	第41期	第42期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	790, 833	770, 786
年金資産	692, 516	660, 903
	98, 316	109, 883
非積立型制度の退職給付債務	15, 052	21, 898
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113, 368	131, 781
退職給付に係る負債	113, 368	131, 781
退職給付に係る資産	_	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113, 368	131, 781

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,668千円 当事業年度 123,909千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度36,420千円、当事業年度37,100千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第41期		第42期	
	(2021年12月	31日)	(2022年12月	31日)
繰延税金資産		_		
未払費用否認額	49, 579	千円	48, 029	千円
繰延資産償却額	_	千円	5, 196	千円
未払事業税	11, 929	千円	15, 219	千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	195, 151	千円	193, 691	千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	48, 523	千円	40, 690	千円
減価償却資産	5, 856	千円	174	千円
資産除去債務	34, 544	千円	44, 824	千円
その他有価証券評価差額金	_	千円	34	千円
未払事業所税	2, 875	千円	2, 735	千円
その他	13, 850	千円	7, 298	千円
繰延税金資産小計	362, 307	千円	357, 890	千円
評価性引当額	△ 73,058	千円	△110, 180	千円
繰延税金資産合計	289, 249	千円	247, 709	千円
繰延税金負債				
繰延資産償却額	△ 3,540	千円	-	千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	A 4 500	 ₹⊞	A 00 100	7 m
固定資産計上額	△ 1,503	千円	△ 30, 122	千円
その他有価証券評価差額金	△ 179	千円	-	千円
繰延税金負債合計	△ 5,222	千円	△ 30, 122	千円
繰延税金資産の純額	284, 026	千円	217, 588	千円
		_		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第41期	第42期
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適 用後の法人税等の負担率との	30. 62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	間の差異が法定実効税率の100	7. 10%
評価性引当金額	分の5以下であるため注記を省	0. 11%
過年度法人税等	略しております。	△0. 21%
住民税均等割等		0. 14%
その他		1.83%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		39. 58%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第41期		第42期
	(自2021年 1月 1日		(自2022年 1月 1日
	至2021年12月	31日)	至2022年12月31日)
期首残高	109, 076	千円	112,815 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2, 550	千円	143,757 千円
時の経過による調整額	1, 189	千円	1,233 千円
資産除去債務の履行による減少額	_	千円	111,417 千円
期末残高	112, 815	千円	146,388 千円

(収益認識関係)

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	6, 089, 760	l	6, 089, 760
運用受託報酬	2, 162, 526	179, 454	2, 341, 981
投資助言報酬	15, 131	İ	15, 131
その他営業収益	1, 791, 854	ı	1, 791, 854
合計	10, 059, 272	179, 454	10, 238, 726

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)及び第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
7, 435, 605	1, 340, 293	1, 326, 276	10, 102, 174

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
6, 925, 622	1, 478, 347	1, 737, 776	96, 981	10, 238, 726

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

r.c.	A 41 6-6-		V# 1. A		= \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	関	係内容		T. → I A #27		
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	役員の	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
								運用受託報酬 *1	178, 036	未収運用 報酬	108, 344
会	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1, 143, 616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	なし	投資信託、投 資顧問契約の 再委任等	情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1	714, 070	未収収益	310, 639
								本店配賦費用など	80, 141	未払費用	689, 155

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

						関	係内容				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟	アムン ディ・ルク	ルクセン	17, 786					運用受託報酬 *1	720, 725	未収運用 受託報酬	205, 907
会社	センブル グ・エス・ エー	ブルグ	(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1	572, 946	未収収益	123, 878

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

						関	係内容				<i>u</i> = 1 1.				
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 事業の内容 議決 出資金 又は職業 (被						(A)		事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
								運用受託報酬 *1	281, 318	未収運用 受託報酬	180, 835				
会	アムンディ アセットマ ネジメント	%Ⅱ末	1, 143, 616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	役員の 兼任 あり		情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1		未収収益	620, 330				
								委託調査費等の支 払など *2	48, 822	その他未 払金	131, 746				

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

						関	係内容				
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	業の内容 議決権等の所有 は職業 (被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	アムン ディ・ルク ルクセン	セン 17,786			なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	867, 265	未収運用 受託報酬	211, 919	
兄	センブル グ・エス・ エー	ブルグ	投資顧問業	なし			情報提供、コンサ ルティング料(その 他営業収益) *1	597, 396	未収収益	112, 124	
弟会社	アイソ・イタディンシ	フランス パリ市	15, 713 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	投資サービスの提供	運用受託報酬 *1	356, 203	未収運用 受託報酬	273, 550

(注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場) アムンディ (ユーロネクスト パリに上場) クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

	第41期	第42期
	(自2021年 1月 1日	(自2022年 1月 1日
	至2021年12月31日)	至2022年12月31日)
1株当たり純資産額	4, 520. 80 円	4, 489. 34 円
1株当たり当期純利益金額	322.79 円	260.41 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第41期	第42期
	(自2021年 1月 1日	(自2022年 1月 1日
	至2021年12月31日)	至2022年12月31日)
当期純利益 (千円)	774, 690	624, 977
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	
普通株式に係る当期純利益 (千円)	774, 690	624, 977
期中平均株式数(千株)	2, 400	2, 400

(重要な後発事象)

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

> PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円) 当中間会計期間末 (2023年6月30日) 資産の部 流動資産 現金・預金 8, 288, 623 前払費用 87, 108 未収入金 81, 205 未収委託者報酬 1, 400, 268 未収運用受託報酬 1, 265, 697 未収投資助言報酬 6, 216 未収収益 1,005,655 立替金 128, 544 その他 1,478 12, 264, 794 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 *1 建物(純額) 455, 307 器具備品(純額) 162, 864 有形固定資産合計 618, 171 無形固定資産 *1 ソフトウエア 27,661 ソフトウエア仮勘定 694 のれん 460, 244 488, 598 無形固定資産合計 投資その他の資産 金銭の信託 931 投資有価証券 86 長期差入保証金 237, 378 ゴルフ会員権 60 繰延税金資産 188,618 投資その他の資産合計 427,073 固定資産合計 1, 533, 842 資産合計 13, 798, 636

(単位:千円)

	当中間会計期間末	
	(2023年6月30日)	
負債の部		
流動負債		
預り金	223, 136	
未払償還金	686	
未払手数料	613, 727	
その他未払金	278, 573	
未払費用	381, 027	
未払法人税等	390, 693	
未払消費税等	97, 257	
賞与引当金	319, 839	
役員賞与引当金	136, 865	
流動負債合計	2, 441, 803	
固定負債		
退職給付引当金	83, 729	
賞与引当金	38, 289	
役員賞与引当金	174, 526	
資産除去債務	146, 947	
固定負債合計	443, 490	
負債合計	2, 885, 294	
純資産の部		
株主資本		
資本金	1, 200, 000	
資本剰余金		
資本準備金	1, 076, 268	
資本剰余金合計	1, 076, 268	
利益剰余金		
利益準備金	110, 093	
その他利益剰余金		
別途積立金	1,600,000	
繰越利益剰余金	6, 927, 039	
利益剰余金合計	8, 637, 132	
株主資本合計	10, 913, 400	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△58	
評価・換算差額等合計	<u></u> ∆58	
純資産合計	10, 913, 343	
負債純資産合計	13, 798, 636	
大 IR /PC R /土 日 FI		

(2) 中間損益計算書

		(単位:千円)
		当中間会計期間
		(自 2023年 1月 1日
		至 2023年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		3, 200, 657
運用受託報酬		1, 530, 328
投資助言報酬		9, 169
その他営業収益		904, 263
営業収益合計	<u> </u>	5, 644, 418
営業費用		2, 480, 551
一般管理費	*1	2, 187, 344
営業利益		976, 523
営業外収益	*2	160, 508
営業外費用	*3	13
経常利益		1, 137, 018
税引前中間純利益		1, 137, 018
法人税、住民税及び事業税		349, 142
法人税等調整額		28, 962
法人税等合計		378, 103
中間純利益		758, 914

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	次十八	資本	剰余金	
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	1, 200, 000	1, 076, 268	1, 076, 268	
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1, 200, 000	1, 076, 268	1, 076, 268	

	株主資本				
		利益剰余金			
		その他和	川益剰余金		株主資本
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	110, 093	1,600,000	6, 788, 125	8, 498, 217	10, 774, 486
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 620,000	△ 620,000	△ 620,000
中間純利益			758, 914	758, 914	758, 914
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計			138, 914	138, 914	138, 914
当中間期末残高	110, 093	1, 600, 000	6, 927, 039	8, 637, 132	10, 913, 400

	評価・撙		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	△76	△76	10, 774, 410
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 620,000
中間純利益			758, 914
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	18	18	18
当中間期変動額合計	18	18	138, 933
当中間期末残高	△58	△58	10, 913, 343

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~18年

器具備品 2年~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)を当期首から適用しております。これによる当期の中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資產 140,552千円 無形固定資產 189,311千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

*1 減価償却実施額

有形固定資產 32,216千円 無形固定資產 32,738千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

従業員賞与引当金戻入額36,929千円為替差益112,380千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

雑損失 13千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2, 400	ı	-	2, 400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620, 000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(リース取引関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内201,098千円1年超413,195千円合計614,293千円

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237, 378	231, 234	6, 144
資産計	237, 378	231, 234	6, 144

(注)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(単位: 千円)

	————————————————————— 時価				
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
長期差入保証金	-	231, 234	-	231, 234	
資産計	-	231, 234	-	231, 234	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

- 1. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 2. 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 3. その他有価証券

(単位:千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
	(1) 株式	ı	-	_
中間貸借対照表 計上額が取得原	(2) 債券	ı	_	-
価を超えるもの	(3) その他(注)	1	_	_
間で使べるのか	小計	ı	_	_
中間貸借対照表	(1) 株式	ı	_	_
計上額が取得原	(2) 債券	ı	_	_
価を超えないも	(3) その他(注)	1, 100	1,017	△83
0	小計	1, 100	1,017	△83
合	計	1, 100	1,017	△83

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (2023年 6月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 146,388千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -千円 時の経過による調整額 559千円 資産除去債務の履行による減少額 -千円

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間末残高

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	3, 200, 657	ı	3, 200, 657
運用受託報酬	1, 336, 515	193, 813	1, 530, 328
投資助言報酬	9, 169	ı	9, 169
その他営業収益	904, 263	ı	904, 263
合計	5, 450, 605	193, 813	5, 644, 418

146,947千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
3, 776, 937	1, 044, 003	769, 554	53, 923	5, 644, 418

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1株当たり純資産額4,547円23銭1株当たり中間純利益316円21銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益758,914千円普通株主に帰属しない金額-千円普通株式に係る中間純利益758,914千円期中平均株式数2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を 失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものと して内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運 用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項該当事項はありません
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース) <年2回決算型> 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ユーロコース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下 同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益 権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、 以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規 定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま

- す。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信

託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、 支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託 財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することが できます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を あらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資 信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時 の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスク に変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資 信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (米ドルコース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規 則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除 した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と いいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本に おける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下 同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益 権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、 以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規 定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。) を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま

たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条の2 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解 約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、 委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格 が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、 第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に おいて、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買 取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。 (運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場 合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支 払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資 信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社 代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者

> 株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のい ずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH5シェアクラス、米ドル)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) <年2回決算型> 運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスク に変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資 信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (豪ドルコース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ② 安配行は、文配行と励職の ノん、 だり先任の文価権をあずに行力的できるものと

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規 則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下 同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益 権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、 以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規 定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。) を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま

たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条の2 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。 (運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場 合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支 払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資 信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社 代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者

> 株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のい ずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH3シェアクラス、豪ドル)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルレアルコース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース)<年2回決算型> 運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアルの為 替リスクに変換した投資法人の発行する円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象と し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルレアルコース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規

定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま

- す。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信

託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、 支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託 財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することが できます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を あらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資 信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時 の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラス、円)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (資源国通貨コース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース) <年 2 回決算型 > 運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランドの各為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象(原則として各通貨が均等になるように投資します。)とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(資源国通貨コース)<年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下 同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益 権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、 以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規 定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。) を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま

たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条の2 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、 委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格 が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、 第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に おいて、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買 取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。 (運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラス、円)」

2. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH3シェアクラス、豪ドル) |

3. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH7シェアクラス、南アフリカランド)」

4. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型> 運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (メキシコペソコース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規 則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下 同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益 権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、 以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規 定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。) を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま

たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条の2 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。 (運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場 合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支 払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資 信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社 代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者

> 株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のい ずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH13シェアクラス、メキシコペソ)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース) <年2回決算型> 運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (トルコリラコース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規 則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下 同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益 権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、 以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規 定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。) を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま

たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利

害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条の2 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて 投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権 をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、 委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格 が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、 第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に おいて、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買 取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。 (運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場 合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支 払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資 信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社 代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者

> 株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のい ずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」 とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH12シェアクラス、トルコリラ)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース) <年2回決算型>

投資信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を 行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資 証券および外国投資証券(それぞれ振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投 資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接 投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建(本邦通貨表示)の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- ③ 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託 財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- ④ 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般 社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド (円コース) <年2回決算型>

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそ な銀行を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から令和8年4月8日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属 します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規 則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除 した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規

定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口 座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。 ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。この投資信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の 取得申込みの受付は行わないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投 資にかかる追加信託金の申込みの場合を除きます。
 - ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の 受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 第1項から第5項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に 規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場 をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付け た取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま

- す。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨 表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信

託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第19条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約、有価証券の売 却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第28条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第29条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年4月8日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託 者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、 支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託 財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することが できます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を あらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資 信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の101の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項(ただし書きを除く)を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時 の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

- 第36条 受託者は、収益分配金および償還金については第34条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払 開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者 の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

- 第37条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に指定販売会社が定める単位をもって、投資信託契約の一部解約の実行を請求することが できます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にした がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億 口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約 を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による投資信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成28年1月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

アムンディ・ジャパン株式会社

代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社りそな銀行 代表取締役 東 和浩

付表

I. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第12条第3項および第37条第2項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1. ユーロネクストの休業日
- 2. フランスの祝休日
- 3. ルクセンブルクの銀行休業日
- 4. 12月24日
- Ⅱ. 別に定める投資信託証券 (「指定投資信託証券」)

投資信託約款第16条第1項および第18条で別に定める運用の基本方針における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (IH9シェアクラス、円)」

2. 国内籍契約型投資信託

「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」

